

高梁市地域防災計画



令和7年5月

目次

風水害等対策編（水防計画）	1
第1編 総則	3
第1章 総則	3
第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	8
第3章 市地域防災計画の作成又は修正	17
第4章 市の概要	18
第2編 災害予防計画	21
第1章 防災業務施設及び設備等の整備	21
第2章 防災業務体制の整備	25
第3章 自然災害予防対策	30
第1節 治山対策	30
第2節 造林対策	31
第3節 土砂災害防止対策	31
第4節 河川防災対策	32
第5節 用・排水路対策	32
第6節 ため池等農地防災対策	33
第7節 都市防災対策	33
第8節 文教対策	34
第9節 文化財保護対策	36
第10節 危険地域からの移転対策	36
第4章 事故災害予防対策	38
第1節 道路災害対策	38
第2節 大規模な火災予防対策	38
第3節 林野火災の防止対策	39
第4節 危険物等保安対策	40
第5節 高圧ガス保安対策	41
第6節 火薬類保安対策	42
第7節 放射性物質の災害対策	43
第5章 防災活動の環境整備	44
第1節 防災訓練	44
第2節 防災知識の普及	46
第3節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化	50
第4節 企業防災の促進	52
第5節 住民及び事業者の地区防災活動の推進	53
第6節 災害教訓の伝承	54

第6章	要配慮者の安全確保計画	55
第7章	防災対策の整備・推進	60
第1節	防災に関する調査研究の推進	60
第2節	緊急物資等の確保計画	61
第3節	公共用地等の有効活用	61
第4節	被災者等への的確な情報伝達活動	62
第3編	災害応急対策計画	63
第1章	防災組織	63
第2章	防災活動	79
第3章	災害広報及び報道	116
第4章	罹災者の救助保護	118
第1節	災害救助法の適用・運用	118
第2節	避難及び避難所の設置	119
第3節	救出計画	129
第4節	食料の供給	130
第5節	飲料水の供給	131
第6節	被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与	132
第7節	医療・助産	133
第8節	遺体の搜索・検視・処理・埋火葬	134
第9節	防疫・保健衛生	135
第10節	廃棄物処理等	136
第11節	住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去	137
第12節	文教災害対策	139
第5章	社会秩序の維持	141
第6章	交通規制	142
第7章	輸送	143
第8章	ライフライン（電気・水道等）の機能確保	144
第9章	防災営農	146
第10章	水防	148
第11章	雪害対策	154
第12章	消防	155
第13章	避難計画	158
第14章	事故災害応急対策	163
第1節	道路災害対策	163
第2節	鉄道災害対策	164
第3節	航空機事故災害対策	165
第4節	大規模な火災対策	167
第5節	林野火災対策	168

第6節	危険物等災害対策	169
第7節	高圧ガス災害対策	171
第8節	火薬類災害対策	172
第9節	有害ガス等災害対策	173
第10節	放射性物質災害対策	174
第15章	集団事故災害対策	175
第16章	自衛隊の災害派遣	177
第17章	応援・雇用	184
第18章	ボランティアの受入れ、活動支援計画	186
第19章	義援金品等の募集・受付・配分	188
第4編	災害復旧・復興計画	189
第1節	地域の復旧・復興の基本方向の決定	189
第2節	被災者等の生活再建等の支援	189
第3節	公共施設等災害復旧事業	191
第4節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	192
第5節	災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置	193
第5編	陥没事象等災害対策	195
第1章	陥没事象等災害予防計画	195
第1節	防災対策施設及び設備	195
第2節	総合的な防災対策の推進	196
第2章	陥没事象等災害応急対策計画	198
第1節	復旧活動体制の確立	198
第2節	施設・設備の応急復旧対策	200
震災対策編		201
第1章	総則	203
第1節	総則	203
第2節	各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	204
第3節	市の防災環境	204
第4節	断層型地震の被害想定	206
第5節	南海トラフ巨大地震の被害想定	206
第6節	地震災害対策の基本的方向	216
第2章	震災予防計画	217
第1節	自立型の防災活動の促進	217
第2節	迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理）	236
第3節	地震に強いまちづくり	265
第3章	震災応急対策計画	280
第1節	応急体制	280
第2節	緊急活動	296

第3節	民生安定活動.....	318
第4節	機能確保活動.....	334
第4章	震災復旧・復興計画	344
第1節	復旧・復興計画	344
第2節	財政援助等.....	348
第3節	復興本部の設置及び復興計画.....	353

風水害等対策編（水防計画）

第1編 総則

第1章 総則

第1 計画の目的及び基本理念

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、高梁市防災会議が高梁市の地域に係る地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。また、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、岡山県知事から指定された水防管理団体たる高梁市が、同法第33条1項の規定に基づき、岡山県水防計画に準じて、高梁市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、高梁市内の河川、ため池の洪水等の水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とした高梁市水防計画を包括した計画とする。なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

さらに、市を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進するとともに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていく。

第2 計画の構成

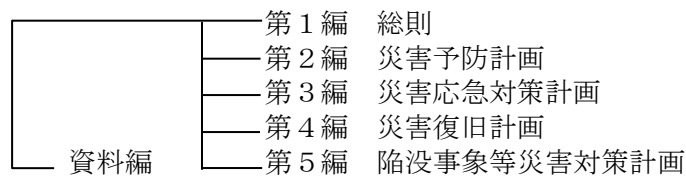
この計画は「風水害等対策編（水防計画）」と「震災対策編」をもって構成するものとし、「高梁市総合計画」とも十分な整合を図るものとし、指定行政機関または指定公共機関の作成する「防災業務計画」並びに「岡山県地域防災計画」及び「岡山県水防計画」と有機的なつながりを持ち、相互に補完するものである。

本編は「風水害等対策編（水防計画）」であり、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち風水害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を示すもので、その実施細目については、更に関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

また、水防法第33条の規定に基づく水防計画として、水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡、あるいは消防機関の活動、水防管理団体間における応援並びに必要な器具、資材及び施設の設備運用等についての大綱も示す。

本編は、「災害の予防」、「災害の応急対策」、「災害の復旧」及び「陥没事象等災害対策」

の4本柱で構成し、これを補完するため「資料編」を別冊で作成する。



第3 災害の想定

この計画の作成に当たっては、市の地勢、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化、産業集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案したうえで、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。なお、震災対策は別編とした。

1 災害の種類

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 暴風等による災害
- (2) 大雨等による災害
- (3) 上記1～2のほか異常気象による災害
- (4) 大規模な火災
- (5) 危険物の爆発等による災害
- (6) 可燃性ガスの漏えい・拡散等による災害
- (7) 有害ガスの漏えい・拡散等による災害
- (8) 道路構造物の被災等による道路災害
- (9) 鉄道における災害
- (10) 航空機事故による災害
- (11) その他の特殊災害

2 災害の概要

(1) 暴風

高梁市では、強風・暴風はおおむね台風が襲来するときであるが、高原地域と河川流域のV字谷内、あるいは平原地帯と山間部では市域内でもその風向、風速とも差異があるので一律に論ずることはできない。風速が平均 20m/s を超える強風・暴風になると老朽屋根が吹き飛び、瓦が落ち、あるいは大木の枝が折れたりし始めるが、こうした台風は過去稀であり当地域では風速 30m/s を超えることはあまりない。

台風又は季節風にしても風による被害の中心は農作物であるが、時として住家、その他施設及び山林等に被害を及ぼすこともある。

(2) 大雨

集中豪雨は次のことにより起こることが考えられる。

ア 梅雨前線の活動が活発な場合

イ 大型台風が接近して通る場合

ウ 雷雨性の局地的なもの

当地方で大雨の降る時期は6月から9月下旬頃で、特に梅雨末期の豪雨はしばしば見られるところである。

市内の災害で特筆すべきものが大雨による洪水で、河川の氾濫等による水害である。

特に梅雨期のように連日雨が降り続いて河川が増水している場合、時間雨量 30～40 mmの雨が危険雨量となり災害を引き起こすことがある。

また、台風に伴う雨は短時間に 100mmに達することもあり、集中豪雨と同様の災害が考えられる。

(3) 大雪

大雪災害が発生するような豪雪は、気象条件に大きく影響されるが、一般的に高梁地域における降雪条件は次のとおり。

ア 寒候期に西高東低の気圧配置が顕著になった場合

季節風が強く吹き、日本海を吹き渡る間に熱と水蒸気を得て雲を発生させ、大雪となる。

イ 日本海南部を低気圧が通過し、寒冷前線が岡山県を通過する場合

ウ 日本が寒気に支配されているとき、四国沖を低気圧が通過する場合

雪による被害や障害は、たとえ少量の降雪であっても交通事故を起こしやすく、また 10cm を超えるような場合は、交通、電気、電話等の障害、あるいは山林樹木の折損など大きな被害を受ける場合がある。

高梁市においては、豪雪による被害はほとんどないが、降雪時において特に注意が必要なことは道路の凍結等による交通事故災害である。

(4) 地震

震災対策編による。

(5) その他の自然災害

本市においては、吉備高原地域の特性による地勢状況から急しゅんな山腹における崩壊、地すべり、落石が起きやすく、さらに石灰岩地帯特有のドリーネ上層部における陥没事象災害など、地域特有の災害が想定される。また、これらの災害は、突発的に発生し、人的被害に及ぶことも懸念される。

(6) 火災

本市における火災は幸いにして類焼による大火災の発生は見ないが、年間 20 件程度の火災が発生している。これらの火災の原因は主として屋外で火を取り扱うことによるものが最も多く、特に林野火災については、3月4月の空気の乾燥した時期に多発している。また、全国的に住宅火災による死者の内、高齢者がその約 7 割を占めており、本市は、高齢化率が高いことから、住宅火災が発生した場合における高齢者等の人的被害への波及が懸念される。

(7) 交通災害

経済社会活動の広域化及び生活水準の向上に伴い、その基盤となる交通機能は、高速道路の整備に伴い次第に高速化かつ大量化の方向にあり、ひとたび事故が発生すれば大事故となるおそれがある。

事故の原因は運転の無謀、技術的未熟等に起因することも勿論であるが、また一面には道路整備状況に起因する場合、歩行者の不注意に起因する場合も考えられる。

(8) その他の産業災害

社会の多様化に伴い、予測することのできない災害の起こる潜在的危険性がある。

ガス、火薬又は危険物等の漏洩、飛散、流出等により、火災、爆発、中毒などの災害を生ずる危険性もあり、これらの災害は、突発的に生じ、多数の人命、身体に被害を与えるおそれがある。

第4 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各該当号に定めるところによる。

(1) 市本部

高梁市災害対策本部をいう。

(2) 市警戒本部

高梁市災害警戒本部をいう。

(3) 県本部

岡山県災害対策本部をいう。

(4) 県現地本部

岡山県現地災害対策本部をいう。

(5) 県地方本部

岡山県地方災害対策本部をいう。

(6) 消防本部

高梁市消防本部をいう。

(7) 市地域防災計画

高梁市地域防災計画をいう。

(8) 県地域防災計画

岡山県地域防災計画をいう。

(9) 市水防計画

高梁市水防計画をいう。（市地域防災計画に包括）

(10) 県水防計画

岡山県水防計画をいう。

(11) 市本部長

高梁市災害対策本部長をいう。

(12) 県本部長

岡山県災害対策本部長をいう。

(13) 県現地本部長

岡山県現地災害対策本部長をいう。

(14) 県地方本部長

岡山県地方災害対策本部長をいう。

(15) 防災関係機関

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。

(16) 避難場所

災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所

(17) 指定緊急避難場所

災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市長が指定したもの

(18) 避難所

公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設

(19) 指定避難所

災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として市長が指定したもの

(20) 要配慮者

災害時に情報把握、避難行動、生活手段の確保などの行動が迅速かつ円滑に行いにくい、高齢者や障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。

(21) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 市

市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、水防管理団体として高梁市内における水防体制の確立強化を図るとともに、地域内の水防が十分行われるよう水防能力の確保と向上に努め、地域内の水防活動を実施する。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

水防では、県内における各水防管理団体が行う水防が十分行われるように指導と水防能力の確保に努める責任を有する。また、知事が洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した水位情報を通知する河川（水位周知河川）については、避難判断水位及び氾濫危険水位（洪水特別警報水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知しなければならない。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、県、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 一般住民

住民は、常に気象状況や出水の状況に注意して、水害の発生が予想されるときは、自らの安全の確保を優先するとともに地域でともに助け合い、進んで水防に協力しなければならない。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 高梁市

- (1) 防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 自主防災組織の育成を行う。
- (3) 災害に関する予警報等の発令及び伝達を行う。
- (4) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (5) 災害広報を行う。
- (6) 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 被災者の広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。
- (9) 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (11) 被害の調査及び報告を行う。
- (12) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (13) 水防活動及び消防活動を行う。
- (14) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (15) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (16) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (17) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備及び点検を行う。
- (18) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (19) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (20) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- (21) 被災者からの申請に応じて、住家被害などの被害状況を調査し、罹災証明書を交付する。

2 消防機関（高梁市消防本部）

- (1) 火災予防等各種災害予防に関すること。
- (2) 水火災等の応急対策に関すること。
- (3) 罹災者救出等被害者の救出・救護に関すること。

3 県

- (1) 防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 災害に関する予警報等の発令及び伝達を行う。
- (3) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (4) 災害広報を行う。
- (5) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。

- (6) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (7) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 水防法、地すべり等防止法に基づく立ち退きの指示を行う。
- (9) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (10) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
- (11) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (12) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (13) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (14) 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
- (15) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (17) 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋を行う。
- (18) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (19) 高層建築物、地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- (20) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (21) 指定行政機関に災害応急対策等のための職員の派遣要請を行う。
- (22) 市町村長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。
- (23) 内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。
- (24) 市町村が実施する被災者の広域一時滞在の調整、代行を行う。
- (25) 指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (26) 市町村が、災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に、物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
- (27) 運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請、指示を行う。
- (28) 県が管理する港湾区域及び漁港区域の施設の維持管理及び清掃等を行う。
- (29) 有害ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

4 県警察（高梁警察署）

- (1) 災害警備実施計画に関する業務を行う。
- (2) 災害警備用装備資機材の整備を行う。
- (3) 災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。
- (4) 救出救助及び避難誘導を行う。
- (5) 災害対策基本法に基づく立ち退きの指示を行う。
- (6) 行方不明者の搜索及び遺体の検視、身元確認等を行う。
- (7) 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
- (8) 犯罪の予防、取締り、その他治安維持に関する業務を行う。
- (9) 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

5 指定地方行政機関

(1) 中国四国農政局

- ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
- イ 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。
- ウ 被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
- エ 被災地における病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握指導を行う。
- オ 農地、農業施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- カ 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- ケ 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。

(2) 近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）

- ア 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹工事及び溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。
- イ 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。
- ウ 国有林内河川流域及び貯木場における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。
- エ 応急復旧用として、国有林材の供給の促進、木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。
- オ 知事、市町村長から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付け又は使用の要請があったときは、これに協力する。

(3) 大阪管区气象台（岡山地方气象台）

- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- イ 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。
- ウ 気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。
- エ 航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて航空交通安全のための気象情報の充実を図る。
- オ 気象庁が発表した気象に関する特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等を関係機関に通知する。
- カ 国又は県の洪水予報指定河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を行う。
- キ 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普

及啓発活動に努める。

ク 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。

(4) 中国地方整備局（岡山国道事務所玉島維持出張所、岡山河川事務所）

ア 一般国道直轄管理区間の改築工事、維持修繕、その他管理及び道路情報の伝達を行う。

イ 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施する。

ウ 県を経由した要請により、排水ポンプ車等災害対策機械による支援及び、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣による支援を実施する。

(5) 中国四国地方環境事務所

ア 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。

イ 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。

(6) 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊等）

自衛隊は、災害派遣要請者（知事、管区海上保安本部長、空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動は、おおむね次のとおりである。

ア 避難の援護救助を行う。

イ 遭難者の搜索、救助を行う。

ウ 水防活動を行う。

エ 消防活動を行う。

オ 道路又は水路の応急啓開を行う。

カ 応急医療・救護・防疫への支援をする。

キ 通信支援をする。

ク 人員及び物資の緊急輸送を行う。

ケ 給食及び給水の支援を行う。

コ 入浴の支援を行う。

サ 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。

シ 交通整理の支援をする。

ス 危険物（火薬類）の除去を行う。

セ その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

6 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社（高梁郵便局ほか高梁市内各郵便局）

ア 被災者に貯金の非常払い戻しを行う。

イ 被災者に保険金の非常即時払いを行う。

ウ 被災者に保険料の払い込みを猶予する。

エ 被災者に郵便葉書の無料配布を行う。

オ 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。

カ 義援金込み料金を無料にする。

キ 義援金料金を無料にする。

- ク 被災者救助団体に対し、お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を行う。
- (2) 西日本旅客鉄道株式会社（岡山支社）
- ア 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。
- イ 災害により線路が不通となった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
- ウ 死傷者の救護及び処置を行う。
- エ 対策本部は、運転再開に当たり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
- (3) 西日本電信電話株式会社（岡山支店）
- ア 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- イ 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- ウ 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- エ 発災後に備えた災害応急対策用敷材及び人員の配備を行う。
- オ 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- カ 気象警報を市町村へ連絡する。
- (4) 株式会社NTTドコモ（岡山支店）、KDDI株式会社（中国総支社）、ソフトバンク株式会社（九州・中国総務課）、楽天モバイル株式会社
- ア 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- イ 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- ウ 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。
- エ 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
- (5) 日本赤十字社（岡山県支部）
- ア 必要に応じ所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的に実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救護を行う。
- イ 緊急救護に適する救助物資（毛布・緊急セット（日用品等））を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。
- ウ 赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。
- エ 輸血用血液製剤の確保供給を行う。
- オ 義援金の受付及び配分を行う。
- (6) 日本放送協会（岡山放送局）
- ア 気象等の予警報及び被害状況等の報道を行う。
- イ 防災知識の普及に関する報道を行う。
- ウ 緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達を行う。
- エ 義援金品の募集及び配布についての協力を行う。
- (7) 中国電力株式会社（東部水力センター）
- ア 電力施設の防災対策及び防災管理に関すること。
- イ 災害時における電力の供給確保に関すること。
- ウ 被災施設の応急対策及び応急復旧に関すること。
- エ ダムの放流に関すること。

- (8) 中国電力ネットワーク株式会社（高梁ネットワークセンター）
 - ア 電力施設の防災対策及び防災管理に関すること。
 - イ 災害時における電力の供給確保に関すること。
 - ウ 被災施設の応急対策及び応急復旧に関すること。
- (9) 日本通運株式会社（岡山支店）
 - ア 災害時における県知事の車両借り上げ要請に対する即応体制の整備を図る。
 - イ 災害時における物資の緊急輸送を行う。
- (10) 西日本高速道路株式会社（中国支社）
 - ア 災害防止に関すること。
 - イ 交通規制、被災点検、応急復旧工事等に関すること。
 - ウ 災害時における利用者等への迂回路等の情報（案内）提供に関すること。
 - エ 災害復旧工事の施工に関すること。

7 指定地方公共機関

- (1) 各民間放送会社（R S K山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、岡山エフエム放送株式会社）、日本放送協会に準ずる。
- (2) 市域内ガス事業会社
 - ア ガス施設の災害予防措置を講ずる。
 - イ 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して、早期供給再開を図る。
- (3) 一般社団法人岡山県トラック協会
 - ア 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
 - イ 災害応急活動のため各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。
 - ウ 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
 - エ 災害時の遺体搬送に協力する。
- (4) 備北バス株式会社
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時における避難者等の緊急輸送の協力
- (5) 公益社団法人岡山県医師会
 - ア 医療及び助産活動に協力する。
 - イ 防疫その他保健衛生活動に協力する。
 - ウ 災害時における医療救護活動を実施する。
 - エ 医師会と医療機関の連絡調整に関すること。

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理

- (1) 一般社団法人高梁医師会
公益社団法人岡山県医師会に準ずる。
- (2) 水防管理団体（高梁市）
 - ア 水防施設、資機材等の整備及び管理を行う。
 - イ 市水防計画の作成及びその実施を推進する。（市地域防災計画と一体的に作成・推進）

- (3) 水道事業者（岡山県広域水道事業団、高梁市）
 - ア 災害時における飲料水等の緊急補給を行う。
 - イ 被災水道の迅速な応急復旧を図る。
- (4) 自治組織、文化、厚生、社会団体（自治会、自主防災組織、市社会福祉協議会、日赤奉仕団、青年団、婦人会等）
 - ア 災害予防及び防災活動を行う。
 - イ 被災者の応急救助活動及び義援金品の募金等について協力する。
- (5) 危険物施設の管理者
自社の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。
- (6) アマチュア無線の団体
災害時における非常無線通信の確保に協力する。
- (7) 災害拠点病院（高梁中央病院）
 - ア 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。
 - イ 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。
 - ウ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。
 - エ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出しを行う。
- ※ 災害派遣医療チーム（DMAT（ディーマット））
災害の急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、医師、看護師、その他医療従事者で構成される、救命治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療従事者で編成されたチーム。現場活動、病院支援、域内搬送、広域医療搬送等を主な活動とする。
- (8) その他重要な施設の管理者
自らの施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

第3 高梁市防災会議

市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心に市区域内の公共的機関その他防災関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法第 16 条及び高梁市防災会議条例（平成 17 年条例第 19 号）に基づき、市の附属機関として高梁市防災会議を設置されており、市長の諮問に応じて当該市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。

1 組織

- (1) 会長 市長
- (2) 委員
 - ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - イ 岡山県知事部局内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - ウ 岡山県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - エ 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - オ 教育長
 - カ 消防団長

キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

2 所掌事務

- (1) 市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号の規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第3章 市地域防災計画の作成又は修正

第1 市地域防災計画

市防災会議は、災害対策基本法第42条及び水防法第33条の規定に基づき市水防計画を包括した市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

市地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画、県水防計画を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、市で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と、自発的協力を得ることが重要である。

また、市地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知させる。

第2 地区防災計画

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び該地区に事務所を有する事業所から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第4章 市の概要

第1 自然的条件

1 位置及び面積

本市は岡山県の中西部、北緯 34 度 47 分 17 秒 0、東経 133 度 35 分 11 秒 4 に位置している。面積は 546.99 km²で、東は吉備中央町、西は広島県庄原市及び神石高原町、南は井原市、総社市、北は新見市、真庭市と接している。

2 地勢

総面積の 79.3%は山林・原野、5.3%は耕地、15.4%はその他となっている。

市のほぼ中央を南北に高梁川が貫流し、その支流が隣接市町に源を発している。河川沿いの一部に平坦地があるが、その他は吉備高原特有の台地状の地形を成す標高 300m～500m の山間地帯である。

3 治山の状況

本市は山林が多く、高梁川や成羽川をはさんだ山腹面と山頂付近に大別できる。

高梁川に面した山腹は急しゅんで、大規模な崩壊や地すべり、落石が起きやすく、高原地帯は平坦であるが中小規模の崩壊や土砂の流失により災害を受けやすい範囲が拡大している。

4 河川の概要

市のほぼ中央を南北に一級河川高梁川が貫流し、これに成羽川、玉川、伊賀谷川、有漢川、河戸川、津々川が流入している。

高梁川上流には、岡山県管理のダム（千屋ダム、河本ダム、高瀬川ダム、三室川ダム等）、高梁川用水土地改良区管理のダム（小阪部川ダム）があり、成羽川上流には中国電力管理のダム（帝釈川ダム、新成羽川ダム、田原ダム、黒鳥ダム）がある。

各ダムの上流域が集中豪雨等に見舞われた場合、各ダムは国の承認を得た基準によりダム放流操作を行っている。また、平成 30 年 7 月豪雨災害による被害を踏まえ、高梁川水系の 21 団体による「高梁川水系治水協定」に基づき、高梁川水系の全 20 ダムが参画して、豪雨が予測される場合は、事前放流等により洪水調節機能を強化し、被害の防止・軽減を図る。

5 気候

本市の位置が示すように県南部に比べると気温がやや低く、県北部に比べると比較的温暖であり降雨、降雪も少なく、季節風、台風等の被害も比較的少ない。

平均気温の平年値は 14.5℃で年間降水量の平年値は 1,230.3 mmであるが、その多くは出水期に集中している。また、一年を通じて霧が非常に多い。

6 道路橋梁の状況（令和 4 年 4 月 1 日）

市内の道路網は国道 180 号、313 号、484 号を基幹とし、主要地方道高梁御津線、高梁旭線、

高梁坂本線、長屋賀陽線、新見川上線、倉敷成羽線、美星高山市線、芳井油木線の8路線、一般県道27路線、市道1,981路線で形成されており、改良率は国道100%、主要地方道87.8%、一般県道52.4%、市道28.3%となっている。

橋梁については市道の木橋14橋、石橋2橋、永久橋664橋で大部分が永久橋に架替されたが、木橋で残っているものについては老朽化が著しく早期に改良しなければ危険なものもある。

第2 社会的条件等

1 人口

高梁市の令和7年3月31日現在の住民基本台帳人口は25,722人で、一貫して減少傾向にある。

また、令和7年3月31日現在の世帯数は13,767世帯で、核家族化の進行や市内の大学・短期大学に通学する学生単身世帯の増加により漸増傾向にあるが、1世帯あたりの人員は年々減少傾向にあり、昭和60年の3.36人から令和7年には1.98人と減少している。

2 都市化

岡山市と米子市を結ぶ中国横断自動車道が平成9年3月に開通し、県南部や山陰地方など広域圏のアクセスが一段と向上した。また、都市部における住宅地の開発が進んでいる。

一方、市街地以外の場所においては、道路、上下水道、情報通信網等の都市基盤整備は途上にある。

第3 災害履歴

1 自然災害

(1) 大雨

市内の災害で件数、被害額とも上位を占めているのは、河川の氾濫、山、崖崩れ等による災害である。

大雨の原因としては、梅雨前線によるもの、台風によるもの、局地的な雷雨によるものなどで、時期的には6月から9月にかけて最も多くなっている。

雨による災害は、1日の降雨量が80mm程度から局地的に被害が発生し、100mmを超えると被害範囲が全域に広がり、浸水、山・がけ崩れ等の被害が発生する。

特に昭和47年7月9日から13日まで中国地方を襲った集中豪雨及び平成30年7月豪雨については、高梁川、成羽川流域においても記録的な豪雨となり、両河川流域で甚大な被害を被った。平成30年7月豪雨災害には、災害救助法の適用及び激甚災害指定がされた。

(2) 台風

平素は、比較的風の弱い地域であるが、季節風や低気圧の接近による一時的な強風に見舞われることがある。台風の接近時には、風速20m/sを超える非常に強い風が吹き、このような強風は農作物や建物に被害を与え、さらに豪雨を伴って洪水を引きおこし、大きな被害を発生させる。

特に平成3年9月の台風第19号は、市内でも記録的な暴風となり、この暴風により各地で家屋の被害、倒木被害が集中した。

また、平成23年9月の台風第12号は、1日の降水量としては観測史上最多となるなど、

冠水や路面崩壊など大きな道路への被害を受けた。

(3) 地震

この地方は、地震による被害は非常に少ないが、観測を開始してからの期間が20年余りであり、観測データのある期間が短いことに留意する必要がある。実際に近年高梁地域で震度4以上を観測した地震は、平成12年10月の鳥取県西部地震、平成13年3月の芸予地震、平成26年3月の伊予灘の地震があるが、いずれも人的被害はなく住家、公共施設の壁等が一部損壊する程度の被害であった。

しかし、現在では地震の発生を予知することは困難であることから、ひとたび震度6弱以上の地震が発生すると家屋倒壊が予想されるほか、公共施設等が甚大な被害を受けその機能を失うことになる。

また、直接地震による災害もさることながら、これに起因して、大規模な火災や崖崩れなどが発生するおそれがある。

2 人為災害

(1) 火災

火災の種別は、建物火災が最も多く、次いで林野火災、その他火災の順となっている。その原因については、建物火災では、こんろ、ローソク、たき火が多く、林野火災では、たき火の不始末が大多数の原因である。

火災の発生時期は12月から5月の空気が乾燥している時期に多く発生しており、異常気象時に林野火災が多発する傾向にある。

一方、社会経済の発展と生活様式の多様化に伴い、火災の形態は複雑多様化、大規模化するとともに、都市化の進行と高齢化の進展により対応能力の低下が懸念される。

(2) 交通災害

近年自動車交通量の増大と車輦の大型化に伴う、交通停滞、駐車問題、騒音、大気汚染等の交通障害の増大が、道路交通災害の潜在的な危険性を高めている。さらに、高齢化社会の進展、交通安全意識の希薄化など道路交通を取り巻く環境は厳しさを増し、道路網の整備拡充による自動車交通の高速化、大量化傾向から、今後も交通事故の増加が懸念される。

(3) その他の産業災害

社会経済の進展に伴い、石油類をはじめガスなど危険物の漏洩、飛散、流出等による火災、爆発、中毒、水質汚染などの災害を生ずる危険が大きくなっており、これらの災害が突発的に発生すると多数の人命に被害を与えるおそれがある。

第2編 災害予防計画

第1章 防災業務施設及び設備等の整備

各機関においては、それぞれ処理すべき業務が、迅速・的確に実施できるよう、施設・設備等を整備充実する。また、保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を推進する。

第1 気象等観測施設、設備等

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象観測施設・設備を整備するとともに、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。

第2 消防施設・設備等

- 1 消防機関等は、市域内における消防を十分に行うため、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓・防火水槽等の消防用水利、火災通報施設、ヘリポート等を整備し、火災等に対処できる体制の確立を図る。
- 2 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。
- 3 関係事業者は、火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。

第3 通信施設・設備等

1 災害情報

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、地域、市、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに市外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備するとともに、多重化・耐震化を含め防災構造化するなどの改善に努め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備を図る。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、情報網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。通信施設については、災害時に備え、平素から定期的に点検整備を実施するとともに、老朽化に対して適切な維持管理、安全対策に努める。

2 医療情報

市は、消防機関、医師会及び医療機関等を相互に結ぶ広域災害救急医療情報システムの的確な運用により、災害時において医療機関の被災状況、患者の転送要請、医療従事者の要請、医薬品備蓄状況等を迅速かつ的確に把握するとともに、応援派遣等を行う体制を強化する。

市、県及び医療機関は国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持するよう努める。また、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

3 防災情報

市、消防本部等の防災関係機関が、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施することができるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、雨量、水位、潮位などの観測情報や避難情報などの各種防災情報をホームページや電子メール、地上デジタル放送のデータ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等を通じて住民へ提供する岡山県総合防災情報システムを有効に活用する。

4 電気通信設備

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。

第4 水防施設・設備等

重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等水防資機材を備蓄する水防倉庫の整備、改善及び点検を実施する。

第5 救助施設・設備等

1 市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

2 人命救助に必要な救急車、救助工作車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助

用資機材について、その機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善及び点検する。

- 3 市は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所について、必要な数、必要な規模の施設等をあらかじめ指定し、そのうち指定緊急避難場所として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民への周知徹底を図る。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
- 4 市は、公民館、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための避難所をあらかじめ指定し、そのうち指定避難所として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民への周知徹底を図る。
- 5 避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担を定めるよう努める。
- 6 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部署や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 7 避難所における貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マット、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、洋式トイレなど要配慮者にも配慮し、避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- 8 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- 9 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- 10 必要な物資の備蓄に当たっては、住民が最低限備蓄すべきものや市と県等の役割分担を明

確にしたうえで、計画的な備蓄を進める。

- 1 1 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命にかかわる重要施設の管理者は、発災後 7 2 時間の事業継続が可能となるよう非常用電源を確保するよう努める。
- 1 2 市は、住民が自主的に避難する場所を確保するため、指定避難所の自主避難利用及び住民が自主的に開設し運営するために地域の集会所等を届出避難所として選定するために、必要な事項を定め、支援を行うものとする。

第6 医療救護用資機材等

- 1 市及び医療関係機関等は、負傷者が多数に上る場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定して、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努める。
- 2 市、県、医療関係機関、鉄道事業者等は、あらかじめ相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関相互の連絡連携体制についての計画を作成する。

第7 その他の施設、設備等

災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要なトラック等の土木機械等の整備、改善及び点検を実施する。また、特に防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施する。

第2章 防災業務体制の整備

第1 職員の体制

- 1 各機関は、それぞれの実情に応じ、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。その際、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保についても取り決め、訓練を実施する。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。
- 2 各機関は、必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。
- 3 各機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- 4 市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。
- 5 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。
- 6 夜間、休日等の職員の緊急呼出については、市に入った情報を災害連絡要員に、電話等で連絡することにより、早期に対応できる体制を整える。また、災害現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を指名しておく。

第2 情報収集・連絡体制

- 1 市、消防本部等がより迅速・的確に総合的な防災対策を実施するため、県が保有する気象情報及び河川情報を早期に提供する防災情報システムの活用を図る。
- 2 風水害等により市から関係機関に情報伝達ができない場合等を想定し、関係機関職員が情報収集のため、リエゾン（情報連絡員）として市本部に派遣される場合に、どのような情報をどのような手段で収集するかなどをあらかじめ定め、迅速に情報を収集できるよう努める。

- 3 Web 会議システムを活用し、県等とリアルタイムで情報共有できるよう努める。
- 4 機動的な情報収集活動を行うため、航空機、無人航空機、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、道路・河川ライブカメラをはじめとする固定カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。
- 5 衛星通信、インターネットメール等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 6 関係機関は相互に協力して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。
- 7 災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話等、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。
- 8 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。
 - (1) 通信ネットワークの整備・多重化・耐震化、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保
 - (2) 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化を推進
 - (3) 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加
 - (4) 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築
 - (5) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い堅牢な場所への設置等

第3 防災関係機関相互の連携体制

- 1 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。市は、国及び県と連携し、応急対策職員派遣制度による全国の地方公共団体による被災市町村への応援に協力する。

2 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続きなどの確認を行うなど、実効性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

さらに、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

3 市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

4 市は、避難指示及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

5 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、市は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

6 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

7 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

- 8 市は、食料、飲料水、生活必需品、医療品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。
- 9 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
- 10 市は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、消防の応援について、近隣市町及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努める。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備しておく。
- 11 関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるようあらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。
- 12 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。
- 13 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- 14 気候変動による影響を踏まえ、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、「高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の氾濫域流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組みを推進するための密接な連携体制を構築する。
- 15 市及び中国電力ネットワーク株式会社は、大規模・長期間の停電が発生した場合、中国電力ネットワーク株式会社への効率的な電源車の派遣要請を行うため、あらかじめ要請方法等を

共有するなど手続きの整備を図る。

16 市は、男女共同参画の視点から、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画に係る関係機関の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

17 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第4 業務継続体制の確保

1 市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。
また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

2 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

3 市は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

4 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第3章 自然災害予防対策

市は、風水害に強い市土の形成を図るため、治山、砂防対策、急傾斜地崩壊対策、治水、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。事業実施に当たっては、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

市、県及び各関係機関その他の関係者は、「流域治水」の考え方にに基づき被害の防止・軽減に資する対策を検討し、河川における対策、流域における対策及びソフト対策について、主体的に取り組むものとする。

第1節 治山対策

1 方針

山地に起因する災害から、生命・財産を保全するため、治山事業を推進する。

2 実施内容

(1) 山地治山事業等

荒廃地及び山地災害危険地区等において、治山施設を整備し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。特に、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む個所を重点的に整備する。

また、水源涵養機能や土砂流出防止機能等が低下した保安林において、保育等の森林整備を推進する。

(2) 地すべり防止事業

地下水の排除などにより地すべりが発生する要因を除去する抑制工と、直接的に地すべり土塊の動きを止める抑止工を組み合わせ、地滑りの安定を図る。

(3) 山地災害危険地区調査等

山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に努める。

(4) 山地災害危険地区等の周知

山地災害危険地区等の市地域防災計画への掲載、情報の提供及び現地への標示板の設置等について、地域住民等への周知を行う。

第2節 造林対策

1 方針

森林の有する国土の保全及び水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の保育や育成複層林施業及び長伐期施業等を普及啓発する。

2 実施内容

- (1) 下層植生の発達や林木の健全な成長を図るため適切な間伐等の保育を普及啓発する。
- (2) スギ・ヒノキの単層林のみならず広葉樹造林、育成複層林施業及び長伐期施業を普及啓発する。

第3節 土砂災害防止対策

1 実施内容

- (1) 土砂災害警戒区域等の点検

市は、県と連携して土砂災害警戒区域等を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。

市は、警戒区域等について住民に周知を図るとともに、日常の防災活動として防災知識の普及、警戒避難の啓発を図る。

[土砂災害警戒区域等]

- ・土砂災害警戒区域（土石流）、土砂災害特別警戒区域（土石流）
- ・土砂災害警戒区域（地滑り）、土砂災害特別警戒区域（地滑り）
- ・土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

- (2) 土砂災害防止法に基づく指定等

警戒避難体制の整備等

市防災会議は、警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、以下の項目について定める。

ア 土砂災害発生時の情報収集及び伝達に関する事項

イ 土砂災害警戒情報の活用及び伝達に関する事項

ウ 避難場所及び避難経路に関する事項

エ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項

オ 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

なお、警戒区域内に防災上の配慮を要する者が利用する施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

警戒区域の指定を受けたときは、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップ

の配布等必要な措置を講じる。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(3) 盛土等による災害の防止対策

市は、崩落の危険がある盛土等を発見した場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

第4節 河川防災対策

1 方針

洪水等による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、河川改修等の治水対策を計画的に推進する。また、水位周知河川については、あらかじめ洪水浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、水位周知河川において、洪水による災害の発生を特に警戒すべき氾濫危険水位に当該河川水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。

また、気候変動による水害リスクの増大に備えるため、河川管理者等だけでなく流域に関わるあらゆる関係者が連携して水害に対して備える「流域治水」の取組を推進していく。

2 実施内容

市防災会議は、浸水想定区域の指定があった場合には、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、水位到達情報、氾濫危険水位情報（以下「水位到達情報等」という。）の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

なお、浸水想定区域内に高齢者、乳幼児等の要配慮者が主に利用する施設がある場合には、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、これらの施設の名称、所在地を記載し、水位到達情報等の伝達方法を定めるものとする。

市は、市地域防災計画に定められた水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、住民に周知させるよう、洪水ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第5節 用・排水路対策

用・排水路については、汚濁水の排除を図るとともに維持管理については、次の点に留意する。

1 水路の破損部分、ぜい弱部分のある場合は、出水に備え補修を行う。

2 地盤のゆるみ、土砂埋没による通水断面の縮小部分については、十分点検、管理を行い、災害を未然に防止する処置をとる。

- 3 水路内にじんかい等の投棄を防ぎ、流水の妨げとならないよう措置する。
- 4 防災関係機関、団体及び住民との協力一致体制によるじんかい除去、清掃運動を推進する。
- 5 緊急時に備え、排水ポンプ施設の点検・調整を平素から十分行う。

第6節 ため池等農地防災対策

1 方針

農用地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて市土の保全に資する。

2 実施内容

(1) ため池整備

老朽化による堤防の決壊を防止するため、早急に整備を要するものについて、堤体の改修及び補強その他必要な管理施設の新設、改良又は廃止を推進する。また、市の管理者は、防災重点ため池について、順次ハザードマップを作成し住民等へ配布するよう努める。

(2) 湛水防除

流域の開発等立地条件の変化により湛水被害のおそれのある地域において、排水機、樋門、排水路等の新設、改修や各施設の老朽化による能力の低下や故障の発生防止のための計画的な予防保全対策を行う。

(3) 用排水施設整備等

自然的、社会的状況の変化への対応、湖沼等からの越水、塩害の防止及び地盤沈下に起因する効用の低下を回復するため、排水機、樋門、水路等の新設、改修を行う。また、排水路については、適切な維持管理により排水機能の確保に努める。

(4) 土砂崩壊防止

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために擁壁、土砂ダム堰堤、水路等の新設、改修を行う。

(5) 地すべり対策

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

第7節 都市防災対策

1 方針

都市計画区域における、災害を防止するため、適正で秩序ある土地利用を図り、火災、風水害、震災等の防災面に配慮した、都市施設の整備を積極的に推進し、都市防災対策を進める。

2 実施内容

(1) 都市施設の整備促進

都市開発事業の区域において、都市災害を防止し、適正で秩序ある土地利用を図るため、地域地区等を定めるとともに、防災面に配慮した道路、公園、下水道等の都市施設の整備を推進する。

ア 街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時には緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

イ 公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ機能整備を図る。また、火災の拡大防止及び災害時の避難地、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

(2) 都市排水対策の推進

浸水に強い安全で安心なまちづくりのために、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

また、公共用水域の水質保全を図るとともに、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、市街地における雨水排除を図り、予想される被害を未然に防止する。

また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

(3) 都市防災対策の推進

準防火地域の指定、市街地再開発事業及び住宅地区改良事業の推進並びに災害危険地区の指定などにより都市の防災対策を積極的に進める。

(4) 防災建築物の整備促進

都市計画区域内の建築物の不燃化、耐震化等を促進し、安全な都市環境の実現に努める。

ア 公共建築物の不燃化、耐震化

市営住宅、学校等の公共建造物の不燃化、耐震化を図る。

イ 優良建築物等整備事業

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る

第8節 文教対策

1 方針

幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命並びに身体の安全を図り、学校その他教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護する。

2 実施内容

(1) 防災上必要な組織の整備

学校等は、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では、平素から

災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。生徒が任務を分担する場合は、生徒の安全の確保を最優先とする。

(2) 防災上必要な教育の実施

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

ア 児童生徒等に対する安全教育

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の高揚を図るため、学校及び幼稚園において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう考慮する。

イ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

市は、関係職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習及び研修会の実施を促進し、災害及び防災に対する専門知識のかん養及び技能の向上を図る。

エ 防災意識の高揚

市は、PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災意識の普及を図る。

(3) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

水防法及び土砂災害防止法に基づく浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に位置する要配慮者利用施設となる学校等は、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の必要な措置に関する計画を定める。

ア 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

また、市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡に関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。さらに市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と連絡・連携体制の構築に努める。

イ 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

(4) 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

(5) 文教施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

(6) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう予防措置を講ずる。

第9節 文化財保護対策

1 方針

文化財保護のため、住民の愛護精神及び防災意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立及び防災施設の整備促進を図る。

2 実施内容

- (1) 文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
- (2) 文化財の所有者や管理者に対する防災知識の普及を図るとともに、管理保護について指導・助言を行う。
- (3) 適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (4) 自動火災報知器の設置及び貯水槽等の施設の整備を促進する
- (5) 文化財及び周辺の環境整備を常を実施する。

第10節 危険地域からの移転対策

1 方針

水害や崖地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転を促進するため、移転事業の円滑な推進を図る。

2 実施内容

(1) 集団移転促進事業

豪雨、洪水等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の居住に不適当な区域にある住居の集団的な移転の促進を図る。

(2) 崖地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域又は県条例で建築を制限している区域に存する既存不適格危険住宅の移転の促進を図る。

第4章 事故災害予防対策

第1節 道路災害対策

1 方針

災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路の防災構造化及び各種施設の整備を促進する。

2 実施内容

(1) 道路防災対策

ア 実施機関は、災害に対する安全性を考慮しつつ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努める。

イ 市道等幹線道路のネットワークの充実を含む交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の溢路となるおそれが多い橋梁等交通施設の整備と防災構造化を推進する。

ウ 山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるため、法面保護工、落石対策工などの対策を実施する。

エ 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路は、流失などの被害の発生により孤立地域が発生する可能性があるため、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

(2) トンネル事故防止対策

トンネル事故災害に備え、非常用設備の整備、点検を行うとともに必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。

(3) 情報の収集連絡体制

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

第2節 大規模な火災予防対策

1 方針

大規模な火災の発生の防止や大規模な火災から市民を守るため、災害に強いまちづくりの推進、消防施設・設備等の整備を図る。

2 実施内容

(1) 防災知識の普及

市は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながら、その危険性を周知させるとともに、火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等、防災知識の普及を図る。

(2) 消火活動関係

- ア 市は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水及びため池等の自然水利、水泳プールの活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- イ 市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。
- ウ 市は、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資器材の整備促進に努める。

第3節 林野火災の防止対策

1 方針

住民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化、防火施設の整備等の防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

2 実施内容

(1) 林野火災予防意識の啓発

ア 山火事予防協議会等の開催

市は県と連携して、山火事予防協議会等を開催し、各関係機関、団体等と協調して山火事予防運動の徹底を図る。

イ 広報活動による啓発宣伝

市は県と連携して、林野火災の多発する時期に、山火事予防運動月間等を設定し、横断幕、立看板、広報紙、ポスター等有効な手段を通じ、住民の林野火災予防意識の啓発に努める。

(2) 警報伝達の徹底

ア 気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その旨を地域住民に周知させなければならない。また、火災に関する警報を発した場合は、市火災予防条例で定める火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

イ 気象予報及び警報等の伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の発表する乾燥注意報及び火災気象通報を接受したときは、これの確実な伝達と地域住民への周知を図らなければならない。

(3) 巡視、監視の強化

気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき及び山火事多発期は、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

(4) 火入れ指導の徹底

火入れに当たって、市は、火入れに関する条例及び市火災予防条例等を厳守させ、火災警報等発令時には、火入れを制限し、乾燥注意報、強風注意報等発表時には、自粛を呼びかける。

(5) 森林の防火管理の徹底

ア 森林所有者、森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。

イ 森林所有（管理）者に対し、防火帯、防火道、防火用水の設置、整備及び既設の望楼、

標板等の保護、管理並びに設置を指導する。

(6) 消防施設の整備

ア 林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備拡充を図る。

イ 防火線としての役割をもたせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。

ウ 公有林管理者は、防火標識等火災予防施設の整備を図る。

(7) ヘリコプターによる空中消火体制の整備

ア 市は平素から消防防災ヘリコプターによる空中消火活動につき、連携訓練や活動拠点の整備を行い、空中消火体制の確立を図る。

イ 市は、県から林野火災対策用空中消火資機材を借り受けようとするときは、林野火災対策用空中消火資機材運用要綱に定める手続によるものとする。

第4節 危険物等保安対策

1 方針

危険物（石油類等）、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、立入検査等の強化、自主保安体制の強化を図る。

2 実施内容

危険物等施設の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより危険物等による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

市は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、危険物等取扱者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、危険物等による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ 日常点検、定期自主検査等の効果的な実行を図るため点検事項、点検方法をあらかじめ具体的に定めておく。

ウ 自衛消防隊の設置等自主的な災害予防体制及び応急措置体制の整備を図る。

エ 漏洩、流出災害等に備えて必要な薬剤、消火薬剤及び防除資機材等の備蓄を推進する。

オ 石油類等事業所の相互応援に関する協定締結を推進し、効果的な自衛消防力の確立を図る。

カ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

(2) 保安意識の高揚

市は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに法令等の講習会等を実施する。

(3) 保安の強化

市は、関係法令の定めるところにより危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。

(4) 事故原因の究明

市及び事業者は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 危険物等の大量流出時の対策

ア 危険物等が大量に流出した場合に備えて防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

イ 危険物等が大量に流出した場合に備えてオイルフェンス等防除資機材及び避難誘導等に必要の資機材の整備を図る。

ウ 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

(6) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

第5節 高圧ガス保安対策

1 方針

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、立入検査等の強化及び自主保安体制の強化を図る。

2 実施内容

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより高圧ガスによる事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

市は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、高圧ガスによる事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ 事業者は、自主保安体制の整備に努める。

- ・ 従業員に対する保安教育の実施
- ・ 定期自主検査の実施と責任体制の確立
- ・ 地域防災協議会の育成

ウ 事業者は、高圧ガス施設の火災に対する予防対策として、散水設備、放水設備、ウォーターカーテン等必要に応じた防消火設備を整備する。

(2) 保安意識の高揚

市は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

- ア 高圧ガス保安法等関係法令の周知
- イ 保安講習会、研修会の開催
- ウ 高圧ガスの取扱指導
- エ 高圧ガス保安活動促進週間の実施

(3) 保安指導の強化

市は、関係法令の定めるところにより高圧ガス施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

- ア 製造施設又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化
- イ 製造施設又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携

(4) 事故原因の究明

市及び事業者は、高圧ガスの事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

3 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

第6節 火薬類保安対策

1 方針

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、立入検査等の強化、自主保安体制の強化を図る。

2 実施内容

所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより火薬類による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

中国四国産業保安監督部・県・市は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、火薬類による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 事業者の自主保安体制の確立

- ア 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。
- イ 事業者は、自主保安体制の整備に努める。
 - ・ 従業者に対する保安教育の実施
 - ・ 防災訓練等の実施
 - ・ 定期自主検査の実施と責任体制の確立

ウ 事業者の火薬類施設の火災に対する予防対策

- ・火災が発生する、保管している火薬類の安定度が異常を呈するなど危険な状態になったときに備え、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ一時保管する場所を定めておく。

(2) 保安意識の高揚

市は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

ア 火薬類取締法等関係法令の周知

イ 保安講習会、研修会の開催

ウ 火薬類の取扱指導

エ 危害予防週間の実施

(3) 保安指導の強化

市は、関係法令の定めるところにより火薬類施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

ア 製造施設、火薬庫又は消費場所等の保安検査、立入検査の強化

イ 製造施設、火薬庫又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進

ウ 関係行政機関との緊密な連携

(4) 事故原因の究明

市及び事業者は、火薬類の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

3 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

第7節 放射性物質の災害対策

1 方針

市は、防災関係機関と連携して、医療用、工業用及び発電用の放射性物質による災害の発生及び拡大を防止し、放射性物質に係る災害が住民に対して影響が及ぶことのないよう予防措置を行う。

2 実施内容

- (1) 防災体制の整備
- (2) 通信連絡体制の整備
- (3) 救助体制の整備
- (4) 防護用資機材の整備

第5章 防災活動の環境整備

第1節 防災訓練

1 方針

災害を最小限度にとどめるためには、市・県を始めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識の下に、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。

このため、市は、防災関係機関、水防協力団体、自主防災組織、NPO・ボランティア、地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図り、住民の防災意識の高揚を図る。その際、男女共同参画促進を図るものとする。

2 実施内容

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や研修を実施する。

なお、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(1) 基礎防災訓練の実施

ア 水防訓練

市は、市地域防災計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。

なお、土砂災害に対する訓練の同時実施も検討するものとする。

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行う場合が考えられるので、次により十分訓練を行うこととする。

(ア) 実施事項

- a 観測
- b 通報
- c 作業工法
- d 輸送
- e 水門・樋門・陸閘等の開閉操作
- f 避難

(イ) 実施時期

訓練は、出水期までに実施する。

イ 消防訓練

市は、市の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物火災及び林野火災を想定し、県、他の市町村及び消防関係機関等と合同して実施する。

ウ 避難・救助訓練

市その他防災関係機関は、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場及び多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、土砂災害警戒区域等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。

エ 情報収集伝達訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、さまざまな条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

オ 通信訓練

市及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

カ 非常招集訓練

市及び防災関係機関は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団（水防団）等の非常招集訓練を必要に応じ実施する。

キ 交通規制訓練

警察及び道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。

ク 危険物等特殊災害訓練

市及び防災関係機関は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

ケ 鉄道事故災害訓練

鉄道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、消防機関、警察機関を始めとする地方公共団体の機関が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努める。

(2) 総合防災訓練の実施

上記各種の基礎防災訓練を総合化して、防災関係機関、地域住民及びNPO・ボランティア等が参加して、総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期…… 防災週間など訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施場所…… 災害の発生するおそれのある場所など訓練効果のある場所を選んで実施する。

ウ 実施の方法・・・市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地域住民等が一体となって、同一想定に基づき、災害応急対策訓練を実施する。

(3) 水害対策訓練

出水期を前に、風水害等災害への対応能力の向上を図るため、防災関係機関と連携し、役割に応じた適時適切な対策訓練の実施を図る。

- ・タイムラインの作成訓練
- ・配備体制の段階的強化訓練
- ・被害情報収集及び伝達訓練
- ・災害対策本部会議訓練
- ・避難指示等の発令・伝達訓練
- ・避難及び避難所運営訓練

第2節 防災知識の普及

1 方針

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、住民一人ひとりがその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう冷静に行動することが重要であり、災害を最小限度にとどめるためには、直接被害を受ける立場にある住民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための知識を備えておくことが必要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関するさまざまな動向や各種データをわかりやすく発信するとともに、学校教育、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災知識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。

なお、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るとともに、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

2 実施内容

(1) 防災教育

ア 住民に対する防災教育

(ア) 市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

具体的には、ハザードマップ、パンフレット等の作成配布や、マイ・タイムライン作成等の防災に関する研修会、映画会、パネル展等の実施により、過去の災害の紹介や、災害危険箇所及び災害時における心得等をわかりやすく周知し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、地域住民の防災意識の高揚を図る。

特に、生活に密着した切実な災害の体験談を収集し、防災教育に役立てることにより、災害の記憶や教訓を自らのこととして個人に実感させる。

なお、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で積極的な防災に関する教育の普及推進を図る。

教育機関及び民間団体等は、児童生徒、社員を始め、地域住民等に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等さまざまな媒体を活用してより魅力的な防災教育を行う。

また、インターネット上のホームページ等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障害のある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。

(イ) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に備えた事前の準備等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等の意味やその発令時にとるべき行動、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を執るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活再建に資する行動等の防災知識の復旧を図る。また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。

(ウ) 防災知識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

なお、要配慮者については、民生委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、その

把握や防災知識の普及に努める。

また、防災・減災への取組実施機関と、地域包括支援センター・ケアマネージャーが連携し、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進に向けた取組を実施する。

- (エ) 市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (オ) 地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。
- (カ) 被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自ら守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動を取ること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るように努めるとともに、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、避難路を選択すべきであること、特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることについて周知徹底に努める。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開設していなくても躊躇なく避難指示を発令する事態が生じうること、また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。

- (キ) 市は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時取るべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生防災基本計画の修正危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い住民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池からハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- ・土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、地

域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。

- ・地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。
- ・ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

イ 教育機関における防災教育

教育機関においては、防災に関する教育の重要性を認識し、幼児、児童、生徒及び学生が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の充実に努めるものとする。

また、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、マイ・タイムラインの作成など、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

ウ 職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対して、防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、地域防災計画の内容、運用を始め関係法令・実務等に関する研修会等を実施する。

エ 企業における防災教育

従業員の防災意識の向上を図るため、企業の事業継続計画に関する社内研修や防災教育等の実施に努める。

(2) 防災広報

関係機関は、住民に対し、ラジオ、テレビ、新聞等を通じ、また、広報パンフレット等を作成、配布、メールやSNSの活用、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどあらゆる機会をとらえ、積極的な普及啓発を行い、防災意識の高揚を図る。

(3) 防災ボランティア活動のための環境整備

ア 市は、災害時に設置する災害ボランティアセンターについて、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

イ 防災ボランティアに対し、身近な地域において自治体や他の団体との連携、災害時だけでなく平時の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合わせて減災を図る取組を日常的に進めることの重要性を訴える。

ウ 災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため、災害中間支援組織、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティア等との平常時を含めた連携体制の構築や、ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有を図られるように努める。

エ 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

オ 市は、社会福祉協議会、災害中間支援組織等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・搬出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

カ 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明記しておくよう努める。

(4) 防災週間等における啓発事業の実施

市、防災関係機関においては、防災週間等の予防運動実施時期を中心として、住民に対する啓発活動を実施し、防災意識の高揚を図る。

各種の予防運動実施時期

- ・ 防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- ・ 防災とボランティアの日（1月17日）
- ・ 春季全国火災予防運動期間（3月1日～7日）
- ・ 建築物防災週間（3月1日～7日、8月30日～9月5日）
- ・ 山火事予防運動月間（3月1日～31日）
- ・ 水防月間（5月1日～31日）
- ・ 山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- ・ がけ崩れ防災週間（6月1日～7日）
- ・ 土砂災害防止月間（6月1日～30日）
- ・ 危険物安全週間（6月第2週）
- ・ 火薬類危害予防週間（6月10日～16日）
- ・ 河川水難事故防止週間（7月1日～7日）
- ・ 道路防災週間（8月25日～31日）
- ・ 防災週間（8月30日～9月5日）
- ・ 防災の日（9月1日）
- ・ 救急の日（9月9日）
- ・ 救急医療週間（9月9日を含む1週間）
- ・ 国際防災の日（10月の第2水曜日）
- ・ 高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）
- ・ 秋季全国火災予防運動期間（11月9日～15日）
- ・ 雪崩防災週間（12月1日～7日）

第3節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化

1 方針

自然災害やますます多様化する事故災害等に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。

また、災害が発生したときの被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域特性を知り、地域の防災力を高めておくことが必要であり、この地域防災力の向上の要となるのが住民等の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

この住民の隣保共同の精神に基づく、地域住民主体による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生ずる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織の結成促進と活動の活性化が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、男女共同参画の促進を図るものとする。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応に係る教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。

2 実施内容

(1) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、減災の考え方や、自助・共助・公助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災用資機材等の整備
- (オ) 要配慮者の把握

イ 災害時の活動

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 初期消火等の実施
- (ウ) 救助・救急の実施及び協力
- (エ) 避難誘導の実施
- (オ) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
- (カ) 要配慮者の支援

(2) 自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化

ア 市は、住民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、地域コミュニティや町内会単位を中心とした地域住民による自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を推進する。その際、実情に即した組織、活動や男女共同参画の視点に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促す。

イ 市は、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備や防災士の資格の取得の奨励等を行うなどにより、組織の強化を促し、住民は、地域の防災訓練など自主的な防災活動に参加するよう努める。

ウ 市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機

材の充実を図る。

エ 市は、住民が協力し地域における防災活動を強化できるよう、自主防災組織や防災士が相互に連携して活動を行うことができる環境を整備し、住民は、他の自主防災組織や防災士と積極的に協力することができる関係づくりに努める。

オ 市は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守る役割を担っている消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置・育成・活動活性化を進める。

カ 市は、各地域において自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

キ 市は、自助、共助及び公助の相互連携による防災体制の強化を図るため、専門委員等で構成する高梁市地域防災力向上委員会により、市民及び行政の協働による地域防災力の向上に係る取組みの調査、指導、助言等を行う。

(3) 消防団の活性化

消防団の活性化を図るとともに、機能別消防団員・女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組んでいる消防団の活動を支援する。

第4節 企業防災の促進

1 方針

災害により生産活動や流通が停止すると、広域的に経済活動へ影響が生じるなど、大きな負のインパクトを与える懸念がある。さらに、中長期的には、生産の海外移転により雇用等に大きな影響を生じる可能性もある。このため、企業・組織の事業継続や供給網の管理など、企業防災の促進を図る。

2 実施内容

- (1) 大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備する。
- (2) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。また、自ら提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、

その情報が理解されるよう努める。

- (3) 市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。
- (4) 市及び各業界の民間団体は、企業防災への取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。
- (5) 市及び商工会・商工会議所は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。
- (6) 市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に小規模企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。
- (7) 事業者は、豪雨や防風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- (8) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

第5節 住民及び事業者の地区防災活動の推進

1 方針

各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市地域防災計画に定め、「自助」、「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を推進し、地域における防災力を高める。

2 実施内容

- (1) 自主防災組織等の市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。
- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事務所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第6節 災害教訓の伝承

1 方針

災害によって引き起こされる被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。

このため、過去の大災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

2 実施内容

- (1) 市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、防災教育を通じて、災害に関する石碑やモニメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。
- (2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第6章 要配慮者等の安全確保計画

1 方針

乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病のある人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災施設等を整備するとともに、防災拠点スペースを設置するなど、要配慮者向けの避難先である福祉避難所を確保する。

社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者に対する体制を整備するとともに、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、男女共同参画の促進を図るものとする。

2 実施内容

(1) 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿等

ア 市は、災害の発生に備え、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。また、市は、要配慮者の次のような詳細情報を、地域包括支援センターの活用等により、日頃から把握しておく。

(ア) 居住地、自宅の電話番号

(イ) 家族構成

(ウ) 保健福祉サービスの提供状況

(エ) 外国語による情報提供の必要性

(オ) 視覚・聴覚に障害のある人への適切な情報提供の必要性

(カ) 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法（迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。）

イ 要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、市役所はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障害のある人の団体等とのつながりを保つよう努力するものとする。

また、要配慮者の近隣の住民は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくよう努めるものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害の発生に備え、防災担当課と福祉担当課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することにより、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。

また、避難支援等に携わる関係者として、消防機関、県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際の名簿の提供に当たっては、個人情報漏えい防止に十分留意する。

なお、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を避難場所から避難所、あるいは一般の避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(ア) 避難支援等関係者となる者

- ・ 消防機関
- ・ 県警察
- ・ 民生委員、児童委員
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 自主防災組織その他の避難支援等の実施に関わる関係機関

(イ) 名簿に登載する者の範囲

- ・ 要介護認定3以上の者
- ・ 身体障害者手帳1・2級を所持する者
- ・ 療育手帳Aを所持する者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- ・ 備北保健所の難病患者要配慮者リスト対象者
- ・ その他、何らかの事由により災害時に自ら避難することが困難で、名簿掲載を申請した者

(ウ) 名簿へ記載する事項

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 世帯主の氏名
- ・ 電話番号その他連絡先
- ・ 世帯状況
- ・ 避難支援を必要とする事由
- ・ 緊急連絡先
- ・ 避難支援等の実施に関し市長が必要とする事項

(2) 福祉避難所の確保

市は県と協力し福祉避難所の確保に努めるものとし、必要な場合は、社会福祉施設等の関係団体と協力協定の締結等を行う。また、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらか

じめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。

市は、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行うものとする。

その際、市は、小・中学校や公民館等の避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行うものとする。また、難病のある人に対しては、県、周辺市町村と連携し、避難所の確保に努めるものとする。

さらに、市は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等について要配慮者を含む地域住民への周知に努めるものとする。

(福祉避難所の施設整備の例)

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン等）

(福祉避難所の物資・器材の確保の例)

- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・医薬品、薬剤
- ・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ・車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

(3) 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

ア 市は、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な個別避難計画の整備に努めるものとする。

また、市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、個別避難計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

イ 市は、避難行動要支援者対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

(4) 防災知識の普及

ア 市は、県と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うとともに、

社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう指導する。また、要配慮者に対して、市においては個別避難計画などによる支援制度があることなどを周知するよう努める。

イ 市は、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人を始め家族、障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知について研修等を行う。

また、地域で生活する外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布を行うなど、防災知識の普及に当たっては、外国人にも配慮することとする。

防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮する。

ウ 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。

エ 要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくものとする。

(5) 生活の支援等

ア 市は、災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等にかかる情報提供や支援等が迅速かつ的確に行われるよう、次の事項を含む避難計画及び個別避難計画を作成する。

(ア) 要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項

(イ) ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項

(ウ) 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項

(エ) 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項

(オ) 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項

(カ) 避難所・居宅等への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項

(キ) 避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項

(ク) 避難所・在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

イ 住民は、自治会、町内会、民生委員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。

住民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等要配慮者の生活についての知識の習得に努める。

ウ 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

エ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導

に関する訓練を実施する。なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努める。

(6) 連絡体制等の整備

社会福祉施設等においては、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める

第7章 防災対策の整備・推進

第1節 防災に関する調査研究の推進

第1 調査研究体制の確立

台風や大雨等の自然災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、かつ、地域的特性を有している。

また、火災や爆発等の事故災害は施設の実態に大きく関係する。

これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携の下に、地域特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、地域防災計画の効率的推進を図る。

また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するために最新の情報通信関連技術の導入に努めるとともに、収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

第2 重点を置くべき調査研究事項

1 危険地域の実態把握

市は関係機関等と連携し、法による災害危険地域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険地域についてもその実態を把握する。

- (1) 水害危険地域（内水氾濫等浸水地域）の把握
- (2) 地すべり危険箇所の把握
- (3) 急傾斜地崩壊危険箇所の把握
- (4) 火災危険地域の把握
- (5) 土石流危険渓流の把握
- (6) その他災害危険地域の把握

2 危険地域の被害想定

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう市内の各地域について、関係機関等と共同して実態調査を行い、その結果並びに過去に受けた災害状況から被害想定を行うとともに、実態の変化に則した適切な見直しを行う。

また、土砂災害警戒区域等の危険度を応急的に判断する技術者の養成、並びに事前登録などの活用のための施策等を推進する。

第3 防災研究成果の活用

市は国、県等で実施した防災に関する研究成果等をも踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、その研究の成果及び施策を市等防災関係機関及び関係者に周知徹底させ、防災体制の充実強化を図る。

また、住民等の防災対策の向上に有効な研究成果については、積極的に啓発を図る。

第2節 緊急物資等の確保計画

1 物資の備蓄・調達

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

2 体制の整備

市は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

市は、状況に応じて人員の派遣等を行いながらあらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

市は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

3 被災地支援に関する知識の普及

市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

第3節 公共用地等の有効活用

1 市は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の

有効活用を図る。

2 市は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置の活用が可能な場合においては、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等の防災対策を推進する。

第4節 被災者等への的確な情報伝達活動

- 1 市は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。
- 2 市は、報道機関に加え、携帯電話（緊急速報メール機能、メール配信サービスを含む。）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、ホームページ、防災ラジオ、ＳＮＳ等を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- 3 市は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、市街地における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- 4 市は、障害の種類及び程度に応じて、障害者が、防災・防犯情報の取得や円滑な意思疎通による緊急の通報を迅速・確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。
- 5 市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- 6 市及び放送事業者等は、気象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。
- 7 市及びライフライン事業者等は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第3編 災害応急対策計画

第1章 防災組織

第1 防災体制・水防体制

市は、災害の発生防御及び拡大防止について、迅速かつ実効ある措置を実施するための体制について定め、防災関係機関との相互の連絡体制を確立し、的確な災害応急活動を行う。

1 市の防災組織と防災体制

市内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、市長が必要と認めるときは、災害対策基本法の規定により高梁市災害対策本部を設置、又は高梁市災害警戒本部を設置する。災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、これを廃止する。

また、非常体制に至るまでの体制としては、気象又は事故災害等の状況に応じて、注意体制、警戒体制に区分し対処することとして、非常参集体制の整備、タイムライン及び活動マニュアルの作成等防災活動に即応できるよう定める。

なお、気象庁から発表される台風進路予測や前線性降雨等による出水状況を勘案し、高梁市水害タイムラインにより本部各班の防災活動に取り組むほか、高梁川沿川の関係機関が参画した高梁川水害タイムラインにより、関係機関との防災活動の実施状況の共有を行う。

(1) 注意体制

気象業務法に基づく注意報が発表されるなどで、災害発生が予想されるとき、又は大規模な事故災害の発生するおそれのあるときは、「注意体制」で、主として情報収集及び連絡活動を行い、状況によりさらに上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

(2) 警戒体制

気象業務法に基づく警報が発表されるなどで、大規模な災害が予想されるとき、又は重大な事故災害が発生したときは、「警戒体制」で、情報収集、連絡活動、水防活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、状況によりさらに上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。また、上位の体制への移行等について協議を行う会議を警戒会議とする。

(7) 高梁市災害警戒本部の設置

市警戒本部は次の状況下で、市域に災害が発生するおそれがある場合に、必要な情報を収集するため、市本部設置前に設置できるものとし、災害のおそれが高まった場合は、直ちに市本部に移行可能な体制をとる。

- a 市内に台風等の影響により大雨、洪水又は強風のおそれがある場合
- b その他非常災害のおそれがある場合

(4) 市警戒本部の運営方法等

市警戒本部の運営方法、体制、勤務時間外における職員の動員方法は、高梁市災害対策本部条例等の定めるところによる。

(ウ) 県との連絡調整

市警戒本部は、県本部、県現地本部及び県地方本部と連絡調整をし、県が実施する対策と整合を図りながら応急対策を行うものとする。

(3) 非常体制

県下で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防活動、災害救助、その他緊急措置及び災害応急復旧等を実施するための防災活動業務を開始する必要があるとき、高梁市災害対策本部条例等に基づいて、高梁市災害対策本部を設置して対応する体制とする。

(7) 高梁市災害対策本部の設置

市本部は、次の状況下で、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する。

- a 市内に暴風、大雨、洪水の警報が発表されたとき。
- b 警報発表の有無にかかわらず、局地的な豪雨等により現に災害が発生したとき。
- c 豪雪による災害が発生し、又は発生が予測されるとき。
- d 市内で大規模な火災又は爆発が発生したとき。
- e 市内に有害物質等直接大規模な災害を誘発する物質の大量の放出、又は多数の者の遭難を伴う列車、航空機等の事故その他重大な事故が発生したとき。

(イ) 市本部の運営方法等

市本部の運営方法、体制、勤務時間外における職員の動員方法は、高梁市災害対策本部条例等の定めるところによる。

(ウ) 県との連絡調整

市本部は、県本部、県現地本部及び県地方本部と連絡調整をし、県が実施する対策と整合を図りながら応急対策を行うものとする。

(4) 非常時における職務代理者

市長に事故がある場合の職務代理者は次のとおりとする。

第1位 副市長

第2位 教育長

第3位 総務部参与

第2 防災組織計画

1 配備体制の種類と基準

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するため、市がとるべき配備体制は注意体制、警戒体制及び非常体制とし、次の基準によるものとする。

水防体制は、水災の発生が予測される場合、又は水災が発生した場合に水防活動を実施するため、市がとるべき配備体制は注意体制、警戒体制とし、次の基準によるものとする。

なお、消防団員は、市の体制に組み込む。

(1) 配備の種類

種 類	基 準	内 容
注意体制…警戒レベル2相当	1 市域に対し大雨又は洪水注意報のいずれかが発表され、若しくは次の状況が認められ、災害発生が予想されるとき。 (1) 千屋ダム、河本ダム、小阪部川ダム、黒鳥ダムの合計放流量が 1,200 m³/s に達し、なお上昇が認められるとき。 (2) 高梁、成羽、広瀬、方谷のいずれかの河川水位観測所において、水位が水防団待機水位（方谷 3.2m、高梁 3.8m、成羽 3.4m、広瀬 5.2m）に達し、なお上昇が認められるとき。 2 その他災害発生危険性が予想されるとき。 ※ 水防に係る配備は、洪水注意報が発表され、水害発生が予想されるとき（1 (1)又は1 (2)に該当）。	左欄のいずれかの時期に該当したとき、特に関係のある部課の必要人員を配備し主として情報収集、連絡活動を行い、状況により次の体制の配備及び水防活動に必要な要員の招集に速やかに移行できる準備をする。
警戒体制…警戒レベル3相当	1 市域に対し暴風、大雨、洪水、暴風雪又は大雪警報のいずれかが発表され、若しくは次の状況が認められ、大規模な災害発生が予想されるとき。 (1) 千屋ダム、河本ダム、小阪部川ダムの合計放流量が 700 m³/s に、黒鳥ダムの放流量が 1,200 m³/s に、又は千屋ダム、河本ダム、小阪部川ダム、黒鳥ダムの合計放流量が 1,600 m³/s に達し、なお上昇が認められるとき。 ※（参考）平成 30 年 7 月豪雨における千屋ダム、河本ダム、小阪部川ダム、黒鳥ダムの最大合計放流量 3,689.81 m³/s（平成 30 年 7 月 7 日 0 時） (2) 高梁、成羽、広瀬、方谷のいずれかの河川水位観測所において、水位がはん濫注意水位（方谷 3.8m、高梁 4.4m、成羽 4.0m、広瀬 5.8m）に達し、なお上昇が認められるとき。 (3) 気象庁が提供する洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の「警戒」（赤）に該当したとき。 (4) 気象庁が提供する土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の「警戒」（赤）、岡山県が提供する土砂災害危険度情報の「土砂災害に警戒」（赤）に該当したとき。 (5) 強い降雨や暴風域を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過することが予想されるとき。 2 非常体制への移行等について協議を行う必要があるとき。 3 局地的豪雨等により現に災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ※ 水防に係る配備は、洪水警報が発表されたとき、又は 1 (1) (2)に該当したとき。	1 左欄のいずれかの時期に該当したとき、必要に応じて市警戒本部を設置するとともに水防活動及び災害応急対策に係る部課の必要人員を配備し、状況により各部の動員配備を、本部が指示することができる。情報収集、連絡活動及び水防活動、災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に移行できる体制とする。 2 消防団（水防団）が出動作業、出動を行う。

種 類	基 準	内 容
非 常 体 制 … 警 戒 レ ベル 4 ・ 5 相 当	1 市域に対し土砂災害警戒情報又は特別警報（浸水害・土砂災害）が発表されたとき。 2 気象庁が提供する洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の「危険」（紫）に該当したとき。 3 気象庁が提供する土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、岡山県が提供する土砂災害危険度情報の「危険」（紫）に該当したとき。 4 市域に災害または氾濫が発生した場合、又は災害対策を緊急に実施する必要があるとき。 5 災害の発生が拡大し、被害が甚大と予想されるとき。 6 気象庁が提供するキキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）「災害切迫」（黒）に該当したとき。	1 災害対策本部を設置する。 2 災害対策本部各部は本部長の指示命令により所掌の防災活動を実施する。 3 関係行政機関、公共機関等との相互連携を密接にし、必要な協力、援助を要請する。 4 各部の動員配備は、状況により本部が指示する。 本部長は、各関係機関等と協力し、市の全力をもって防災活動にあたるほか、必要に応じて岡山県警察本部及び自衛隊の援助、出動を要請する。

（注） 気象注意報のみが発表され、災害のおそれがない場合には、総務部参与と危機管理課長の協議により注意体制を取らないことができる。

2 配備の要領

（1）配備の連絡

ア 勤務時間中における配備の連絡

（ア） 総務部参与は、予報及び警報等により注意体制、警戒体制等をとったときは危機管理課長に連絡するとともに、市長、副市長及び教育長に連絡する。危機管理課長は、各部長、教育次長、各地域局長、病院事務長及び消防長（市本部の各部長）に連絡し、関係課長に配備決定の指示を行わせるとともに、電子掲示、庁内放送等により全職員にその旨を連絡させる。

（イ） 消防本部消防総務課長は、消防団本部にその旨を連絡する。

（ロ） 各班長は、それぞれ所管する事務所等へその旨を連絡する。

イ 勤務時間外における配備伝達要領

（ア） 宿日直員は、県（危機管理課）等から上記に掲げる配備体制を要する予報及び警報等の連絡を受けたときは、直ちに総務部参与、危機管理課長に報告する。

（イ） 総務部参与は、宿日直員からの報告により配備決定し、その旨を危機管理課長に指示す

- るとともに、市長、副市長及び教育長に報告する。危機管理課長は各部長、教育次長、各地域局長、病院事務長及び消防長（市本部の各部長）に連絡をする。部長は、部内各所属長（市本部の各班長）に、所属長（班長）は、各配備職員（市本部の各班員）に連絡する。
- (ウ) 配備職員（班員）は、所属長（班長）から招集の連絡を受けた場合は、直ちに登庁し、登庁した旨を所属長（班長）に連絡するとともに所定の業務を遂行する。

ウ 警戒会議開催時の配備連絡要領

総務部参与は、警戒体制から非常体制への移行等について協議を行う警戒会議を開催するときは、危機管理課長に連絡し、危機管理課長は、本部会議の構成員に準じた関係職員に招集の連絡を行う。

エ 非常招集の心得

配備職員は勤務時間外において、災害が発生し、又は発生のおそれがあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ・ラジオ等の報道に留意するとともに、進んで各関係機関と連絡をとり、自主的に登庁し所定の業務を遂行するものとする。

オ 地域市民センターへの職員の派遣

地域市民センターの配備職員は、所属長（班長）から派遣の連絡（指示）を受けた場合は、直ちに当該地域市民センターに着任し、所定の業務を遂行する。

カ 地域局への職員の配備

各地域局の配備職員は、所属長（班長）から招集の連絡（指示）を受けた場合は、直ちに当該地域局に登庁し、登庁した旨を班長に連絡するとともに所定の業務を遂行する。

キ 災害連絡職員の派遣

第1防災体制が警戒体制時及び非常体制時において洪水による浸水被害等の災害の発生が見込まれる地区があるときは、当該地区の水位の連絡、地区住民との連絡調整のため、危機管理課長は災害連絡職員を派遣する。

3 配備中の活動基準等

(1) 注意体制時における活動

注意体制時には、主として水防・災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達を行う。

主 な 業 務	担 当 部 課
予報及び警報等の受信・伝達	危機管理課、消防署
災害情報の収集・伝達	関係部課
被害状況の把握	関係部課

(2) 警戒体制時における活動

警戒体制時には、主として水防・災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達とそれに基づく応急対策等の適切な実施を行う。

主 な 業 務	担 当 部 課
予報及び警報等の受信・伝達	危機管理課、消防署
水防活動	関係部課
災害情報の収集・伝達	関係部課

被害状況の把握	関係部課
災害広報	秘書企画課
応急対策	関係部課
避難対策	
・高齢者等避難等、避難場所指定	<u>危機管理課</u>
・高齢者等避難等の指令、伝達	秘書企画課
・避難所の開設、管理	市民課
・避難誘導	消防署
関係機関と連絡調整	<u>危機管理課</u>

(3) 非常体制時における活動

市本部における活動を行う。

(4) 局地災害発生時における活動

各体制に拘わらず局地災害が発生した場合には、関係部課及び関係地域局において初期対応を行う。

第3 高梁市災害対策本部

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において災害予防及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、市長は法第 23 条及び高梁市災害対策本部条例に基づき、高梁市災害対策本部を設置する。

1 市本部の設置基準

市長は、下記事由のいずれかが生じた場合、市本部を設置する。

- (1) 特別警報が発表されたとき。
- (2) 暴風、大雨、洪水等の予報及び警報等が発表され、大規模な災害の発生が予測されるとき。
- (3) 予報及び警報等の発表の有無にかかわらず、局地的豪雨等により現に災害が発生したとき、又は発生が予測されるとき。
- (4) 市に大規模な地震、火災その他重大な災害が発生したとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 市本部の廃止基準

市本部の廃止基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害が発生するおそれが解消したとき。
- (2) 発生した災害の応急対策がおおむね完了したと認めたとき。

3 市本部の設置等の公表

市本部を設置又は廃止したときは、住民等に公表するとともに、備中県民局、高梁警察署にその旨を通報する。

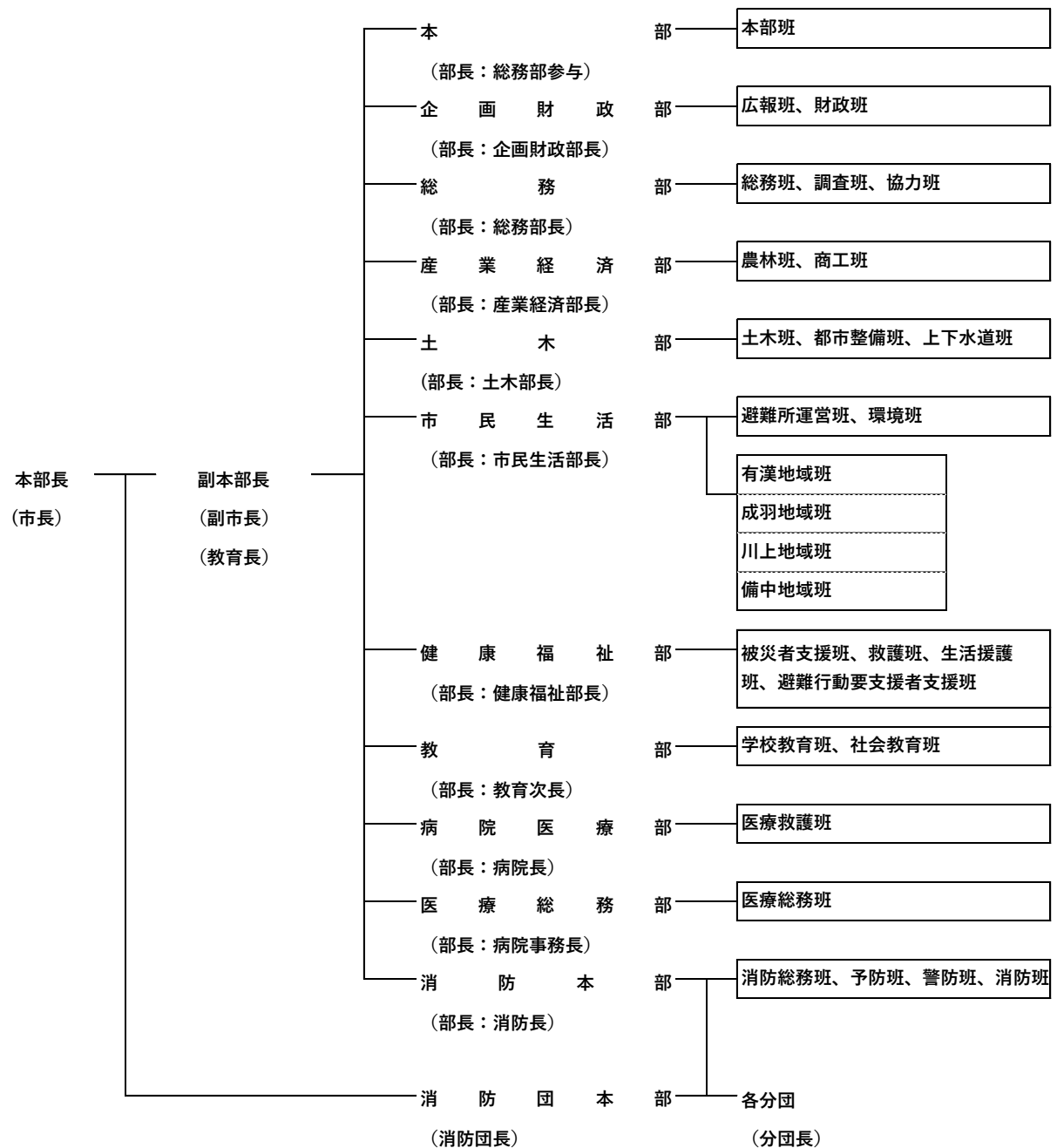
4 市本部の任務

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害対策の連絡調整及び広報に関すること。
- (3) 水防その他災害の応急対策に関すること。
- (4) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (5) 被災地の清掃及び防疫その他保健衛生に関すること。
- (6) 被災農林水産業に関すること。
- (7) 応急教育に関すること。
- (8) 交通及び輸送に関すること。
- (9) 施設及び設備の応急復旧に関すること。
- (10) 防災関係機関等に対する応援要請、派遣要請及び受け入れに関すること。
- (11) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること。

5 市本部の組織

(1) 組織表

高 梁 市 災 害 対 策 本 部 組 織 表



※ 各地域局は基本的に市民生活部系列下の組織とするが、職員の招集連絡及び地域局所管の業務は関連部系列下の組織としても位置付ける。

※ 各地域局管内における局地災害の初動対応については、土木班（西部土木事務所）及び各地域班で対応する。

(2) 班の編成及び所掌事務

部	班	所 管 事 項
本部 (部長 総務部参与)	本部班 (班長 危機管理課長)	1 防災会議、本部会議に関すること。 2 総合的な応急対策の立案及び各部の調整に関すること。 3 自衛隊の応援要請及び連絡調整に関すること。 4 市内公共団体その他の機関及びボランティアに対する協力要請等連絡に関すること。 5 避難の指示及び場所の指定に関すること。 6 隣接市町の相互協力、県本部への応援要請に関すること。 7 災害救助法の適用に関すること。 8 避難行動要支援者の総合調整に関すること。
企画財政部 (部長 企画財政部長)	広報班 (班長 秘書企画課長)	1 広報並びに災害資料の収集に関すること。 2 一般住民への通報に関すること。 3 避難指示等の指令、伝達に関すること。 4 報道機関に関すること。 5 視察、見舞等への対応に関すること。 6 災害報告に関すること。 7 災害情報の公開に関すること。 8 情報通信網の確保に関すること。
	財政班 (班長 財産活用課長)	1 市有財産の被害調査及び復旧に関すること。 2 財政措置に関すること。【財政課】 3 救助活動に必要な資機材の輸送、調達に関すること。 4 自動車の借上調達及び借上自動車の集中管理に関すること。
総務部 (部長 総務部長)	総務班 (班長 総務課長)	1 職員の動員、配備に関すること。 2 各種情報の受理、伝達、周知に関すること。 3 災害対策に必要な情報収集等に関すること。 4 応援職員の受入れに関すること。 5 職員の安全、安否確認に関すること。
	調査班 (班長 税務課長)	1 建物及び宅地の被害状況の調査に関すること。 2 災害時における市税の特別措置に関すること。
	協力班 (班長 会計管理者)	1 他班の協力に関すること。 ※避難所開設及び運営補助、物資輸送など
産業経済部 (部長 産業経済部長)	農林班 (班長 農林課長)	1 農林関係の被害の取りまとめ、記録及び報告に関すること。 2 農業関係の、罹災証明、被災証明に関すること。
	商工班 (班長 産業振興課長)	1 商工関係の被害の取りまとめ、記録及び報告に関すること。 2 商工関係の、罹災証明、被災証明に関すること。
土木部 (部長 土木部長)	土木班 (班長 建設課長)	1 道路情報の収集に関すること。 2 道路規制に関すること。 3 建設業者等との調整に関すること。 4 水防に関すること。
	都市整備班 (班長 都市整備課長)	1 被災者の住宅供給に関すること。 2 被災住宅の応急修理及び被災家屋等の撤去に関すること。 3 被災家屋等の応急危険度判定に関すること。 4 仮設住宅の建設に関すること。

部	班	所 管 事 項
	上下水道班 (班長 上下水道課長)	1 飲料水の確保並びに給水に関する事。 2 ポンプ場(雨水)の操作に関する事。
市民生活部 (部長 市民生活部長)	避難所運営班 (班長 協働定住課長)	1 指定避難所の開設、運営に関する事。 2 避難収容者に対する情報、指示等の伝達に関する事。 3 避難所における食料、物資の配分に関する事。 4 被災者の安否問い合わせに関する事。
	環境班 (班長 環境課長)	1 死体の収容及び安置に関する事。 2 災害により発生したゴミ処理に関する事。 3 複合公害の発生予防、防止対策に関する事。 4 仮設トイレの設置等に関する事。
	各地域班 (班長 地域局長)	1 地域局管内における本庁関係各班の応援に関する事。
健康福祉部 (部長 健康福祉部長)	被災者支援班 (班長 福祉課長)	1 罹災証明等に関する事。 2 家屋等の土砂被害に対する調査に関する事。 3 見舞、災害援助金の受付及び配分に関する事。 4 日赤、民生委員等各種団体との連絡及び協力要請に関する事。 5 所管施設の避難計画及び指示に関する事。 6 社会福祉協議会との調整(災害ボランティア他)に関する事。 7 福祉避難所の開設、運営に関する事。
	救護班 (班長 健康づくり課長)	1 医療救護及び医薬品・衛生材料の確保、補給に関する事。 2 防疫対策に関する事。 3 被災者の健康相談、メンタルヘルスケアに関する事。 4 医師会等関係団体との連絡及び協力要請に関する事。
	生活援護班 (班長 高齢者支援課長)	1 支援物資の調査、受付、供給に関する事。 2 児童、利用者等の避難計画、指示、受入れ及び被害状況の把握に関する事。【こども未来課】
	避難行動要支援者班 (班長 福祉課長)	1 避難行動要支援者の支援に関する事。
教育部 (部長 教育次長)	学校教育班 (班長 教育総務課長)	1 園児、児童、生徒の避難計画及び指示に関する事。 2 関係団体との連絡及び応援要請に関する事。 3 避難所となる教育施設等の利用に関する事。 4 幼稚園等の園児、学校の児童・生徒・教職員の被害状況把握に関する事。 5 物資(学用品等)の調達及び配分に関する事。 6 学校、幼稚園等の避難所対応における職員の対応指示に関する事。
	社会教育班 (班長 社会教育課長)	1 関係団体との連絡及び応援要請に関する事。 2 避難所となる教育施設等の利用に関する事。

部	班	所 管 事 項
消防本部 (部長 消防長)	消防総務班 (班長 消防総務課長)	1 消防職員の招集に関する事。 2 緊急通信、情報等の連絡に関する事。 3 消防団との連絡、調整に関する事。 4 現地指揮所との調整に関する事。
	予防班 (班長 予防課長)	1 火災警報の発令に関する事。 2 危険物等防御対策に関する事。 3 防火クラブ等の活動に関する事。
	警防班 (班長 警防課長)	1 消防相互応援協定に関する事。 2 情報の収集に関する事。 3 消防ヘリの要請に関する事。 4 水防等災害資機材の保管、管理及び運用に関する事。
	消防班 (班長 消防署長)	1 緊急通信の連絡に関する事。 2 火災・救急・救助に関する事。 3 消防職員の招集に関する事。 4 災害の拡大防止、鎮圧に関する事。 5 行方不明者の捜索に関する事。 6 避難誘導、救出に関する事。
病院医療部 (部長 病院院長)	医療救護班 (班長 病院副院長)	1 来院、搬送・転送、入院中の患者の応急処置に関する事。 2 転送を要する傷病者の後方医療機関への転送及び転送の要請に関する事。 3 搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容の要請に関する事。 4 医療救護及び医薬品・衛生材料の確保、補給に関する事。 5 被災者の医療相談に関する事。
医療総務部 (部長 病院事務長)	医療総務班 (班長 病院事務局長)	1 医療従事者の派遣要請に関する事。 2 医療従事者の救急医療活動に伴うアクセスの確保に関する事。
各班共通事項		1 他部班の応援に関する事。 2 避難所の開設・支援に関する事。 3 所管の被害調査、応急措置、災害復旧に関する事。

(3) 非常配置基準表

状況別 <		

備考 ○ 注意体制又は警戒体制時、班長の指令を待つことなく自動的に非常配置につくもの

1 第1非常配備 2 第2非常配備

(4)組織職位職員配備基準表

組 織	職 位	課 所 室 事	課 主	係 主 主	主 技
		長 長 長 長	長 補 佐 幹	長 査 任	事 師
本 部	危機管理課	注	注	注	注
企 画 財 政 部	秘書企画課	注	注	注	警
	財政課	注	注	注	警
	財産活用課	注	注	注	警
総 務 部	総務課	注	注	注	警
	税務課	注	注	警	非
	監理課	注	注	警	非
産 業 経 済 部	農林課	注	注	注	警
	観光課	注	注	警	非
	産業振興課	注	注	警	非
土 木 部	建設課	注	注	注	警
	都市整備課	注	注	警	非
	上下水道課	注	注	注	警
	西部土木事務所	注	注	注	警
市 民 生 活 部	市民課	注	注	警	非
	協働定住課	注	注	警	非
	環境課	注	注	警	非
	各地域局	注	注	注	警
健 康 福 祉 部	健康づくり課	注	注	警	非
	福祉課	注	注	警	非
	こども未来課	注	注	警	非
	高齢者支援課	注	注	警	非
会計課		注	注	警	非
議会事務局		注	注	警	非
選挙管理委員会事務局		注	注	警	非
監査事務局		注	注	警	非
農業委員会事務局		注	注	注	警
教 育 委 員 会 事 務 局	教育総務課	注	注	警	非
	こども教育課	注	注	警	非
		園長・副園長 注		以外 警・非	
	社会教育課	注	注	警	非
	スポーツ振興課	注	注	警	非
成羽病 院	医局・看護部	注	警	警	非
	事務局	注	警	警	非

注＝注意体制以上

警＝警戒体制以上

非＝非常体制（第1非常配置、第2非常配置の職員配分は、配備体制の内容により各所属長（班長）の判断による。）

6 本部会議

本部長は、市本部の運営及び災害対策の推進に関し、協議するため、市本部を設置したとき及びその後必要の都度本部会議を招集する。

- (1) 本部会議は、本部長、副本部長、総務部参与、企画財政部長、総務部長、産業経済部長、土木部長、市民生活部長、健康福祉部長、消防長、教育次長及び病院事務長をもって構成する。
- (2) 高梁市災害対策本部条例（平成16年高梁市条例第15号）第2条第3項に規定する職務を代理する副本部長の順位は次のとおりとする。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

第3順位 総務部参与

- (3) 本部会議の協議事項は、次のとおりである。なお、災害対策の内、住民の災害救助、避難に関する事項を優先して協議するものとする。

ア 本部体制の配備及び廃止に関すること。

イ 重要な災害情報、被害状況の分析及びこれに伴う対策の基本方針に関すること。

ウ 自衛隊等への災害派遣要請、応援要請に関すること。

エ 災害対策の重要な連絡又は総合調整に関すること。

7 本部室の設置と運営

- (1) 本部室の設置

市本部が設置されたときは、本部会議の庶務、本部の総括的事務を処理するために本部室を設置する。

- (2) 幹部の常駐

本部長は、必要があると認めるときは、副本部長又は各部長の中から指名して本部室に常駐させる。

- (3) 本部連絡員の配備

各班長は、災害の種類に応じて、本部連絡員を指名し、本部室に出向させ、災害情報の把握・整理、各部班に対する連絡・通報、部外防災関係機関との連絡調整等の活動に当たらせる。

- (4) 連絡員の派遣

防災関係機関は、必要に応じて連絡員を本部室に派遣する。

8 配備の要領

- (1) 配備の連絡

ア 勤務時間中における配備の連絡

- (ア) 総務部参与は、予報及び警報等により注意体制、警戒体制等をとったときは危機管理課長に連絡するとともに、市長、副市長及び教育長に連絡する。危機管理課長は、各部長、教育次長、各地域局長、病院事務長及び消防長（市本部の各部長）に連絡し、関係課長に配備決定の指示を行わせるとともに、電子掲示、庁内放送等により全職員にその旨を連絡させる。

- (イ) 消防本部消防総務課長は、消防団本部にその旨を連絡する。
- (ウ) 各班長は、それぞれ所管する事務所等へその旨を連絡する。
- イ 勤務時間外における配備伝達要領
- (ア) 宿日直印は、県(危機管理課)等から上記に掲げる配備体制を要する予報及び警報等の連絡を受けたときは、直ちに総務部参与、危機管理課長に報告する。
- (イ) 総務部参与は、宿日直員からの報告により配備決定し、その旨を危機管理課長に指示するとともに、市長、副市長及び教育長に報告する。危機管理課長は各部長、教育次長、各地域局長、病院事務長及び消防長(市本部の各部長)に連絡をする。部長は、部内各所属長(市本部の各班長)に、所属長(班長)は、各配備職員(市本部の各班員)に連絡する。
- (ウ) 配備職員(班員)は、所属長(班長)から招集の連絡を受けた場合は、直ちに登庁し、登庁した旨を所属長(班長)に連絡するとともに所定の業務を遂行する。
- ウ 警戒会議開催時の配備連絡要領
- 総務部参与は、警戒体制から非常体制への移行等について協議を行う警戒会議を開催するときは、危機管理課長に連絡し、危機管理課長は、本部会議の構成員に準じた関係職員に招集の連絡を行う。
- エ 非常招集の心得
- 配備職員は勤務時間外において、災害が発生し、又は発生のおそれがあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ・ラジオ等の報道に留意するとともに、進んで各関係機関と連絡をとり、自主的に登庁し所定の業務を遂行するものとする。
- オ 地域市民センターへの職員の派遣
- 地域市民センターの配備職員は、総務課から派遣の連絡(指示)を受けた場合は、直ちに当該地域市民センターに着任し、所定の業務を遂行する。
- カ 地域局への職員の配備
- 各地域局の配備職員は、総務課から招集の連絡(指示)を受けた場合は、直ちに当該地域局に登庁し、所定の業務を遂行する。
- キ 災害連絡職員の派遣
- 第1 配備体制の種類と基準の警戒体制時及び非常体制時において洪水による浸水被害等の災害の発生が見込まれる地区があるときは、当該地区の水位の連絡、地区住民との連絡調整のため、危機管理課長は災害連絡職員を派遣する。

9 配備中の活動基準等

(1) 注意体制時における活動

注意体制時には、主として災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達を行う。

主 な 業 務	担 当 部 課
予報及び警報等の受信・伝達	危機管理課、消防署
災害情報の収集・伝達	関係部課
被害状況の把握	関係部課

(2) 警戒体制時における活動

警戒体制時には、主として災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達とそれに基づく応

急対策の適切な実施を行う。

主 な 業 務	担 当 部 課
予報及び警報等の受信・伝達	危機管理課、消防署
災害情報の収集・伝達	関係部課
被害状況の把握	関係部課
水防活動	関係部課
災害広報	秘書企画課
応急対策	関係部課
避難対策	
・避難指示等、避難場所指定	危機管理課
・避難指示等の指令、伝達	秘書企画課
・避難所の開設、管理	市民課
・避難誘導、救出	消防署
関係機関と連絡調整	危機管理課

(3) 非常体制時における活動

市本部における活動を行う。

(4) 局地災害発生時における活動

各体制に拘わらず局地災害が発生した場合には、関係部課及び関係地域局において初期対応を行う。

第4 高梁市災害警戒本部

市内に災害が発生するおそれがある場合に、必要な情報を収集するため、市本部設置前に設置できるものとし、災害のおそれが高まった場合は、直ちに市本部に移行可能な体制をとる。

1 市警戒本部の設置基準

市長は、下記事由のいずれかが生じた場合、市警戒本部を設置する。

- (1) 市内に暴風、大雨、洪水等の予報及び警報等が発表され、大規模な災害発生が予測される
とき
- (2) 非常体制への移行等について協議を行う必要があるとき
- (3) 局地的豪雨等により現に災害が発生したとき、又は発生が予測されるとき
- (4) その他市長が特に必要と認めたとき

2 市警戒本部の廃止基準

市警戒本部の廃止基準は、次のとおりとする。

- (1) 市本部に移行したとき
- (2) 災害が発生するおそれが解消したとき。

3 市警戒本部の任務

市警戒本部の任務、組織と役割等は、市本部に準ずる。

第2章 防災活動

第1 予報及び警報等

1 方針

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象台等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定めるものとする。

2 実施内容

(1) 予報及び警報等の対象地域並びに種別

災害に際し、防災対策の実施のため、防災関係機関及び住民に伝達すべき予報及び警報等の対象区域並びに種別は次のとおりである。

ア 予報及び警報等の対象区域

(ア) 細分区域

(府県予報区) (一次細分区域) (二次細分区域)

岡山県 ——— 南部 ——— 高梁市

(イ) 注意報・警報の標題に付加する細分区域名

発表官署	標題に付加する細分区域名
岡山地方気象台	南部、北部、各市町村

警報や注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

イ 予報及び警報等の種別

(ア) 気象注意報

強風、大雨、高潮、波浪、洪水等が原因で災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が注意を呼びかけるため発表するものである。

大雨及び洪水注意報は、警戒レベル2。

(イ) 気象警報

暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が警戒を呼びかけるため発表するものである。

大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

(ウ) 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報、岡山地方気象台が最大限の警戒を呼びかけられるため発表するものである。

大雨特別警報は災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

(エ) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の内容を補完して、現象の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。台風情報、大雨情報等がある。

(オ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間雨量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁が発表するものである。

(カ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生する恐れが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で気象庁が発表するものである。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(キ) キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。

洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予想を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(7) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で（県南部、北部）で発表される。大雨に関して、翌日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要がある警戒レベル1である。

(2) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命の危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかけられる情報で、岡山県と、岡山地方気象台から共同で提供される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(3) 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するものである。

(4) 特別警戒水位（氾濫危険水位）情報

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき国土交通大臣、知事又は市町村長が定めた「水位周知河川」、「水位周知下水道」又は「水位周知海岸」において、洪水、雨水出水又は高潮による災害の発生を特に警戒すべき特別警戒水位に達したときに、中国地方整備局（岡山河川事務所）、関係県民局又は市町村が関係機関等にその旨通知するものである。

(5) 火災気象通報

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条に基づき、岡山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を通報するものである。

(6) 火災警報

消防法に基づき、市長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発令するものである。

第2 通信連絡

1 方針

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるので、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。

2 実施責任者

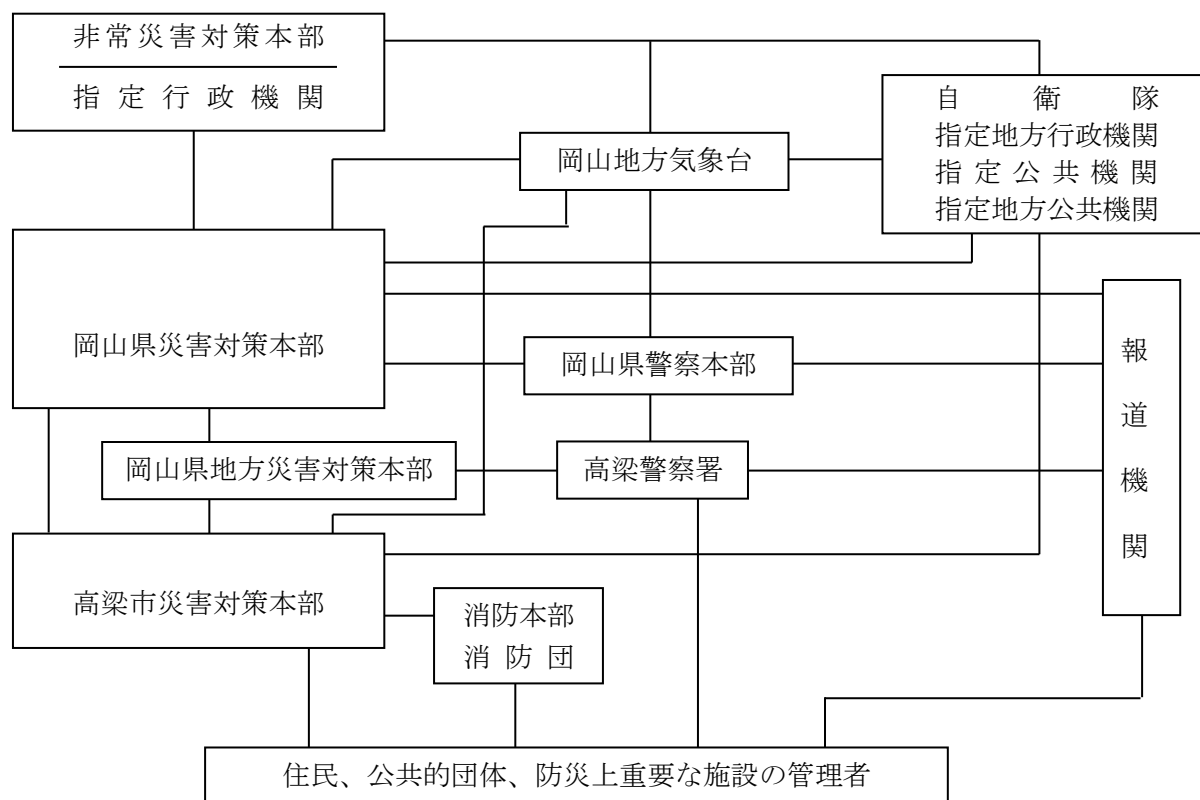
各機関

3 実施内容

(1) 通信連絡系統の整備

各機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておく。

[災害情報相互連絡関連図]



(2) 電話及び電報の優先利用

各機関は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話及び電報を優先利用し、又は他機関の専用電話を利用することができる。

ア 一般電話及び携帯電話

(ア) 災害時優先電話の承認

各機関は、災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑な実施を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめNTT西日本事業所又はNTTドコモ岡山支店に申請し、承認を受ける。

イ 電報

前項（ア）の災害時優先電話から発信することにより次の電報を優先利用することができる。

(イ) 非常電報

天災、事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は他の電報に優先して伝送及び配達される。

(イ) 緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

ウ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法については、一般電話に準じて行う。

(3) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

各機関は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

ア 非常通信

(7) 非常通信の通信内容

- a 人命の救助に関するもの。
- b 災害予警報（主要河川の水位に関する通報及び土砂災害警戒情報を含む。）及び災害の状況に関するもの。
- c 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- d 電波法第74条実施の指令その他の指令
- e 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- f 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- h 遭難者救護に関するもの。
- i 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- j 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- k 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- l 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

(i) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

(ii) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。非常通信協議会では、有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市と県を結ぶルート）」を策定している。これらのルートによる非常通信を行うに当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。

(エ) 利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

(オ) 移動通信機器の貸与

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動電源車の貸与を受ける。

総務省が所有する災害対策用機器

種 類	貸 与 条 件 等
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要

【連絡先】 総務省中国総合通信局防災対策推進室 0 8 2 - 2 2 2 - 9 7 1 1 （災害専用電話）

携帯電話事業者等が保有する通信機器

種 類	貸 与 条 件 等
携帯電話	事業者等の判断による (基本的には、通話料等の経費は使用者が負担。)
M C A	同上

イ 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

なお、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令・解除については、岡山県避難情報伝達連絡会規約に基づき依頼するものとする。

(4) 通信施設の応急措置

ア 公衆通信施設

N T T 西日本及び N T T ドコモは、緊急に必要な災害対策機関相互の通信等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(ア) アクセス系設備（交換所～各戸を結ぶ設備）の被災については、可搬型無線機及び応急市内ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、大規模広域な被災の場合は、通信衛星を使用するポータブル衛星設備及び衛星携帯電話により通話の提供を行う。

(イ) 電力施設被災交換所には、移動電源車又は大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

(ウ) ネットワーク系設備（交換所～交換所を結ぶ設備）の被災については、マイクロ波可搬型無線装置又は応急用光ケーブルにより復旧を図る。

イ 無線通信施設

無線通信施設に故障を生じた場合は、認められた範囲内において通信系統の変更等必要な臨機の措置をとる。

なお、無線中継局の故障は、関係する全施設の通信を不能にするので、速やかに各機関は、応急措置をとる。

ウ 放送施設

(ア) 放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の放送系統により臨機に番組を変更し、又は他の番組と切り替え、放送に努める。

(イ) 中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

(ウ) 演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

第3 情報の収集・伝達

1 方針

気象予警報等の情報、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動を円滑かつ的確に実施する上で不可欠であるので、災害情報の収集伝達の取扱等について定める。

2 実施責任者

各機関

施設の管理者

3 実施内容

(1) 情報収集

ア 市は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

なお、情報収集にあたっては、県が保有する気象情報(降水量等)及び河川情報(河川水位、降水量、ダム情報等)をリアルタイムで提供している岡山県防災情報システムの活用を図る。

イ 大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行う。また、必要に応じ、画像情報を利用して被害規模の把握を行う。市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る。

(2) 関係機関への連絡

ア 発災直後において、市は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから直ちに県へ報告する。ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁へ報告する(消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。)。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。ま

た、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

イ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

ウ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要なものなど要配慮者の有無の把握に努める。

エ 災害対策基本法第 53 条に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況等を報告すべき災害は次のとおりである。市が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じる。

(ア) 県において災害対策本部を設置した災害

(イ) 災害の状況及び社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害

(ウ) (ア) 又は (イ) になるおそれのある災害

オ 報告は消防庁を窓口とし、連絡先は次による。なお、この報告は消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により行う消防庁への報告と一体的に行う。

区分 回線別		平日(9:30～18:15)※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	(6-72-90-)49013	(6-72-90-)49102
	F A X	(6-72-90-)49033	(6-72-90-)49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	F A X	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき消防庁へ報告すべき災害は、次のとおりである。

・ 一般基準

(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(イ) 市が災害対策本部を設置したもの

(ウ) 災害が県域をまたがるもので本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(エ) 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨に係る特別警報が発表されたもの

(オ) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

・ 個別基準

次の災害については一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の氾濫、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

・ 社会的影響基準

一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

カ 消防本部においては、災害時に119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

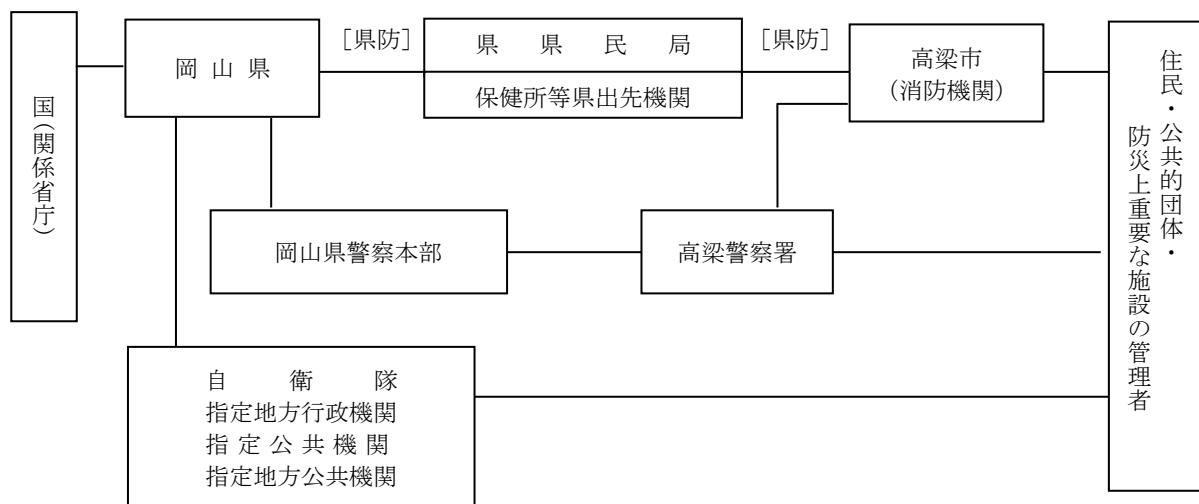
キ 応急対策活動状況について市は、活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市へ連絡する。

4 情報の収集・伝達系統

(1) 一般的な情報

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、関係者からの問い合わせに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。



(注)：[県防]は岡山県防災行政通信ネットワークの略称

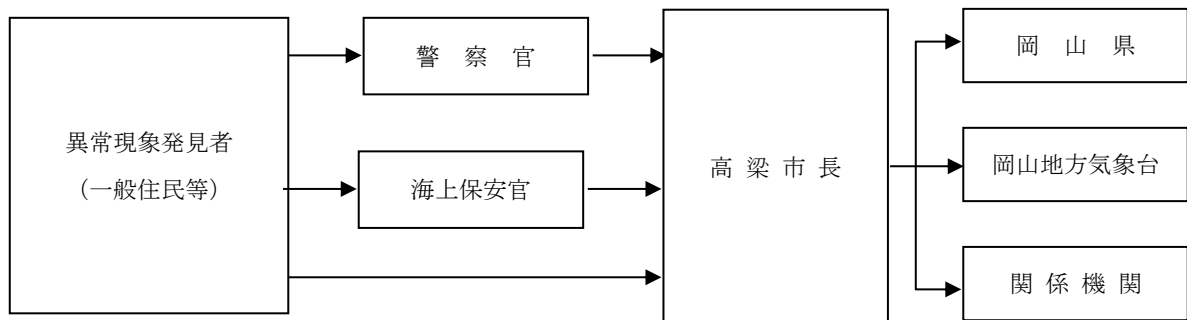
(2) 異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、警察官若しくは海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報し、市長は、直ちに関係機関に通報する。

また、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を

相互に伝達する体制の整備に努める。

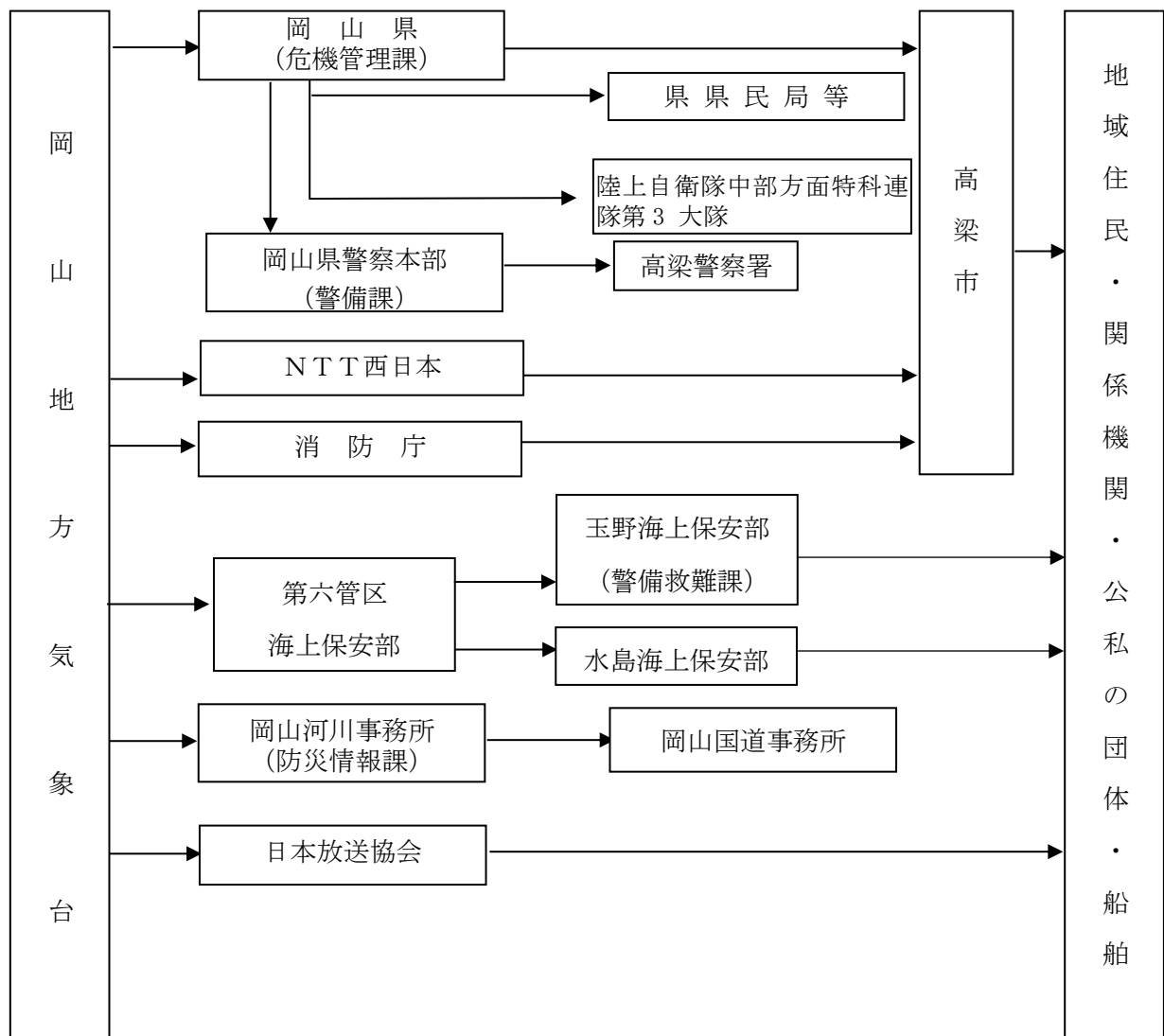


(3) 気象注意報・警報等の伝達

ア 気象注意報・警報等は、迅速かつ的確な伝達が必要であり、具体的にその方法、通報先等を定める。

イ 気象注意報・警報等は、法令又は地域防災計画の定める系統で伝達するとともに、伝達の徹底を図るため申合せ等による系統によっても行う。

ウ 気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。

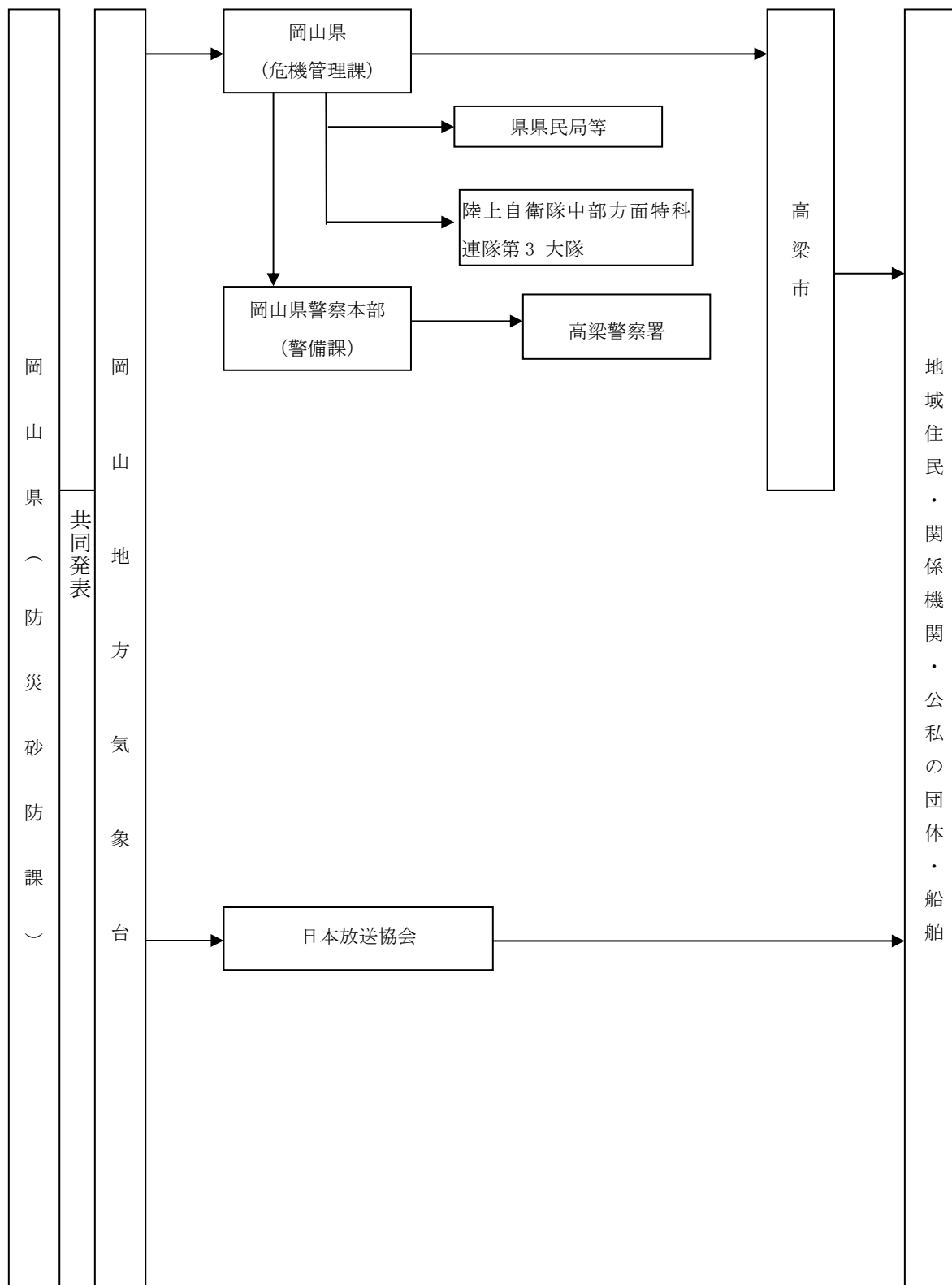


注) 1 県が市へ伝達する注・警報の種類については、別に定める。

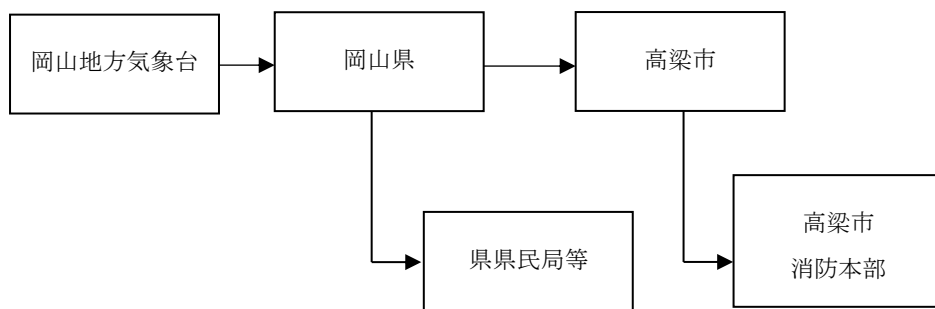
2 NTT西日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する。

- 3 気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。
- 4 陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊へは、警報及び警報の解除(大雪警報及び波浪警報を除く。)のみを伝達する。

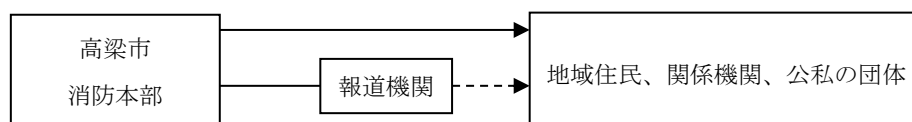
(7) 土砂災害警戒情報の伝達系統



(イ) 火災気象通報の伝達系統



(ウ) 火災警報の伝達系統



(4) 重要な災害情報伝達

関係機関は、次に掲げるところにより自己の所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、電話等により速やかに伝達を行う。

なお、災害応急対策完了後、速やかに文書により確定報告を行う。

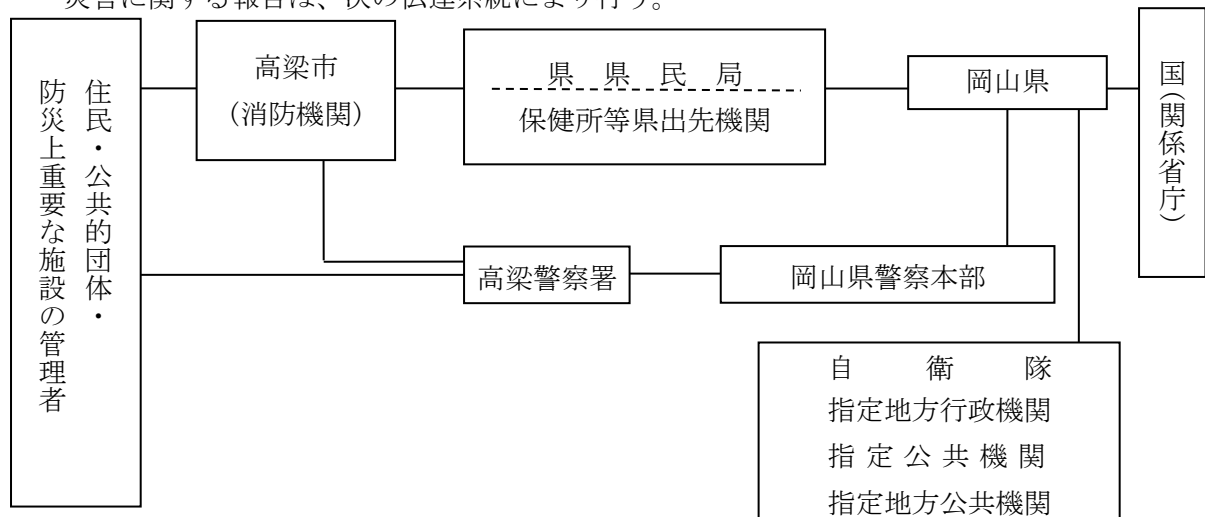
伝達の対象となる被害		伝達内容等
(ア) 被害発生状況等 被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況		様式1-1及び1-2 によること。
(イ) 人的被害・住家被害 避難状況・救護所開設状況		様式2によること。 様式3によること。
公共施設被害	(ウ) 河川被害 (エ) 貯水池・ため池被害 (オ) 砂防被害 (カ) 治山被害 (キ) 道路施設被害 (ク) 水道施設被害 (ケ) 下水道施設被害 (コ) 都市公園等施設被害 (サ) 公営住宅等被害	様式4によること。
その他	(シ) 商工関係被害等 商工被害 観光被害	様式5によること。 様式6によること。
	(ス) 林野火災被害	様式7によること。

(注1) 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。

(注2) 特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

ア 伝達系統

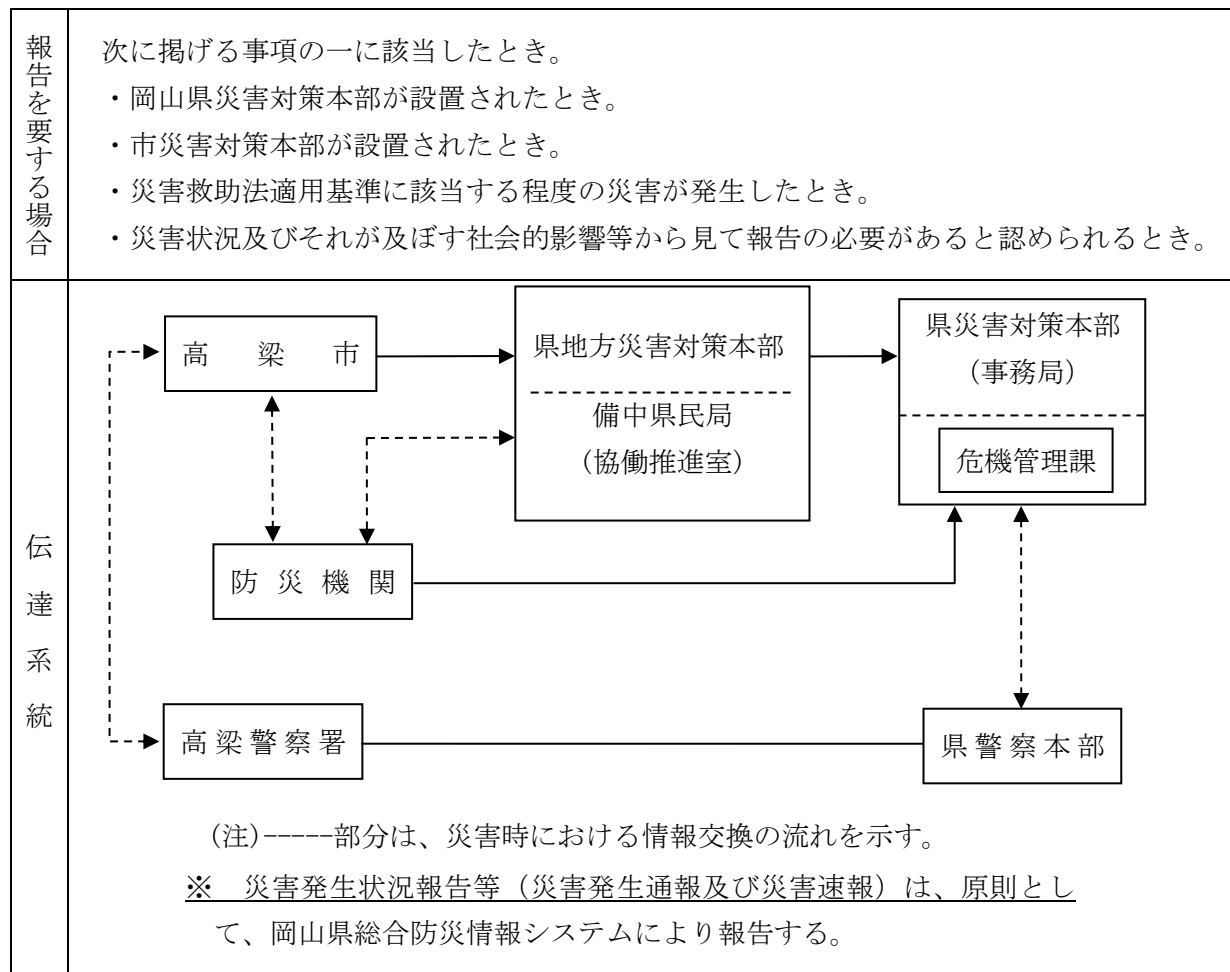
災害に関する報告は、次の伝達系統により行う。



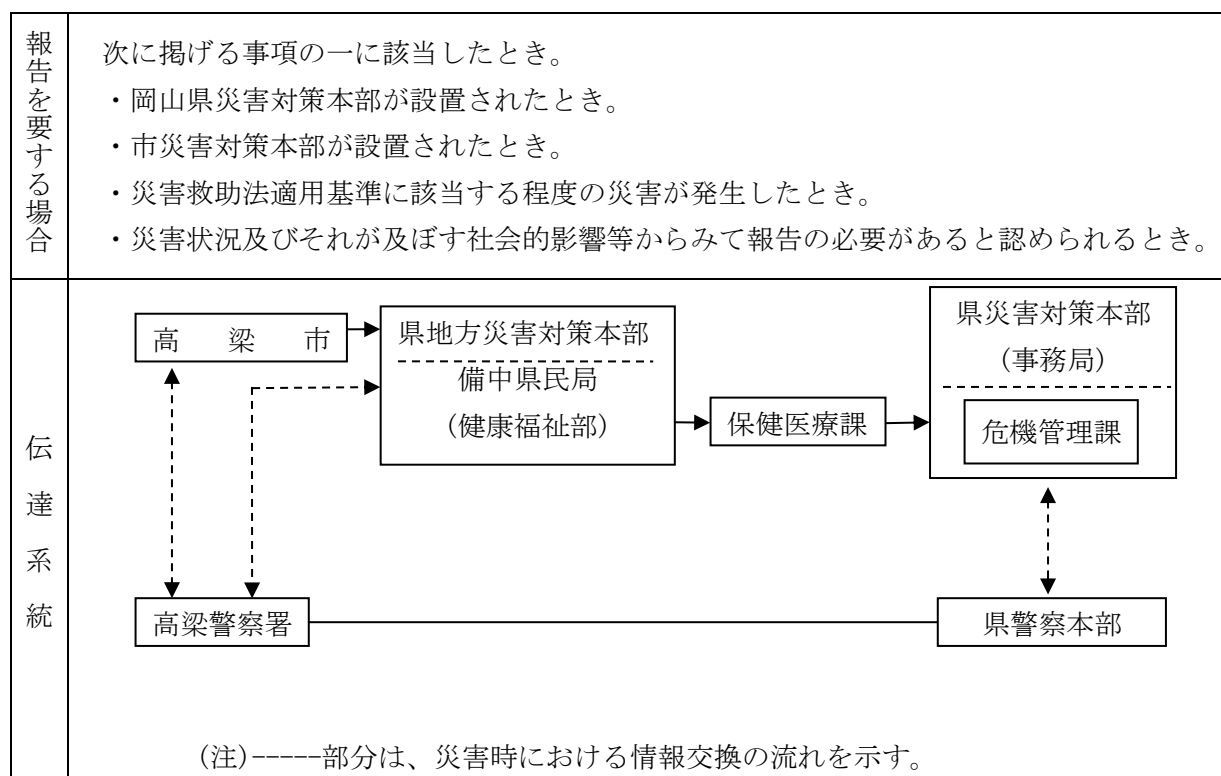
岡山県災害対策本部が設置されるほか、大規模な災害が発生した場合には、次により行う。

なお、市から県に対する報告については、岡山県災害報告規則（昭和 30 年岡山県、岡山県教育委員会規則第 2 号）の規定により実施し、その他の防災関係機関相互の連絡は、関係法令の定めるところにより行う。

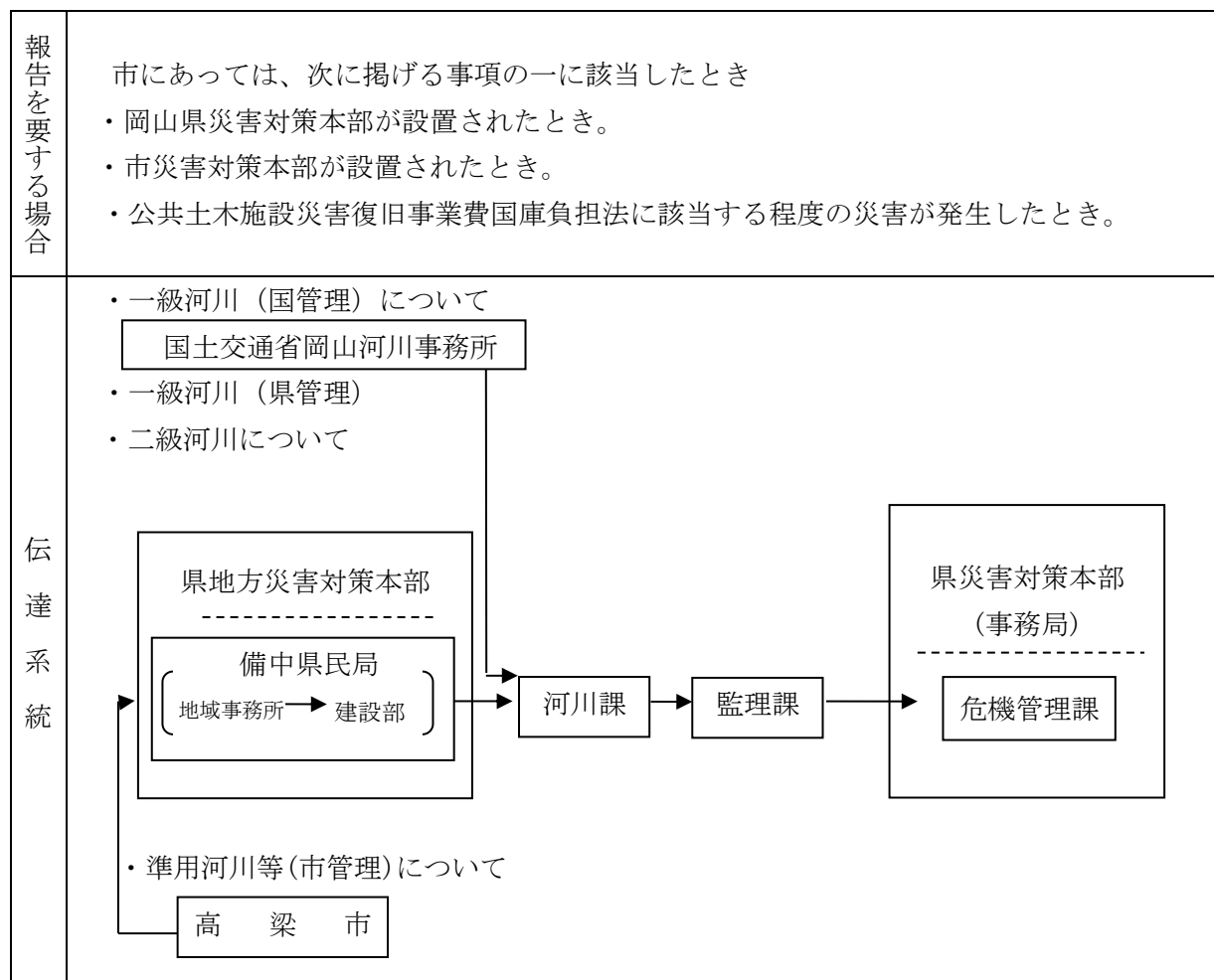
(7) 災害発生状況報告等



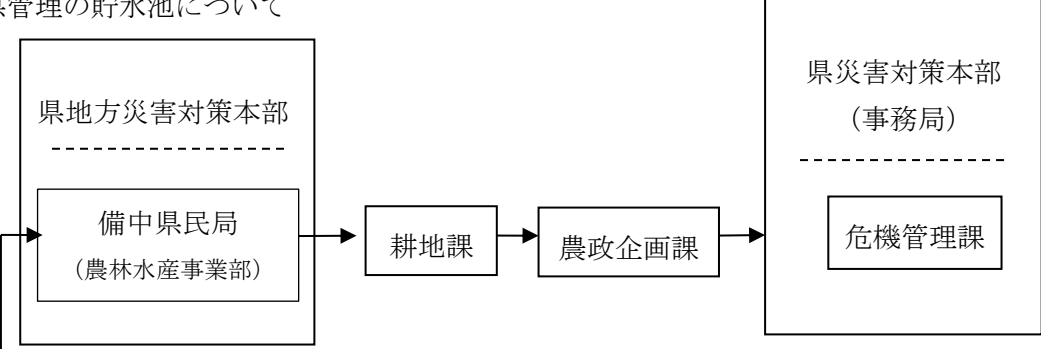
(イ) 人的被害、住家被害等



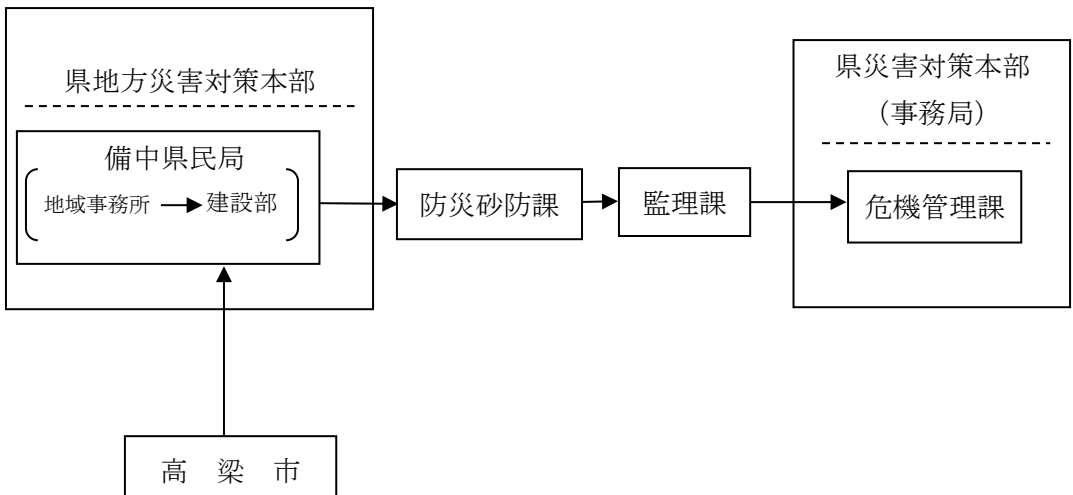
(ウ) 河川被害



(エ) 貯水池、ため池被害

報告を要する場合	市にあっては、次に掲げる事項の一に該当したとき。 ・岡山県災害対策本部が設置されたとき。 ・市災害対策本部が設置されたとき。 ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき。
伝達系統	・県管理の貯水池について  <pre> graph LR A[県地方災害対策本部 ----- 備中県民局 (農林水産事業部)] --> B[耕地課] B --> C[農政企画課] C --> D[県災害対策本部 (事務局) ----- 危機管理課] </pre> ・市管理の貯水池、ため池について  <pre> graph LR E[高梁市] --> A[備中県民局 (農林水産事業部)] </pre>

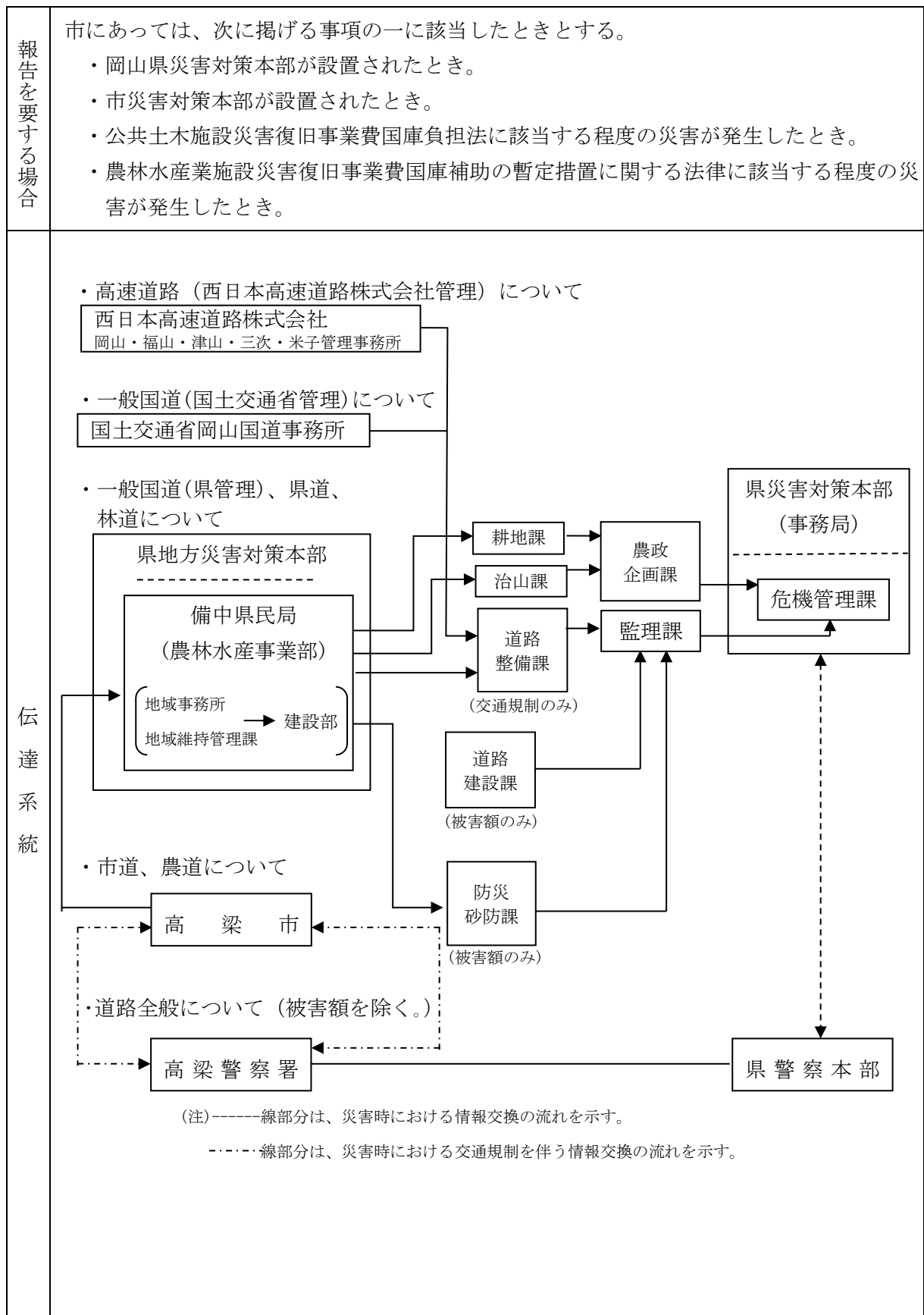
(オ) 砂防被害

報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当したとき。 ・岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（砂防堰堤の決壊による家屋被害、流路工の決壊による家屋浸水又は地すべり防止施設若しくは急傾斜地崩壊防止施設の決壊による家屋被害）が発生したとき及び応急復旧したとき。 ・急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共建物に被害があったとき。
伝達系統	 <pre> graph LR A[高梁市] --> B[備中県民局 (地域事務所 -> 建設部)] B --> C[防災砂防課] C --> D[監理課] D --> E[県災害対策本部 (事務局) ----- 危機管理課] </pre>

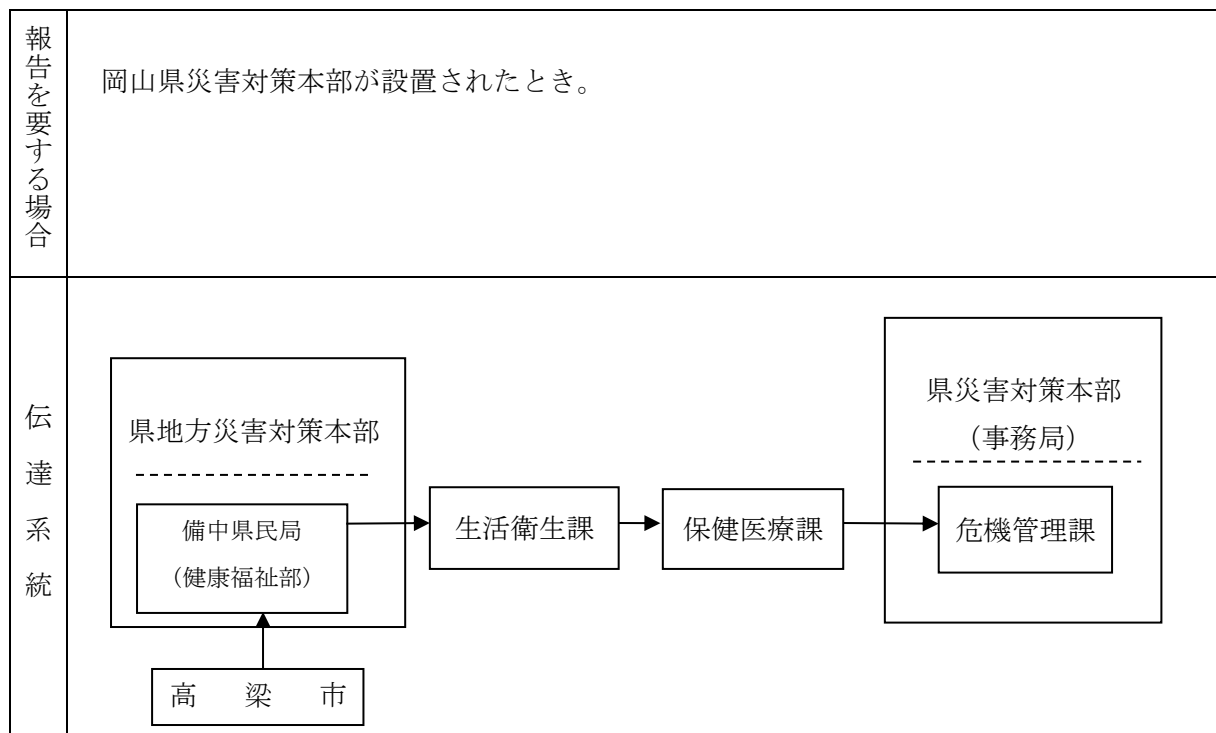
(カ) 治山被害

報告を要する場合	岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害(林地崩壊、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共施設に被害があったとき。)が発生したとき。
伝達系統	<pre> graph TD subgraph "県地方災害対策本部" subgraph "備中県民局" direction LR A["地域事務所 → 農林水産"] end end B["高梁市"] --> A A --> C["治山課"] C --> D["農政企画課"] D --> E["危機管理課"] subgraph "県災害対策本部 (事務局)" E end </pre>

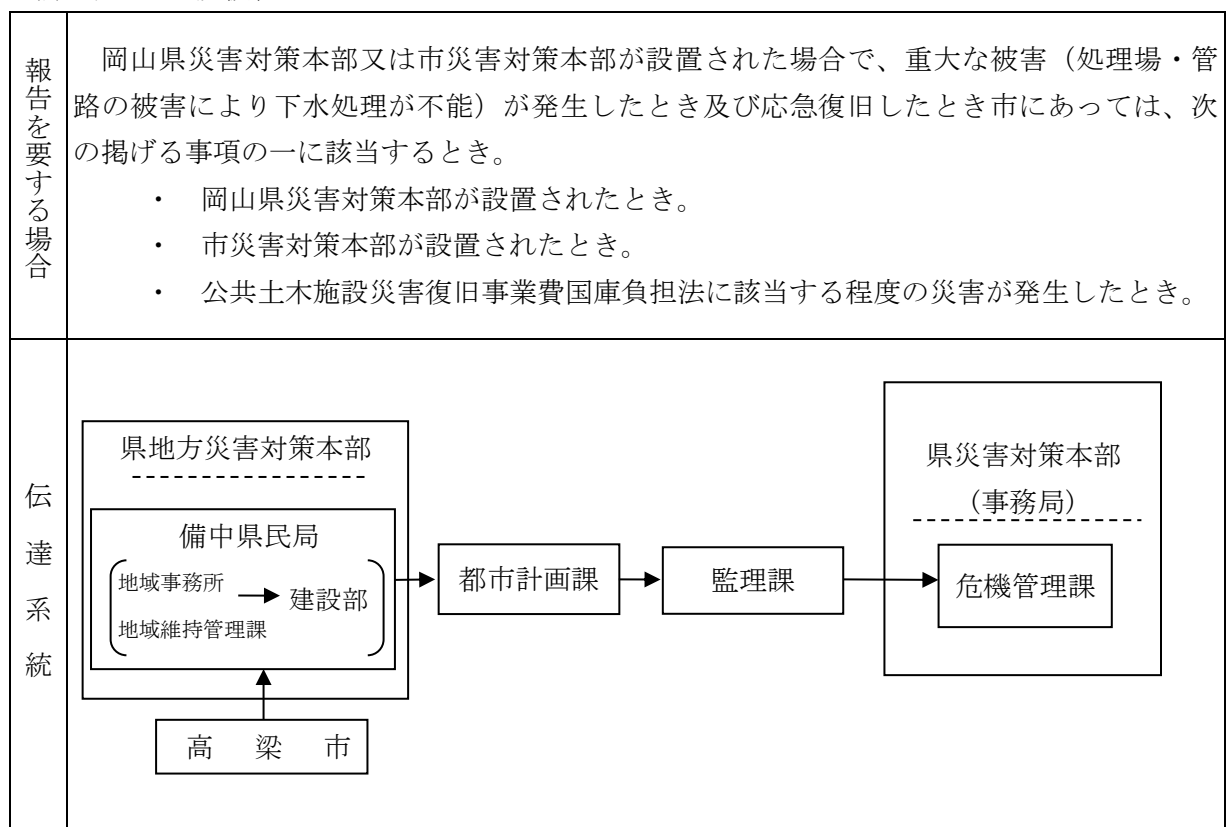
(キ) 道路施設被害



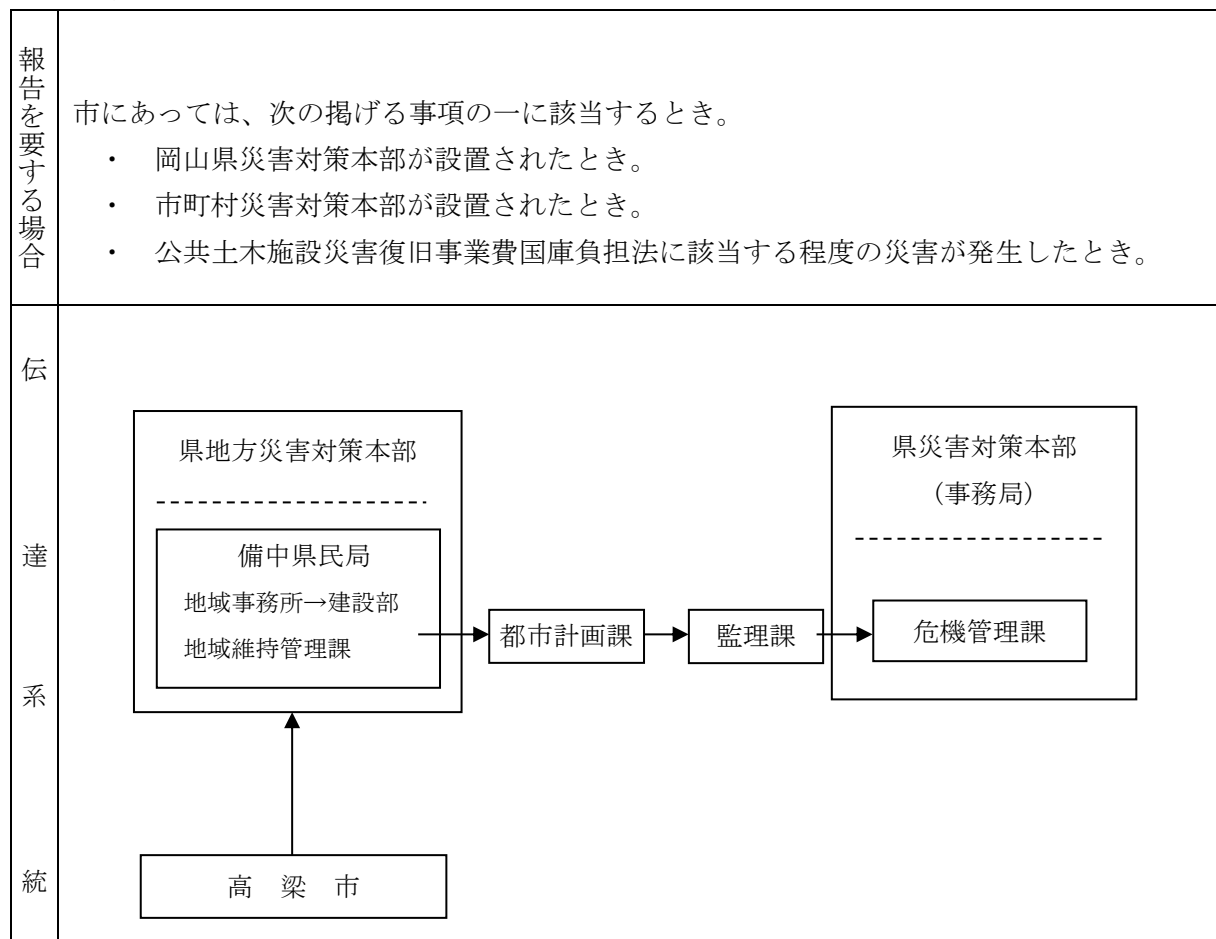
(ク) 水道施設被害



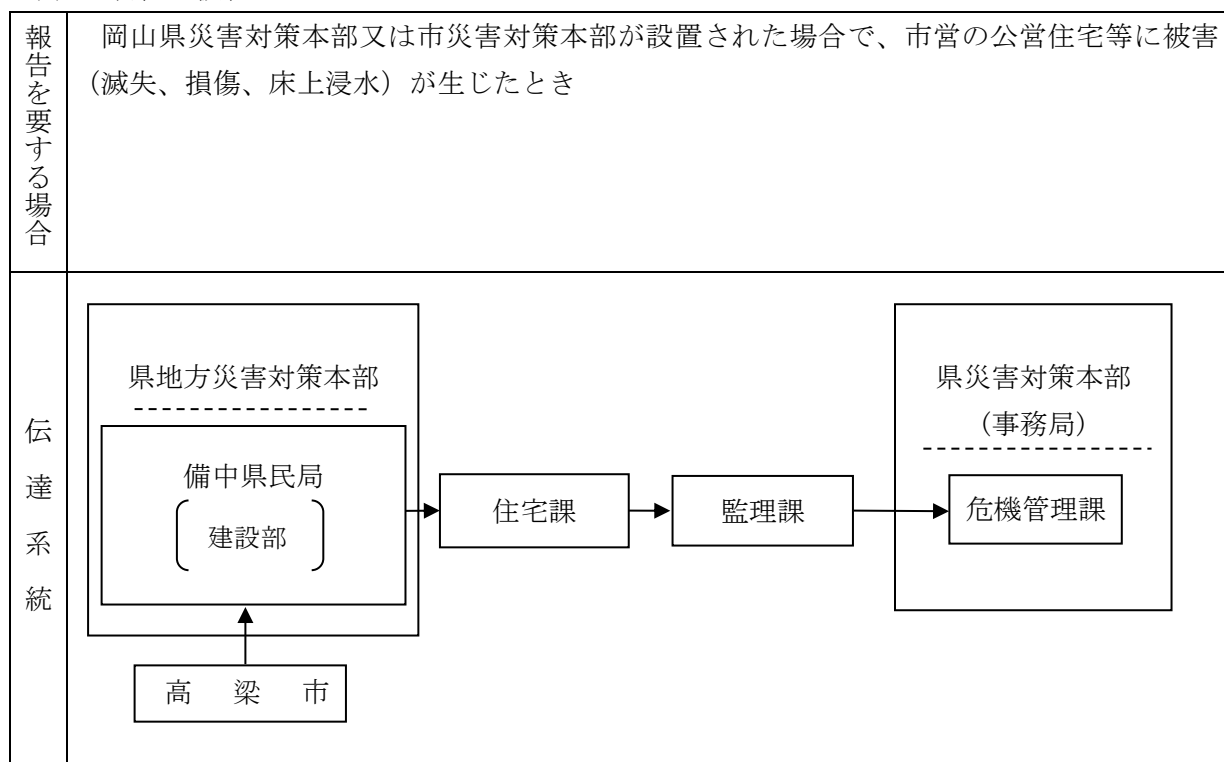
(ケ) 下水道施設被害



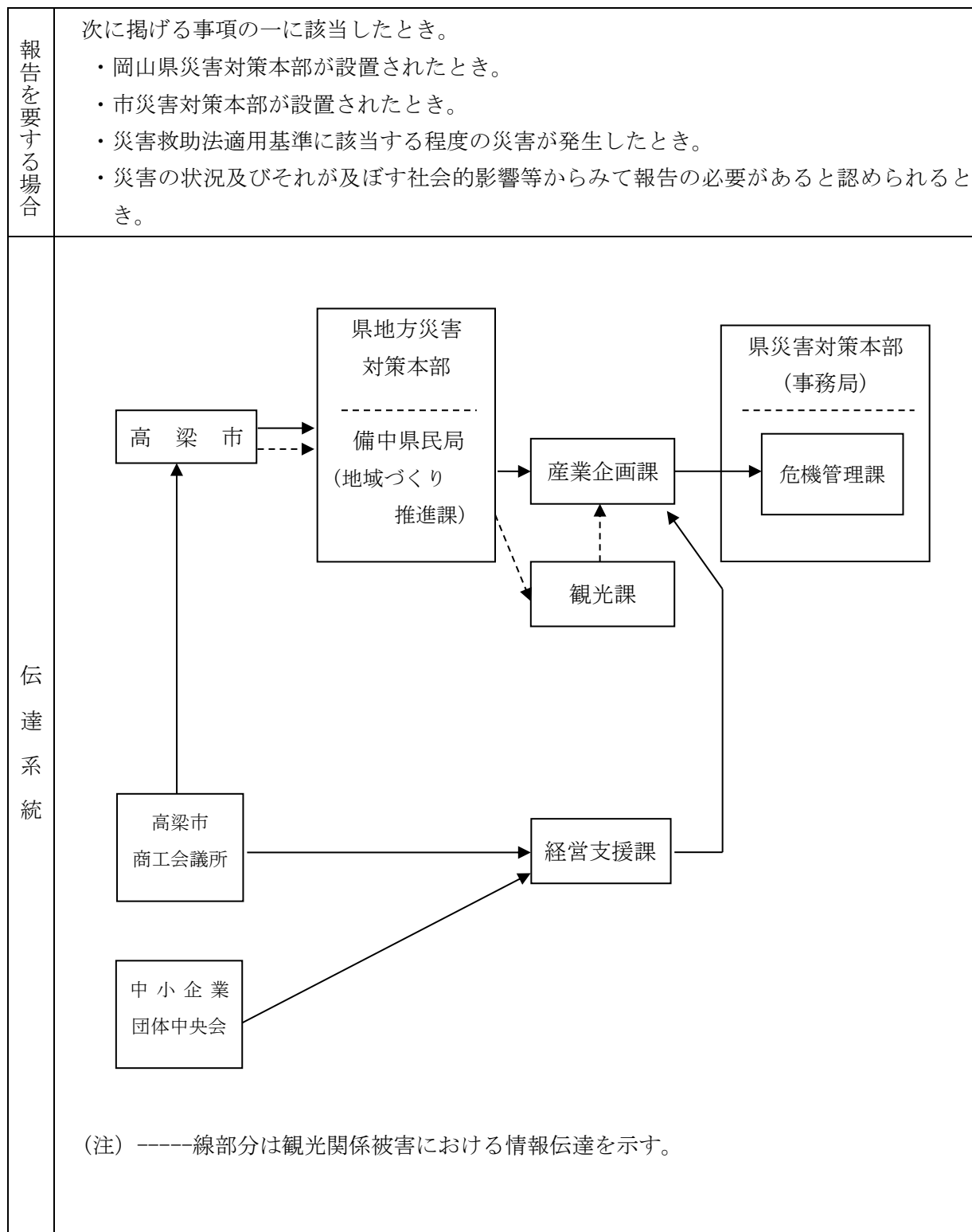
(コ) 都市公園等施設被害



(カ) 公営住宅被害



(シ) 商工関係被害等



様式1-1 (災害発生時)

災害発生通報

報告日時	年	月	日	市町村名		電話番号	
		時	分	報告者名			

災害名

第 報

災害の概況	発生場所				発生日時		年		月		日			
							時		分					
被害状況	死傷者	死者	人	重傷者	人	住家	全壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯		
		不明者	人	軽傷者	人		半壊	棟	世帯	床下浸水	棟	世帯		
							一部破損	棟	世帯					
						非住家	公共建物全壊		棟	その他全壊		棟		
							公共建物半壊		棟	その他半壊		棟		
	応急対策の状況	災害対策本部の設置状況			設置	年		月		日		時		分
解散					年		月		日		時		分	
○避難指示等の発令状況 種 別： 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保 発令の日時： 年 月 日 時 分 解除日時： 年 月 日 時 分 対象地区等： 対象人員： 世帯 人 ○避難所の設置状況 開設避難所名： ○対応状況														
その他														

様式1-2

災害速報（即報・確定報告）

市町村名					区分		被害			
災害名 確定年月日			災害名 第 報 (月 日 時現在)			田	流失・埋没	ha		
							冠水	ha		
							畑	流失・埋没	ha	
								冠水	ha	
報告者名					火災発生	学校	箇所			
						病院	箇所			
区分			被害			道路	箇所			
人的被害	死者		人			橋りょう	箇所			
	うち災害 関連死者	人		河川		箇所				
		行方不明者	人			海岸	箇所			
	負傷 者	重傷	人			港湾	箇所			
		軽傷	人			漁港	箇所			
	住家被害	全壊		棟			砂防	箇所		
世帯						下水道	箇所			
人						都市公園等	箇所			
半壊		棟		清掃施設		箇所				
		世帯		崖くずれ		箇所				
		人		鉄道不通		箇所				
一部破損		棟		被害船舶		隻				
		世帯		水道		戸				
		人		電話		回線				
床上浸水		棟		電気		戸				
		世帯		ガス		戸				
		人		ブロック塀等		箇所				
床下浸水		棟		り災世帯数		世帯				
		世帯		り災者数		人				
		人		建物		件				
非住家		公共建物		棟			危険物	件		
		その他		棟			その他	件		

この被害状況の情報は、災害の発生に際し、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要について、市町村から県に対して報告されるもの。

区 分			被害	災害対策本部等の設置状況	設置日時	日	時	分
公立文教施設		千円			解散日時	日	時	分
農林水産業施設		千円						
共土木施設		千円						
その他の公共施設		千円						
小計		千円						
その他の	農産被害	千円		災害救助法適用	適用日時	日	時	分
	林業被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円		1 1 9 番通報件数 件				
災害の概況								
応急対応の状況	消防機関等の活動							
	自衛隊の災害派遣				その他			

※被害額は省略することができるものとする。

(注) 記入要領 (被害判定基準)

項 目		記 入 要 領
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金等の支給に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められた者。(実際には災害弔慰金が支給されていない者も含めるが、当該災害が原因で所在が不明な者は除く。)
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを母屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍等を1世帯として扱う。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成部(壁、柱、はり、屋根又は階段)の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする(床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く)。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	全壊及び半壊には該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
その他	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
その他	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に漬かったものとする。
	畑の流・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。

項 目		記 入 要 領
	学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
その他	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不可能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
	冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通行不能	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河川海岸	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。 海岸法(昭和31年法律第101号)第2条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
	破堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れこむ状態のものとする。
	その他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	漁港	漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第3条第1号に規定する外郭施設、係留施設、水域施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	下水道	下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第2号に規定する下水道施設とする。
	都市公園等	都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令(平成15年政令第162号)第2条第2号に掲げる公園又は緑地とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊(いわゆる崖くずれを含む。)による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。

項 目		記 入 要 領
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

項目		記入要領
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
大災発生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害額	公立文教施設	公立の文教施設とする
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、水道、下水道及び都市公園等とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	（注）災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。	
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
市町村災害対策本部の設置状況		災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。
消防機関の活動状況		地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による応援があった他の市町村の消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。なお、確定報告の際は、消防職員と消防団員に分けて出動延べ人員を記入すること。
自衛隊の災害派遣		自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

様式2

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時刻	時 分		
発信機関		受信機関			
発信者名		受信者名			
内 容					
発生	日時	日 時 分			
	場所				
	原因				
人的被害の状況	被害程度	1 死亡 2 行方不明 3 重傷 4 軽傷			
	氏名等	(氏名) (生年月日) (性別)			
	住所				
	収容先				
	その他参考事項(応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)				
住家被害の状況	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
	棟	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人	人
	応急対策の状況				

様式3

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時限	日	時	分頃	受信時刻	時			分
発信機関				受信機関				
発信者名				受信者名				
内 容								
避難 状 況	避難先	地区名	避難の種類及び日時	世帯数	人数	屋内 屋外 の別	今後の見通し	
			(高齢者等避難、避難 指示、自主避難) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外		
			(高齢者等避難、避難 指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外		
			(高齢者等避難、避難 指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外		
			(高齢者等避難、避難 指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外		
			(高齢者等避難、避難 指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外		
救護所開設状況	救護所名		設置場所	収容人数		実施機関		
				重傷	軽傷			

様式4

公共施設被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時刻	
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア 河川 イ 海岸 ウ 貯水池・ため池等 エ 砂防		
	オ 治山 カ 港湾・漁港 キ 道路 ク 鉄軌道		
	ケ 電信電話 コ 電力 サ ガス シ 水道		
	ス 下水道 セ 都市公園等 ソ 公営住宅等		
	タ その他()		
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域 区 間		
	管理者	(電話)	
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の状況		
	復旧見込		
	その他 参考事項		

様式5

商工関係被害

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

(市町村名：)

(単位：千円)

区分	商業関係		工業関係		その他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係 全般								
うち中小 企業								

(注) 1 中小企業の定義(中小企業基本法)

- ① 工業・鉱業等については、従業員 300 人以下又は資本金 3 億円以下の事業所
- ② 卸売業については、従業員 100 人以下又は資本金 1 億円以下の事業所
- ③ 小売業については、従業員 50 人以下又は、資本金 5 千万円以下の事業所
- ④ サービス業については、従業員 100 人以下又は、資本金 5 千万円以下の事業所

2 業種区分

商業関係には、卸売業・小売業(飲食業を含む。)を、工業関係には製造業を、その他には、建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること。

3 被害者数は事業所数で記入すること。

4 観光関係被害は経常しないこと(様式6に計上すること。)

様式6

観光関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区 分	被害数	被害額	備 考
県営施設関係		千円	
市町村営施設関係			
団体営施設関係			
会社個人営施設関係			
合計			

(注)備考欄には、施設名等参考事項を記入すること。

様式 7
第1号様式(火災)

消防庁受信者氏名

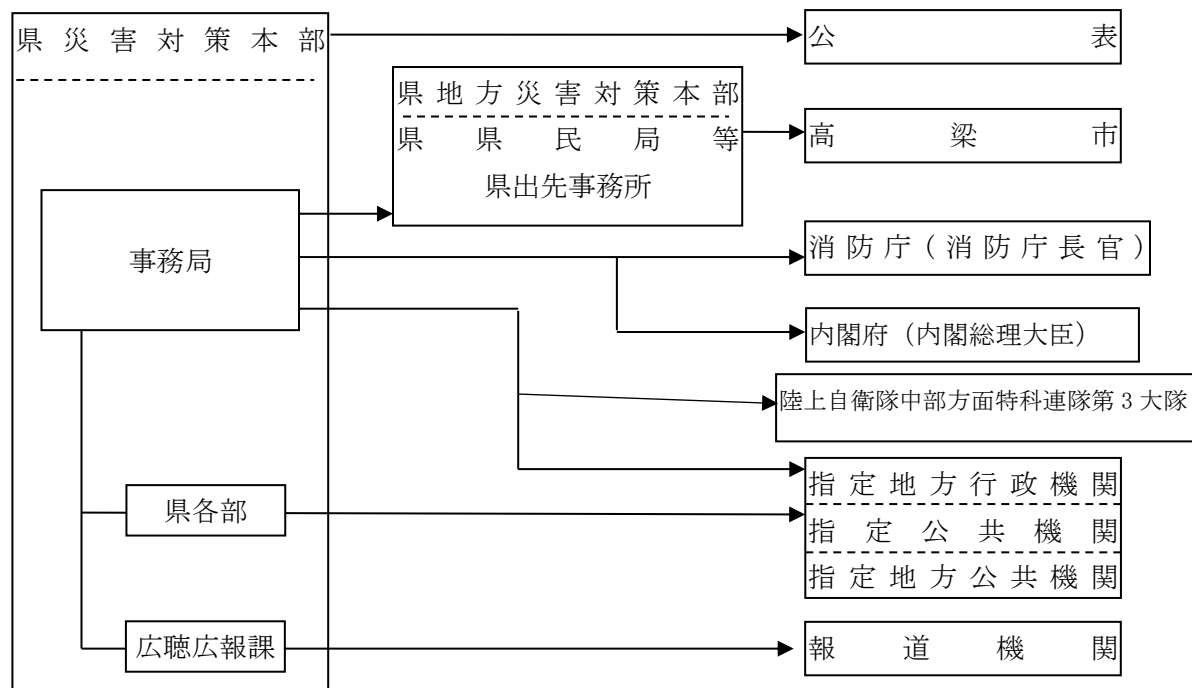
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他									
出火場所										
発生日時 (覚知日時)		(鎮圧日時) 鎮火日時								
火元の業態・ 用途		事業署名 (代表者名)								
出火箇所		出火原因								
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽傷 人	死者の生じた理由								
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²							
焼損程度	<table border="0"> <tr> <td>全焼</td> <td>棟</td> <td rowspan="3">} 計 棟</td> </tr> <tr> <td>半焼</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼</td> <td>棟</td> </tr> </table>	全焼	棟	} 計 棟	半焼	棟	部分焼	棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
全焼	棟	} 計 棟								
半焼	棟									
部分焼	棟									
り災世帯数	世帯	気象状況								
消防活動 状況	消防本部(署) 消防団 その他(消防防災ヘリコプター等)	台 台 台・機	人 人 人							
救急・救助 活動状況										
災害対策本部 等の設置状況										
その他参考事項										

(注)第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

イ 岡山県災害対策本部の設置又は廃止の通知

県は、岡山県災害対策本部が設置され、又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。



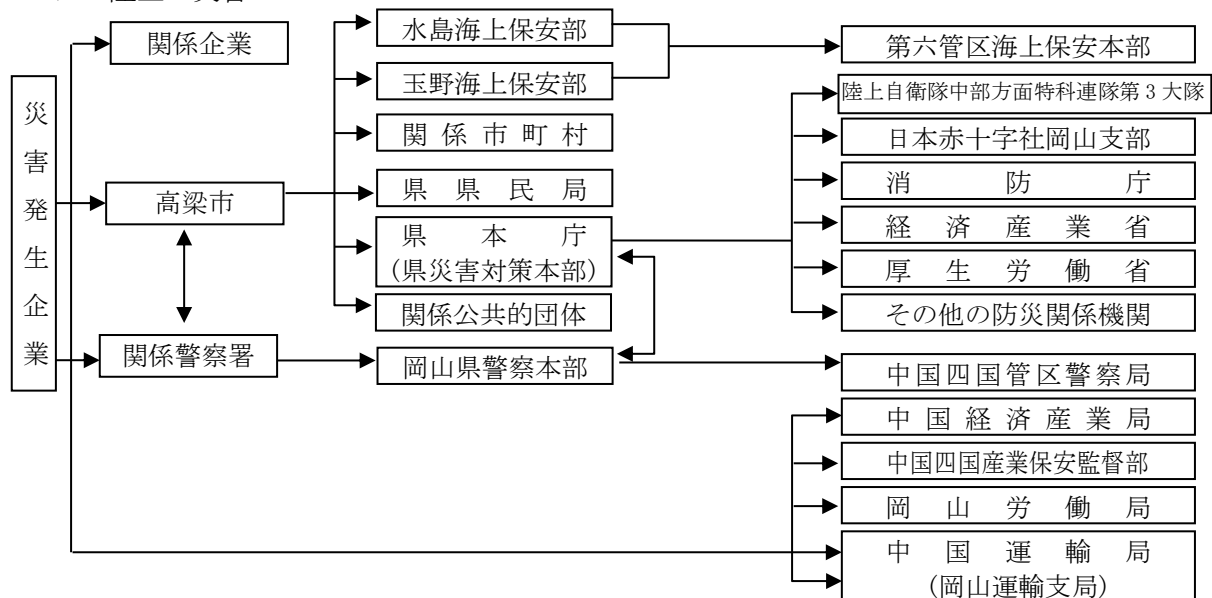
ウ 被害状況の照会

各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

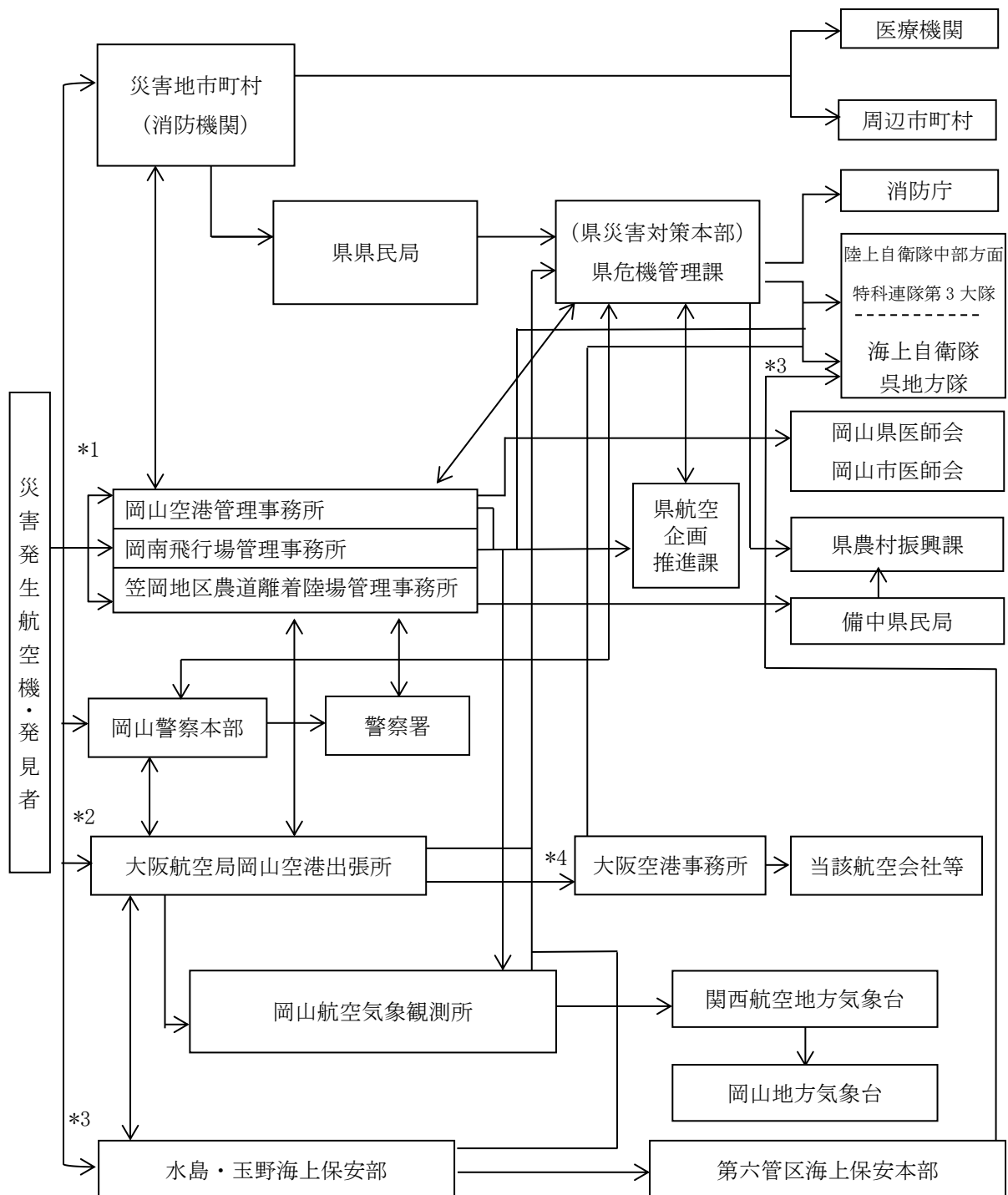
なお、全県的な被害概況については、岡山県災害対策本部事務局へ照会する。(河川海岸、貯水池、ため池、砂防被害、治山被害、港湾施設被害、水道施設被害等についての詳細は、県各部関係課に照会する。)

(5) 事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統

ア 陸上の災害



イ 航空機災害の場合



*1 各空港又はその周辺で発生した場合

*2 岡山空港又はその周辺（半径9km以内）で発生した場合

*3 海上で発生した場合

*4 岡山空港以外で発生した場合

(6) その他の情報の伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

第3章 災害広報及び報道

1 方針

災害時の混乱した状態においては、人心の安定、秩序の回復を図ることが重要であるので、災害の状態や災害応急対策の実施状況、安否情報など、住民等が必要とする情報の提供について定める。

2 実施内容

(1) 災害広報

各機関は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るとともに、放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して次の事項について広報を実施する。

なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

- ア 災害の発生状況
- イ 安否情報
- ウ 地域住民のとるべき措置
- エ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令
- オ 災害応急対策の状況
- カ 道路情報
- キ 食料、生活必需物資等の供給状況
- ク ライフラインの復旧状況
- ケ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- コ 二次災害に関する情報
- サ 被災者生活支援に関する情報
- シ その他必要事項

(2) 災害報道

市は報道機関に対して災害に関する情報の発表を行う。

市は、ラジオ、テレビ（CATVを含む。）について災害時における情報連絡手段として有効に活用し、必要に応じ緊急放送や応援広報等の要請を行う。

(3) インターネットホームページ等

市は、交通情報、ボランティア情報、被災者支援情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネットホームページによる情報を提供するように努める。

また、電子メール、防災ラジオ等を活用し、災害に関する情報や避難情報等を提供するように努める。

(4) 情報提供媒体に関する配慮

市は、被災者のおかれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られて

いることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

(5) 問い合わせ窓口の設置

市は、必要に応じ発災後速やかに、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(6) 災害用伝言ダイヤル等の提供

西日本電信電話株式会社は、大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（Web171）」の提供を行う。

(7) 外国人向けの情報提供

生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。

市は県から、災害に関する情報を必要に応じて外国語に翻訳したデータの提供を受け、外国人に対してこれらの情報を迅速に提供する。

3 応援協力団体

- (1) 報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (3) 各機関は、災害時に住民等に対し必要な情報を伝達できるよう、平常時から報道機関との関係づくりに努める。

第4章 罹災者の救助保護

第1節 災害救助法の適用・運用

1 方針

制度の内容並びに適用基準及び手続の概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合に、迅速に法を適用し、救助を実施する。

2 実施内容

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が行い（法定受託事務）、市長がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

救助の程度、方法及び期間に関しては、知事が内閣総理大臣の定める基準に従って定めており、県及び市が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市は一時繰替支弁する必要があることがある。

(2) 災害救助法による救助の種類

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 災害にかかった者の救助
- キ 災害にかかった住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の搜索
- サ 死体の処理
- シ 住居又はその周辺の土砂等の障害物の除去

(3) 適用基準

市長からの情報提供に基づき、次のア～オの適用基準のいずれかに該当する場合は、災害救助法を適用する。

- ア 市の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市町村の人口		住家が滅失した世帯数
	5,000 人未満	3 0
5,000 人以上	15,000 人未満	4 0
15,000 人以上	30,000 人未満	5 0
30,000 人以上	50,000 人未満	6 0
50,000 人以上	100,000 人未満	8 0
100,000 人以上	300,000 人未満	1 0 0
300,000 人以上		1 5 0

(注) 半壊等の換算については、災害救助法施行令第1条第2項等参照。

イ 県下の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、市の住家滅失世帯数がアに定める数の2分の1以上であるとき。

ウ 県下の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

カ 災害が発生する恐れがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域が告示され、当該所管区域内の市の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

(4) 適用手続

ア 市の措置

市長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被災状況が(3)の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けるものとする。

災害救助法に基づく救助の実施にあたっては、完了までの間、日毎に救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供をするものとする。

第2節 避難の指示等及び避難所の設置

1 方針

災害により危険が急迫し、住民の生命・身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一

次的責任者である市長を中心として相互に連携をとり、地域住民に対し、避難のための立退きを指示して安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び避難所の設置について定める。

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

2 実施内容

(1) 避難指示等及び報告・通知

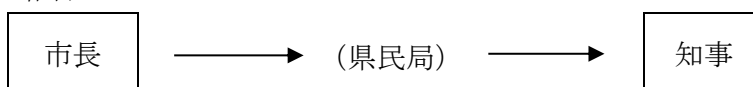
ア 市長（災害対策基本法第60条第1項）

(イ) 指示等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難、避難指示の発令を行う。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(ロ) 報告

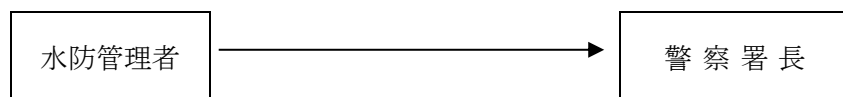


イ 水防管理者（水防法第29条）

(イ) 指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

(ロ) 通知



ウ 警察官

(イ) 警察官職務執行法第4条による措置

災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置を講じる。

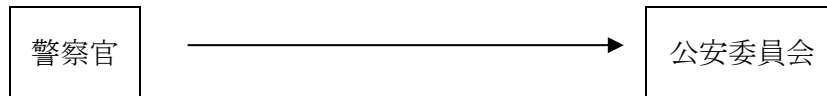
(ロ) 災害対策基本法第61条による措置

(1) の市長による避難のための立ち退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示

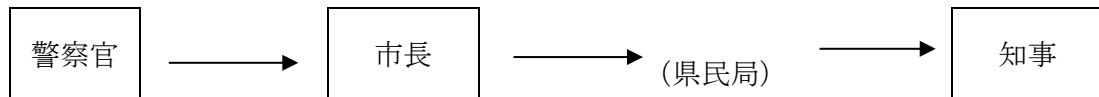
することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

(ウ) 報告・通知

(ア) の場合の報告



(イ) の場合の通知



エ 避難指示等の判断・伝達

市は、国の「避難情報に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難指示等の判断・伝達を行う。また、避難指示等の判断・伝達の実施に当たっては、以下の点に留意する。

(土砂災害に関する事項)

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割したうえで、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(洪水に関する事項)

市は洪水に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等に分かりにくい場合が多いことから、立ち退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

(共通事項)

- a 高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- b 避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- c 避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

(2) 警戒区域の設定

ア 市長（災害対策基本法第 63 条第 1 項）

(ア) 立入りの制限・禁止、退去

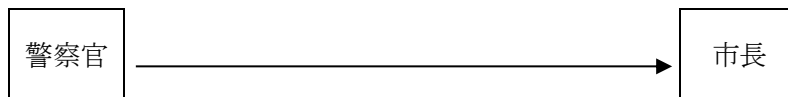
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

イ 警察官（災害対策基本法第 63 条第 2 項）

(ア) 立入りの制限・禁止、退去

市長若しくは市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項に規定する市長の職権を行うことができる。

(イ) 通知

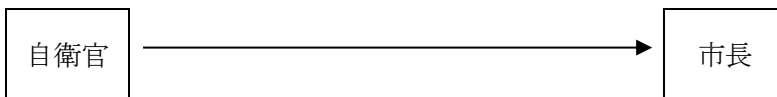


ウ 自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項）

(ア) 立入りの制限・禁止、退去

市長（市の委任を受けてその職権を行う市の吏員を含む）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、災害対策基本法第 63 条第 1 項に規定する市長の措置をとることができる。

(イ) 通知



(3) 指示の周知徹底

実施責任者は、避難指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、C A T V、防災ラジオ、メール配信サービス、広報車、伝達員等により伝達する。

(4) 指定緊急避難場所の開設

発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

(5) 避難誘導及び移送

ア 避難誘導

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては県警察及び市が誘導を行う。誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障害のある人、高齢者、幼児等の避難を優先して行う。

イ 住民への避難誘導体制

避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水の発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

ウ 避難の受入れ及び情報提供

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」へ移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。

風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、消防団（水防団）等と連携を図りながら、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対する避難のための高齢者等避難の発令や指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

住民に対する避難のための高齢者等避難の発令や指示等を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

災害の状況に応じて避難指示等が発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への退避や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

危険の切迫性に応じて避難指示の伝達文の内容を工夫すること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にすること、その対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

住民への避難指示等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始め、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ（ＣＡＴＶを含む。）、ラジオ（防災ラジオを含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能、メール配信サービスを含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

エ 移送

指定緊急避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、2以上の避難路を選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不適當となった場合は別の避難所に移送する。

なお、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、平常時からヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時、緊急輸送手段としてその活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプター等による移送を実施する。

(6) 指定避難所の設置

ア 指定避難所等の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形等及び想定される災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定する。

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対しては、円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所に指定された施設の管理者は、避難生活の環境を良好に保つため、換気、照

明等の施設の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等に活用等を含めて検討するよう努める。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう計画する。

また、避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

そのために、災害時における避難所設置手続きについて、次の事項を内容とするマニュアルをあらかじめ策定する。

- (ア) 指定避難所の開設・管理責任者、体制
- (イ) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
- (ウ) 本部への報告、食料、毛布、仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- (エ) 防災関係機関への通報連絡体制の確立
- (オ) シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）
- (カ) その他開設責任者の業務

イ 指定避難所の施設設備の整備

指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所の学校等の施設において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進め、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する家庭動物のためのスペースの確保に努める。

ウ 指定避難所としての適当な施設

指定避難所として適当な施設は、公私立学校、公民館、コミュニティハウス等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握、確認しておく。

エ 指定避難所の開設

発災時に必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速や

かに県に報告する。災害が広範囲に及び市域の多数の地域で避難所を開設する必要がある場合は、各地域において拠点となる指定避難所を開設し、住民が自主的に開設する避難所との連携を図る。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。避難所に指定された施設の管理者は、市町村と緊密な連絡をとる。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内または避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

オ 福祉避難所の開設

発災時に必要に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。また、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、避難所の管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市町村、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れる。

カ 宿泊施設提供事業の実施

宿泊施設提供事業を実施する場合は、県に事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受け、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないように連絡体制を構築する。

キ 避難経路の表示

市は、避難所及びその位置を住民に徹底させるため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示板・標識を立てておく。

ク 避難施設の耐震診断

市は、診断結果等に基づき適切な避難所の確保に努める。

(7) 避難所の運営管理

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所に市の職員等を配置する。

ア 避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。

イ 常に市災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。

ウ 避難所が万一危険となった場合は、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講じる。

エ 避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講じる。

オ 避難所内の避難行動要支援者に対しては、個別避難計画に基づき適切な措置を講じる。

カ 健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

キ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあつては、県や他の市町村に対して協力を求めるなど、適切迅速な措置を講じる。

ク 市は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

ケ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。併せて、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に対応し、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じる被災者支援の観点から難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人事の確保・育成に努める。

コ 市は、それぞれの避難所に受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

サ 避難場所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難場所における安

全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。

シ 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

ス 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

セ 市は、災害の規模等にかんがみて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用、被災宅地危険度判定の実施による安全な自宅への早期復帰等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

ソ 避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進める等により、その改善に向けた体制の整備を図る。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

タ 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じられるよう努める。

チ 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

ツ 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

テ 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

ト 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

ナ 市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、当該スペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を当該スペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

(8) 避難体制の明確化

市長は、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難計画を策定し、市地域防災計画に記載する。

とりわけ、避難行動要支援者を速やかに避難誘導させることに配慮し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努めることとする。

なお、避難計画の策定に当たっては、災害危険箇所の把握に努めるとともに危険箇所ごと

の避難所と経路を明示する。

3 応援協力関係

- (1) 市は、自ら避難者を誘導し、又は移送することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (2) 市は、自ら避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難所の開設について応援を要請する。
- (3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 広域一時滞在

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

5 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）による。

第3節 救出計画

1 方針

市長は、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救出、保護し、負傷者については医療機関に収容するものとする。

なお、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

2 実施内容

- (1) 市長は、救出を必要とする事態が発生したときは、直ちに消防機関、県警察等の関係機関と連携協力して、迅速かつ的確な救出救護、医療機関等への搬送等を実施する。
- (2) 救出活動は、消防機関、市職員、ボランティア等によって行うものとし、市のみでは実施が困難な場合は、他の市町村又は県に対して応援を要請する。

3 災害救助法による実施基準等

市長が、県知事の委任により災害救助法施行細則に基づき実施する。

(1) 対象者

ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

イ 災害のため、行方不明の状態にあり、生死が明らかでない者

(2) 期間

災害発生の日から 3 日以内とする。ただし、特別の事情がある場合、市長は、県知事に期間の延長を申請するものとする。

(3) 経費の基準

経費は、通常の実費とし、次の範囲のものとする。

ア 借上費又は購入費

救出に必要な機械器具の実際に使用した期間分の借上費又は購入費

イ 修繕費

救出のための使用した機械器具の修繕費

ウ 燃料費

機械器具の使用に必要なガソリン代、軽油代等あるいは救助実施のため必要な照明用の灯油代金等

第4節 食料の供給

1 方針

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生じるおそれがある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、食料の応急供給及び炊出し等を実施する必要があるので、その方法について定める。なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、住宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保に努める。

2 実施内容

(1) 食料の応急供給

ア 市は、炊き出し給食を行うなど食料の確保の必要があるときは、次により確保する。

(ア) 米穀

事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。

米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、県に確保を要請する。

(イ) その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

イ 市はアによる方法で米穀を確保することが困難な場合で、直接知事の指示を受けることができないときで災害救助法が発動された場合は、「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日総食第 113 号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省農産局長に要請し、政府所有米穀の引き渡しを受けることができる。

(2) 炊き出しその他による食料の給与

ア 市は応急的に協定等に基づく食料をもって給与を行うこととし、給与期間及び被災者の実態を勘案して、米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出し等を行う。なお、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象とし、この場合は、現物をもって支給する。

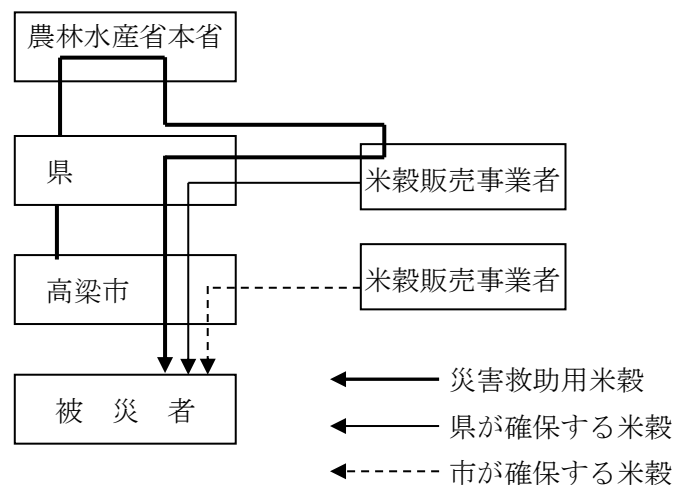
イ 炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

ウ 市は、炊き出し用米穀を必要に応じ米穀販売事業者から確保するものとするが、確保が困難な場合は、県に申請して売却決定通知を受け実施する。

(3) 炊き出し用として給食する場合の経路（各機関）

ア 県・市調達

[応急用米穀]



3 応援協力関係

(1) 市は、自ら炊き出しその他により食料を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ炊き出しその他による食料の給与の実施並びにこれに要する人員及び食料について応援を要請する。

(2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食料の供給の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第5節 飲料水の供給

1 方針

災害により水道施設に支障が生じ飲料水の供給が断たれたとき、被災者の生活を維持する観点から、必要最小限度の飲料水を確保し、供給する方法について定める。なお、飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

2 実施内容

取水する水源については、最寄りの非被災市町村と協議して確保し、これによることが困難な場合は、比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ過機によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水する。

3 応援協力関係

- (1) 市は、自ら飲料水を供給することが困難な場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。
- (2) 応援の要請等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第6節 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与

1 方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与し、又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるので、その方法について定める。なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、住宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズ差違にも十分配慮する。

2 実施内容

被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのご程度の生活必需品等を給与し、又は貸与する。

- (1) 市は、備蓄品の放出又は生活必需品取扱業者との協定等により調達する。

3 応援協力関係

- (1) 市は、自ら生活必需品等を給与し、又は貸与することが困難な場合は、他市町村又は県へ生活必需品等の給与又は貸与の実施並びにこれに要する人員及び生活必需品等について応援を要請する。

- (2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第7節 医療・助産

1 方針

災害により医療等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるので、その方法について定める。

災害時の医療供給の拠点である災害拠点病院において、被災した地域の医療供給が継続できる体制の整備、災害拠点病院等において、災害急性期の迅速な医療救護活動に従事する災害派遣医療チーム（DMA T）及び災害支援ナースの派遣体制の整備を行う。

2 実施内容

(1) 医療

ア 市長は救護班を編成して医療に当たるものとするが、そのいとまがない場合は、最寄り一般診療機関で治療させる等の措置を講じる。

イ 重傷患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合は、病院又は診療所へ移送して治療する。

ウ 医薬品、医療用血液を確保し、必要に応じ搬送する。

エ 救護班は、災害直後の混乱した時期にあつて、法医学関係者、県警察協力医会、県警察歯科医師会などによる死体検案の体制が整うまでの間は、死体検案に協力する。

(2) 助産

医療に準ずる。

3 応援協力関係

- (1) 医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。また、多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらに、その旨をBCPに記載する。

- (2) 市は、市内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ医療、助産の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

- (3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

5 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第8節 遺体の搜索・検視・処理・埋火葬

1 方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、搜索収容し、検視・遺体安置場所の確保、検視、処理、埋火葬を行う必要があるので、その方法について定める。

2 実施内容

(1) 遺体の搜索

市は、県警察、防災関係機関の協力を得て、遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

(2) 検視・遺体安置場所の確保

市は、避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定するよう努める。

(3) 遺体の検視、処理

ア 県警察は、必要に応じ、医師等の協力を得て、収容した遺体について、遺体の検視、身元確認等を実施する。

イ 市は、県警察、医師等に依頼して、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を行う。

ウ 市は、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次により処理する。

(ア) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(イ) 遺体の身元確認のために相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋火葬等ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集め、埋火葬等の処置をするまで一時保存する。

(4) 遺体の埋火葬等

市は、自ら遺体を埋葬し、又は火葬に付し、及び棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

ア 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬とする。

イ 被災地域以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋火葬等は、行旅死亡人としての取扱いとする。

3 応援協力関係

(1) 市は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬等を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の搜索、処理、埋葬等の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請

する。

(2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第9節 防疫・保健衛生

1 方針

被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすく、これらを防ぐための防疫、保健衛生活動を実施する必要があるため、その方法について定める。

2 実施内容

(1) 防疫

ア 消毒等

市は、被災の直後に衛生委員等の協力を得て、家屋、その他の場所の消毒等を実施する。

イ 仮設トイレの設置

市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力による仮設トイレやマンホールトイレの早期設置や、より快適な簡易トイレ等の設置に努める。

ウ ねずみ、昆虫等の駆除

市は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による生活用水の供給

「第5節 飲料水の供給」に準じて実施する。

オ 避難所の防疫

市は、避難者の健康状況の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

カ 臨時予防接種

市は、県から予防接種法による臨時予防接種の指示があった場合、これを実施する。

キ 動物の管理

家庭動物の保護収容や飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への相談対応、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。

ク その他の防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定により実施する。

(2) 要配慮者への配慮

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

(3) 巡回健康相談等

保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(4) 心のケア

被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、訪問や保健所での精神保健相談等により心のケアを実施する。

3 応援協力関係

- (1) 市は、県の実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を行う。
- (2) 市は、自ら防疫活動を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ防疫活動の実施並びにこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。
- (3) 市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。
- (4) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第10節 廃棄物処理等

1 方針

被災地から排出されるごみ及びし尿を迅速かつ適正に収集・運搬、処分することにより、生活環境の保全を図ることについて定める。

2 実施内容

(1) 災害廃棄物処理計画

ア 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づいて、適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体や民間事業者との連携・協力のあり方等について、具体的に示すものとする。

イ 市及び事業者は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

(2) ごみ・し尿の収集、処理

ア 市は、一般廃棄物処理施設等の浸水対策を講じる。

イ 市は、市内の組織・体制を整備する。

ウ 市は、風水害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿の広域的な処理計画を作成すること等により、風水害時における応急体制を確保する。

エ 市は、施設の被害状況、粗大ごみ等の発生量、建物被害状況等について情報収集を行うとともに、県及び国との情報共有に努める。

オ 市は、地域防災計画、災害廃棄物処理計画に基づき、風水害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、風水害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。

処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努めるとともに、がれきの処分に当たっては、アスベストの飛散防止措置を講ずる。

カ 市は、必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。

キ 市は、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な施設を整備するよう努める。

(3) 死亡獣畜の処理

市は、死亡獣畜を処分する場合には、原則として死亡獣畜取扱場で行う。死亡獣畜取扱場で処理できないときは、環境衛生上支障のない場所に埋却する。

3 応援協力関係

(1) 市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。さらに、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

(2) 市は、(1)の相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。

(3) 市は、ごみの仮置場を確保できない場合は県に支援を要請する。

(4) 協力・支援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(5) 市は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第11節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去

1 方針

災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没）して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供与する。また、雨水の浸入等により住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、被害の拡大防止のための緊急修理を実施する。さらに、土石、竹木等の住家への流入により住むことが不可能となり、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常に必要な最小限度の部分の生活修理、又は障害物の除去を実施する。

2 実施内容

(1) 応急仮設住宅の建設等

ア 建設場所の選定

(ア) 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、被災者の健全な住生活の早期確保を図るため、建設予定台帳を基に速やかに建設する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

(イ) 市は、建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水を得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所を選定するとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起らないよう十分協議のうえ選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(ウ) 市は、相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

イ 管理及び処分

(ア) 応急仮設住宅は、被災者に対して一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(イ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに実施する。

ウ 公営住宅等のあっせん

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

(2) 住宅の応急修理及び障害物の除去

直接又は建設業者、土木業者に請け負わせて実施する。

(3) 要配慮者への配慮

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮する。特に避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、要配慮者向け応急仮設住宅の建設等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の推進を図り、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

3 応援協力関係

(1) 市は、自ら応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、経費等については、災害救助法施行細則による。

風水害の被害が大規模な場合は、「震災対策編」に記載の各種対策の実施について検討する。

第12節 文教災害対策

1 方針

災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。また、応急の教育に関する活動として、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の免除、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じる。

2 実施内容

(1) 被害状況、休業措置等の報告

ア 臨時休業等の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、校（園）長は、気象情報等に注意するとともに、教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して休業等適切な措置を講じる。

イ 被害状況、休業措置等の報告

被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第 63 条等に基づき教育委員会又は知事へ同様に報告する。

(2) 教育施設の確保

ア 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

- (ア) 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。
- (イ) 被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。
- (ウ) 被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂、その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。
- (エ) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

イ 臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

- (ア) 臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。

- (イ) 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。
- (ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。
- (3) 児童生徒の就学援助措置等
 - ア 教科書・学用品等の給与
 - (ア) 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。
 - (イ) 災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品の給与については、県子ども・福祉部と連携をとり迅速な措置を講じる。また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。
 - イ 心のケアの実施
 - 被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、市は、教職員への研修、精神科医や公認心理士等による巡回相談を行う。
 - また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。
- (4) 社会教育施設等の保護
 - ア 社会教育施設等
 - 社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として、一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で、使用する。
 - イ 文化財
 - 国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第33条、第61条、第80条、第118条及び第120条により市町村教育委員会及び県教育委員会を経由して文化庁に届け出る。
 - 県指定の文化財が滅失、き損した場合は、岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第8条、第27条及び第36条により市教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。
 - 文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導に従い実施する。

3 応援協力関係

教科書・学用品等の給与

- ア 市は、自ら学用品等の給与を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達について応援を要請する。
- イ 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第5章 社会秩序の維持

1 方針

災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持について定める。

2 実施内容

市は、警察の実施する防犯活動、及び県が実施する物価の安定活動に対し、積極的に協力する。

第6章 交通規制

1 方針

災害時においては、災害対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、交通を確保するための交通規制を中心に定める。

2 実施内容

(1) 交通規制

ア 道路管理者による通行の禁止・制限

- (ア) 道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止し、又は制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講じる。
- (イ) 災害の発生するおそれがある場合又は災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合又は被災道路の応急補修若しくは応急復旧等の措置を講じる必要がある場合は、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。
- (ウ) 道路法に基づいて道路の通行を禁止し、又は制限したときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。
- (エ) 復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。
- (オ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

イ 相互連絡

県公安委員会、県警察及び道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行の禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を相互に通知する。

ウ 交通規制の標識等

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した道路標識等を設置する。ただし、緊急を要するため、道路標識等を設置するいとまがないとき又は設置することが困難なときは、警察官が現地において指示する等の措置を講じる。

エ 広報

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、道路交通情報板をはじめ、道路交通情報センター及び報道機関等を通じ、関係機関、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定して、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

3 応援協力関係

市は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、(社)日本自動車連盟に協力を要請する。

第7章 輸送

1 方針

災害時における対策要員及び資機材の輸送については、緊急性を要するので、輸送業務の円滑を期するため、その輸送力の確保及び災害輸送に関連する措置を中心に定める。

2 実施内容

(1) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認

災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（危機管理課、県民局）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署、交通検問所（臨時を含む。））に申し出て、緊急通行車両及び規制除外車両であることの確認（標章及び証明書の交付）をあらかじめ受けることができることについて、周知及び普及を図る。

3 応援協力関係

(1) 市は、自動車、船舶等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ輸送活動の実施又は自動車、船舶等の確保について応援を要請する。

(2) 市及び県以外の各機関は、自ら輸送活動を実施することが困難な場合は、中国運輸局を始め、一般社団法人岡山県トラック協会等の輸送関係機関へ自動車、船舶等の確保について応援を要請し、又は自衛隊その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。

また、配送作業の円滑化のため、必要に応じて一般社団法人岡山県トラック協会に物流専門家の派遣を要請する。

ただし、自衛隊に対する応援要請については、各機関（水島海上保安部・玉野海上保安部及び大阪航空局岡山空港出張所を除く。）は、県を通じて実施する。

(3) 市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、市は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難場所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

(4) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第8章 ライフライン（電気・水道等）の機能確保

1 方針

電気、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事を始め緊急措置を中心に定める。

2 電気

(1) 実施内容

[中国電力ネットワーク株式会社]

ア 災害時における応急工事等

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

イ 災害時における電気の保安

強風、塩害、浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講じる。

ウ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(2) 応援協力関係

[中国電力ネットワーク株式会社]

他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて、復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。

3 水道

(1) 実施内容

ア 応急給水の実施

減・断水の状況によっては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

特に、要配慮者に配慮した給水を行う。

イ 災害時における応急工事

(ア) 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

(イ) 取水、導水、浄水の施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

ウ 災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、

特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

エ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(2) 応援協力関係

ア 市は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部に応援を要請する。

要請に当たっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無、受渡し場所、期間を明示する。

4 工業用水道

(1) 実施内容

災害が発生した場合は、状況を的確に把握し迅速に応急処置を行い、企業との緊密な連絡体制の下、保安上必要となる保安用水の給水ができるよう早期の機能回復を図る。

ア 土木施設

(イ) 取水施設

被害状況に応じ、保安用水確保の措置を講ずる。

(ロ) 浄水施設

使用可能な設備の切り分け等の措置を講ずる。また、当該措置で対応できないときは、水を迂回させて原水供給を行うなどの対策を講じる。

(ハ) 導水・送水・配水施設

被害の状況に対して速やかに対応するとともに、二次災害を極力少なくするため、管路の寸断等の発生している箇所での切り分け等の措置を講じ、被害の拡大防止に努める。

イ 電気施設

災害の発生により、中国電力ネットワーク株式会社の配電線が被害を受け、電気が送られてなくなった場合、非常用発電機によりポンプ等の電源を確保し、保安用水確保に努める。

5 下水道

(1) 実施内容

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、下水道等の機能を維持するために必要な措置を講じる。

第9章 防災営農

1 方針

災害による農業関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対してなすべき措置を実施する。

2 実施内容

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

ア 農地

市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、湛水排除を図る。

イ ため池

市及び土地改良区は、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合は、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水・放流管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

ウ 用排水路

市及び土地改良区は、取水樋門等を操作し、又は水路開削・補強等の応急工事を実施することにより、水路の決壊防止に努める。

エ 頭首工

市及び土地改良区は、頭首工の保全のため必要な措置を講じるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

(2) 農作物に対する応急措置

ア 災害対策技術の指導

被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、県、農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

イ 病虫害の防除

(ア) 防除指導等

市は、病虫害の異常発生及びそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、県、農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指導する。

ウ 凍霜害防除

市及び農業協同組合は、伝達手段を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講じるよう措置する。

(3) 家畜に対する応急措置

ア 市は、県、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

イ 家畜の防疫

各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合は、市は、県や家畜防疫員等が実施する畜舎等の消毒、家畜への予防注射等に協力し、また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染

病予防法に基づき、死亡家畜等の適切な処理及び家畜等の移動制限等のまん延防止措置に協力する。

(4) 林産物に対する技術指導

ア 災害対策技術指導

市は、県、森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対し、被災苗木、森林に対する措置等林産物について技術指導を行う。

イ 風倒木の処理指導

風倒木の円滑な搬出等について、市は、県、森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

ウ 森林病虫害等の防除

森林病虫害等を防除するため、市は、県、森林組合の協力を得て、森林所有者に対しその防除活動について技術指導を行う。

エ 凍霜害防除

(2)ーウに準ずる。

3 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

ア 市及び土地改良区は、湛水排除の実施が困難な場合は、県を通じて中国四国農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼する。

イ 市は、ため池、用排水路等について応急工事の実施に必要な人員、資機材の確保について、県及び関係市町村に応援を要請する。

ウ 応援の要請を受けた市町村は、これに積極的に協力する。

エ 国は、洪水による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができる。

第10章 水防

1 方針

洪水、雨水出水、に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減するよう、水防活動を中心に定める。

2 実施内容

(1) 水防活動

ア 水防体制の整備

水防配備体制は第3編第1章第2防災組織計画によるが、各部班は、平常時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。

イ 水防団体等の出動

水防管理者は、水防上必要があると認めたときは、市地域防災計画の定める基準により各部班及び消防団（水防団）等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。なお、消防団員への動員要請は消防本部において行う。

ウ 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動から、各部班及び消防団（水防団）等に管轄の水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は直ちに報告させる。また、当該河川、堤防、ため池等の管理者及び県に報告する。

下水道管理者（市長）及びため池管理者（市長、土地改良区、所有者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に報告する。

- (ア) 裏法の漏水又は、飽水による亀裂及び崩壊
- (イ) 表法で水当たりの強い場所の亀裂及び崩壊
- (ウ) 天端の亀裂及び沈下
- (エ) 堤防の溢水
- (オ) 樋門の両袖又は底部よりの漏水
- (カ) 橋梁、その他の構造物と堤防との取付部分の異常

エ ため池、水門、こう門、ポンプ場等の操作

ため池、水門、こう門、ポンプ場等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

事前放流については、より効果的な運用について検討するとともに、利水者の協力体制を構築するよう努める。

オ 水防活動

河川、堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等のおそれがある又はそれが発生し、放置しておくと危険な場合、水防管理者は、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として水防工法を実施する。

カ 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したとき、又はこれに準ずる事象が発生したと

きは、各部班及び消防団等現場にいる者に報告させて、直ちにその旨を県及び高梁警察署長に通報しなければならない。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

キ 避難のための立退き

洪水、雨水出水による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認められる区域の居住者に対し、広報車及びその他の方法により、立退き又はその準備を指示することができる。立退きの指示をする場合は、高梁警察署長にその旨を通知しなければならない。また、住民が避難を開始したとき及び避難を完了したときは、高梁警察署長へ報告しなければならない。

ク 従事者の安全確保

水防管理者は、洪水・雨水出水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

ケ 水防記録及び報告

各水防活動班は、水防作業終了後実施した箇所について、様式第1 水防実施状況報告書により必要事項を記載のうえ本部班へ報告するものとする。本部班は、記録に基づき業務終了後、県に報告するものとする。

(2) 湛水排除

市及び土地改良区は、河川、堤防の決壊等により湛水した場合は、湛水排除を実施するほか、市は、排除ポンプにより排除を実施し、都市下水道施設が損壊した場合は、直ちにこれに応急措置を施す。

3 応援協力関係

(1) 水防活動

ア 水防管理者は、水防のために必要があると認めるときは、高梁警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

イ 水防管理者は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者又は消防機関の長に対して応援を求めることができる。

ウ 応援のため派遣される者は、所要の器具及び資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

エ 水防管理者は、県に対し、水防資機材の支援及び水防工法の指導のための職員の派遣を要請することができる。

オ 水防管理者は、その区域内の住民又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

カ 水防管理者は、他の水防管理団体から応援の要請があったときは、市内の水防活動に支障のない範囲で水防作業員及び資材等の援助を行うものとする。

(2) 湛水排除

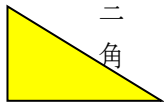
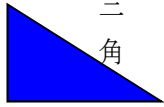
「第9章 防災営農」の3－(1)を参照すること。

4 水防信号

(1) 水防法第20条第1項の規定による水防信号は、岡山県水防計画で次のとおり定められて

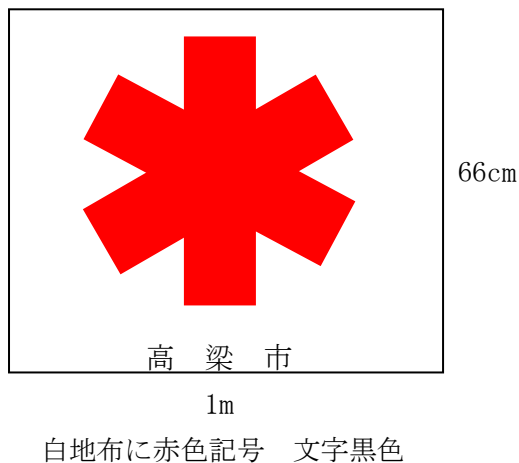
いる。

水防信号

種 別	打 鐘 信 号	サイレン 信 号	そ の 他 の 信 号 (吹 流 し 又 は 旗)	備 考
第一信号 水防警報 (警戒)	○-○-○-○ 四点打	8秒吹鳴 4秒中止 繰返し	黄 布  	吹流しは、長さ4m以上、上下60cm前後任意 旗は、木綿大幅四角
第二信号 の一 応援警報	○-○ ○-○-○ 二点、三点、斑打	2秒吹鳴 2秒中止 繰返し	青 布  	
第二信号 の二 緊急出動 警報	○-○-○-○-○-○ 六点打	5秒吹鳴 2秒中止 繰返し	白、青半布  	
第三信号 立退警報	 乱 打	15秒吹鳴 2秒中止 繰返し	赤 布  	
第四信号 警報解除	○ ○-○ 一点、二点、斑打	30秒吹鳴	白 布  	

5 優先通行標識・身分証票及び腕章

- (1) 水防法第18条の規定により水防のため優先通行できる自動車の標識は、次のとおりとする。



(2) 水防法第49条第2項の規定による土地の立入りのための身分証票は、次のとおりとする。

表				裏			
第 号				心 得			
水防職員の証				1 本証は、水防法第49条第2項による立入証である。			
所属名				2 本証の身分に変更があったときは、すみやかに訂正を受けること。			
職 名				3 記名以外のものの使用を禁ず。			
氏 名				4 本証の身分を失ったときはすみやかに返還すること。			
生年月日		年 月 日					
年 月 日							
高梁市長		印					

(3) 腕章



6 公用負担

(1) 水防法第28条第1項の規定により水防のため必要のあるときは、水防本部長又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一部使用
イ 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
ウ 車両その他の運搬用機器又は排水用機器の使用
エ 工作物その他の障害物の処分

- (2) 本部班長は、水防本部長の承認を得て第6章の2の身分証票及び公用負担権限委任証明書並びに公用負担命令票を必要な者に交付する。ただし、公用負担命令票は市長名押印以外は空欄とする。

○公用負担権限委任証明書（様式）

公用負担権限委任証明書		
職氏名		
上記のものに 地区における水防法第28条第2項 の権限行使を委任したことを証明する。		
年 月 日		
水防本部長 高梁市長	印	

○公用負担命令票（様式）

公用負担命令票		
第 号		
(目的物) 種類	数	
(負担内容) 使用	・ 収容	・ 処分
年 月 日		
高梁市長	印	
事務取扱者 氏名	印	
様		

- (3) 公用負担の権限を行使する者は、前項の身分証票及び公用負担権限委任証明書を携行し、必要な場合はこれを提示するとともに、公用負担命令票の必要な箇所に記載を行い、2部作成し、その1部を目的物の所有者又は管理者に手渡してから行使するものとする。
- (4) 本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

様式第1

水防実施状況報告書

年 月 日

部

班長

印

出水の概況		川 警戒水位 m 雨 量 mm					水防実施箇所		川 左岸 右岸 地先 m					
日 時		自 月 日 時 至 月 日 時												
水防作業の概況及び工法		工法 箇所 m					出動人員数		班 員		その他		計	
									人		人		人	
水防の効果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	使用資材	土のう		俵		
		m	ha	ha	戸	m	m	人		シート		枚		
		縄		kg										
	被害	m	ha	ha	戸	m	m	人		丸(杭)太		本		
									その他					
他の団体からの応援状況							立退の状況及びそれに示した理由							
居住者出動状況							堤防その他の施設等の異常の有無、及び緊急工事を要するものが生じた時は、その場所及び損傷状況							
水防関係者の死傷							水防活動に関する反省							
現場指揮者氏名							備 考							

第11章 雪害対策

1 方針

豪雪による雪害に対し、これを警戒し防御することによって、被害を軽減するよう、雪害対策を中心に定める。

2 実施内容

(1) 道路交通の確保

冬期における交通確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した道路整備等を行うとともに、除雪機械、除雪要員の動員等について体制の整備を行う。

3 応援協力関係

- (1) 市は、応急活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。
- (2) 応援の要請を受けた市町村等は、これに積極的に協力する。

第12章 消防

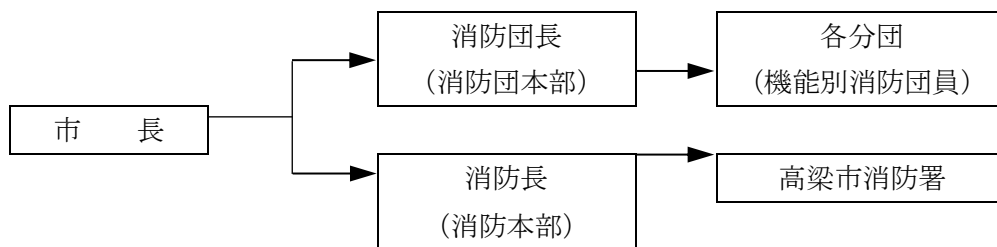
1 方針

大規模火災から生命、身体及び財産を保護するため、市長は、消防組織及び施設の整備充実を図るとともに、火災を緊急に鎮圧するための消防活動を実施する。

2 組織計画等

(1) 機構及び組織

消防組織法及び消防力の整備指針等による市の機構及び組織は次のとおりである。



(2) 消防施設

消防施設の状況	資料編へ記載
救助用施設・設備の状況	資料編へ記載
消防水利の状況	資料編へ記載

(3) 消防施設整備計画

自分たちのまちは自分たちで守るという精神の下、地域の特性に応じた災害に強い安全なまちづくりの実現を図るため、住民、自主防災組織及び消防機関等が一体となって地域における総合的な、防災能力を高めるために必要な施設の整備を行う。

3 消防活動計画

(1) 火災警報

市長は、岡山地方気象台から火災気象通報が発表された場合又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発令する。

ア 火災警報の発令基準

(資料編) 火災警報

イ 火災警報の発令及び解除

火災警報の発令及び解除の伝達については、消防団及び各関係機関へ速やかに連絡するとともに、ケーブルテレビによる放送、メール配信、ホームページや掲示板への掲示、広報車等により住民へ周知徹底を図るものとする。

(2) 火の使用制限

市長が火災警報を発令した場合、その解除までの間、高梁市火災予防条例等により火の使用を制限する。

(3) 異常気象時の消防対策

強風注意報、乾燥注意報等の発表により、火災予防上危険があると認められるとき又は火災が発生したときは、必要に応じて、ケーブルテレビによる放送、メール配信、ホームページ、広報車等により住民の警戒を喚起し、警戒体制を強化する。

(4) 危険区域及び特殊建築物等の消防対策

火災が発生した場合、人命損傷の危険が予想され、かつ大火を誘発させるおそれのある地域、大規模な木造建築物、中高層の特殊建築物等に対しては、地域及び対象物毎に消防活動計画を策定し、火災防止、人命救助等の研究、訓練を実施し、防御活動の万全を期する。

(5) 危険物等防御対策

ア 危険物火災

- (ア) 危険物、指定可燃物等の火災防御に対しては、種類、状況等を速やかに把握し、その性状に対応した防御活動により、早期に鎮圧を図る。
- (イ) 消火方法の決定に当たっては、発災危険物の性状及び量的な面から検討を加え、先着隊の指揮者又は後着隊の上級指揮者が決定する。
- (ウ) 初期消火活動に必要な消火薬剤等を備蓄するとともに、調達、輸送に当たっては、緊急車による誘導、その他岡山県、県下消防機関等の応援を要請し、迅速化を図る。

イ 爆発火災

- (ア) 爆発により火災が発生し、又は爆発を伴う火災に対しては人命救助活動を主体として、爆発防止、爆発被害の減少を図る。
- (イ) 爆発火災現場において、防御活動の安全を確保するため、当該施設の保安監督者等と協議し、応急危険防止策を確立し防御隊員の安全を確保する。
- (ウ) 高圧ガス、液化石油ガス等貯蔵施設等の防御活動に当たっては、当該施設の保安技術関係者に関連設備に対する安全措置をとらせた後、付近の施設又は対象物等への延焼防止を図る。

(6) 自主防災組織

ア 組織編成

市内の各地域は、自主的に火災の予防、初期消火、消防機関への協力のため、町内会単位、婦人防火クラブ等の自主防災組織を編成するとともに、自主防災に必要な施設等の整備に努める。

また、消防団及び市内の各事業所等の自衛消防隊と緊密な連携のもと、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。

イ 活動

自主防災組織の活動は、平常時においては防災・防火知識の普及、消火訓練等の実施、災害発生時には初期消火、救出・救護と要配慮者の安全避難に配慮し、集団避難誘導を図り、炊き出し、救護物資の配布に協力する。

また、自主防災組織は消防機関等と緊密な連携をとるとともに、火災現場においては、消防長又は消防団長の指揮の下に行動し、住民の生命・身体及び財産の保護に協力する。

(7) 緊急避難対策

災害時における避難の指示は、災害対策基本法に基づき市長が実施するが、緊急避難については常に防災活動に従事し、危険の実態を把握できる立場にある消防機関が的確に行う。

ア 避難の指示の基準

- ①火災が拡大するおそれがあるとき
- ②爆発のおそれがあるとき
- ③その他居住者の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

イ 避難の指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に報告する。

4 消防団出動計画

火災と同時に出動をし、火災の状況により出動区分に基づき消防活動に万全を期する。

- (1) 第1次出動 管轄分団（機能別消防団員）
- (2) 第2次出動 隣接分団
- (3) 第3次出動 全団

5 応援の要請

市長は、火災の状況を的確に判断し、必要に応じて、他の市町村に消防相互応援協定等に基づき応援を要請する。

(1) 応援要請の手続

応援の要請は、次の事項を明示して行う。

- ア 火災の状況
- イ 応援車両等の種類及び台数等
- ウ 応援を要する人員
- エ 希望到着日時
- オ その他応援のための必要事項

(2) 応援消防隊は、市の指揮者の下に消火活動等を実施する。

(3) 費用負担等

応援消防隊の費用負担等については、消防相互応援協定等の定めるところによる。

第13章 避難計画

1 方針

災害により危険が急迫し、住民の生命・身体のプロテが必要と認められるときは、市長等は、住民に対し避難のための立退きを指示して安全な場所へ避難させることが必要であり、避難の方法、避難所の設置及び収容等について定めるものとする。

2 実施内容

(1) 避難指示等の発令、報告及び通知

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難又は避難指示の発令を行う。

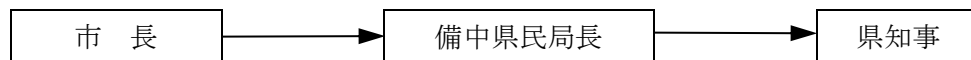
ア 避難の指示をすることができる者

(ア) 市長………法第60条

a 指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認められるときは立退きを指示する。

b 報告

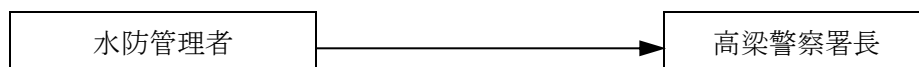


(イ) 水防管理者………水防法第29条

a 指示

洪水等の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立退きを指示する。

b 通知

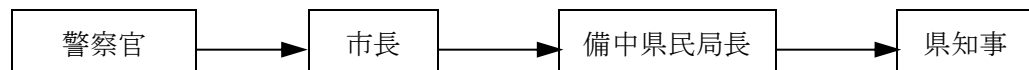


(注) 水防管理者とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。(水防法第2条第3項)

(ウ) 警察官………法第61条、警察官職務執行法第4条

法第61条による措置

警察官は、市長による指示ができないとき又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。



イ 高齢者等避難の基準

市長は、次のいずれかの事由が発生した場合は、その他の情報とともに総合的に判断し、住民の生命、財産の保護を図るため、高齢者等避難を発令する。

(ア) 暴風、大雨、洪水等の予報及び警報等が発表され、避難を必要とする災害の発生が予測されるとき。

(基準：暴風警報、大雨警報、洪水警報、暴風雪警報、大雪警報が発表されたとき。)

- (イ) 河川水位観測所において、水位が避難判断水位を超え、なお氾濫危険水位まで上昇が予測されるとき。

水位観測所	避難判断水位	上流ダム	合計放流量基準
方 谷	4.7m	千屋・河本・小阪部川	700 m ³ /s
高 梁	4.4m	千屋・河本・小阪部川	700 m ³ /s
成 羽	4.0m	黒鳥	1,200 m ³ /s
広 瀬	5.8m	千屋・河本・小阪部川・黒鳥	1,600 m ³ /s

- (ウ) 気象庁が提供する洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「警戒」（赤）に該当したとき。
- (エ) 気象庁が提供する土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の「警戒」（赤）、岡山県が提供する土砂災害危険度情報の「土砂災害に警戒」（赤）に該当したとき。
- (オ) 強い降雨や暴風域を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過することが予想されるとき。

ウ 避難の指示の基準

市長は、次のいずれかの事由が発生した場合、その他の情報とともに総合的に判断し、住民の生命、身体を保護を図るため、避難の指示を行う。

- (ア) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- (イ) 河川水位観測所において、水位が氾濫危険水位を超え、かつその上流のダムの合計放流量が基準値に達し、なお上昇が認められるとき。

【水位・ダム合計放流量基準】

水位観測所	氾濫危険水位	上流ダム	合計放流量基準
方 谷	5.1m	千屋・河本・小阪部川	800 m ³ /s
高 梁	4.8m	千屋・河本・小阪部川	800 m ³ /s
成 羽	4.4m	黒鳥	1,400 m ³ /s
広 瀬	6.9m	千屋・河本・小阪部川・黒鳥	1,800 m ³ /s

- (ウ) 気象庁が提供する洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「危険」（紫）に該当したとき。
- (エ) 気象庁が提供する土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、岡山県が提供する土砂災害危険度情報の「危険」（紫）に該当したとき。
- (オ) その他火災等大規模な災害により、住民の生命、財産を災害から保護するため必要と認めるとき。

エ 住民への伝達

市長は、避難指示等を発令したとき又はその通知を受けたときは、直ちに、避難の対象地域、避難指示の理由、避難先及び避難上の留意事項等を明確にし、CATV、メール配信サービス、ホームページ、防災ラジオ等により住民に対し伝達するとともに、市職員、消防団員を派遣し、広報車、ハンドマイク等により住民及びその地域の滞在者に周知徹底を図る。伝達は、外国人を含む要配慮者に配慮した方法により行う。

オ 避難指示等の解除

市長は、高齢者等避難又は避難指示の基準に定める事由が消滅したと認めたときは、安全が確保されたことを確認した後避難指示等の解除を行う。このときの住民への伝達は、当該発令時の伝達方法により行うものとする。

カ 避難指示等の判断・伝達マニュアルの整備

災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきかの客観的な判断基準等について定めた避難指示等の判断・伝達マニュアルの整備を行う。

(2) 避難者の誘導及び移送

ア 自主避難

住民は、周囲の状況から避難の必要があると認めるときは、積極的に自主避難するように努める。

イ 要配慮者の把握

災害時の避難の際、配慮を必要とする高齢者、障害者、病人、乳幼児、妊婦、外国人等については、その情報を把握しておき、避難誘導の援助に役立たせる。要配慮者情報の把握については、市内各地域の民生委員・児童委員、福祉委員による高齢者等の実態把握を活用して行う。

ウ 避難者の誘導

避難者の誘導に当たっては、次の事項に留意する。

- (ア) 避難者の誘導は、市職員、警察官及び消防団員等が、町内会及び自主防災組織の協力により行うものとする。
- (イ) 高齢者、幼児、障害者、女性、病人を優先して避難させる。この時、避難誘導に当たる者が各避難者の立場に配慮できるよう誘導協力参画者の拡大を図る。
- (ウ) あらかじめ避難路を2箇所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路に誘導する。
- (エ) 学校等においては、引率者は、校長の指示を的確に把握して、校舎配置又は学年を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。
- (オ) 病院等においては、管理者はあらかじめ患者を担送患者と独歩患者とに区別し、独歩患者には適当な人数ごとに自治組織の編成に努め、重症者、高齢者、幼児等を優先して誘導する。

エ 避難者の移送

避難者の生命・身体の安全を図るため、移送を要するときは、車両等を確保し、移送を行う。

(3) 避難所等の事前指定及び避難施設、設備等の整備

市長は、避難が可能な施設等を調査し、各種災害時における条件等を考慮し、地区毎、災害種別毎に避難場所、避難経路及び誘導員を指定する。

避難所施設の内、避難誘導のための避難所看板が未設置の避難所については、年次計画的に設置する。また、新たに公共施設を設置する場合は、施設設備について避難施設としての機能を併せ持つことを考慮する。

避難所における救援物資・備品については、まず未整備の避難所から順次整備するとともに、種類、内容についても充実を図る。

(4) 避難所の開設

ア 避難所の開設については、あらかじめ指定している施設を利用することを原則とするが、災害の状況によっては、テント等により仮設するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

さらに、高齢者、障害者、病人、乳幼児、妊婦等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の宿泊施設を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

イ 市長は、避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに、備中県民局に報告する。また、避難所に指定された施設の管理者（公の施設の指定管理者、公有財産の管理者、施設の管理受託者等当該施設を直接管理する者をいう。）は、市と緊密な連絡をとる。

避難所及びその位置を住民に周知徹底するため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示板、標識等を立てておくものとする。

(ア) 地区名

(イ) 施設名

(ウ) 収容人員

(エ) 管理者

(オ) 誘導員

(カ) 施設の状況

(5) 避難所の安全管理

ア 市長は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所に市職員を配置する。配置する市職員については、避難者の内、高齢者、乳幼児、障害者、女性、病人、外国人等のニーズが把握できるように配慮する。

市職員は、次の各種記録を備え付け整備する。

(ア) 避難所収容台帳

(イ) 避難所収容者名簿

(ウ) 避難所用物品受払簿

(エ) 避難所設置及び収容状況

イ 市職員は、避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、適切な措置を講ずる。

ウ 市職員は、常時、市と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に伝達し、流言飛語の流布防止と収容者の不安の解消に努める。

エ 市職員は、避難所が万一危険となった場合、再避難所等についての対策を検討し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。

オ 市職員は、給食、給水及びその他当面必要とされる物資の配給等に当たっては、衛生面に注意し迅速かつ適切な措置をとる。

カ 市職員は、避難所に負傷者がいる場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

キ 避難者は、避難所で安定した生活が送れるよう、市職員と協力して避難所の運営に積極的に関わるよう努める。

(6) 応援の要請

市は自ら避難所の誘導、移送の実施及び避難所の開設が困難な場合は、他市町村又は県へ避難所の誘導、移送の実施及び避難所の開設又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

(7) 災害救助法による実施基準等

市長は、県知事の委任により災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号。以下「施行細則」という。）の実施基準等に基づき実施する。

ア 収容対象者

- ①災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者
- ②避難命令が出た場合等で現に被害を受けるおそれのある者

イ 収容期間

避難所の開設、収容、保護の期間は原則として、災害発生の日から7日間以内とするが、それ以前に必要ななくなったものは逐次退所させ期間内に閉鎖する。

ただし、開設期間内に罹災者が住居又は仮住居を見出すことができず、そのまま継続収容を必要とするときは、市長は、その都度、県知事に開設期間の延長を要請する。

ウ 経費の基準

施行細則に定める基準により実施する。

エ 経費の範囲

- (ア) 避難所の設置等に要する人夫費
- (イ) 消耗費・器材費
- (ウ) 建物及び器物の使用謝金
- (エ) 光熱水費
- (オ) 仮設の炊事場・便所及び風呂の設置費
- (カ) 電灯設備費等
- (キ) 管理費

第14章 事故災害応急対策

第1節 道路災害対策

1 方針

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合の応急措置について定める。

2 実施内容

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに国土交通省及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発災後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講じるものとする。

イ 関係機関は、「第1章 防災組織」の定めるところにより、発災後速やかに、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は、市等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救急の初期活動に資するよう協力する。

イ 市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、市は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編 第15章 集団事故災害対策により活動を実施する。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講じるよう通報する。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

(5) その他

ア 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

イ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

3 応援協力関係

- (1) 市は、応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請する。
- (2) 市及び警察は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、(一社)日本自動車連盟に協力を要請する。
- (3) 応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第2節 鉄道災害対策

1 方針

鉄道における列車の衝突等多数の死傷者の発生する事故災害に対する応急措置及び交通の確保等について定める。

2 実施内容

- (1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
 - ア 大規模な鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は、「第2章、第3情報の収集・伝達」によるほか、速やかに国土交通省に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
 - イ 市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。
- (2) 応急活動及び活動体制の確立
 - ア 鉄道事業者は、被害の防止及び拡大防止のため、速やかに次の措置を講じる。
 - (ア) 水害等により列車運転に直接支障を生じる事態が発生した場合の列車の避難及び停止の措置を講じる。
 - (イ) 工事現場における使用資機材の倒壊、盛土又は掘さく現場の崩壊等の防止措置を適切に行う。
 - (ウ) 事故発生後における災害の拡大防止のための関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。
 - イ 関係機関は、「第1章防災組織」の定めるところにより、発災後速やかに、職員の非常招集、情報収集体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- (3) 救助・救急、医療及び消火活動
 - ア 鉄道事業者は、負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努めるとともに、消防機関を始め各機関に可能な限り積極的に協力する。
 - イ 地方公共機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ国の各機関、他の地方公共機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、市は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3章第15章集団事故災害対策により活動を実施する。

(4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合は、緊急度に応じて、仮線路の設置、仮橋の架設等の応急工事により交通を確保し、又は他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等により代替交通手段の確保に努める。

(5) 災害復旧活動

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援に関する計画を活用しつつ、被災施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に努める。

この場合、可能な限り、復旧予定時刻を明確化するよう努める。

3 応援協力関係

(1) 鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合は、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保について応援を要請する。また、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。

(2) 応援要請を受けた機関はこれに積極的に協力する。

(3) 関係機関は相互に密接な連携をとる。

第3節 航空機事故災害対策

1 方針

航空機の墜落炎上等による災害から乗客、地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

3 実施内容

(1) 市の措置

ア 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を収集し、把握したものから直ちに県及び関係機関へ通報する。

イ 必要に応じ、防災関係機関、関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

ウ 死傷者が発生した場合は、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

エ 災害の規模が大きく市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

また、必要に応じ、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県及び他の市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

オ さらに、消防力を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

(2) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第15章集団事故災害対策により活動を実施する。

4 応援協力関係

その他防災関係機関は、地元市町村、県、空港出張所等からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第4節 大規模な火災対策

1 方針

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等（高層建築物・地下街・特殊建築物・住宅密集地等）から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災の発生した場合」という。）に、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

なお、この節の「消防活動」とは、主に、情報の収集・連絡、消火及び救助・救急、緊急輸送活動をいう。

2 実施内容

(1) 情報収集連絡

大規模な火災が発生した場合は、市は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、市は、直接消防庁へも連絡する。

(2) 消火・避難活動

ア 大規模な火災が発生した場合は、市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。

イ 大規模な火災が発生した場合は、必要に応じてヘリコプター等航空機による状況把握、その他の活動を行う。

(3) 交通の確保・緊急輸送

大規模な火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

(4) 救助・救急活動

ア 火災による人的被害が発生した場合は、市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第15章集団事故災害対策により活動を実施する。

3 応援協力関係

(1) 市は、火災及び被害の規模に応じて、県及び他市町村に応援を要請する。また、県及び他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、化学消火薬剤等を発災市町村で確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

(2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第5節 林野火災対策

1 方針

林野火災が発生した場合、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

2 実施内容

(1) 情報の収集・連絡

ア 大規模な林野火災が発生した場合は、市は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡し、県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ他の関係機関に連絡する。

イ 情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため、市が作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 市は、林野火災対応の中核として、すべての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。

イ 市災害対策本部が設置された場合は、後方支援本部の業務は市災害対策本部が行う。

(3) 消火・避難活動

ア 林野火災が発生した場合、市は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

イ 市は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て住民の避難誘導等の活動を行う。

ウ 林野火災が発生した場合には、必要に応じてヘリコプター等航空機による状況把握及び空中消火等の活動を行う。

(4) 交通の確保・緊急輸送

大規模な林野火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

(5) 救助・救急活動

ア 林野火災による人的被害が発生した場合は、市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第15章集団事故災害対策により活動を実施する。

(6) 消防防災ヘリコプターの要請と運用

ア 市は、林野火災の拡大が予想されるとき、又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めるときは、消防防災ヘリコプターを要請する。

イ 消防防災ヘリコプターによる偵察及び空中消火等は、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。

ウ 消防防災ヘリコプターの要請は、「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」に基づき実施する。

エ 消防防災ヘリコプターの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。

3 応援協力関係

(1) 市は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、市で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

(2) 市の消防力のみでは対処できない林野火災の場合は、市又は都道府県の区域を超えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。

(3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第6節 危険物等災害対策

1 方針

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施内容

(1) 危険物等施設

ア 市の措置

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。
- (イ) 危険物等施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (ウ) 市は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (エ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- (オ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- (カ) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。
- (キ) 市は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対応を講ずる。

(2) 危険物等積載車両

市及び危険物等輸送事業者は、それぞれ（１）に準じた措置を講じる。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第15章集団事故災害対策により活動を実施する。

3 応援協力関係

- (1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

(2) 広域的な応援体制

地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第7節 高圧ガス災害対策

1 方針

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が火災等により危険な状態になった場合、又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施内容

(1) 高圧ガス施設

ア 市の措置

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、直接消防庁へも連絡する。
- (イ) 製造業者（コンビナート製造業者を除く。）、貯蔵所の所有者・占有者、販売業者（液化石油ガス販売業者を除く）、消費者等に対し、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所等の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費、廃棄等の一部禁止又は制限をする。
- (ウ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者・占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じる。
- (エ) 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (オ) 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (カ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (キ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- (ク) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

(2) 高圧ガス積載車両

市及び高圧ガス輸送事業者等は、それぞれ危険物等施設の場合に準じた措置を講じる。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第15章集団事故災害対策により活動を実施する。

3 応援協力関係

- (1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動を実施する。
- (2) 広域的な応援体制
市等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な高圧ガス等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- (3) 緊密な情報交換
関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第8節 火薬類災害対策

1 方針

火薬類施設及び移動中の火薬類等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施内容

(1) 火薬類関係施設

ア 市の措置

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。
- (イ) 火薬類の所有者・占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (ウ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。
- (エ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- (オ) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

(2) 火薬類積載車両

ア 市の措置

- (1) に準じた措置を講じる。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3

編第15章集団事故災害対策により活動を実施する。

3 応援協力体制

- (1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して防災活動を実施する。
- (2) 広域的な応援体制
市等は、被害の規模に応じて、他の市町村等に応援を求める。また、大規模な火薬類等の災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- (3) 緊密な情報交換
関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第9節 有害ガス等災害対策

1 方針

特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合は、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあるので、直ちに応急の措置を講じるとともに速やかに復旧措置を講じる。

2 実施内容

- (1) 特定施設等の設置者の措置
 - ア 事故発生時には、応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧する。
 - イ 市長又は知事に事故状況を通報するとともに、必要に応じ付近住民等が避難するために必要な措置を講じる。
 - ウ 市長又は知事の措置があった場合、これに従う。
- (2) 市の措置
市長は、有害ガス等が大気中又は公共用水域に多量に排出され、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の指示等を行う。
- (3) その他
一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編第15章集団事故災害対策により活動を実施する。

3 応援協力

その他の防災機関及び特定事業所等は、市又は災害発生事業所からの応援の要請を受けたときは、事故の拡大又は再発の防止のため、積極的に応援活動等を実施する。

第10節 放射性物質災害対策

1 方針

放射性物質の取扱い中の不注意又は輸送中の交通事故等により、放射性物質による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害から住民を守るため、市その他防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な連携のもとに、各種応急対策を実施することにより被害拡大を防止し被害の軽減を図る。

2 実施内容

放射性物質の製造、使用、運搬等の取扱者の措置

ア 事故が発生し、その影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合は、関係法令の定めるところにより、直ちに関係機関へ通報する。

イ 事故の状況に応じ、次の応急措置を実施するとともに、警察官、消防機関等の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従って活動する。

(ア) 異常事態発生による放射線モニタリング

(イ) 消火及び当該放射性物質への延焼防止

(ウ) 放射性物質の安全場所への移動

(エ) 立入制限区域の設定及び立入制限

第15章 集団事故災害対策

1 方針

交通事故、爆発、有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の死傷者が生じ、日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において、総合的な救急体制を確立し、救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

2 実施内容

(1) 市災害対策本部の設置

交通事故、爆発、有害物質の放出等により一時に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合、市長は、地域防災計画に定めるところにより、災害対策本部を設置するとともに、現地において総合的な救急医療活動を実施する現地災害対策本部を設置する。

ア 市長は、自ら又は適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して現地災害対策本部の総合的な調整に当たらせる。

イ 現地災害対策本部は、事故現場に近く、かつ、通信連絡に便利な場所に設置する。

(2) 市災害対策本部の責務

関係機関が実施する次の救急医療等の業務の調整を行い円滑な実施を図る。

ア 災害現場での救助

イ 現場付近での応急手当

ウ 負傷者の分類

エ 収容医療施設の指示

オ 医療施設への搬送

カ 死体の処理

(3) 関係機関の措置

ア 市の措置

(ア) 市長は、通報その他により事故の発生を覚知したときは、地域防災計画の定めるところにより直ちに災害対策本部を設置し、関係機関に協力、応援を要請するとともに、所管の市の病院の救護班に出動を命じる。

(イ) 市長は、災害対策本部を設置したときは、知事（危機管理課）に通報する。

(ウ) 市長は、事故対象物が特殊な物質で応急対策を講じる上で特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。

ウ 市（消防）、警察署及び空港出張所の措置

(ア) 通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに市長に通報するとともに、所定の応急活動を実施する。

(イ) 災害対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。

エ 日本赤十字社岡山県支部及び地元医療関係機関の措置

市長等の要請により、救護班、医療班及び応援部隊を派遣する。

3 応援協力関係

関係機関は、市の実施する総合救急体制の整備及び総合救急活動の実施に積極的に協力する。

第16章 自衛隊の災害派遣

1 方針

天災、地変その他の災害が発生し、又は発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

2 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して、消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。

(7) 診療、防疫の支援

被災者の応急診療、防疫等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

(9) 給食及び給水

給食及び給水の支援を行う。

(10) 入浴の支援

入浴施設の開設などにより、入浴の支援を行う。

(11) 救援物資の無償貸付け又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付け及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、生活必需品等は無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬物、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(13) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

3 災害派遣要請等手続き

(1) 市長の派遣要請の要求

ア 市長が自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

イ 市長は、アによって知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 派遣要請要求書の様式は次のとおりである。

年 月 日

知 事あて

市町村名

災害派遣に関する要請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

自 年 月 日 時から

至 年 月 日 災害が終了するまで

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1)派遣を希望する区域

(2)活動内容

4 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）

(1) 連絡場所及び連絡職員

(2) 宿舎

(3) 食料

(4) 資材

(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後文章（2部）を提出する。

注：用紙の大きさは、A4とする。

(2) 撤収要請依頼

ア 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに、災害派遣要請権者に対して、自衛隊の撤収要請を依頼する。

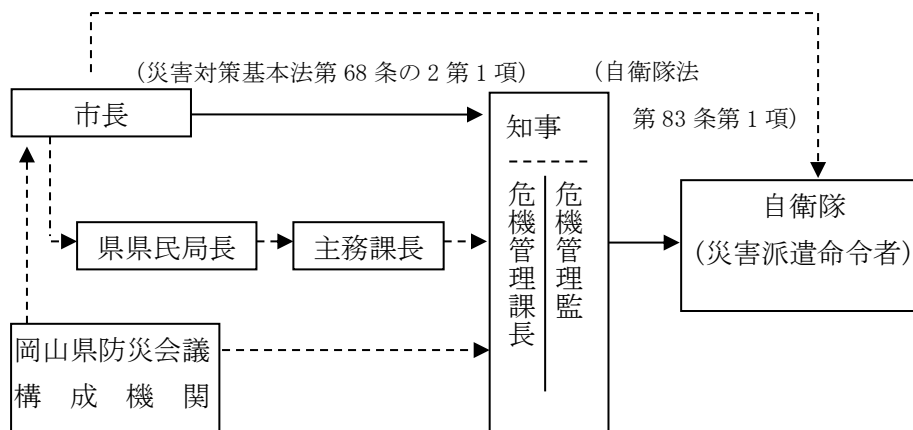
イ 撤収要請依頼書の様式は次のとおりとする。

年 月 日	
知事あて	
市町村名	
自衛隊の撤収要請依頼について	
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、 下記のとおり撤収要請を依頼します。	
記	
1 撤収要請依頼日時	年 月 日
2 派遣要請依頼日時	年 月 日
3 撤収作業場所	
4 撤収作業内容	

注：用紙の大きさは、A4とする。

(3) 災害派遣要請等手続系統

(災害対策基本法第 68 条の 2 第 2 項)



(-----は情報の連絡系統)

(4) 連絡方法

NTT 電話0868-36-5151 (内線237夜間等は302)

FAX 0868-36-5151 (内線238)

防災行政無線 6 4 4 0 - 0 3 1 (事務室)

6 4 4 0-0 3 8 (宿直室)

6 4 4 0 - 0 3 9 (3科・FAX併用)

4 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣要請権者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入態勢を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊及び派遣を受けた市又は関係機関相互の間の連絡に当たる。

(2) 受入側の市長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

ア 派遣部隊との連絡職員を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

〔自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準〕

連隊規模：約 15,000 m²

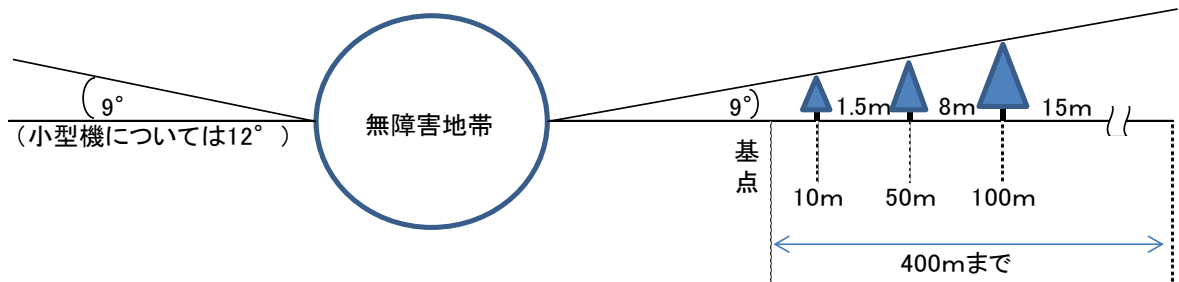
師團等規模：約 1 4 0, 0 0 0 m²

オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。

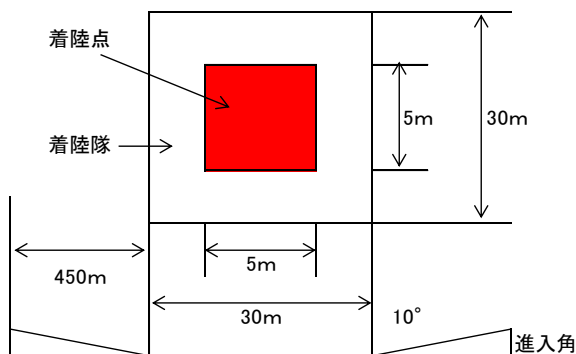
(7) 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。

なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

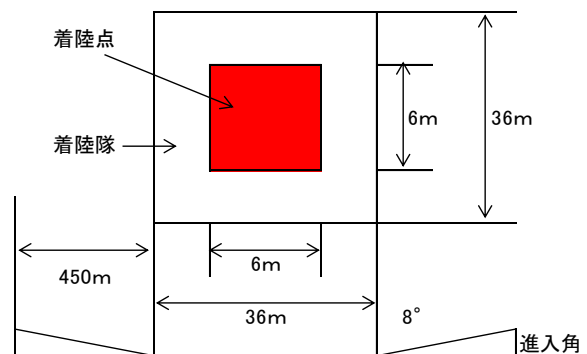
[着陸地点及び無障害地帯の基準]



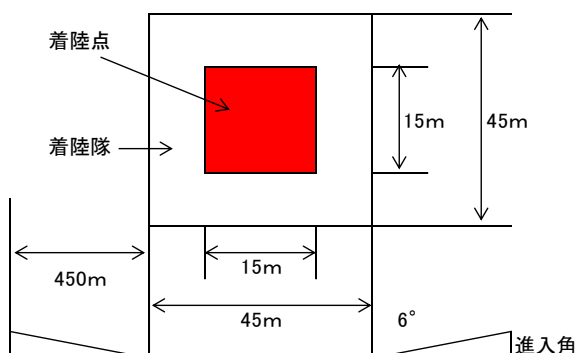
a 型機(OH-6：観測用)の場合



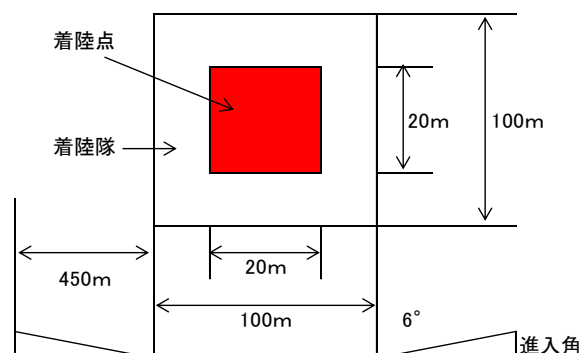
b 型機(UH-1：多用途)の場合



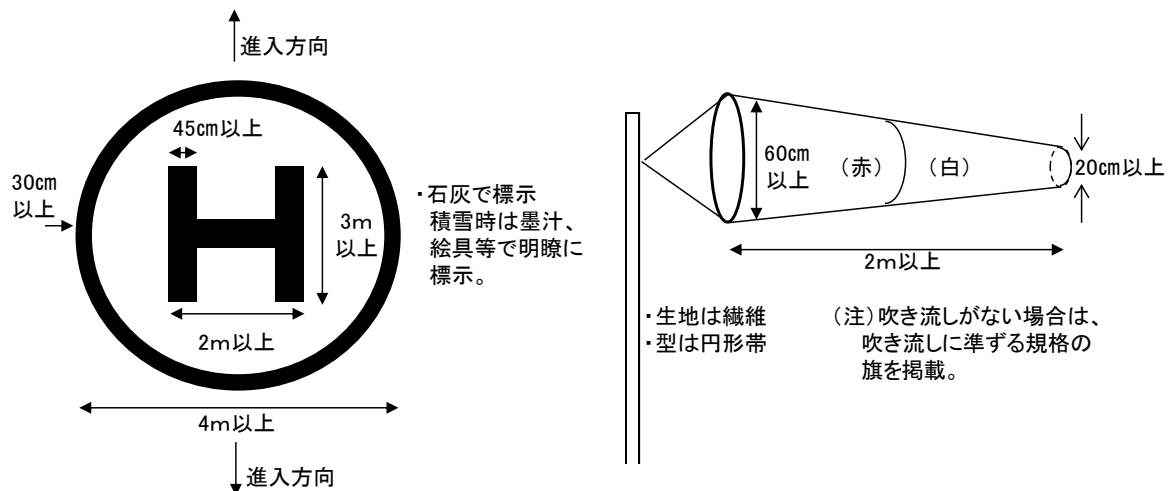
c 大型機(V-107：輸送用)の場合



d 大型機(CH-47：輸送用)の場合



(イ) 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- (ウ) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- (エ) 砂塵の舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- (オ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
- (カ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- (キ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外を立ち入らせないようにする。

5 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記の基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借り上げ、運搬、修理費

エ 県等が管理する有料道路の通行料

- (2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第17章 応援・雇用

1 方針

大規模な災害が発生した場合、市だけでは、対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援・雇用について定める。なお、市は大規模な災害発生したときは、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等や応急対策職員派遣制度に基づき、速やかに応援体制を整える。

2 実施内容

(1) 他の市町村に対する応援要請

ア 市長は、災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは知事を通じ、又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。

イ 市長の応援要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後文書によって処理する。

(ア) 被害状況

(イ) 応援を要する救助の種類

(ウ) 応援を要する職種別人員

(エ) 応援を要する期間

(オ) 応援の場所

(カ) その他応援に関し必要な事項

(2) 指定行政機関、指定地方行政機関、他県、市町村等に対する職員の派遣要請

ア 市長又は市委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定地方行政機関の長又は他の普通地方公共団体の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

なお、市の委員会又は委員は、あらかじめ市長に協議する。

イ 市長等の行う職員派遣要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) その他職員の派遣について必要な事項

(3) 労務者等の雇用

ア 労務者等の雇用は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

イ 賃金の支給

労務者等の雇用による賃金の支給は、その時における雇用地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別に基準のあるものについては、この限りでない。

ウ 労務者等の雇用の範囲

災害救助法による救助実施のために行う労務者雇用の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 罹災者の避難

- (イ) 医療及び助産における移送
- (ウ) 罹災者の救助
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 救助用物資の支給
- (カ) 死体の捜索及び処理

(4) 奉仕団等の協力

奉仕団等は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、防災関係機関に自発的に協力して関係業務に従事する。

ア 赤十字奉仕団

イ 青年団

ウ 婦人会

エ 自主防災組織、町内会、自治会

オ 大学、高等学校（学生、生徒）

第18章 ボランティアの受入れ、活動支援計画

1 方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県、市町村及び日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。

ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、市、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う必要がある。

2 実施内容

(1) 市の措置

市災害対策本部は、災害が発生しボランティアによる活動が必要と認めた場合は、市社会福祉協議会に対し災害ボランティアセンターの開設を要請する。

(2) 社会福祉協議会の措置

市社会福祉協議会は、被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、市からの要請により災害ボランティアセンターを設置する。また、感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、県及び市と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

(3) 災害中間支援組織の措置

災害中間支援組織は県、市町村、社会福祉協議会、NPO等と連携・情報共有を図りながら、県外からの支援団体や専門性を有するNPO・ボランティア等、多様な民間団体の活動支援や活動調整を行うとともに、災害ボランティアセンター等でのボランティアコーディネート支援などを行う。

(4) 市災害ボランティアセンターは、次の業務を行う。

- ア 被災者の支援ニーズの把握
- イ ボランティア活動希望者の受付・登録
- ウ ボランティア活動の調整

- エ ボランティア活動の情報発信及び受信
- オ ボランティア活動に必要な物資の調達・管理
- カ 市本部との連絡調整
- キ ボランティア活動にかかる支援金品の募集活動
- ク 県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請
- ケ その他ボランティア活動に必要な業務

(5) 専門ボランティアの受入及び派遣の調整

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳・要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県（県民生活部）が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入及び派遣に係る調整等を行う。

(6) ボランティアの健康に関する配慮

- ア 市、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動できる環境づくりを行う。
- イ 市、関係機関等は必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。
- ウ 市、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大が見られる場合は、ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

第19章 義援金品等の募集・受付・配分

1 方針

災害時には各方面から義援金品が寄託されるが、寄託された義援金品は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要がある。

2 実施内容

(1) 義援金品の募集

市は、大規模な災害が発生し、必要があると認めたときは、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、岡山県共同募金会等に要請し関係団体と協力して、義援金品を募集する。

(2) 義援金品の受付

市及び関係団体は、義援金の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付ける。

(3) 義援金品の管理と配分

市及び関係団体は、義援金品配分委員会を組織し、義援金品の管理、配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

(4) 郵便葉書等の交付

日本郵便株式会社中国支社は、災害の状況により必要と認めるときは、被災者に対して郵便葉書、郵便書簡を交付する。

(5) お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分

日本郵便株式会社中国支社は、救援物資の調達の費用に充てるため、被災者救助団体に対し、お年玉付郵便葉書等の寄附金を配分する。

3 連絡調整事項

義援金品の配分等については、あらかじめ関係機関で協議し、配分方法等を定めておく。

第4編 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び市が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 1 市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- 2 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織において男女共同参画の推進を図る。併せて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- 3 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に他の地方公共団体等に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

市は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

- 1 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。
- 2 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。
- 3 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を

活用するなど、適切な手法により実施する。

- 4 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成へのデジタル技術の活用を推進する。
- 5 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付けにより、被災者の自立的生活再建の支援を行う。
- 6 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。
- 7 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図る。
- 8 応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや日常生活上の相談支援等を行い、県はその取組を支援する。
- 9 災害復興期においては、心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくることが多いため、市は県、関係機関と協力しながら、精神保健相談、仮設住居入居者等への訪問支援などの心のケアに関する支援を中長期的に実施する。
- 10 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。
- 11 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- 12 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県及び避難先の県・市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 13 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、

機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第3節 公共施設等災害復旧事業

公共施設等の復旧は常に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、さらに関連事業を積極的に採り入れて施工する。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実状にかんがみ、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、できるだけ速やかに完了するよう施行の促進を図る。

また、警察と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団等の排除活動の徹底に努めるものとする。

〔災害復旧事業の種類〕

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 海岸災害復旧事業
- (3) 砂防設備災害復旧事業
- (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (5) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (7) 道路災害復旧事業
- (8) 港湾災害復旧事業
- (9) 水道災害復旧事業
- (10) 漁港災害復旧事業
- (11) 下水道災害復旧事業
- (12) 公園災害復旧事業
- (13) 公営住宅等災害復旧事業

2 農林水産業施設災害復旧事業

3 都市災害復旧事業

4 住宅災害復旧事業

5 社会福祉施設災害復旧事業

6 公立医療施設、病院等災害復旧事業

7 学校教育施設災害復旧事業

8 社会教育施設災害復旧事業

9 その他の災害復旧事業

第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律及び予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

1 法律等により一部負担又は補助するもの

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- サ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 障害者支援施設等災害復旧事業

- ケ 婦人保護施設災害復旧事業
- コ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- サ 感染症予防事業
- シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ス 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に対する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助措置
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資機材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第5節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置

1 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の災害によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要の再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、県中小企業支援資金融資制度のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付けを要請するとともに、激甚災害として指定された場合は、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長が適用される。

3 住宅復興資金

住宅に災害を受けた者に対して、住宅金融支援機構法の規定により、災害復興資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

4 更生資金

(1) 災害援護資金

災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、市は災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金等の貸付けを行う。

5 市税についての負担軽減措置

被災状況等に応じ、市税条例の規定等に基づき、市税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等被災者の負担軽減措置を講じる。

6 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

第5編 陥没事象等災害対策

第1章 陥没事象等災害予防計画

第1節 防災対策施設及び設備

第1 方針

陥没事象等の災害については、発生地点ごとの地盤特性によって大きく異なる。そのため、現在までの災害発生箇所の地殻や断層の現況を十分調査、分析し、その発生のメカニズムを追求するとともに、土地の地質及び地盤を十分理解し、災害発生の前触れとなる地殻変動の予兆を観測し通報する関連防災設備等の整備充実を計画的に推進する。

第2 災害に強いまちづくり

1 観測・通報システムの整備

陥没事象等の災害については、地震災害と同様にその発生の詳細な場所、時期等の予想が難しいため、この災害の既発生地調査分析を基礎に地盤の伸縮計、傾斜計、地下水位計等の観測機器を整備すると共に、観測データを迅速に通報するシステムの整備も進める。

2 防災活動拠点の整備

陥没事象等の災害時に、避難者の安全確保及び救援活動の拠点として、次のような地域防災活動拠点の整備を進める。

- (1) 集会所、広場等の避難者の受け入れ施設
- (2) 救急、救援の活動基地
- (3) 物資等の集積基地

3 災害救助用資材の確保

陥没事象等の災害発生時に、倒壊家屋等に閉じ込められた被災者の救出が必要な場合、迅速かつ効率的な救助活動を行うことができるよう、防災活動拠点等に災害救助用資機材の整備を進めるとともに、作業重機類及びその要員を確保するため、地元土木建設業者等と重機類等の借上に関する協定の締結に努める。

4 公共施設の災害予防

(1) 道路・橋梁

道路・橋梁は、災害発生時には、避難、救援・救護などの動脈となり、道路・橋梁自体の被害は、災害応急対策を行う上で重大な支障となる。したがって、陥没事象等の災害発生が見込まれる地域においては、既被災道路の災害復旧工事実績等を活かし、災害に対する安全性を十分に考慮した道路・橋梁の整備を行う。

(2) 建築物の安全化

不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、陥没事象等の災害に対する安全性の確保のために、今後も監視を継続しながら必要に応じて補修し、被害の拡大が認められたときは、専門家による危険度の調査を実施し、移転も含めて検討する。

5 ライフライン施設等の機能の確保

上下水道、電気、通信等の施設は、市民が日常生活を営む上で必要不可欠なものである。これらの施設が陥没事象等の災害により被害を受けた場合、被害地域の生活維持機能が極端に低下するおそれがあるため、災害に対する各施設の安全性の確保を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

第2節 総合的な防災対策の推進

第1 方針

市は、陥没事象等の災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、防災関係機関相互の密接な連携の下、職員、住民個々の防災力の向上を図るものとする。

第2 実施内容

1 防災意識の啓発

陥没事象等災害発生時、当該地域住民の適切な避難や防災活動に対する正しい知識について、災害時の住民の避難連絡体制マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、説明会を実施する等防災知識の普及、啓発に努めるものとする。

2 自主防災組織の育成強化

地区住民、消防協力隊を中心とした自主防災組織を設置し、消防団等関係機関と連携し、防災意識の高揚、避難場所の確保、通信体制を確立する等総合的な防災体制を整備する。

3 通信の確保

周辺の有線通信施設の途絶を想定し、移動通信系施設の活用について対策を講ずる。

4 生活関連物資の備蓄

陥没事象等災害発生時の飲料水、食料等の生活関連物資については、市がその都度調達し、被災者に供給する。

5 家屋等の倒壊対策

一般住家、公共施設において陥没事象等による倒壊の危険性について専門家による調査を実施し、危険度の高いものについては、基本的に移転を促す。また、比較的軽微な被災で復旧可

能なものについては、補修を促す。

6 危険物等防災対策

危険物等の防災対策は地震対策編の防災対策に準じて指導する。

7 避難対策

(1) 避難場所等の指定

陥没事象等災害発生地区に近く、その災害に対し安全が確保できる避難所、避難経路を選定し住民に対して周知徹底を図る。

(2) 避難の指示

市長は、避難の指示を行った場合、高梁警察署及び消防機関等の協力により、事前に指定している避難所に避難住民を誘導する。

8 避難訓練の実施

陥没事象等被害の特殊性を考慮し、情報の収集、伝達、避難誘導、救援救護活動等の実施訓練、図上訓練を実施する。

第2章 陥没事象等災害応急対策計画

第1節 復旧活動体制の確立

第1 方針

陥没事象等災害の特徴は、震災災害と同様に発生予測が困難であること、また、発生場所の範囲に限られることから、防災計画に定める災害情報通信計画、避難計画及び被災者救助保護計画等の諸計画が有効、適切に実施されるよう災害の特殊性に鑑み、特別に防災対策の確立を図るものとする。

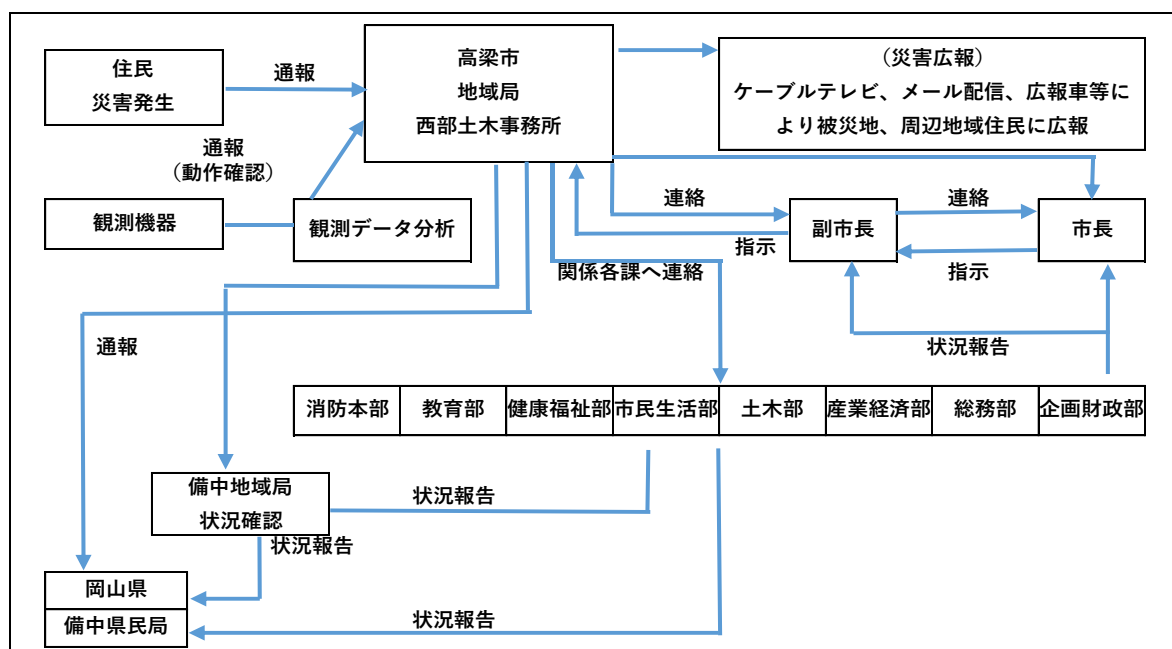
第2 情報の収集・伝達

- 1 陥没事象等の災害が発生した場合において、緊密な連携のもとに、県、市をはじめとする防災関係機関が迅速かつ的確な災害応急対策の実施ができるよう、発生箇所及びその周辺地域に関する情報の収集を組織的に行うものとする。
- 2 必要な情報を的確に防災関係機関に伝達するとともに、住民の安全を確保するため、必要な情報を迅速かつ的確に住民や関係団体等へ伝達し、災害情報の早期徹底を図るものとする。

第3 通信の確保

市は、陥没事象等災害発生時の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、公衆電気通信設備の優先利用及び県その他防災関係機関の無線通信施設の適切な利用を行い、非常通信の確保を図るものとする。

[災害発生時における情報の収集、伝達体制]



第4 災害広報

- 1 陥没事象等災害発生時において、市は、被災地及び周辺地域の住民に対し、住民自らが適切な判断による行動がとれるよう、災害に関する情報、被害の状況及び災害応急対策の実施状況等の周知に努めるものとする。
- 2 市は、広報車等により、次項について広報活動を実施するものとする。
 - (1) 災害発生状況に関する情報
 - (2) 避難の指示
 - (3) 道路通行止め等に関する情報
 - (4) 救援活動に関する情報
 - (5) その他必要な事項

第5 人命救助及び救出活動

陥没事象等の災害発生により、家屋の倒壊等による人命救助、救出活動が必要な場合は消防署の救助隊・救急隊及び消防団の出動を要請し、また救出資機材を必要とする場合は地元建設業者の建設重機の出動を依頼し、早期救出目的の達成を図るものとする。

第6 避難対策

陥没事象等の災害発生により、家屋の倒壊、がけ崩れ等が発生した場合は、市長は、必要に応じて避難の措置をとるものとする。このため、市長は、関係地区の避難所及び避難経路を定め、これを広報媒体により当該地区住民に周知するものとする。

1 避難の指示

市長は、陥没事象等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあると認めるとき、危険地域の住民に対し、速やかに避難の指示を行うものとする。

2 避難所の選定

市長は、次の条件を充たす避難所を選定し確保するものとする。

- (1) 関係地区住民を十分収容することのできる面積を有すること。
- (2) 地盤が強固で陥没事象等の影響を受けないこと。
- (3) できるだけ耐震性にも配慮した強じんな建造物であること。

3 避難経路の確保

市長は、住民の避難に適した幅員を有し徒歩避難可能な避難経路を選定するとともに、陥没穴等による避難経路の閉塞等避難の障害となるものの規制及び排除について対策を樹立し、避難経路の確保を図るものとする。

4 避難誘導

避難指示を行った場合、市長は、高梁警察署、消防団の協力を得て、地域にあらかじめ指定している避難場所等に住民を誘導するものとする。

第2節 施設・設備の応急復旧対策

第1 方針

水道、電気、通信等のライフライン施設が被害を受けた場合、住民生活への影響が極めて大きい。このため各機関は、それぞれの活動体制を確立し、機関間の連携を保ちながら迅速かつ効果的な応急復旧対策を行うように努める。

第2 各施設の応急復旧

ライフライン施設の応急復旧については、地震対策編の例により対応する。また、公共施設建物、市道等の応急復旧については、公共土木施設災害復旧工法に準じて対応する。

震災対策編

第1章 総則

第1節 総則

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、高梁市防災会議が、高梁市の地域に係る地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目指す。

また、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていく。

防災対策の実施に当たっては、国土強靱化基本計画及び高梁市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、市、県、国、指定公共機関が相互に密接な連携を図り、それぞれの果たすべき役割を的確に実施するとともに、地域における生活者の多様な視点を反映することが重要であることから、地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害のある人などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

2 計画の性格

地震災害には、突発性、被害の広域性、火災等二次災害・複合災害の発生といった一般災害とは異なった特徴がある。このため、本計画は、本市の地域における地震災害対策を体系化したものであって、「高梁市地域防災計画」のなかの「震災対策編」とするものであり、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち地震に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を示すものである。

3 計画の用語

この計画においての用語の意義は、「風水害等対策編第1章総則第4用語の意義」に定めるところによる。

第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

この計画においての各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱は、「風水害等対策編 第2章各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第3節 市の防災環境

1 災害履歴

この地方は、地震による被害は非常に少ないが、観測を開始してからの期間が20年余りであり、観測データのある期間が短いことに留意する必要がある。実際に近年高梁地域で震度4以上を観測した地震は、平成12年10月の鳥取県西部地震、平成13年3月の芸予地震、平成26年3月の伊予灘の地震があるが、いずれも人的被害はなく住家、公共施設の壁等が一部損壊する程度の被害であった。

しかし、現在でも地震の発生を予知することは困難であるという状況にあり、ひとたび地震による震度6弱以上の強い揺れが発生すれば、家屋が倒壊したり、公共施設等が甚大な被害を受けて機能喪失したりすることが予想される。

また、直接地震による災害もさることながら、これに起因して、大規模な火災や崖崩れなどが発生するおそれがある。

2 社会環境の特性と変化

(1) 人口動態

高梁市の令和2年9月30日現在の住民基本台帳人口は29,476人で、一貫して減少傾向にある。

また、令和2年9月30日現在の世帯数は14,316世帯で、核家族化の進行や市内の大学に通学する学生単身世帯の増加により漸増傾向にあるが、1世帯あたりの人員は年々減少傾向にあり、昭和60年の3.36人から令和2年には2.06人と減少している。

(2) 都市化

岡山市と米子市を結ぶ中国横断自動車道が平成9年3月に開通し、県南部や山陰地方など広域圏のアクセスが一段と向上した。また、都市部における住宅地の開発が進んでいる。

一方、市街地以外の場所においては、道路、上下水道、情報通信網等の都市基盤整備は途上にある。

(3) 生活環境の変化

都市化や工業化などの産業構造の変化により、高梁市においてもライフスタイルが変化し、電気、水道、ガス、電話などのライフライン及び交通網などの基盤整備の進展、都市的土地利用の拡大に伴う商業施設や文化施設の増加及び生活水準の向上等、多岐にわたる生活環境の変化が見られるようになった。

(4) 防災上の問題点

急速な宅地化や無秩序な宅地開発に伴う基盤整備の対応の困難性、新興住宅地の崖崩れ、産業開発及び土地利用の弊害に伴う中小河川の氾濫による低地帯への浸水、安全地帯及び避

難場所の縮小、危険物を包蔵する特殊施設の増加、危険物施設の大規模化、工場排水、地盤沈下などの公害問題、交通の輻輳と混雑による大規模な交通災害の危険性、昼間の世帯主不在に伴う心理的不安、犯罪の増加等、生活環境の悪化による生命財産に対する危険の増大、ライフスタイルの変化や共同体意識の解体等、問題は多様である。

これらはすべて社会・経済的諸条件に起因した人為的及び社会的災害か又はこれらを誘発する危険性を内包したもので、今後の防災対策をますます困難にしていこうと思われる。

[岡山県で震度4以上を観測した地震(明治35年以降)]

発生年月日	震度	被害	震央地名 (地震名)	規模 (M)
明 38. 6. 2 (1905)	岡山 4	県内被害なし	安 芸 灘 (芸予地震)	6. 7
明 42. 8. 14 (1909)	岡山 4	建物その他に若干の被害あり ただし人的被害なし	滋 賀 県 北 東 部 (姉川地震)	6. 8
明 42. 11. 10 (1909)	岡山 5	県南部、特に都窪郡撫川町で被害大 死者 2 人、建物全・半壊 6 戸 ひさし・壁破損 29 戸等	宮 崎 県 西 部	7. 6
昭 2. 3. 7 (1927)	岡山 4	県南部で家屋の小破損・屋根瓦の墜落 20 数件 煉瓦煙突の上部破損 (上道郡平井村)	京 都 府 北 部 (北丹後地震)	7. 3
昭 5. 12. 21 (1930)	岡山 3 津山 5	県内被害なし	広 島 県 北 部	5. 9
昭 9. 1. 9 (1934)	岡山 4	県南部を中心に強く揺れ吉備郡庭瀬町では壁に 亀裂を生じ土壁が倒壊した程度で県下全般に大 きな被害なし	徳 島 県 北 部	5. 6
昭 13. 1. 2 (1938)	岡山 3	伯備線神代駅近傍で岩石 40～50 個落下、貨 車・家屋破損、下熊谷の小貯水池堤防決壊	広 島 県 北 部	5. 5
昭 18. 9. 10 (1943)	岡山 5 津山 4	北東部県境付近で小規模な山崩れ、がれ崩れ、 地割れ、落石等あり(被害については、どちら の地震によるか判別できない)	鳥 取 県 東 部 (鳥取地震)	7. 2
昭 18. 9. 10 (1943)	岡山 4 津山 2		鳥 取 県 中 部 (鳥取地震余震)	6. 0
昭 21. 12. 21 (1946)	岡山 4 津山 3	県南部、特に児島湾北岸、高梁川下流域の新生 地の被害が甚大であった。 死者 52 人、負傷者 157 人 建物全壊 1,200 戸、建物半壊 2,346 戸 その他堤防・道路の損壊多し。玉島・笠岡管内 の電気・通信線がほとんど破壊された。	和歌山県南方沖 (南海地震)	8. 0
昭 27. 7. 18 (1952)	岡山 4 津山 3	県内被害なし	奈 良 県 (吉野地震)	6. 7
昭 43. 8. 6 (1968)	岡山 4 津山 3 玉野 4	県内被害なし	豊 後 水 道	6. 6
平 7. 1. 17 (1995)	岡山 4 津山 4 (高梁 4)	負傷者 1 人 (高梁市：学校施設一部損壊 2)	大 阪 湾 【平成 7 年 (1995 年) 兵庫県南部地震】	7. 3
平 12. 10. 6 (2000)	新見・哲多・大佐・ 美甘・落合 5 強 19 市町村(旧有漢 町舎) 5 弱 39 市町村 (高梁 市舎) 4	震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市の軟弱地 盤地域を中心に被害が多かった。重傷 5 人、軽 傷 13 人、住家全壊 7 棟、住家半壊 31 棟、住 家一部破損 943 棟、その他水道被害、道路被 害多し (高梁市：住家一部損壊 9 棟)	鳥 取 県 西 部 【平成 12 年 (2000 年) 鳥取県西部地震】	7. 3
平 13. 3. 24 (2001)	26 市町村 (高梁 舎) 4	軽傷 1 人、住家一部破損 18 棟 (高梁市：被害なし)	安 芸 灘 【平成 13 年 (2001 年) 芸予地震】	6. 7
平 14. 9. 16 (2002)	6 町村 4	県内被害なし	鳥取県中部 (鳥取県西部地震余震)	5. 5

平 18. 6. 12 (2006)	岡山市・倉敷市 玉野市・浅口市 4	県内被害なし	大分県西部	6. 2
平 19. 4. 26 (2007)	玉野市 4	県内被害なし	愛媛県東予	5. 3
平 25. 4. 13 (2013)	岡山市・倉敷市 瀬戸内市・真庭市 里庄町 4	軽傷 1 人	淡路島付近	6. 3
平 26. 3. 14 (2014)	16 市町（高梁 含） 4	重傷 1 人、軽傷 3 人 （高梁市：被害なし）	伊予灘	6. 2
平 28. 10. 21 (2016)	鏡野・真庭 5 強 12 市町村 4	重傷 1 人、軽傷 2 人、住家一部破損 17 棟、非 住家全壊 1 棟、非住家一部破損 20 棟	鳥取県中部	6. 6
平 13. 3. 24 (2001)	26 市町村 4	軽傷 1 人、住家一部損壊 18 棟	安芸灘 【平成 13 年（2001 年） 芸予地震】	6. 7
平 14. 9. 16 (2002)	6 町村 4	県内被害なし	鳥取県中部 （鳥取県西部地震余震）	5. 5
平 18. 6. 12 (2006)	岡山・倉敷・玉 野・浅口 4	県内被害なし	大分県西部	6. 2
平 19. 4. 26 (2007)	玉野 4	県内被害なし	愛媛県東予	5. 3
平 25. 4. 13 (2013)	5 市町 4	軽傷 1 人	淡路島付近	6. 3
平 26. 3. 14 (2014)	16 市町 4	重症 1 人、軽傷 4 人	伊予灘	6. 2
平 8. 10. 21 (2016)	鏡野・真庭 5 強 12 市町村 4	重症 1 人、軽傷 2 人、住家一部損壊 17 棟、非 住家全壊 1 棟 非住家一部損壊 20 棟	鳥取県中部	6. 6
	鏡野 4			5. 0
平 30. 4. 9 (2018)	倉敷 4	県内被害なし	鳥取県西部	6. 1

*印の地震は、岡山県内震度 3 であるが被害発生地震のため特に記載した。
震度は気象官署の値である。

【 】は気象庁が名称を定めた地震である。

第4節 断層型地震の被害想定

県は、県周辺において国が定めている主要活断層の 4 地震に加え、近隣県が被害想定を行った地震のうち岡山県に震度 6 弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある 7 つの地震について、被害想定を行ったが、本市では震度 6 弱以上の揺れが想定されないため被害想定は行われていない。（県内の被害想定は資料編に掲載）

第5節 南海トラフ巨大地震の被害想定

第1項 南海トラフを震源とする地震

〔最大クラスの地震・津波〕

「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震・津波により、東北地方を中心とした広い地域が被災し、特に、津波の襲来により多くの死傷者が発生した。

国においては、この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行うことと

した。その見直しの中で、発生確率が高いと言われている東海地震、これに東南海、南海地震が同時に発生した場合の3連動の地震、いわゆる「南海トラフの巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震・津波についての被害想定が公表された。

その想定では、かつてない大きな地震動と津波が発生し、その被害は広範囲で、国難ともいえるべき大きな人的、経済的被害を被ることとされている。その被害を最小限とするための対策については、ハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じることとされている。

1 南海トラフの巨大地震の被害想定調査について（平成24年度）

南海トラフを震源とする大地震が約100～150年間隔で発生しており、近年では、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。本市では、地震による大きな被害は発生していないが、岡山県においては大きな被害が生じている。すでに、昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の地震調査研究推進本部では地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価を行っており、南海トラフ全体で今後30年以内のマグニチュード8～9クラスの規模の地震が発生する確率は、80%程度とされており、その発生が危惧される場所である。

県において今回算定された被害想定は、具体的な被害を算定し被害の全体像、被害規模を明らかにすることにより、県民に防災対策の必要性を周知し、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料であり、本市の地域防災計画の予防対策、応急対策、復旧対策の各段階に深く根ざすものである。

しかし、この想定地震の発生頻度は極めて低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要がある。

※ 令和7年1月15日に国の地震調査研究推進本部が発表した「長期評価による地震発生確率値の更新について」により「80%程度」に更新

2 想定条件

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震。地震規模はマグニチュード（Mw）9クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震。県域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定している。

3 前提条件

火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも発生確率が高いことから大きくなる。また、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きくなり、風が強く吹いている時の方が風が弱い時よりも延焼の可能性が高いために大きくなる。

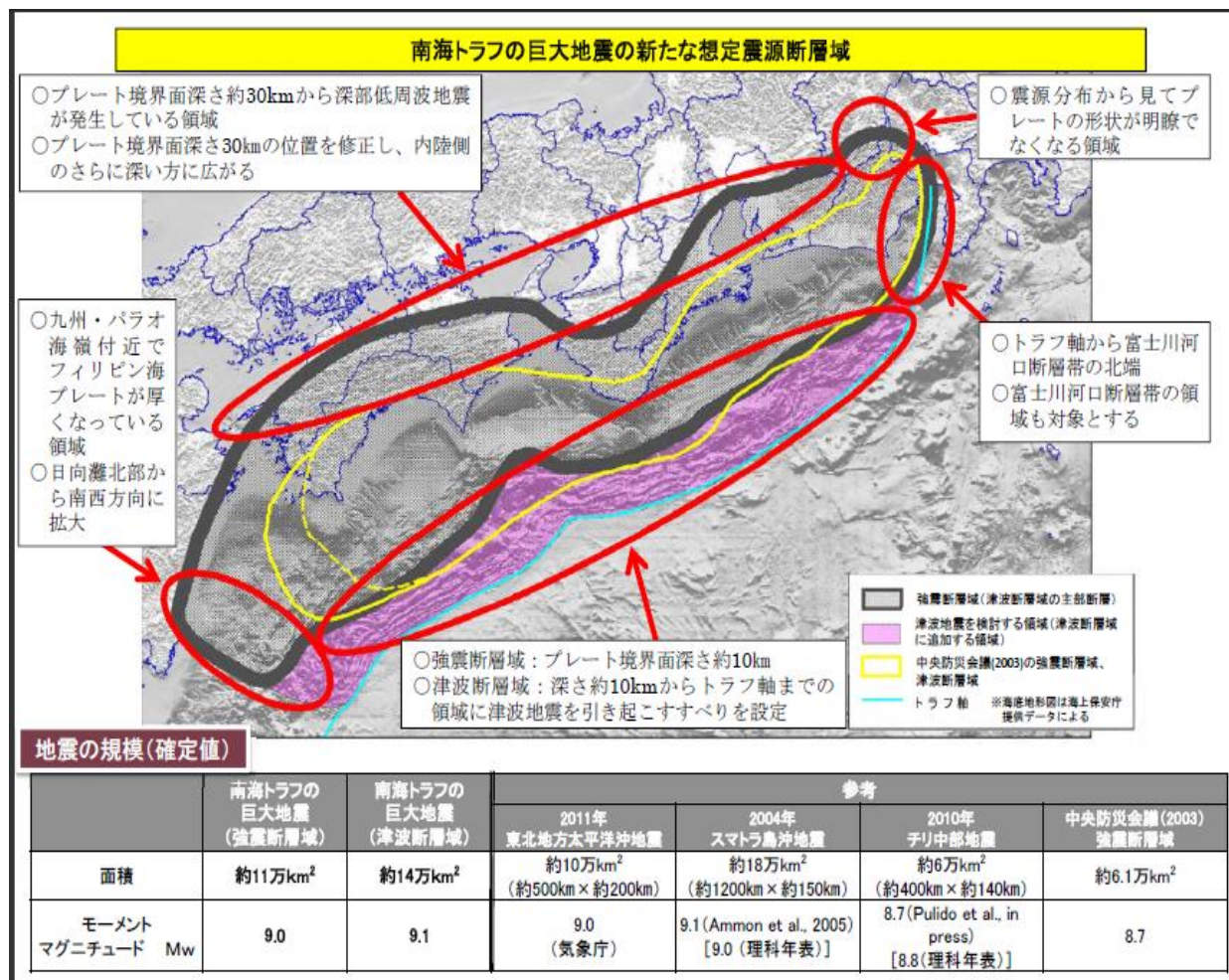
このように火災の被害想定に際しては、どのような前提条件を設定するかが重要となる。

前提条件による想定される被害の特徴

シーン設定	想定される被害の特徴
①冬 深夜	・ 自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・ オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。 * 屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定
②夏 昼 12 時	・ オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・ 木造建物内滞留人口は、1 日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。 * 木造建物内滞留人口は、昼 10 時～15 時でほぼ一定 * 海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
③冬 夕 18 時	・ 住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・ オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 ・ 鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

4 想定地震の震源域位置図

南海トラフの巨大地震の想定震源断層域



南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ(第一次報告)(平成24年8月29日発表)より抜粋

※国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと。

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html

第2項 南海トラフの巨大地震による震度分布・液状化の概況

岡山県では、平成24年8月末に国が公表した「南海トラフ巨大地震による震度分布、津波浸水域等」を受け、国が検討したケースのうち、岡山県では「陸側ケース」での揺れが最大となるため、これを対象とし、国が用いたデータに県独自に収集した地質データ等を追加し、より詳細な震度分布図と液状化危険度分布図を作成した。

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html

<参考>国の推計の考え方

強い揺れ(強震動)を引き起こす地震波は、特定の領域(強震動生成域)において発生することが知られている。そのため、強震動生成域を中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を基本ケースに、その軸が東西にずれた場合と陸側の深い場所にある場合を考慮した4ケースを設定し、それぞれのケースについて強震波形計算を行い、250mメッシュ単位で震度を推計した。

さらに、これを補完するため、経験的手法(震源からの距離に従い地震の揺れがどの程度減衰

するかを示す経験的な式を用いて震度を推計する手法) による震度もあわせて推計した。国の震度分布は、これらの震度の最大値の分布図としている。

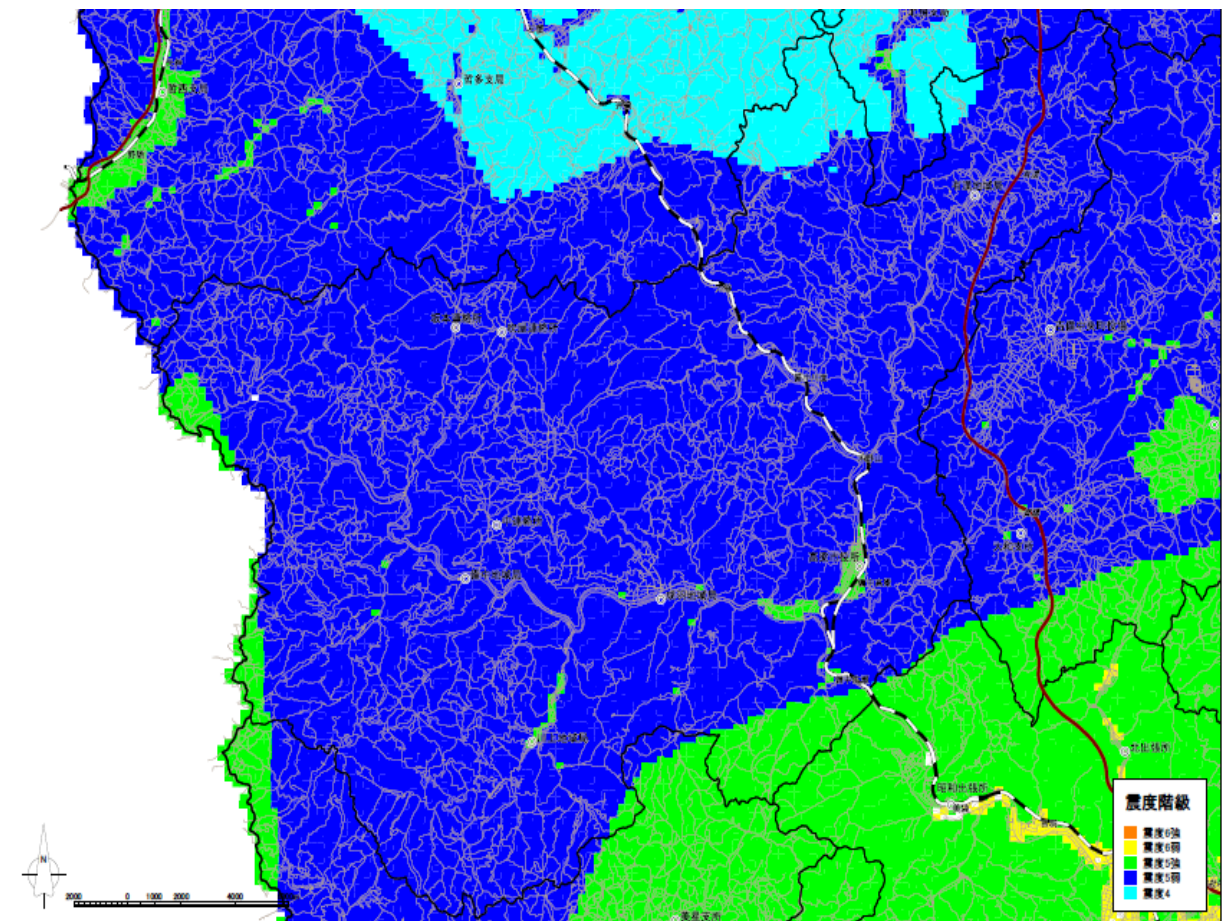
第3項 高梁市の震度分布図

◎ 高梁市の震度分布図

国が用いたデータを基に、深部地盤は国のデータを用い、表層地盤は、県独自に収集した地質データや県内の公共工事等で取得したボーリングデータを追加し、より詳細に地盤情報を把握した上で、岡山県独自の推計を行った。

なお、推計は250mメッシュ(格子)単位で行っている。

南海トラフ巨大地震による震度分布図 【岡山県想定】



※詳細は、岡山県ホームページ/危機管理課を参照のこと。

危機管理課HP <http://www.pref.okayama.jp/page/308887.html>

1 地震による被害

南海トラフの巨大地震による県内の震度分布では、県下の市町村における最大震度は6強から5弱が想定される。

本市の最大震度は5強である。

本市では、過去数十年間、震度5弱を超えるような大きな地震動は経験していない。どんな大きな地震動でも、地震動そのもので命を落とすことは少ない。地震では、建物や家具等の倒壊などの二次的要因により死傷する。言い換えればこの二次的要因の予防措置により、その被害を大幅に減少させることができる。

長期的にみれば、地震動による被害自体は縮小傾向にある。これは、建築物の耐震性、耐火性が、昭和56年の建築基準法の改正以後、着実に向上したことによるもので、今後も更新される建物の増加により、建物総量に占める耐震性を有する建物の比率は高まり、建物自体の崩壊による被害は減少していくと見込まれる。

2 地震による被害への対応

地震動には、建築物の耐震診断・改修、インフラの耐震化等の強化が重要である。

大地震の被害は、多種多様であるが、被害を避けるための特効薬はない。

家庭においては、家具等の転倒防止、水、食料品、生活必要物資などの備蓄、火を止めることや、脱出口の確保、社会においては、多様な主体がそれぞれ身近に起こりうる被害を想像し、その被害への対応を着実に行之、それぞれが連携して対応すれば、大きな被害を出すことは避けられる。

まずは、市民一人ひとりが被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進し、地域社会の一員として「共助」し、地域の安全を確保し、社会の一員として「公助」に協力することが必要である。

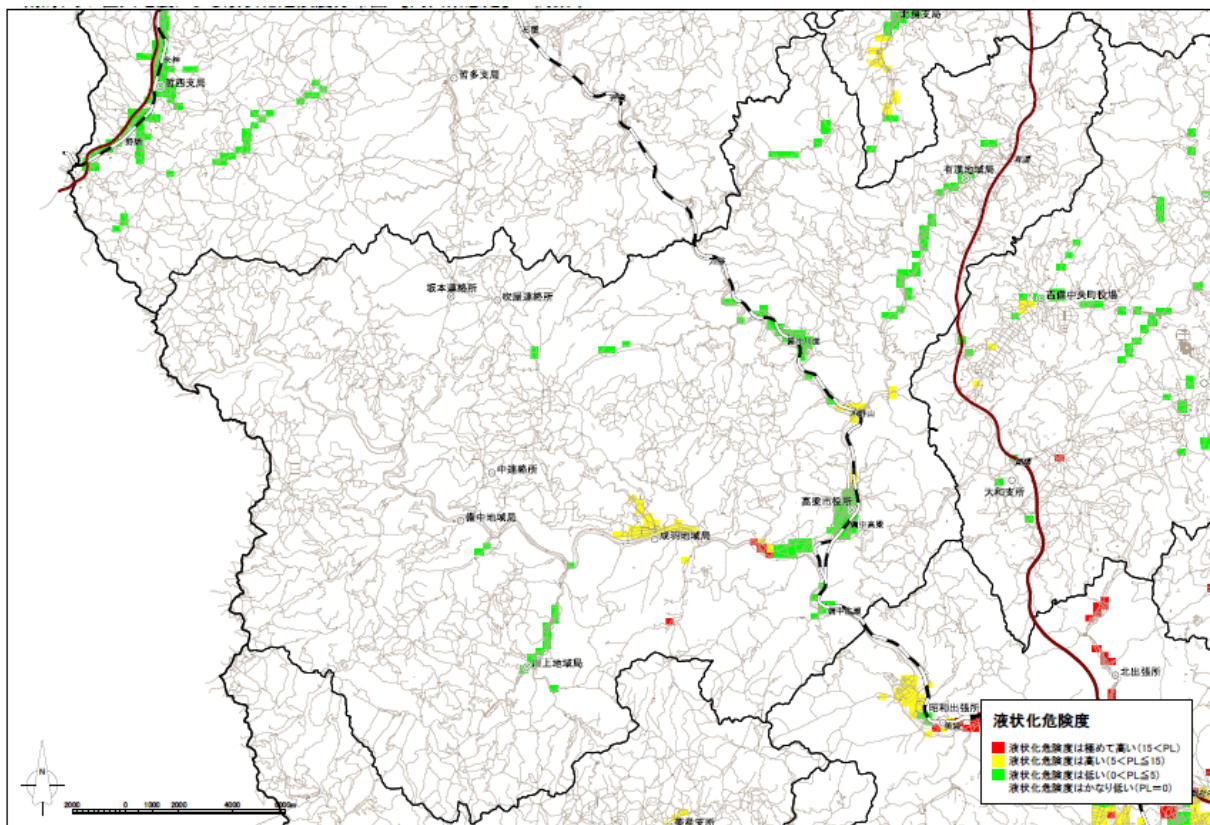
第4項 高梁市の液状化危険度分布図

◎ 高梁市の液状化危険度分布図

液状化とは、地震の揺れによって水を含む土が泥水化する現象である。埋立地や河口など水分を多く含んだ砂質の地盤で発生する現象で、噴砂や地盤沈下を伴う。

東日本大震災では、震源域から遠く離れた東京湾岸でも広域に発生し、巨大地震では遠方でも液状化が発生することがわかっている。液状化危険度の判定には、P L値を用いている。P L値とは、その地点での液状化の危険度を表す値である。推計は震度分布図と同じく 250mメッシュ単位で行っている。

南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図 【県想定】



※液状化危険度分布図を参照する際の注意事項

液状化危険度分布図は、250mメッシュ区域内の平均的な地盤データに基づき液状化を判定しており、そのメッシュ中には液状化危険度が異なる地盤が含まれることがある。

また、液状化危険度が高い地域であっても、既に地盤改良などの液状化対策を実施している場所もあるが、この図では考慮していない。逆に、液状化危険度が低い地域であっても、ため池等の埋立地などは、液状化の可能性は高い。今後、構造物の建築や開発行為を行う際には、個々に地盤調査を実施し、対策の検討を行うことを推奨する。特に、過去に液状化が発生した場所では、大規模な地震で再度発生することが予想されるため、調査の実施を推奨する。

※使用したボーリングデータ等について

震度分布図及び液状化危険度分布図は、平成24年3月末までに公開されている地盤データや市町村等から提供されたボーリングデータを使用して作成したものであり、本県で収集した過去一定時点のデータ等により判断したものである。したがって、推計に用いたデータは限られており、それ以降に行われた調査のデータは反映していない。

1 液状化による被害

強い地震動が続くと水を含んだ地盤自体が液体状となり流動化する。その結果、地盤上の建物等の自重の支持が不可能となり、建物基礎の破壊、建物への損傷や不同沈下を生じる。特に過去に河口や海岸近辺、ため池であったような場所又は埋立地など、水に関係する緩い砂質土の地域などで顕著な現象である。現況では河川や海岸からは距離がある場所であっても、その土地の形成履歴を調査すると、いわゆる地盤（土地の支持層）が相当深い場合や地下水位が高い場合があ

る。このような地域では、地盤調査の上、相当の液状化対策が必要である。

液状化分布図では、液状化危険度の高い場所は、農地の拡大や塩田の造成など、古くから多くの干拓や埋立事業が履行されてきた県南海岸付近の地域で高く分布しており、液状化は県南特有の特徴であるかのようにみえるが、県北や内陸においても、過去の河道付近や盛土構造の造成地などの地域にもその分布は広がっており、液状化被害への注意が必要である。また、歴史的に過去の地震動の発生時に液状化被害のあった場所においては、再度、液状化が再現される可能性が高いといわれており、こうした地域においても注意が必要である。

市民一人ひとりが、貴重な財産や安心して暮らせる環境を守っていくためにも、この分布図を生かし、地域の特性を正確につかみ、今後の地震動での液状化による被害を最小化するよう取り組む必要がある。

2 液状化の対策

現在、液状化被害の予防的対策として完全なものはない。特に既存建物等の地盤強化においては、既存建物を維持したまま、その地下部分に施工する必要がある、空き地に比べ高い対策費用が必要となる場合が多い。液状化については、現況にとらわれず、その地域の土地の組成、歴史に関心を持ち、必ず事前に地盤調査を履行し、地域の土地の状況、組成、地盤特性などを理解した上で、適切な対策に取り組む必要がある。

＜参考＞液状化対策工法の類型には、以下のようなものがある。

- ◎締め固め：地盤自体の密度を高め、固い地盤をつくる。
- ◎脱水：地下水の排水路を設け、土地の含水量を低下させる。
- ◎固結：セメントなどで地盤自体を固化し、液状化を防ぐ。
- ◎地中壁：地中に区画壁を構築し、建物破壊、不同沈下に抗する。
- ◎杭打：支持地盤への杭打ちにより基礎を補強する。

第5項 人的・物的被害想定結果

1 人的被害

(1) 死者数（被害が最大となるもの：冬・深夜）

（単位：人）

項 目	高梁市	県
建物倒壊による死者	0	305
津波による死者	0	2,786
急傾斜地崩壊による死者	0	20
地震火災による死者	0	0
屋外落下物等による死者	0	0
合 計（人）	1	3,111

(2) 負傷者数（被害が最大となるもの：冬・深夜）

（単位：人）

項 目	高梁市	県
建物倒壊による負傷者	2	7,534
津波による負傷者	0	4,184
急傾斜地崩壊による負傷者	0	25
地震火災による負傷者	0	2
屋外落下物等による負傷者	0	0
合 計（人）	2	11,745

2 建物被害

項 目	高梁市		県	
	全壊	半壊	全壊	半壊
揺れによる全壊	0	11	4,690	42,651
液状化による全壊	1	51	1,036	34,546
津波による全壊	0	0	8,817	57,731
急傾斜地崩壊による全壊	0	0	221	433
地震火災による消失	1	—	3,901	—
合 計（棟）	2	62	18,665	135,361

3 ライフライン被害

	区 分	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヵ月後	
上水道	給水人口	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率
	34,963	1,292	3.7	1,123	3.2	0	0.0	0	0.0
下水道	処理人口	支障人口	率	支障人口	率	支障人口	率	支障人口	率
	13,318	2,549	19.1	141	1.1	0	0.0	0	0.0
電力	電灯軒数	停電軒数	率	停電軒数	率	停電軒数	率	停電軒数	率
	26,487	5,069	19.1	0.1	0.0	0	0.0	0	0.0

4 生活支援等

(1) 避難者（パターン：冬18時）

	地震直後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
避難者数（人）	28	28	28	28
避難所避難	17	17	14	8
避難所外避難	11	11	14	20

※避難所外避難とは、指定避難場所、指定避難所以外の文化ホールなどの公共的施設や自動車、

親戚・知人宅などへ避難することをいう。

(2) 帰宅困難者

区 分	高梁市	県
帰宅困難者（人）	3,605	141,000

(3) 災害廃棄物発生量

区 分	高梁市	県
重量（万トン）	0	224
堆積（万m ³ ）	0	180

第6項 減災効果

1 建物の耐震化の促進

住宅の耐震化により、建物が倒壊し自力脱出が困難となる人を大幅に削減できる。また、建物倒壊によって、火気器具・電熱器具などからの出火や避難路の閉塞も考えられるが、建物が倒壊しないように耐震化を実施することによって、延焼拡大時の避難路の確保も可能となり、火災による死者数も軽減できる。

さらに、建物被害が減ることにより、地震後も自宅にとどまることが可能となり、避難者数も軽減できる。

2 家具等の転倒・落下防止対策の強化

家具等の転倒・落下防止対策実施率を向上することで、死傷者数は大幅に軽減できる。

3 直接被害額の軽減

建物耐震化を100%とすれば、全壊棟数が大幅に軽減され、直接被害額も軽減される。

第7項 被害想定を生かす

被害想定の結果は、ともすれば不安感だけを募らせ、これまでの防災対策自体が無意味であるようにも思えるが、しっかりと対策を講ずれば、想定される被害も大きく減少させることが可能である。

今後も、これまで取り組んできたハード・ソフト対策を総動員して地震対策を推進することが必要である。

さらに、市民一人ひとりが、今回の被害想定を自らのこととしてとらえ、

1 強い揺れや弱くても長い揺れがあったら迅速かつ主体的に避難すること。

2 強い揺れに備え、建物の耐震診断・耐震補強を行い、家具の固定やガラスの飛散防止対策、食料や飲料水、生活必需品などの備蓄を行うこと。

3 初期消火に全力をあげること。

などの取組を行うことで、尊い命を守ることができる。

平常時から自らができることを確実に行之（自助）、地域の安全を地域の人々で助け合い（共助）保持していくことが何よりも重要である。

第6節 地震災害対策の基本的方向

1 断層型地震

本市において想定される断層型地震への対応は、震度分布や規模こそ異なるが、その基本的方向や具体的な対策については、南海トラフの巨大地震の対策と何ら変わるものではない。南海トラフの巨大地震への対策を講じることにより、断層型地震への対策も同時に進むものと考えられることから、南海トラフの巨大地震と同じく被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進する。

2 南海トラフの巨大地震

南海トラフの巨大地震の発生は、確率的には千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。しかし、仮に発生した場合には、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生し、西日本を中心に甚大な被害をもたらす、人的損失や国内生産・消費活動などに大きな影響を与え、経済活動が広域化している現代では、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能の低下など、被災地のみならず、その影響は我が国全体に及ぶ可能性があり、まさに、国難ともいえる巨大災害になるものと想定されている。

岡山県においては、これまで約100年～150年の周期でこの南海トラフを震源とする大規模な地震が発生し、岡山県でも被害が生じている。最近では、和歌山県南方沖を震源とした昭和21年の昭和南海地震が記録されており、それから既に約70年が経過している。

国の地震調査研究推進本部における長期評価においては、30年以内の発生確率が80%程度とされており、経年的に発生確率は高まっている。

このような地震に対しては、最新の知見を活用しつつ、引き続き、ハード対策を推進するとともに、ハード対策にかかる時間や想定被害の地域的特性等にかんがみて、ソフト対策も有効に組み合わせ着実に推進することが重要であり、こうした取組は、最大クラスの巨大地震への対策にもつながるものである。

3 地震への対応

南海トラフの巨大地震への対応は、行政、企業、地域、住民等、個々の果たすべき役割を踏まえ、それぞれが着実にその対策を果たしつつ、有機的に連携し当該地震への対策に万全を期する必要がある。

特に広範囲で発生する強い揺れに対しては、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、重要インフラの耐震化等の取組を強化していくことが重要である。さらに、企業等の事業継続の取組や家庭での備蓄の促進等、被災地域以外でも取組を進める必要がある。

第2章 震災予防計画

第1節 自立型の防災活動の促進

第1項 防災知識の普及啓発計画

1 現状と課題

災害発生に対しては、自らの身は自ら守るとの基本理念と正しい防災知識を市民一人ひとりが持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

特に本市では、近年大規模な地震による被災を経験していないことから、あらゆる機会を通じて継続的、反復的に防災知識の普及を図る必要がある。

また、過去の大災害の教訓や災害文化を保存し、後世に伝えていく必要がある。

2 基本方針

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

市は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、過去の大災害の教訓や災害文化の保存伝承に努める。

地震については、本震及びそれに続く余震による災害の危険性の周知を行うとともに、危険を回避するために必要な事前の備えと行動等について、家庭、地域、事業所等に対する啓発を行い、防災知識の普及に努める。

また、男女双方の視点に配慮した防災意識の普及を進めるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

さらに、自らを守るとともに、お互いに助け合うことの大切さについても啓発する。

なお、啓発を効果的に行うためには、対象者や対象地域などを明確にして実施する必要がある。

3 対策

(1) 実施主体

〔市〕

ア 市は、市民に対して積極的に事前の備えの重要性や地震による災害の危険性、必要な行動など基本的な防災知識の普及啓発を図る。

イ 市は、最新の知見に基づく地震の被害想定を基に、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等を作成しその普及を図る。

ウ 市は、避難場所や避難所、避難路を指定し、わかりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど日頃から周知しておくものとする。

エ 市は、防災知識の普及、防災訓練を実施する際、高齢者、乳幼児、妊産婦、障害のある人、外国人、乳幼児、旅行者などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

オ 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害時等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

カ 市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝え、災害教訓等の伝承を行う住民の取組を支援する。

〔市及び商工会・商工会議所〕

市、商工会・商工会議所は、共同して小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。

〔市民〕

市民は、地域における地震による被害状況をはじめ、災害の種別、程度による対応方法、災害時の家庭内の連絡体制、避難場所等についての家族間で共有しておくなど、日頃から防災知識の習得に努める。

また、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における防災訓練、自主防災組織活動などへの参加を通じ、地域の防災力向上に努める。

さらに、市民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

〔企業等〕

企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続

計画（BCP）を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保及び複数化、流通拠点の複数化、重要なデータやシステムの分散管理等の事業継続上の取組みを継続的に実施するようなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

また、自らが提供する製品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。

要配慮者利用施設の所有者または管理者は、水防法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

なお、市及び各業界の民間団体は、必要な情報提供等、企業への効果的な支援に努め、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

〔住民及び事業者〕

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じ当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区と市が連携して防災活動を行う。

なお、市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

(2) 家庭・地域における普及対策

ア 防災知識の啓発は家族単位から始め、自治会、町内会等を通じて災害対応の地域連帯感を高める。

イ 市は防災週間や防災関連行事等を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。

- ・住宅の耐震化、感震ブレーカーの設置、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防、安全対策
- ・さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動、避難場所、避難所での行動
- ・警報等発表時や避難指示の意味やその発令時にとるべき行動、家庭内の連絡体制、初期救助、消防水利設置場所の周知、消火の方法など

ウ 地震保険

市は地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける地震保険普及に努める。

(3) 事業所・職場の普及対策

事業所及び職場については、従業員等の安全の観点からそれぞれの事業所に対して、次の事項に関して防災意識の高揚を図る。

ア 経営者（責任者）に防災知識を啓発すること。

イ 従業員等に対し積極的な防災教育・訓練をすること。

ウ 災害時の行動マニュアルを作成すること。

エ 災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること。

(4) 不特定多数が利用する施設の普及対策

不特定多数の者が利用する施設（学校、病院、各種福祉施設、駅等）については、個々の施設の特性に配慮しながら、次の事項に関して施設管理者（責任者）の防災意識の高揚を図る。

ア それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。

イ 利用者の立場に立ち、施設の防災措置を推進すること。

ウ 防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図ること。

(5) 緊急地震速報の普及・啓発

市は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第2項 防災教育の推進計画

1 現状と課題

災害発生に対しては、自らの身は自らで守るとの基本理念と正しい防災知識を市民一人ひとりが持ち、平素から災害に対する備えを心がけることが重要である。

また、防災対策が有効に実施されるためには、一人ひとりが主体的に行動することが重要であり、今後の地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たす小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことが必須である。こうした幼少期からの防災教育と防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さと困難に立ち向かう力を育む文化を醸成する必要がある。

特に本市では、近年大規模な地震による被災を経験していないことから、あらゆる機会を通じて継続的、反復的に防災知識の普及を図る必要がある。

2 基本方針

災害から児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を図るため必要な計画を策定し、その推

進を図る。

3 対策

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、学校においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

(1) 実施主体

市は地域の実態に応じた必要な計画を策定し、実施するものとする。

(2) 防災上必要な組織の整備

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）は、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

(3) 防災上必要な教育の実施

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

ア 学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災知識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

イ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

市は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

エ 防災知識の普及

市は、PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災知識の普及を図る。

(4) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとりうるよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

ア 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

イ 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画

1 現状と課題

災害が発生したときに被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域の安全は地域で守るという共同意識に基づき、地域の防災力を高めておくことが必要であるが、この地域防災力の向上の要となるのが市民の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

地域防災力の向上は喫緊の課題であるが、本市の自主防災組織の組織率は低い状況にあることから、早急に自主防災組織の設置・育成と自主防災活動の活性化を図る必要がある。

発災時に、市は甚大な被害と膨大な避難者への対応が必要となり、避難所運営そのものに主体的にかかわることが困難となる。そのため、自主防災組織等が地域住民等の協力を得ながら、主体的に避難所運営ができるように努める必要がある。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、市民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応に係る教育訓練により一層の充実が必要である。

2 基本方針

自主防災組織は、減災の考え方や、自助・共助・公助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災用資機材等の整備
- (オ) 要配慮者の把握

イ 災害時の活動

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 初期消火等の実施
- (ウ) 救助・救急の実施及び協力
- (エ) 避難誘導の実施
- (オ) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
- (カ) 要配慮者の支援

(キ) 避難所運営

自主防災組織がない場合には地域の防災活動に大きな支障が生じるということなどの自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置・育成と自主防災活動の活性化を推進する。その際、男女共同参画の促進を図るものとする。

また、消防団の充実や活性化を図るとともに、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組んでいる消防団の活動を支援する。

3 対策

(1) 実施主体

市は、平常時から、声かけ、見守り、犯罪防止活動などを通じて、人々がつながりを持った、災害に強い地域コミュニティの再生を図る。また、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を進めるとともに、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修の実施や防災士等の資格の取得の奨励等を行うことなどにより、組織の育成・充実を図る。

(2) 地域の自主防災組織

ア 自主防災組織の育成に当たっては、地域（地区）の実情に即した組織、活動や男女共同参画の視点に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促すなど、効果的な普及を図る。

イ 自主防災組織は、地域コミュニティや町内会単位の組織を目指し、地域消防団と関連付け、団員が指導的役割を担う等の方策を図る。

ウ 県・市等における各種研修会等により、リーダーの育成を行う。

(3) 企業等の自主防災組織

企業等は、平常時から市の防災関係部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体との連絡・連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等により、地域防災力の向上に積極的に貢献する必要がある。

また、それぞれの企業等の実情に応じて自主的な防災組織をつくり、事業所及び地域の安全確保に積極的に努める。

企業等は、災害時には従業員、利用者等の安全を守り、地域住民として、災害の拡大防止活動に協力する必要がある。

(4) 消防団の充実・活性化

市は、消防団等の充実を図るとともに、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、機能別消防団員・女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組むよう努める。

第4項 防災ボランティア養成等計画

1 現状と課題

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えた行政需要が発生することは容易に予想されるところである。災害発生直後から生活再建に至るまで、必要な人命救助や負傷者の手当を始めとした初期対応、救援物資の仕分けや搬送、避難所等の生活支援、生活再建のための相談など多岐にわたる需要が発生し、

行政だけでは質量ともに対応不可能な事態が予想され、多彩な活動を行うボランティアへの期待が高まることとなる。

特に災害時には、特別な技能知識を要する専門ボランティアの需要が高まること、また一般のボランティア活動を効率的に進める上で、現場において的確な判断と活動ができるボランティアリーダーが求められることなどから、これらボランティアの養成と登録を平常時から実施しておく必要がある。

2 基本方針

ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

また、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、県災害救援専門ボランティアの研修・登録や災害発生時の一般ボランティアの受入体制の整備を活用し、災害時におけるボランティア活動の円滑化を図るとともに、関係機関相互のネットワーク化を推進する。

3 対策

◎ボランティアの確保

(1) ボランティアの養成・登録

[市]

市は、災害発生時に市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

市と市社会福祉協議会との役割分担等について、市地域防災計画等に定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

[関係団体]

日本赤十字社岡山県支部、社会福祉協議会等の関係団体は、市と協働し、ボランティア養成やボランティア意識の醸成に協力する。

(2) ネットワーク化の推進

市は、災害時（この項では復興期を含む）の迅速かつ円滑なボランティア活動の実施のため、災害中間支援組織、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティア等との平常時を含めた連携体制の構築や、ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

また、社会福祉協議会、災害中間支援組織等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

第5項 住民、地域、企業の防災訓練計画及び参加

1 現状と課題

いつ災害が発生してもこれに対応できるようにするため、日頃から市民、地域、企業等が各種訓練を行い、防災活動に必要な知識・技能を習得しておく必要がある。

例えば東日本大震災では、実際に避難場所・避難所に避難した住民はほとんどが事前に避難訓練に参加した人達であり、日常の避難訓練に参加していない人は避難しない傾向がみられた。

このため、平常時から防災訓練を繰り返し実施することが大切である。

2 基本方針

災害時に組織的な活動ができるよう自主防災組織の防災訓練を実施する。

なお、教育機関は、防災教育の一環として防災訓練の充実を図る。

また、市は、自衛隊等国の機関と協力し、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携を図り、訓練を行う。

防災訓練を実施する際には、女性、高齢者及び障害のある人など、要配慮者の参画の促進に努める。

3 対策

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(1) 訓練計画の策定

[市]

市は、自主防災組織の防災訓練計画の指導、助言に努める。

[自主防災組織、企業等]

市民、地域、企業等は、それぞれ防災訓練計画を定め、訓練の実施に努める。

(2) 自主防災組織の防災訓練

ア 防災訓練項目

(ア) 情報連絡訓練

情報収集…地域の被災状況等を正確かつ迅速に収集する。

情報伝達…防災関係機関の指示等を地域の住民に伝達する。

(イ) 消火訓練

消火器等の消火用資機材の使用方法及び消火技術に習熟する。

(ウ) 避難訓練

各個人…避難時の携行品等のチェック

組織単位…組織ぐるみで避難の要領に習熟し、定められた避難場所まで安全に避難できるようにする。

(エ) 給食給水訓練

炊き出し、ろ水器等により食料や水を確保する方法、技術を習得する。

(オ) 救助救急訓練

最低限必要な人工呼吸、心臓マッサージ、応急手当のほか、備えつけの資機材やAED（自動体外式除細動器）の使用 방법에習熟する。

救護所への連絡、搬送の方法等を習得する。

イ 総合訓練

自主防災組織の各班が有機的かつ効果的に防災活動ができるようにするために、次のような点に配慮する。

(ア) 市又は消防機関が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。

(イ) 自主防災組織と事業所防災組織等とが共同して訓練をする。

(3) NPO・ボランティア等との連携

市は、防災訓練を実施する際は、NPO・ボランティア等にも参加を求め、協力体制の強化、予防及び応急対策機能の向上を図るものとする。

第6項 地域防災活動施設整備計画及び推進

1 現状と課題

地震災害時における自主防災組織の役割は重要であり、地域の防災活動の拠点となる施設を整備する必要がある。

2 基本方針

各地域の実情（都市形態、集落形態）等を考慮しながら、地震の防災活動にも配慮した整備を進める。

3 対策

(1) 活動施設の整備

市は、国等が行う各種補助事業を有効に活用し、地域の自主防災組織の規模に応じ、避難所や公民館等に併設して平時から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。

ア 自主防災組織の初期消火、救護等の活動に必要な資機材を整備するための倉庫を整備する。

イ 地域の広場、公園等については、応急活動や避難生活に必要な資機材、水道、照明、トイレ等防災面に配慮した施設を整備する。

ウ 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実を図る。

第7項 要配慮者の安全確保計画

1 現状と課題

近年の都市化、著しい高齢化の進行、人口減少が進む中山間地域等での集落の衰退、国際化など社会構造の変化により、乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、難病のある人、発達障害のある人、高齢者、妊産婦、外国人等、災害時の情報提供や避難誘導等において配慮を必要とする、いわゆる要配慮者の増加がみられる。在宅生活者でも、独り暮らしや高齢夫婦のみの世帯など、家族による援助を受けにくい者が増えており、中には、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい者（避難行動要支援者）もいる。

また、自立した生活のために介護機器、補装具、特定の医療用品などを必要とする者もあるが、災害時にはその確保が困難となる。そのため、要配慮者の置かれている状況や特性に応じた対策が適切に講じられる必要がある。

さらに、指定避難所内の一般避難スペースでは生活が困難な要配慮者のための福祉避難所の確保が求められている。

2 基本方針

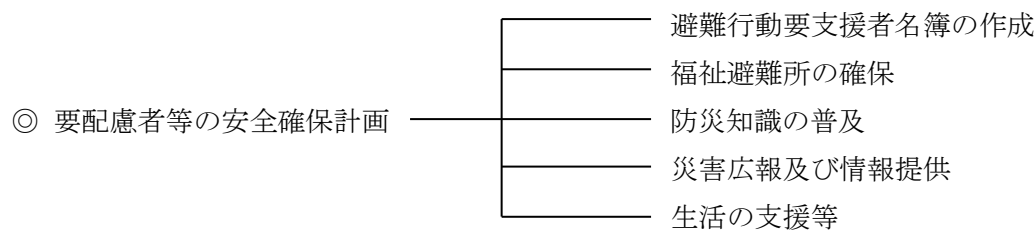
要配慮者の状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、特に避難行動要支援者については、平常時より居住状況や避難支援を必要とする事由等の情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成しておき、災害発生時の避難支援等に利用する。

また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者の速やかな支援を行うための協力体制の確立等を図るとともに、防災施設等の整備、防災拠点スペースの設置、福祉避難所等の確保を行う。

社会福祉施設においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

さらに、地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者の安全確保に対する体制を整備するとともに、災害時に適切に避難行動を取ることができるよう、日ごろから要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、男女共同参画の促進を図るものとする。

3 対策



(1) 避難行動要支援者名簿の作成

[市]

市は、災害の発生に備え、防災担当課と福祉担当課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することにより、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。

また、避難支援等に携わる関係者として、消防機関、県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際の名簿の提供に当たっては、個人情報漏えい防止に十分留意する。

なお、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を避難場所から避難所、あるいは一般の避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

ア 避難支援等関係者となる者

- ・消防機関
- ・県警察
- ・民生委員
- ・社会福祉協議会
- ・自主防災組織その他の避難支援等の実施に関わる関係機関

イ 名簿に登録する者の範囲

- ・要介護認定3以上の者
- ・身体障害者手帳1・2級を所持する身体障害者
- ・療育手帳Aを所持する知的障害者
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- ・備北保健所の難病患者要配慮者リスト対象者
- ・その他何らかの事由により災害時に自ら避難することが困難で、名簿掲載

を申請した者

ウ 名簿へ記載する事項

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・世帯主の氏名
- ・電話番号その他連絡先
- ・世帯状況
- ・避難支援を必要とする事由
- ・緊急連絡先
- ・避難支援等の実施に関し市長が必要とする事項

[市民]

避難行動要支援者及びその家族は、災害時にその安否を連絡できるよう、市役所はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障害のある人の団体等とのつながりを保つよう努める。また、要配慮者の近隣の住民は、日頃から要配慮者に関する情報を把握しておくよう努める。

(2) 福祉避難所の確保

[市]

市は、平常時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行うものとする。

その際、市は、小・中学校や公民館等の避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行うものとする。また、難病のある人には、県、周辺市町村と連携し避難所の確保に努めるものとする。

さらに、市は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄及び業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等について要配慮者を含む地域住民への周知に努めるものとする。

(福祉避難所の施設整備の例)

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

(福祉避難所の物資・器材の確保の例)

- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池

- ・医薬品、薬剤
- ・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ・車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

(3) 防災知識の普及

[市]

市は、災害時における要配慮者への情報の伝達やその安否確認、避難所における支援などが適切に実施できるよう、在宅の要配慮者を含め、社会福祉協議会等と連携を取りながら、要配慮者本人やその家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や研修等を行う。その際、子どもや外国人にわかりやすい絵本や漫画の教材又は外国語の防災パンフレットを用いること、要配慮者のために必要な防災用品の配布等を行うことに配慮する。

さらに、市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・社会福祉協議会・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

また、防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できるよう配慮する。

市は、避難行動災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

[市民]

要配慮者は、自己の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくとともに、必要な物品はあらかじめ非常持出袋等に詰め、いつでも持ち出せるように常日頃から努めるものとする。

(4) 災害広報及び情報提供

市は、県が実施する災害に関する情報の外国語翻訳を県のホームページ等を通じて広報する。なお、その際、要配慮者のみならず、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても配慮した情報提供を行う。

(5) 生活の支援等

[市]

市は、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織、町内会、福祉事業者等と連携し、地域の特性や実情を踏まえた避難行動要支援者の避難計画を定めるなど、要配慮者への避難支援や生活支援が実効性のあるものとなるよう努める。

[社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等]

社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、要配慮者のいる施設にあつては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

第8項 緊急物資等の整備

1 物資の備蓄・調達

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のうその他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国（消防庁）はこれを支援する。

2 体制の整備

市は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所・避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

また、災害の規模等にかんがみ、市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。

3 被災地支援に関する知識の普及

市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

第1 食料の確保

1 現状と課題

災害時における米穀の確保については、原則として市が地元米穀販売事業者の流通在庫から確保することになっているが、これができない場合は、政府所有米穀の引き渡しを受けることができる。

その他食料・食材については、被災当初に、飲料水、燃料がなくても飲食が可能な食品（調達品）の確保を検討する必要があるが、高齢者・乳幼児・病人等に対する食料の供給に配慮するとともに、食品加工業者・外食産業等との協力協定や、他市町村との広域的な応援協定を締

結し、効率的な対応を検討する必要がある。

また、市は、市民等の備蓄の状況、被災のため備蓄物資を持ち出しできない場合を考慮して、補完的かつ広域的な備蓄・調達体制を確保する必要がある。

2 基本方針

市は、家庭内・事業所内での食料備蓄を推進するとともに、南海トラフ地震の被害想定に基づく計画的な公的備蓄の拡充や、他県・市町村の相互応援体制の確立、食品加工業者・外食産業等の協力体制の確保等を進め、災害時の円滑な調達体制の整備を図る。

3 対策

[市]

市は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保・供給するため、事前に次の措置等を行う。

ア 市内における緊急食料の調達、炊き出しを含む配分計画及びその実施手続に関するマニュアルの策定

なお、計画等の作成に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮するものとする。

イ 援助食料の集積場所の選定

ウ 市民、事業所の食料備蓄の啓発

特に、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

エ 市民等の備蓄の補完に必要な食料の備蓄

[市民・事業所等]

市民・事業所等は、「最低3日間、推奨1週間分」の食料を備蓄するように努める。

なお、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に十分配慮するものとするとともに、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努める。

第2 飲料水の確保

1 現状と課題

被災地への飲料水の供給については、市のタンク車等による給水は道路の混乱を考えた場合、スムーズに行えるかどうかという問題点がある。

このため、家庭内での飲料水の備蓄を進める必要がある。

2 基本方針

市内において、独自に給水計画を樹立するとともに、市民・事業所等に対して個人備蓄を勧

奨する。

3 対策

[市]

市は、以下について実施するものとする。

- ア 水道復旧資材の備蓄を行う。
- イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルを作成する。
マニュアルは、以下の事項を内容とする。
 - (7) 臨時給水所設置場所の事前指定
 - (4) 臨時給水所設置場所の一般住民への周知方法
 - (9) 臨時給水所運営の組織体制
 - (5) 各臨時給水所と本部の通信連絡方法
 - (6) 必要な応急給水用資機材の確保方法（給水車・給水タンク・ろ過機等）
 - (8) 地図等応援活動に際し必要な資料の準備
- ウ 給水タンク、トラック、ろ過機等応急給水用資機材を整備するとともに、緊急時連絡管の検討を行う。
- エ 市民・事業所等に対し、飲料水の備蓄の啓発と貯水や応急給水について指導を行う。また、災害時に孤立する可能性がある集落等においては、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による飲料水の備蓄や貯水を推進するなど、集落の状況に応じて必要量が確保されるよう促す。
- オ 水道工事業者等との協力体制を確立する。

[市民]

市民・事業所等は、1人1日3リットルを基準とし、関係人数の「最低3日間、推奨1週間」分を目標として貯水する。貯水する水は、水道水等衛生的な水を用い、容器については、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を行うなど、地域防災力の強化に努める。

第3 生活必需品の確保

1 現状と課題

阪神・淡路大震災において、平常時の備えの不十分さが指摘されたが、本市においても災害の少ない地域という認識が阪神地方にも増して強く、家庭・事業所等における地震に対する生活必需品の備蓄は十分でない。また、東日本大震災においては、ガソリンや灯油等の燃料の供給が滞り、避難生活等に支障が生じた。

平常時から市及び市民は、震災直後に必要となる生活必需品が確保できる体制づくりに留意する必要がある。

2 基本方針

市は、発災後の避難生活等に必要な生活必需品の家庭備蓄を推進するとともに、家庭での備蓄や災害時の調達が困難なものなど、特に必要な品目等については、南海トラフ地震の被害想定に基づく計画的な公的備蓄の拡充や、他県・市町村の相互応援体制の確立、民間事業者の協力体制の確保等を進め、災害時の円滑な調達体制の整備を図る。

3 対策

[市]

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握のうえ、次の事項を内容とする備蓄・調達計画を策定する。

ア 市が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）の品目・必要数の把握

イ 特定物資に係る流通在庫の定期的調査

ウ 特定物資の調達体制

エ 緊急物資の集積場所

オ 市が備蓄する生活必需品の品目・数量及び保管場所

カ 市民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

特に、災害時に孤立する可能性がある集落等においては、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

[市民]

市民及び自主防災組織は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるという考えに基づいて、平常時から食料の他に救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておく。

また、病院、社会福祉施設、企業、事務所等も、入所者等の特性に応じた備蓄を実施する。

第4 個人備蓄

1 現状と課題

大規模震災時には、被害が広範囲にわたり、また情報網及び交通網が混乱するため、食品や生活必需品等を被災者自身が調達することは困難となる。さらに、市等救援機関による救援活動についても、当該機関自体が被災することもあり、大きな制約が及ぶと予測される。

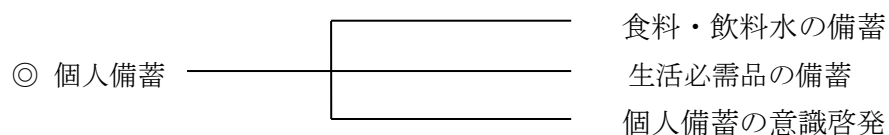
そのため、各家庭、事業所等においては、自主防災の観点から、災害直後の混乱時期を乗り切るための備えをしておくことが必要となる。

2 基本方針

市民、事業所等は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるとの考えに基づいて、平常時より、食料の他、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の防災品を備えておく。また、特別の医薬品等の確保方法を各自で確認しておく。

市は広く市民・事業者等に災害に備えての備蓄等自主防災思想の普及啓発を図る。

3 対策



(1) 食料・飲料水の備蓄

市民、事業所等は、「最低3日間、推奨1週間」分の食料・飲料水を備蓄するよう努めるものとする。

なお、飲料水にあつては、1人1日当たり3リットルを基準とする。

また、備蓄にあたっては、高齢者や乳幼児等の家族構成並びに食物アレルギー等に十分配慮するものとする。

(2) 生活必需品の備蓄

市民、事業所等は、災害発生時に必要となる救急用品、懐中電灯、携帯ラジオ等の防災用品を備え、非常持ち出しができるよう準備しておくよう努めるものとする。

また、持病薬等個人の特性に応じた必需品についても、非常持ち出しや必要時の確保方法の確認等、災害発生への対策をとっておくものとする。

(3) 個人備蓄の意識啓発

[市]

個人備蓄の意義・必要性、方法等について、パンフレット等の広報紙や自主防災組織の活動を通じる等により、市民はもとより、社会福祉施設、事業所等に意識啓発する。

[市民、事業者等]

市民、事業者等は、自主防災組織活動等を通じて、自らも積極的に近隣住民や従業員等の意識啓発を図ることとする。

第2節 迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理）

第1項 災害応急体制整備計画

1 現状と課題

地震は前ぶれなく不意に起き、被害が同時に、かつ広域的に多発することから、災害発生に備えて即座に対応できる体制の整備を図る必要がある。

また、大規模地震の後の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実しておく必要がある。

このような災害への対応は、単独の自治体のみでの対処は不可能であることから、他の地方公共団体間、関係機関間のほか企業等との間で協定を締結し、連携強化を進め、災害発生時に各主体により迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続きの確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

また、交通の途絶、通信網の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合など、初動体制の確保の困難性が予想されるため、これらの点も踏まえた体制づくりが重要である。

先に発生した地震災害で大きな被害を受けたのち、再び時間をおいて新たな災害が発生した場合には、建物等の被害、応急対策への支障、地盤の崩壊や液状化のように、二度発生することによる被害の増大、救助・捜索等の活動中での発生による二次災害が生じる可能性があるもので注意する必要がある。

2 基本方針

災害対策に有益な情報を迅速かつ的確に把握するとともに、情報共有を図るために県、警察、消防、その他関係機関と連携できる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める、なお、災害発生時における参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等による参集途上での情報収集・伝達手段の確保などについて検討し、迅速な初動体制及び非常体制の確立、災害対策本部の設置及び非常時の処理権限など、応急体制全般について所要の整備を図る。

また、あらかじめ民間事業者へ委託可能な災害対策業務については、民間事業者と協定を締結しておき、非常時の対応の強化を図る。その際、職員の安全の確保に十分に配慮する。

さらに、非常時の災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、外部の専門家、関係機関等の出席を求めることができる仕組みを平常時から構築するよう努める。

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また市は、退職者（自衛隊等の国県の機関の退職者も含む。）の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

時間差を置いて発生する災害には、発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討に努める。

3 対策

(1) 対応計画の作成

市等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(2) 訓練の実施

市等の防災関係機関は、さまざまな複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

(3) 関係機関等の災害対策本部への出席

災害対策本部に専門的分野に関する意見聴取・連携先との連絡調整など、的確で迅速な災害対応のため、必要に応じ関係機関等が出席可能となるよう、その体制整備に努める。

[市、防災関係機関]

(1) 市及び防災関係機関の体制整備

市及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について必要な整備を図るものとする。

[防災関係機関相互の連携]

(1) 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、市等は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、市等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配

慮するよう努める。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。さらに、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。

- (2) 市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- (3) 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- (4) 市は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (5) 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
- (6) 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。
- (7) 市は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるものとする。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。
- (8) 地方公共団体等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。
- (9) 地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。
- (10) 市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画に係る関係機関の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確

化しておくよう努める。

4 初動体制の確立

◎緊急初動班

- (1) 大規模地震が勤務時間外に発生した場合の初動体制を確立するため、緊急初動班を設置する。
- (2) 緊急初動班については総務部参与が統括する。
- (3) 緊急初動班は、本庁で組織する。
- (4) 緊急初動班は、市内で震度4以上、若しくは県内で震度5強以上の地震が発生した場合に自主参集する。その際、携帯電話等により参集途上での情報収集を行い、適宜報告する。
- (5) 緊急初動班の主な任務は次のとおりとし、詳細については別に定める。

ア 情報の収集並びに幹部等への報告

イ 県・消防本部への連絡

ウ 非常体制への移行準備

◎ 班員の指定

- (1) 班員は、全職員とする。
- (2) 班員は、市内で震度4以上、若しくは県内で震度5強以上の地震発生情報により、勤務課所に自主参集する。
- (3) 班員の担当業務等についてはマニュアルを作成し、毎年度訓練を通じて周知を図る。

◎ 班員への連絡方法

班員への連絡については、電話等を利用して行う。

5 非常時の処理権限の委譲

災害初期において、市長をはじめ幹部不在の場合における市本部設置の判断や自衛隊の派遣要請などの処理権限の順位を予め定める。

第1位 副市長 第2位 教育長 第3位 総務部参与

6 非常体制

(1) 非常体制の基準

ア 市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、非常体制(市本部の体制)を設置する。

イ 災害対策本部の組織は、市災害対策本部条例の定めるところによる。

(2) 非常体制の職員配備

ア 市長部局、教育委員会の全職員を配備する。

イ 職員は、勤務時間外において震度5強以上の地震発生情報を知ったとき又は自主判断により、直ちに勤務箇所に出勤するものとする。

ウ 勤務箇所に出勤できない職員は、途中の情報を所属長へ報告、その後の行動の指示を受

ける。

- エ 各所属長は、職員の配備状況を把握の上、必要によっては被災していない地域からの職員の応援等の措置を講じる。

(3) 各課の所管事項

- ア 高梁市地域防災計画「風水害編第3編災害応急対策計画第1章防災組織第3高梁市災害対策本部5市本部の組織」に定めるほかに、震災対策に関する各課の所管事項を定める。
- イ 各課の所管事項は、次のような点を踏まえ定めるものとする。
 - (7) 地震対策に関する法令の改正に対応する事項
 - (4) 国の各省庁の事業に対応する事項
 - (ウ) 市震災対策編による新規・改正に対応する事項
 - (エ) 広域応援体制の実行に対応する事項

7 災害対策本部室の確保

- (1) 地震により庁舎が損壊等の被害を受け、本部機能に支障が生じたときは代替本部室を確保するものとする。
- (2) 代替本部室は、次の点を考慮して選定するものとする。
 - ア 耐震性を有し、本部要員の収容能力があり長期使用が可能な施設であること。
 - イ 通信手段の確保が図れること。
 - ウ 幹線道路網に近接し、交通の便がよいこと。
- (3) 代替本部室の確保対策
 - 市庁舎が損壊した場合に備え、本部室のバックアップ機能の整備を図るものとする。

8 関係機関の整備

- (1) 市及び防災関係機関の体制整備
 - ア 市及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について必要な整備を図る。
 - イ 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。
 - ウ 市は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置の活用が可能な場合においては、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等の防災対策を推進する。
- (2) 防災関係機関相互の連携
 - 各防災関係機関は、大規模地震の際にそれぞれの業務活動が迅速にできるよう平常時から連携の強化を図る。
 - ア 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。こうした

ことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の訓練及び研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては実行性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、市等は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

イ 市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、必要な準備を整えておく。

ウ 市は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

エ 市は、必要に応じて被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

オ 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

カ 市は、消防の応援について、近隣市町及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。

キ 市は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

ク 地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊

の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

ケ 関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底するなど必要な準備を整えておく。

コ 市及び中国電力ネットワーク株式会社は、大規模な停電が発生した場合、中国電力ネットワーク株式会社への効率的な電源車の派遣要請を行うため、あらかじめ要請方法等を共有するなど手続きの整備を図る。

サ 市は、男女共同参画の視点から、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画に係る関係機関の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

シ 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第2項 情報の収集連絡体制整備計画

1 現状と課題

情報の収集・伝達は、電気通信事業者が提供する通信サービスや防災情報ネットワークにより行っているが、大規模な地震が発生すると通信施設の損傷等により、情報収集が困難となることが考えられる。

災害対策本部が災害時に司令塔の役目を果たすためには、これらの点を踏まえ通信手段の確保とその連絡体制を整備する必要がある。

2 基本方針

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化のため、地域、市、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、市外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備し、防災構造化するなどの改善に努め、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備を図る。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連絡体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

市、消防本部等の防災関係機関が、より迅速・的確に総合的な防災対策の実施が可能となるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、避難情報などの各種防災情報をCATV、メール配信サービス、ホームページ、防災ラジオ、地上デジタル放送のデータ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等を通じて市民へ提供する機能の充実を図る。

3 対策

- ◎ 災害時の通信手段の確保
- ―― 防災関係機関の通信手段
 - ―― 非常通信協議会との連携

(1) 防災関係機関の通信手段

- ア 各防災関係機関は、それぞれの通信設備の耐震化、通信網の多ルート化や多重化、衛星電話の活用による通信手段の整備、拡充を図るとともに、非常用発電機の整備や燃料の確保に努める。
- イ 市は、地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに、各種防災情報を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。
- ウ 迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。
- エ 災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。
- オ 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。
- (ア) 無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保
 - (イ) 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化の推進
 - (ロ) 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加
 - (エ) 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築

- (オ) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等
- カ 非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加するほか、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震化や浸水しない場所等への移設を図る。

市は、市民等への情報伝達手段として有線系や携帯電話も含め、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

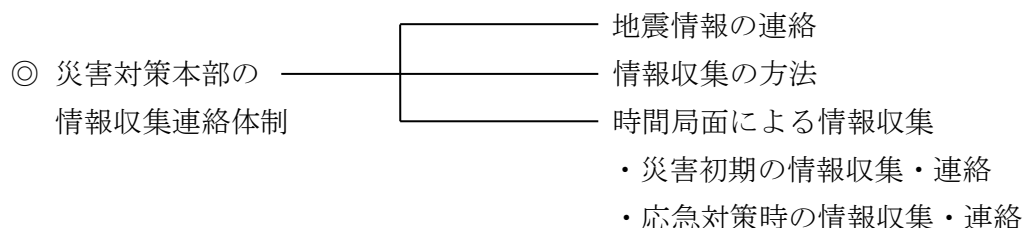
- キ 災害時に、市（災害対策本部）が中心となり、消防、警察などの防災関係機関や病院、銀行、農協、電力・ガス会社などの生活関連機関とが相互に通信できるよう努める。
- ク その他市民への情報の伝達手段として有効なCATVや携帯電話（緊急速報メール、メール配信サービスを含む）、ホームページ、防災ラジオによる情報提供機能を確保する。また、災害時に孤立する集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、非常時の連絡手段の確保に努める。

(2) 非常通信協議会との連携

非常通信協議会では、有線通信が途絶し、利用できないときを想定して、他機関の自営通

信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」が策定されている。

これらのルートの利用にあたっては、あらかじめマニュアル等を作成し、非常通信訓練等を通じて災害時の円滑な通信の確保に備えるとともに、非常通信体制の充実・強化を図る。



(1) 地震情報の連絡

市は、J-A L E R TとCATV（L字放送）等を自動連動させるなどにより、J-A L E R Tにより受信した緊急地震速報を住民等に迅速に伝達する。

※全国瞬時警報システム（J-A L E R T、ジェイ・アラート）

緊急地震速報、弾道ミサイル情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星を用いて全国の自治体に送信するシステム。

(2) 情報収集の方法

ア 被害情報の連絡は、市から県民局を経由することを原則とするが、市は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、直ちに県災害対策本部及び他の防災関係機関に連絡する。

(3) 災害初期の情報収集・連絡

ア 初期の情報収集がその後の応急対策を迅速かつ的確に実施するうえで重要であり、特に緊急に出動する警察、消防、自衛隊との情報共有を図るシステムを整備する。

イ 初期には、まず次にに関する被災状況の情報収集に当たる。

(ア) 人命に係る被害、社会福祉施設、医療機関等の状況

(イ) 道路の状況

(ウ) 生活関連（電気、水道、ガス）の状況

(エ) 被害規模状況の把握のための情報

(4) 応急対策時の情報収集・連絡

ア 防災関係機関が防災活動の業務に移った時点以降においては、県、市及び防災関係機関が相互に連絡し情報交換を図る。

イ 市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への情報共有を図る。

第3項 救助、救急、医療体制整備計画

第1 救助

1 現状と課題

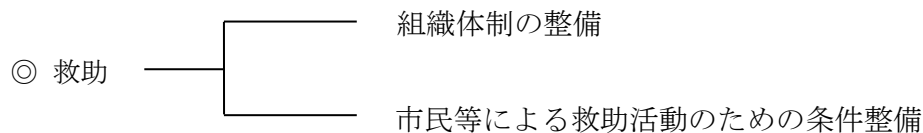
震災時には、広域的又は局地的に倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の傷病者が発生すると考えられるため、消防機関、警察、自衛隊等の救助隊が、迅速かつ円滑に救助活動を実施できる体制を整備する必要がある。

また、救助隊の到着までには、ある程度の時間を要することから、それまでの間を市民等による救助に期待せざるを得ず、そのための条件整備を図る必要がある。

2 基本方針

市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、消防機関や警察等の防災機関と関係医療機関との密接な連携体制の強化を図る。また、職員の訓練や高度な技術・資機材を装備した救助隊の整備を推進し、救助・救急機能の強化を図るとともに、市民等による救助活動のための条件整備を行う観点から、市民等の意識啓発や災害救助用資機材の準備等を行う。

3 対策



(1) 組織体制の整備

市及び県は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努め、防災、医療機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い救助・救急機能の強化を図る。また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

[市]

市は、災害時に救助活動の調整が円滑に行われるよう組織体制の整備及び通信手段の確保等についてあらかじめ定めておく。なお、県の指針に沿ってサイレントタイム設定マニュアルを作成する。

[消防機関]

消防機関は、災害時に救助隊を迅速に組織、派遣するためのマニュアルを作成する。

(2) 市民等による救助活動のための条件整備

[市]

市は、一般住民、自主防災組織、事業所等に対し、救助・救急の意識啓発、知識の普及及び訓練を行う。

第2 傷病者搬送

1 現状と課題

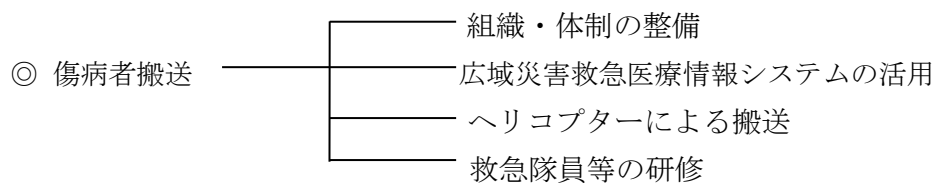
大規模震災時には、広域的に多数の傷病者の発生が考えられるが、現状の傷病者搬送体制は、

原則として消防機関のみであり、また、道路の損壊や渋滞あるいは医療機関そのものも被災し、医療行為を実施できなくなる等の要因により、傷病者搬送に支障を来すことが考えられる。さらに、医療機関の被災により患者の転院搬送が必要となることが考えられる。そのため、消防機関、医療機関、保健所等との連携を図り、傷病者搬送体制の整備を図る必要がある。

2 基本方針

消防機関、医療機関、保健所等の総合調整を行うため、県が設置する災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部との連携により、災害時医療情報の収集・伝達体制を確立するとともに、緊急傷病者搬送を行うためのヘリコプター等の確保に努める。

3 対策



(1) 組織体制の整備

[消防機関]

消防機関は、関係市町村、関係医療機関との連携を密にして、道路が寸断された場合の搬送方法、災害時における搬送方法の確保体制等を整備するなど効率的な搬送体制の確立に努める。

(2) 広域災害救急医療情報システムの活用

[市、消防本部、医師会、各医療機関]

市、消防本部、医師会及び各医療機関は、広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定するに必要な情報を提供できる広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用することとする。

(3) ヘリコプターによる搬送

市は、地域内にヘリコプター搬送が可能となる緊急離着陸場及び場外離着陸場の整備を図ることとする。

(4) 救急隊員等の研修

消防機関は、災害時における応急手当の方法やトリアージ知識の習得等の研修を実施し、救急隊員等の資質の向上を図る。

第3 医療体制

1 現状と課題

大規模災害時を想定した多数の傷病者に対応可能な行政機関、医療機関、消防機関の情報収集や連絡・連携体制が不十分である。また、業務継続計画（BCP）の策定・実践により医療

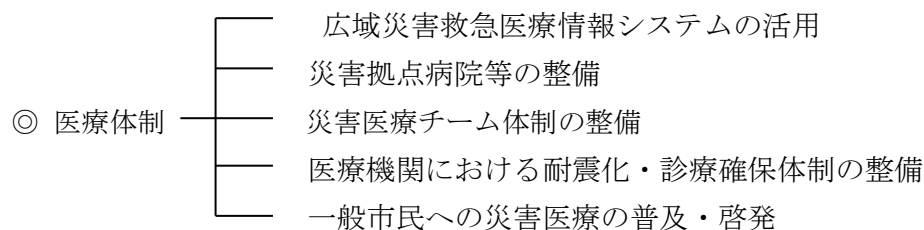
機関の被害を最小限にとどめ、その機能を低下させないように努力をしていく必要がある。

また、災害医療について医療従事者に研修を行うとともに、市民に応急手当に関する知識の普及を図る必要がある。

2 基本方針

災害医療についての組織・体制の一層の整備を図るとともに、平時及び災害時における医療機関情報の早期把握のために広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用し、災害医療についての知識の普及・啓発を推進するものとする。

3 対策



(1) 広域災害救急医療情報システムの活用

市は、市内の医療機関、消防機関、地元医師会、関係行政機関等との連絡・連携体制を強化して、市内の医療機関情報を確保できる体制を整備する。

また、医療機関は、広域災害救急医療情報システムへの参画に協力するとともに、震災時に登録済み情報が即時活用できるよう、平時から最新の医療情報を入力する。さらに、通信回線が途絶えた場合を考慮して、衛星回線を用いた通話や通信が利用できる環境を整備するよう努める。

(2) 災害拠点病院等の整備

災害拠点病院は、広域災害救急医療システムや緊急電話等により、近隣医療機関との間で傷病者の受入れ、搬出が円滑に行われるよう連携の強化に努めるものとする。

(3) 災害医療チーム体制の整備

DMA T指定機関は、DMA T研修等への積極的な参加を通じ、災害時医療救護要員の確保に努めるとともに、災害時における医療救護活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。

(4) 医療機関における耐震化・医療確保体制の整備

医療機関は、次の災害予防対策の実施に努めるものとする。

- ア 施設の耐震診断の実施と、その耐震化の整備
- イ 貯水槽、非常用発電等の整備
- ウ 医療設備の転倒防止のためボルト止め等の実施
- エ 災害発生時対応マニュアルの策定と訓練の実施
- オ 業務継続計画の策定

カ 人工呼吸器等の医療機器を使用している患者等の搬送先に関する計画の策定

キ 携帯電話の設置など通信体制の多重化の整備

(5) 一般市民への災害医療の普及・啓発

市及び消防機関は、一次救命処置（BLS）、応急手当、災害時に必要とされるトリアージの意義等に関して、市民への普及・啓発を行う。

また、併せて駅等不特定多数の人が利用する施設の従業員向けに応急手当の普及・啓発を行う。

第4 医薬品等の確保

1 現状と課題

救急医薬品、輸血用血液製剤等の供給については、災害時の体制を整え、それによって医薬品等の確保を行うこととなっている。

阪神・淡路大震災においては、医薬品等の確保に困難をきたしたことから、災害発生に備え、救急医薬品等の確保を図るため、その確保体制を整備する必要がある。

2 基本方針

対策の基本的な考え方は、救急医薬品等については流通段階における備蓄により確保するものとする。

輸血用血液製剤については備蓄が困難なための確な情報収集・提供ができるよう連絡体制の確立を整備するものとする。

3 対策

救急医薬品等の確保体制は次のとおりとする。

【1】 被害が局所的な場合

1 医療機関

1－①通常取引のある医薬品卸売業者に要請

→ 1－② 医薬品卸売業者等から医療機関に

2 市町村

2－① 地域災害保健医療福祉調整本部に要請

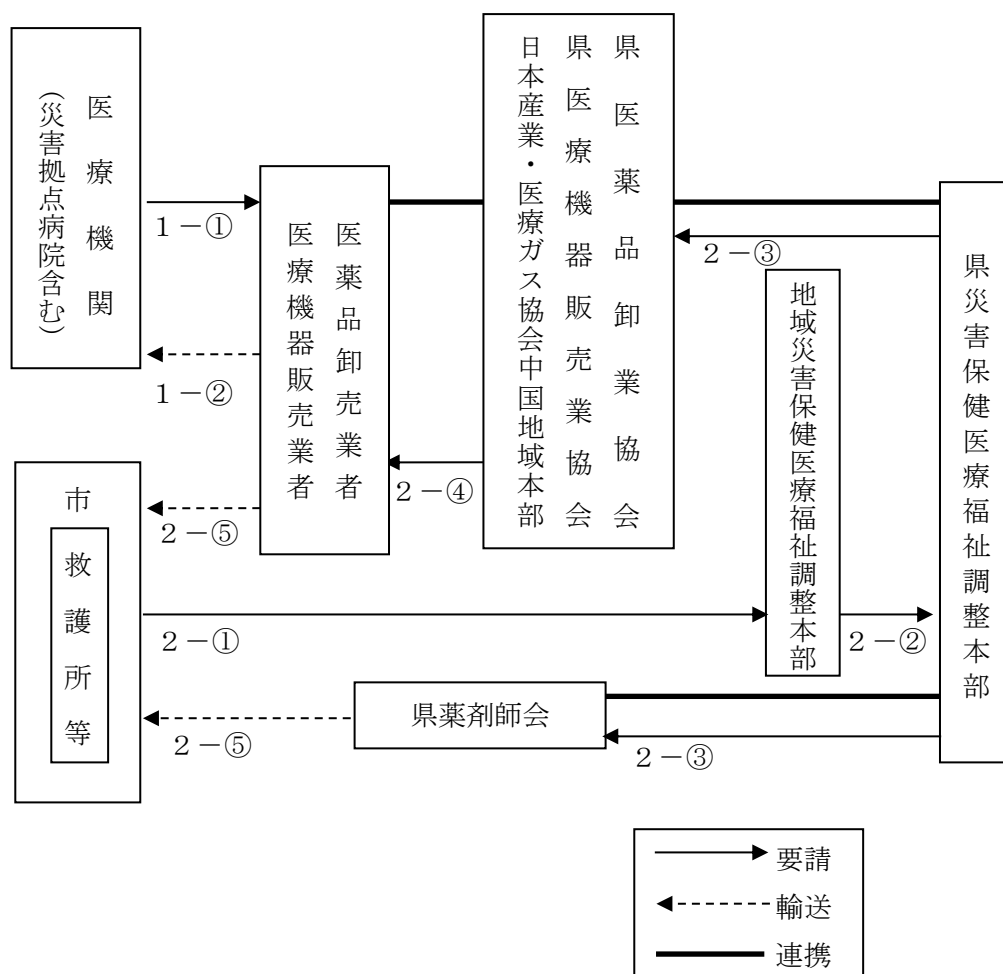
→ 2－② 県災害保健医療福祉調整本部へ

→ 2－③ 関係団体へ

→ 2－④ 医薬品卸売業者等へ

→ 2－⑤ 医薬品卸売業者等から市へ

県薬剤師会から市へ



【2】被害が甚大な場合

1 医療機関 通常取引のある医薬品卸売業者に要請

(医薬品卸売業者等で対応が困難な場合は、医薬品卸売業者等と所属団体で調整を行う)

→ 1-② 医薬品卸売業者等から医療機関へ

2 災害拠点病院

2-① 「1 医療機関」のルートのほかにも、災害拠点病院から県災害保健医療福祉調整本部への要請も可

→ 2-② 県災害保健医療福祉調整本部から関係団体へ

→ 2-③ 医薬品卸売業者等へ

→ 2-④ 医薬品卸売業者等から災害拠点病院へ

3 市町村

3-① 地域災害保健医療福祉調整本部に要請

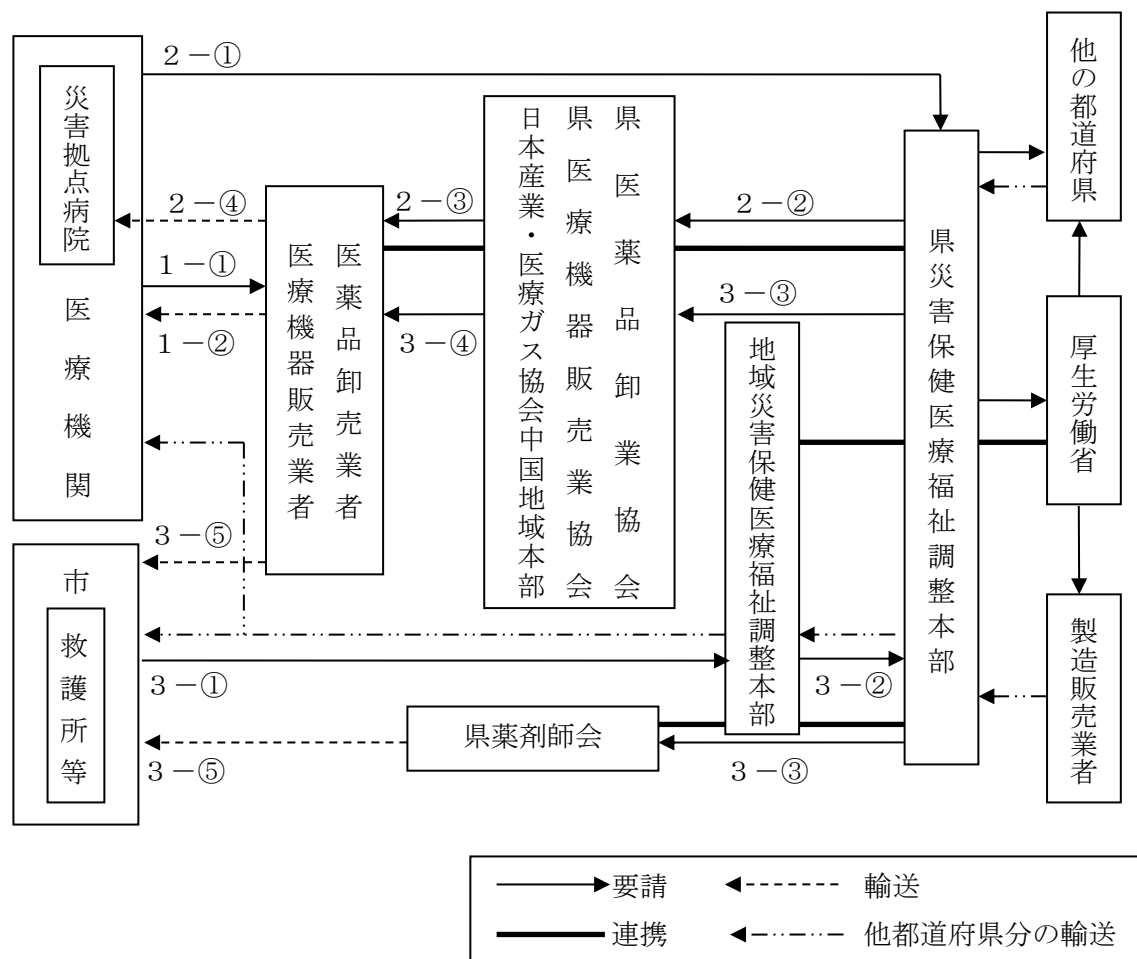
→ 3-② 県災害保健医療福祉調整本部へ

→ 3-③ 関係団体へ

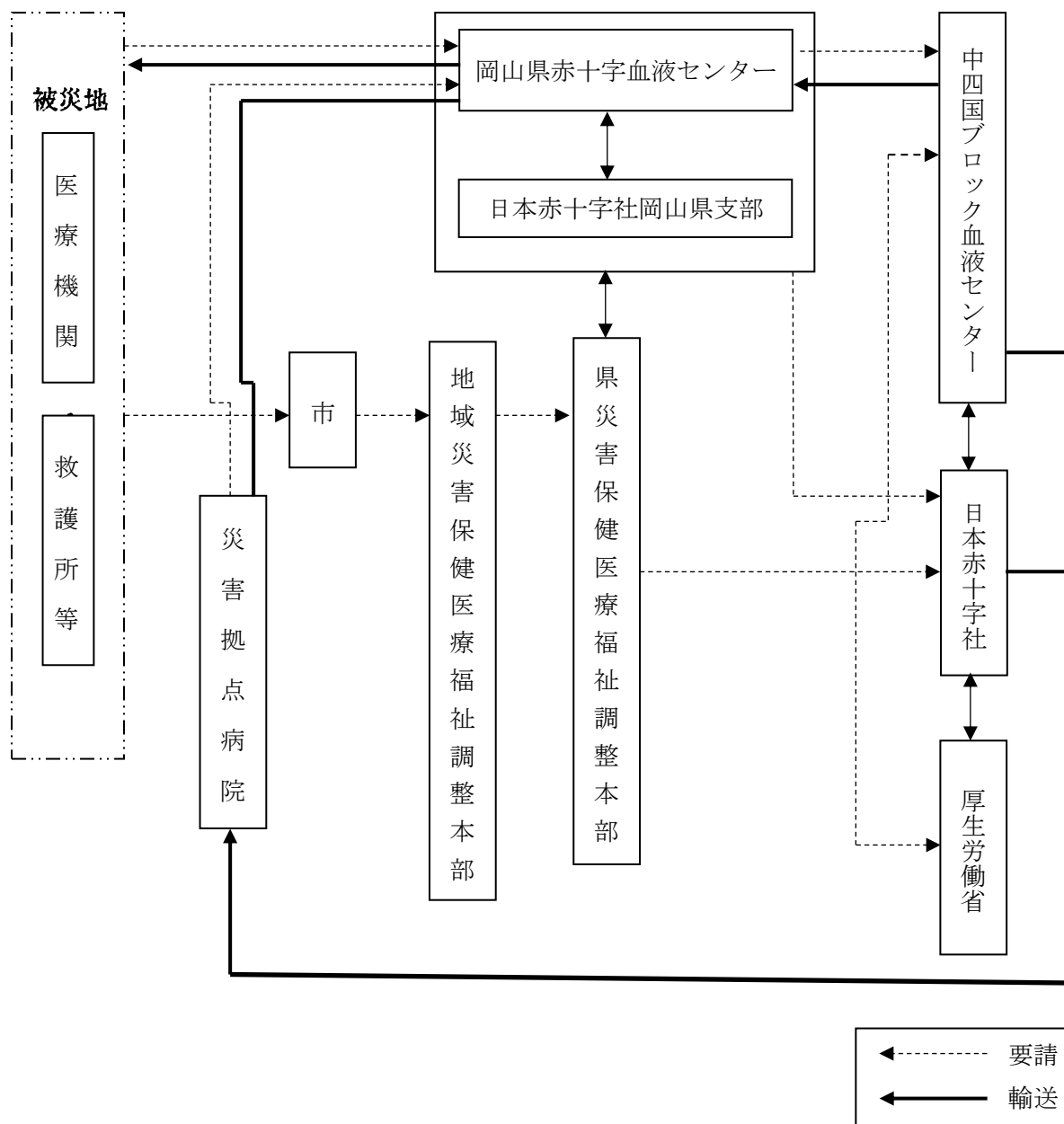
→ 3-④ 医薬品卸売業者等へ

→ 3-⑤ 医薬品卸売業者等から市へ
県薬剤師会から市へ

※必要に応じて、県災害保健医療福祉調整本部から厚生労働省、他都道府県へ要請



医療用血液確保・供給体系図



第4項 避難及び避難所の設置・運営計画

第1 避難方法

1 現状と課題

地震発生時には、火災や崖崩れ、落石等により、住民の生命に危険が及ぶことも想定されていることから、状況に応じて、早期に安全な場所への避難が必要になる。

2 基本方針

市長は、あらかじめ避難経路について複数ルートを確保しておくとともに、総合的な避難計画を策定し市民等への周知を図るとともに、避難計画に基づく訓練に努める。

3 対策

市は、防災マップの作成・配布、防災訓練の実施等により、住民等に対して避難計画の周知徹底を図るための措置を講じる。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるとともに、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

◎ 避難方法

		避難計画
		避難訓練の実施

(1) 避難計画

[市]

市は、避難計画を作成し、地域住民、指定緊急避難所等の管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

なお、避難計画策定にあたっては要配慮者に十分配慮するものとする。

市は、避難誘導・支援の訓練の実施により、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

市及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関

わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

[町内会等]

町内会等においては、平常時から自主防災組織等をつくり、避難計画を自主的に見直すとともに、各地域における避難の際に支援が必要となる要配慮者等の把握に努める。

[多数が利用する施設等の管理者]

大型小売店、駅、その他不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は突発性の災害の発生に備え、多数の避難者の集中や混乱にも配慮しつつ、施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアル等の作成に努める。

なお、避難誘導マニュアル等の策定にあたっては、要配慮者に十分配慮するものとする。

(2) 避難訓練の実施

[市]

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成した上で、防災関係機関と共同し、又は単独で、地域住民の参加を得て、避難訓練を実施する。また、避難訓練等の実施を通じて避難誘導活動上の問題点等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

[町内会等]

地域住民は、市等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害に備え、避難場所、避難方法等の確認に努めるとともに、自らも自主的に避難訓練を実施する。

[多数が利用する施設等の管理者]

大型小売店、駅、その他不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ作成した避難誘導マニュアル等を活用した避難誘導訓練の実施に努める。

第2 指定避難所の設置

1 現状と課題

現在、市内において120箇所の避難所が指定されているが、従来は、切迫した災害から緊急的に避難する避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区分されていなかった。災害の状況によっては、多数の被災者が長期に渡り避難所での生活を強いられることも想定されることから、生活環境を確保するために必要な施設の規模や機能等を備えた施設を指定避難所として指定する必要がある。

また、各地の災害では避難所自体が被災して使用不可能となった事例があったことなどから、避難所の指定に当たっては想定される災害の影響も考慮する必要がある。

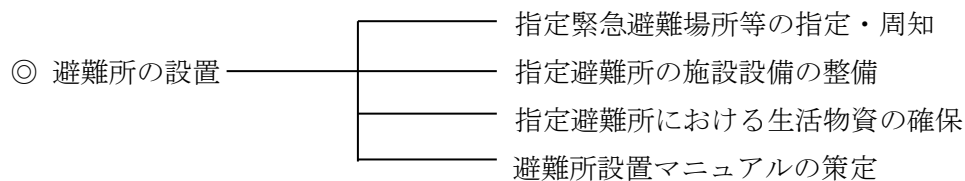
令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

2 基本方針

市長は、想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報紙等により市民に周知を図る。また、平常時には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講じるなど、災害時において指定避難所が住民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

3 対策



(1) 指定緊急避難場所等の指定・周知

市は、公民館、公園、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形等及び想定される災害に対する安全性等に応じその管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適切である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底に努める。

指定緊急避難場所は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが、災害に対して安全な構造を有するもので、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものとする。また、公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間であることに留意する。

指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの

等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部署や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担を定めるよう努める。

指定緊急避難場所及び指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するためにあらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成し、設備の整備に努めるものとする。また、感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

また、建物が被災した場合を想定し、建物の建築年、床面積、構造、階数、耐震診断・改修の状況等を把握しておく。特に、昭和 56 年 5 月末以前に建築確認を受けた建物を指定する場合は、早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については補強・改修を行うことを管理者に働きかけるなどにより、安全性を確保する。

市内に指定避難所としての条件を満たす適当な施設等がない場合は、災害時に野外に天幕又は仮設避難所を開設し、または、近隣市町村への委託や民間施設の借上げ等により避難所を設置することを想定し、協定締結等に努める。

また、市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるものとする。

(2) 指定避難所の施設設備の整備

市は、指定避難所において衛生設備、非常用電源、ガス設備、通信機器のほか、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資する情報機器の整備を図る。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、簡易ベッド、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置に当たり、異性の目や子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が使用する家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

市は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社の事業所に申請し、承認を受けておく。

(3) 指定避難所における生活物資の確保

市は、緊急の際の指定避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。福祉避難所についても、同様とする。

(4) 避難所設置マニュアルの策定

市は、災害時における避難所設置手続について、次の事項等を内容とするマニュアルをあらかじめ策定し、避難所の開設・管理責任者等必要な事項について市民への周知を図る。また、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

ア 避難所の開設・管理責任者、体制

イ 開設にあたっての当該施設の安全性の確認方法（被災建築物応急危険度判定等）

ウ 本部への報告、食料・毛布等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請

エ その他開設責任者の業務

第3 運営体制

1 現状と課題

阪神・淡路大震災では、避難所における情報連絡体制が十分に機能せず、市町村、住民組織、支援ボランティア間の連携も不十分であった。

また、東日本大震災では、被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生、悪化がみられたほか、要配慮者が避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から自宅での生活を余儀なくされたり、在宅避難者に支援物資が行き渡らない等の問題もあった。

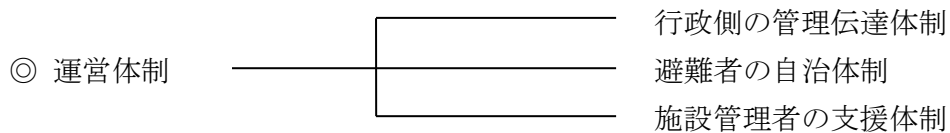
このため、指定避難所の運営に当たっては、平常時から市の防災・福祉・保健衛生部署や指定を受けた学校等、施設の管理者、自治会・自主防災組織等の協力関係を構築しておくとともに、要配慮者や在宅避難者への支援等の方針も含め、必要な事項についてあらかじめ定めておく必要がある。

2 基本方針

避難所運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営マニュアルを事前に作成しておき、避難者の良好な生活環境を確保するための運営基準や取り組み方法、要配慮者に対する必要な支援等について明確にしておく。また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、適切な対応を行う。市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

なお、避難所の設置は応急的なものであり、早期に施設本来の機能を回復する必要があることから、必要に応じて被災住宅の応急修理の実施や応急仮設住宅の設置、民間賃貸住宅の借り上げ等を実施する等により、避難所の早期解消を図る。

3 対策



(1) 行政側の管理伝達体制

市は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルをあらかじめ定めておく。

なお、当該職員も被災する可能性が高い上、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

また、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

(2) 避難者の自治体制

市は、避難所での避難者に対する正確な情報の伝達、円滑な食料、飲料水等の配布に努める。また、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織や被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。

また、避難所の円滑な運営を図るため、自主防災組織や自治会、指定避難所に指定した施設の管理者等、関係者とあらかじめ協議した上で、指定避難所ごとに次の内容について定めた「避難所運営マニュアル」を作成しておき、健康管理、防犯、衛生上の観点等での避難者の良好な生活環境の確保を図るとともに、要配慮者に必要な支援内容等を明確にしておく。

なお、避難所の運営にあたっては、意思決定の場への男女共同参画を推進するとともに、在宅避難者を含めた避難者の状況把握や避難生活での男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した運営に努める。

ア 避難者の自治組織（立上げ、代表者、意思決定手続等）に係る事項

イ 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ、ごみ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）

ウ 避難者名簿の作成等、避難状況の確認方法に係る事項

エ 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項

オ その他避難所生活に必要な事項

カ 平常体制復帰のための対策

- ・事前周知、自治組織との連携
- ・避難者の生活と授業環境の確保のための対策
- ・避難所の統合・廃止の基準・手続等

(3) 施設管理者による避難所支援体制

指定避難所設置施設の管理者は、避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援に当たするため、市や関係自主防災組織等とともに、避難所マニュアルの策定に参加するものとする。また、関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の習得に努める。

第5項 災害救助用資機材の確保計画

1 現状と課題

震災時には、警察、消防、自衛隊又は地域住民等によって、倒壊家屋等に閉じ込められた傷病者の救助が行われることになるが、効率的な救助活動を行うことができないと予想され、救助用資機材の確保を図る必要がある。また、車両や資機材を小型化・軽量化するなど救助用資機材の整備に留意すること。

2 基本方針

市は、救助能力の向上を図るため、災害救助用資機材の充実強化を促進するとともに、地域の防災力を高めるため、町内会の集会所等にも救助用資機材の整備を進めていく。

また、平常時から燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握し、災害時の不足に備えて、関係機関との情報共有や民間事業者との連携に努める。

3 対策

市は、自主防災組織を単位とした地域において、ジャッキ、バール、スコップ等の災害救助用資機材の整備に努めるとともに、パワーショベル等の重機類及びその要員を確保するため、地元土木建設業者等と重機類等の借り上げに関する協定の締結に努めるものとする。

消防機関は、ファイバースコープやエアーカッター等災害救助用資機材の整備・充実を図る。

第6項 建設用資機材の備蓄計画

1 現状と課題

阪神・淡路大震災でも明らかになったように、複数の被害が同時・多発的に発生する地震被害に対しては、備蓄資材の内容及び数量等の一層の充実が必要である。

2 基本方針

資機材の備蓄及び調達については、経済性や備蓄場所の確保等の点から、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体の協力を最大限に活用する。

3 対策

(1) 備蓄

市においては、地域の自然条件や被害予想規模などを勘案し、初期活動に必要な資機材の備蓄計画を定める。

また、備蓄場所の選定に当たっては、緊急輸送道路とのアクセス条件や危険性の分散に十分考慮する。なお、備蓄計画の策定に当たっては、県及び関係団体における資機材の保有状況との補完性や整合性に留意する。

(2) 調達

市においては、市内の関係団体等における資機材の保有状況を調査把握した上で、これら関係団体や他市町村との相互応援協定等の締結を積極的に検討し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるよう、備蓄計画と併せた総合的な資機材の確保対策を講じる。

第7項 地域防災活動拠点整備計画

1 現状と課題

大規模災害時において、緊急避難場所、避難所や救援の基地等にも利用でき、防災活動のベースキャンプとなる防災拠点を計画的に整備する必要がある。

2 基本方針

市はそれぞれの防災活動が十分果たせるよう防災拠点等の整備を図る。

また、その整備に当たっては、高速道路のサービスエリア、「道の駅」の有用性を検討するとともに、防災拠点化を行うべきものについては、必要な防災設備の整備等に努める。

3 対策

市は、次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。

- ア 物資等の集積基地
- イ 救急、救援の活動基地
- ウ 災害ボランティア等の受入施設
- エ ヘリポート施設

第8項 緊急輸送活動計画

1 現状と課題

大規模な震災が発生した場合には、被災地に対し、広域協定等の相互応援協定に基づく支援物資や大量の生活必需品や食料等の搬出が予想される。また、救助・救援活動に必要な資機材を必要とする事態も想定され、こうした資機材・救援物資等を着実に搬入し、確実に配送するためには、それをつなぐ緊急輸送活動が重要となる。

しかし、災害発生時には多くの混乱が見込まれ、食料の保管配布場所の要員、ノウハウを持つ関係者の不足や輸送路の閉塞等により、緊急輸送の確保が困難な場合も想定されるため、平

常時からあらかじめその対策について検討しておく必要がある。

2 基本方針

市は、多重化や利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路等）及び輸送拠点、集積拠点について把握・点検を行う。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図り、指定公共機関等その他の関係機関、周辺住民等に対する周知徹底に努め、広域物資拠点及び地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

3 対策

救援物資や各種資機材等の搬入は、被災者には生命線であり、必ずこれを確保し着実に配送しなければならない。そのためには、拠点施設の耐震性の確保、早急な道路啓開、陸路以外の緊急輸送手段の確保及び緊急輸送車両の通行保証等が重要であり、その対策が迅速に行えるよう努める。

(1) 拠点施設の耐震化

市は、資機材や救援物資の受援拠点となる施設の耐震化に努める。

(2) 道路啓開の迅速化

道路管理者等は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、関係団体との協定の締結に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。

(3) 陸路以外の緊急輸送手段の確保

市及び県は、陸路の破壊による輸送ルートへの遮断も考えられることから、陸路以外の手段も検討するよう努める。

ア 施設の管理者と連携をとりつつ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するよう努める。

イ これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるよう努める。

ウ 臨時ヘリポートの災害時の利用について協議しておくほか、通信機器等の機材について、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

(4) 緊急輸送車両の通行保証

市が輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、災害発生前においても緊急通行車両に係る確認を受け標章等の交付を受けることができることから、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るために、民間事業者等に対して事前に確認を受けるよう周知及び普及を行うとともに、自らも積極的に事前の確認を受ける。

(5) その他環境整備等

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、

適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

第9項 消防等防災業務施設整備計画

1 現状と課題

地震災害の応急活動を実施するためには、倒壊家屋からの救助、道路障害物の除去等に適した資機材や消火、救急活動に必要な車両等の整備を図っておかなければならない。

2 基本方針

災害が発生したとき、緊急に出動し応急活動の中核となる消防機関の防災関係資機材等の整備・充実を図る。

3 対策

(1) 消防

ア 管内の消防水利の状況を再点検するとともに、多角的な消防水利の確保・整備を図る。

(イ) 防火水槽、耐震性貯水槽の整備

(ロ) 池、河川等の自然水利の活用を図る措置

(ハ) プール、下水道等の既存の人工水利の活用を図る措置

(ニ) 道路横断用のホース保護具等の整備

イ 消防防災ヘリコプターの活動拠点を県と連携を図りながら設置する。

ウ 大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の整備を図る。

エ 緊急消防援助隊用の特殊車両の整備を図る。

オ ファイバースコープ等の災害救助用の資機材の整備を図る。

第10項 広域的応援体制整備計画

1 現状と課題

大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援が必要になる。

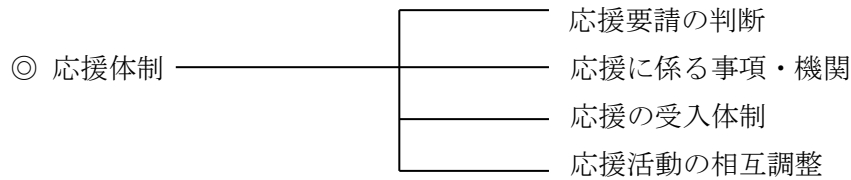
応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じた応援隊や資機材を考慮するほか、被災地の受入体制等についても検討を加えておく必要がある。

2 基本方針

県内における被災で応援が必要になる場合を前提に、県内市町村の応急対策が有効かつ的確に実施できるよう、応援マニュアルを作成するとともに、合同訓練等を通じて応援体制の実効

性を高める。また、東日本大震災における岩手県遠野市の例を参考に、相互に後方支援基地として、その機能が発揮できるよう、支援・受援計画の具体化を進める。

3 対策



(1) 応援要請の判断

ア 応援要請は市長が判断をすることを原則とする。

イ 地震被害は市町村域を超えて同時多発するものであり、事態によっては広域的観点から、知事が必要な機関、自治体等に応援要請ができるものとする。

(2) 応援に係る事項・機関

応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じて必要な応援隊や資機材を要請する。

ア 県内相互応援

市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておく。

(3) 応援の受入体制

市及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けられるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

ア 消防の応援隊は消防機関が受け入れることとし、その担当部署及び連絡体制を確立する。
消防…緊急消防援助隊等

イ 自衛隊の受入れは、基本的には市とするが、県は、状況によっては応援部隊やその車両等の基地及びヘリポートについて総合的に調整する。

(4) 応援活動の相互調整

ア 消防、警察、自衛隊が共同で活動する場合は、相互に積極的に連絡をとりあい災害情報等の共有に努めるものとする。

イ 人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう、相互に調整を行うものとする。

◎ 広域支援体制の確立

市は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

市は、国及び県と連携し、応急対策職員派遣制度による全国の地方公共団体による被災市町村への応援に協力する。

第11項 行政機関防災訓練計画

1 現状と課題

災害を最小限度にとどめるためには、平素から各種訓練を実施する必要があるが、十分に実施されてはいない状況にある。

このため、市は県との連携による災害対策はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識の下に、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりや、年1回以上各種訓練を実施することにより、緊急事態に即応できるよう機動力の維持に努める。

2 基本方針

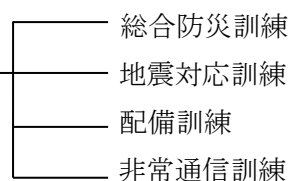
地震災害においては、被害が同時に広範囲に及ぶことが予想されることから、市及び県は、防災関係機関、地域住民、自主防災組織及びNPO・ボランティア等の参加を得て、緊密な連携の下に各種訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化と予防並びに応急対策機能の向上、市民の防災意識の高揚を図る。

訓練の実施に当たっては、被害の想定を明らかにする等さまざまな条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な訓練となるよう工夫して実施する。

また、訓練実施後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、防災体制等の改善を行う。

3 対策

◎防災訓練



(1) 総合防災訓練

大規模な地震・津波災害を想定の上、防災関係機関及び地域住民が参加して、総合的、実践的な訓練を実施する。

ア 訓練参加機関

- ・市、県、警察、消防機関、自衛隊
- ・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- ・医療、看護等の関係団体
- ・町内会、婦人防火クラブ、自主防災組織、事業所等の防災関係団体

イ 訓練項目

- ・防災意識の高揚
- ・市民、地域、企業における自主防災組織の訓練
- ・防災関係機関による情報の収集・伝達及び広報訓練
- ・防災関係機関による応急対策訓練
- ・緊急輸送路確保、救援物資輸送等の訓練

- ・ライフライン等の確保訓練
- ・避難所、救護所の開設・運営等に関する訓練
- ・災害対策本部訓練
- ・広域応援要請訓練

ウ 訓練後の評価

訓練の終了により評価を行い、防災計画を見直し防災体制の改善に反映させる。

(2) 地震対応訓練

大規模な地震・津波災害発生後の対応能力の向上を図るため、防災担当部局相互の連携、各機関の役割に応じた適時適切な応急対策訓練の実施を図る。

- ・災害情報収集及び伝達訓練
- ・ヘリコプターテレビシステムの映像等の情報伝達訓練
- ・災害ボランティア対応訓練

(3) 配備訓練

市は、職員の配備、呼び出し等の訓練を行う。

(4) 非常通信訓練

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、災害時の通信確保のため、非常通信協議会の協力を得て、有・無線の通信訓練を実施する。

- ◎ 消防の防災訓練
- | |
|-----------|
| 消防 |
| 指定地方行政機関等 |

(1) 消防

- ア 岡山県下消防相互応援協定に基づく実効的な訓練を実施する。
- イ 緊急消防援助隊に関連する実践的な訓練を実施する。
- ウ 消防職員の非常招集訓練等を実施する。

第12項 公的機関等の業務継続性の確保

1 現状と課題

市、その他防災関係機関は、災害発生時において、重要な役割を担うが、過去の災害においては、自らの被災による庁舎や電気・通信機器の使用不能や、災害発生に伴う業務量の急増に対応する人員の不足等から、災害対応その他の業務に支障を来した事例もある。

このため、災害時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、業務継続計画を策定し、対策を事前に準備しておく必要がある。

2 基本方針

市、その他防災関係機関は、災害発生により、人、物、情報等利用できる資源に制約が生じた場合にも、災害対応その他の業務が適切に実施できるよう業務継続計画を策定する。

3 対策

市、その他防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。災害時の拠点となる庁舎等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

第3節 地震に強いまちづくり

第1項 建物、通・耐震化計画

1 現状と課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災など、近年の大震災による教訓として、住宅・建築物等の安全の確保という大原則が再認識された。昭和56年6月以降のいわゆる新耐震基準に基づき建築された住宅・建築物は、一定レベルの安全性の確保がなされていることから、市内の住宅・建築物のうち、旧基準で建築されたものについて、早急に耐震診断及び耐震改修を図る必要がある。

また、大地震の際には、木造密集地域等都市基盤の未整備な市街地で火災が多発し、広範囲な焼失が生じており、防災性の向上に対し、市街地の面的整備を推進することが重要である。特に、道路や公園が火災の延焼防止に効果があったことが認められ、これら都市の根幹的な公共施設の計画的な整備が重要であることも認識した。

さらに、被災時において住民が安全に避難できる避難路の確保の重要性についても認識を新たにしたところであり、適切な整備を図る必要がある。

このほか、東日本大震災では、天井材等の脱落、ブロック塀等の倒壊等により死傷者が発生したほか、多くの人々が長期にわたる避難所生活を余儀なくされ、その生活環境は、プライバシーの欠如だけでなく、高齢者、乳幼児連れの方、心身に障害のある人等避難弱者と考えられる方々には、劣悪ともいえるべき状況であったことから、非構造部材の耐震化も図られ、誰もが

安心して利用できる避難所の整備が重要であり、総じて地震に強いまちづくりのためには、インフラ全体の適切な整備を図る必要がある。

2 基本方針

現在、我が国の建築物については、建築基準法や日本建築学会等の技術基準によって設計・施工されており、高い耐震性、安全性が確保されているといえる。

しかし、想定を超える地震に対しても常に無傷で耐えられる建築物やまちづくりを求めることは経済的、技術的に問題があり、また、居住性を損ねるため、社会通念上容認されにくく、想定を超える災害が発生した場合には、生命の安全の確保を第一としつつ、被害を一定レベルに食い止められるような、「地震に強いまちづくり」を目指す必要がある。特に、防災上重要な建築物については、災害時の救援活動の拠点としての使用に支障を来す被害を受けないことが極めて重要であり、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

また、地震により、建築物が受ける被害度は建築物個々の特性、建設地盤その他の複雑な要素がかかわりあうものであり、建物の性格や地盤特性等に応じた建築物の耐震性の確保については、今後、より促進していく必要がある。

また、火災が起きた場合にその火災を極力他の建築物に及ぼさないように、都市計画区域内では、集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定された準防火地域を指定し、建築物の不燃化、まちの不燃化を図る。また、都市計画区域外の地域においても建築物の不燃化、まちの不燃化を促進する。さらに、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道についても不燃化を図り、さらに安全なまちとする必要がある。

公園、緑地等公共空地は、避難地として効用を果たすだけでなく、火災延焼の防止のためにも重要な施設であり適切な維持管理に努め、市街地の防災性の強化を図る。

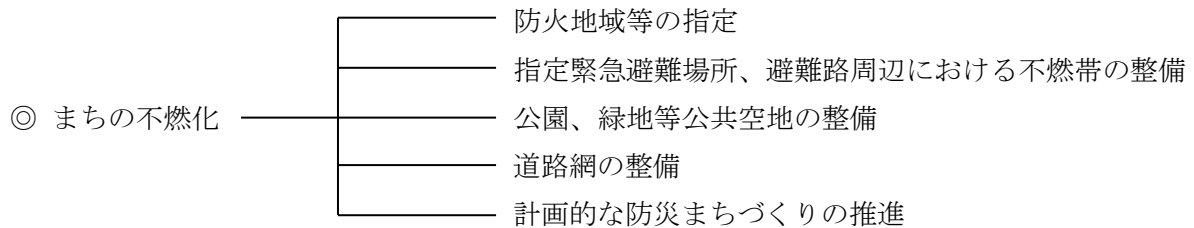
なお、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図るため、高梁市立地適正化計画の防災指針へ防災や減災の観点を盛り込むことを促進する。

また、市は地震防災緊急事業五箇年計画及び高梁市耐震改修促進計画に基づき、各種施設の緊急的な整備を図り、市土の安全性向上に努める。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、耐震改修促進計画等に定めた数値目標などにより、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。さらに、一時避難において多くの市民が利用する避難所については、過去の経験を踏まえて誰もが安心して利用できる避難所の整備を、耐震化と併せて進める。

3 対策

- ◎ 建物の不燃化・耐震化
 - 防災上重要な建築物の不燃化・耐震化
 - 一般の住宅・建築物の不燃化・耐震化
 - 天井等の非構造部材・ブロック塀等の耐震化
 - 誰もが安心して利用できる避難所の整備



(1) 建物の不燃化・耐震化

ア 防災上重要な建築物の不燃化・耐震化

市及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎、その他不特定多数の者が利用する施設など防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和 56 年施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

イ 一般の住宅・建築物の不燃化・耐震化

市は、耐震改修促進計画に基づき、一般の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

ウ 天井等の非構造部材・ブロック塀等の耐震化

市及び建築物の所有者は、建築物における天井等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

エ 誰もが安心して利用できる避難所の整備

市は、誰もが安心して利用できる避難所の整備に取り組むほか、地震のリスクなどの情報提供と併せて、災害時における自助・共助の精神（心のバリアフリー）の普及啓発を行う。

(2) まちの不燃化

ア 防火地域等の指定

都市計画区域内において指定されている防火地域は、火災が起きた場合にその火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定されたものであり、建築物の密集した火災危険度の高い市街地の区域について指定することとされている。また、都市計画区域内の防火地域に準じ火災防止上必要な地区は、準防火地域に指定することとされている。

本市では、火災防止上必要な地区として準防火地域を指定しており、今後必要に応じて、準防火地域を拡大するとともに、指定済みの地域では、面的な市街地整備事業を導入し、建築物の不燃化、まちの不燃化を図る。

イ 指定緊急避難場所、避難路周辺における不燃帯の整備

避難地や避難路が火災、輻射熱等に対して安全であることは、その指定や整備に当たって重要なことであるが、さらに安全性を高めるためには、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアでの不燃化が必要であることから、市は、道路、公園、緑地、河

川、耐火建築物群等の連携による延焼遮断空間を確保するという観点での整備を進める。

ウ 公園、緑地等公共空地の整備

公園、緑地等、都市における緑とオープンスペースは、人々の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場となるほか、災害時には、避難場所、災害復旧の拠点として重要な役割を果たすと同時に、火災の延焼を防止するなど防災上重要な役割を持っている。

このため、都市計画区域内の公園の適切な維持管理に努める。

エ 道路網の整備

道路管理者は、道路の延焼遮断効果が大きいことに注目し、市街地における新設改良に当たっては、災害危険度等を勘案しながら広い幅員を確保する。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

オ 計画的な防災まちづくりの推進

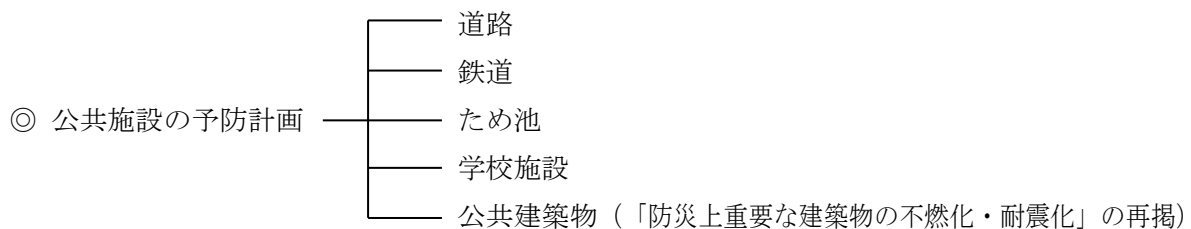
災害に強いまちづくりは、計画的に推進することが重要である。このため、都市計画区域を指定している本市は、立地適正化計画等の中に防災まちづくりの方針を盛り込むよう努めることとし、整備に当たっては、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

第2項 公共施設等災害予防計画

地震に強い市土の形成を図るため、県、市、指定地方行政機関は、道路、鉄道等の交通施設をはじめ、河川、砂防、急傾斜地崩壊対策、農地防災事業などにより、地震対策を総合的、計画的に実施、推進する。

事業実施においては、計画を上回る災害が発生しても、その被害を最小限にとどめ、その効果が粘り強く発揮できるように努めるとともに、環境や景観にも配慮する。

こうした公共施設は、日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動においても重要な役割を果たすものであり、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。



1 道路

(1) 現状と課題

道路は日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものである。したがって、都市の基盤となる道路の安全性の向上を図り、事前の予防措置を講じる必要がある。これまで、経済性、効率性を重視した施設整備が行われてきたことから、震災時には道路としての機能が十分発揮できないおそれがある。このため、今後の道路整備においては耐震性の高い施設整備を行い、安全性を高める必要がある。

また、地震発生時の応急活動を円滑に行うためには、警察による交通信号機、道路交通情報板等を活用した適正な交通管理を行う必要がある。

(2) 基本方針

災害時において道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。橋梁等の耐震性の向上を図るため、安全性について検討を行い、必要な対策を実施する。また、今後新設する橋梁等道路構造物についても、地震に対する安全性を十分考慮した整備を行う。

落石等危険箇所についても、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障を来さないよう、危険箇所について重点的にパトロールを実施するとともに、危険箇所の防災対策の推進を図る。

また、警察においても、大規模な震災が発生した場合に、交通信号機等の機能障害を最小限に止めるため、施設の耐震化と電源・制御回線の確保のための対策を推進する。

(3) 対策

被災時の救助・救急活動や救援物資の輸送等の円滑な実施に必要な道路機能を確保するため、高速道路、国県道における緊急輸送道路等、道路網のリダンダンシー強化（多重化）や落石・崩土危険箇所の解消等、道路防災対策を計画的に実施し、地震に強い道づくりを推進する。

橋梁等の耐震対策については、跨線橋、跨道橋及び緊急輸送道路など緊急度の高い橋梁から順次補強を行っていくとともに、今後新設する橋梁については、道路橋示方書に基づき整備を行う。また、横断歩道橋、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

落石危険箇所については、危険度の高い箇所や緊急輸送道路などを優先して防災対策を行い、地震に強い道づくりを推進する。

2 鉄道

西日本旅客鉄道株式会社が管理運営する旅客鉄道事業にかかわる車両、施設、設備の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務体制を構築し、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関及び関係地方自治体との連携を図る。

3 ため池

(1) 現状と課題

市内には 282 箇所のため池があり、大半がかなり老朽化している。市内のため池については、阪神・淡路大震災の際ほとんど被害は発生していないが、東日本大震災では被災地域において多くの古いため池が被害を受けたことから、ハード・ソフト両面の対策が必要である。

(2) 基本方針

ため池のうち、老朽化の著しいものや耐震性が劣っているもので緊急に整備を要するものについて、機能障害箇所を事前に把握した上で、補修、補強、耐震性の向上等改修整備を優先的に行い、地震によるため池の被災を防止する。

また、防災重点ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知を行い、地域住民へ適切な情報提供を図るなど、防災知識の啓発に努めるとともに、市や住民等が連携して訓練を行うなどにより、地域の災害への対応力を高める。

(3) 対策

農業用ダム、ため池の管理は水害防止上重要なものであり、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、一定規模以上のものについて危険度等の基礎的調査を実施し、調査結果に基づき、管理者である市の安全管理を徹底するとともに、決壊した場合に下流に甚大な被害を及ぼすおそれのあるため池等で、緊急に整備を要するものについては早期改修に努める。

また、適切な維持管理や監視体制を確保し、防災重点ため池については、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知を行い、地域住民へ適切な情報提供を図るなど、防災知識の啓発に努めるとともに、住民等と連携して訓練などを行い、地域住民の地域の災害への対応力を高める。

さらに、震度4以上を観測した地域においては、早急に点検・調査を実施し、状況の把握に努める。

4 学校施設

(1) 現状と課題

学校施設は児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、公立学校については、災害発生時には地域住民の指定緊急避難場所・指定避難所としての役割を果たす重要な施設であることから、早急に耐震化を促進し安全性を確保するとともに、防災機能を強化することも求められている。

(2) 基本方針

児童生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するとともに、地域住民の安全と安心を確保するため、実効性のある耐震化計画を策定し、早期に学校施設の耐震化を進めていく。また、災害時の指定緊急避難場所・指定避難所として防災機能の充実を図る。

(3) 対策

ア 学校施設の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

学校施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう構造化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

イ 学校施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材、ブロック塀等についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

ウ 危険物等の災害予防

学校等にあつては、ロッカー等、転倒物の固定具設置など、安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

また、化学薬品等の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの関係法令に従い適切に取り扱うよう講じる。

5 公共建築物（「防災上重要な建築物の不燃化・耐震化」の再掲）

(1) 基本方針

庁舎、病院及びその他の公共建築物については、災害時において救援活動の拠点としての機能に支障をきたす被害を受けないよう耐震性を確保する。

(2) 対策

市及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎など防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。

また、現行の耐震基準（昭和 56 年施行）以前に建設された建築物について、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

第3項 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画

水道等ライフラインは、市民の暮らしに必要なものであり、平常時のみならず災害時にも、安定的な供給が求められる。このため、各施設の耐震化を図り、ライフラインの安全性、信頼性を高める必要がある。

1 上水道施設

(1) 現状と課題

市民が飲用に適する清浄な水を得ることができるようにすることは、市民の生存、生活の基本的な事項の一つであり、この整備と確保は、行政としての責務である。また、緊急時にも市民の生活や生命を守るために必要な水を供給する行政の役割は、ますます重要性を高めてきている。

緊急時のハード面対策

ア 災害によって被害を受けない水道づくり

イ 被災する箇所が生じて、それによってシステム全体の機能が麻痺することがないような水道づくり

ウ 被災した場合であっても、その早急な復旧が可能な水道づくり

一方、水道事業の立場からは、水道事業は料金収入による独立採算により経営することを基本としており、早急な施設の耐震化や近代化は困難である。しかし、緊急時の飲料水の確保は、東日本大震災を例とする大災害時においても、水道事業が中心的役割を果たすことが期待されていることを再認識しておかなければならない。

この基本的認識に立ち、水道事業体としては、生活用水や生活に密接にかかわる主体としての社会的使命の重さを改めて自覚し、計画的な施設整備を始め、都市行政や防災行政とも

連携して、これまでの枠に限定されずに、事業活動のあり方を検討することが必要である。

(2) 基本方針

耐震性確保の観点から水道施設の総点検を行い、施設の老朽度合いと地形・地質の状況を勘案して、必要な耐震性診断を実施することによって、優先度を見極め、総合的かつ計画的に耐震化を推進する。

(3) 対策

ア 基幹施設及び重要系統の耐震化・近代化

水道施設について部分的な被害が生じて、他の部分においては通常機能を発揮することができるようにするため、配水池に至るまでの基幹施設について、耐震化を含めた老朽施設の更新を進めるとともに、断水被害の拡大防止の観点から、独立して配水機能を発揮できる配水ブロック化を促進する。

各配水ブロック内においては、優先順位を定めて、重要系統から逐次計画的に施設の近代化を進める。

また、河川等を複数系統の管で横断する場合には、一方を水管橋又は橋梁添架管、他方を伏越しとする等、工法を変えることも併せて推進する。

イ 老朽管の更新

铸铁管等については、耐震性の確保、また、東日本大震災でも立証されたことから、ダクタイル铸铁管等耐震管への計画的な布設替えを行う。また、配水本管については離脱が起こりにくい伸縮性のある継手を使用する。

ウ 緊急時の給水の確保

基幹施設の一部がダウンする緊急時においても、他の水道施設によってカバーし、機能を維持できるようにして、水道システムの安定性を向上させる。

このため、浄水施設や配水池の能力を増強するとともに、既に、岡山市と倉敷市との間で行われているように、緊急時に施設間で水の融通を図るために必要な連絡管等を整備する。

エ 水道施設の広域化

応急給水や復旧作業のための用水を確保する上では、被災系統に他の系統から水融通を行うことが有効である。そのため、広域的に水を融通できる広域水道を整備することにより、広域的なバックアップ機能の強化を推進する。

2 下水道施設

(1) 現状と課題

下水道は、重要なライフラインの一つであり、震災等により下水道の機能が麻痺した場合、汚水の滞留や未処理下水の流失による公衆衛生被害の発生が考えられる。下水道施設が被災すると市民活動や社会活動に大きな影響が生じる可能性があるが、下水道施設の耐震化の状況は非常に遅れているのが現状である。

そのため、速やかに施設の耐震診断を行い、その結果を踏まえて、優先度の高い施設から耐震性能を確保していく必要がある。

(2) 基本方針

耐震性の効率的な向上を図るべく、処理場や処理場へ直結する幹線管路など優先順位の高い施設から耐震化を推進していくとともに、被災した場合でも最低限の機能確保や避難支援が可能となるような施設計画や応急対策計画を推進する。

また、被災時の迅速な下水道機能の復旧、事業継続体制の確保を図る。

(3) 対策

ア 下水道施設の耐震化等

処理場や処理場へ直結する幹線管路など、重要度の高い下水道施設の耐震診断や耐震化を優先的に実施する等、施設の効率的な対災害性の向上を図る。

イ 下水道BCPの策定等

大規模地震発生時における迅速な下水道機能の復旧、事業継続を行うため、下水道に係る事業継続計画（下水道BCP）を策定するとともに、訓練・研修等を通じて、その実効性の向上を図る。

ウ 下水道施設の弾力的運用による機能の確保

施設が損傷を受け、下水処理が不能となった場合でも、雨水滞水池、処理水質の改善や修景のための池を沈殿池、塩素混和池に転用することや可搬式処理施設を活用することにより、必要最低限の処理を行えるよう、応急対策を加味した施設計画とする。

エ 重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化

重要幹線又は下水処理場内の重要な水路、配管若しくは汚泥圧送管等が破断した場合は、システム全体が長期にわたり機能を停止することになる。これを避けるため、重要幹線の二条化や処理場内の重要な水路等の複数系列化について検討する。

オ 下水道施設のネットワーク化

下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管渠、ポンプ場、下水処理場のネットワーク化について検討する。

また、埋設度の大きい管渠は被害を受けにくいことから、光ファイバー等下水道管理用の通信網を整備し、他の行政機関の通信手段としても活用できるよう検討する。

カ 下水道施設の防災施設としての活用

下水道は下水処理場、ポンプ場等まとまった空間を有しており、これらについて避難場所、延焼遮断帯としての活用を検討する。

また、高度処理水や雨水貯留施設の貯留水を消防用水、雑用水等として利用することを考慮した施設計画を検討する。

3 電気、ガス

(1) 電気施設[中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社]

電力供給施設の災害予防措置を講じ、発災後は、被災施設の早期復旧を実施するとともに供給力の確保を図る。

(2) ガス施設[市域内ガス事業会社]

ガス施設の災害予防措置を講じ、発災後は、供給不能等の需要者に対して、早期供給再開を図る。

第4項 廃棄物処理体制整備計画

1 現状と課題

大規模災害時には、一時的に大量の災害廃棄物が発生し、平常時の体制ではその処理が困難である。

災害時に発生する廃棄物をできる限り迅速かつ計画的に、効率的に処理するため、発生する廃棄物量をあらかじめ推計するほか、災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置や適正な処理方法、減量化、最終処分の計画を事前に策定しておく必要がある。

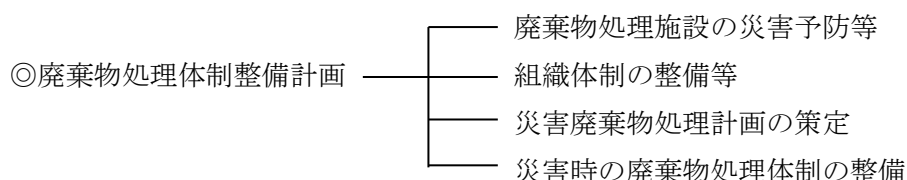
さらに、広域的な処理を想定した、支援協力体制の構築が求められている。

2 基本方針

市は、発災時における混乱を避け、災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、災害廃棄物処理計画をあらかじめ策定する。策定に当たっては、被害が広域かつ甚大な災害に対処するため、自らが被災するだけでなく、支援する側になることも想定して検討を行う。

また、廃棄物の処理主体となる市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃化及び堅ろう化などの災害対策を講じるとともに、設備の整備に際しては、災害時に、廃棄物を処理しつつ電力供給や熱供給等の拠点としても活用できる機能を備えるよう努める。

3 対策



(1) 廃棄物処理施設の災害予防等

ア 災害予防及び資機材等の備蓄

(ア) 施設整備等

市は、既存一般廃棄物処理施設について耐震診断を実施し、煙突の補強等耐震性の向上、不燃化及び堅ろう化、浸水対策等に配慮した施設づくりを行う。

また、水道や電気等ライフラインの断絶に備え、予備冷却水の確保、施設の稼働に必要な燃料、薬剤の備蓄、非常用発電機の設置に努めるとともに、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な設備を整備するよう努める。

(イ) 仮設トイレ（マンホールトイレ含む）、簡易トイレの備蓄

災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること及び避難所での避難者の生活に対応するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを備蓄している事業者団体等に対して、災害時に迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

(2) 組織体制の整備等

市は、迅速に適切な廃棄物処理のための初期活動が行えるよう、発災時の動員・配置計画、連絡体制、指揮命令系統等をあらかじめ定めておく。

関係行政機関、周辺市町及び廃棄物関係団体等と調整し、協定締結を含め、災害時の協力・支援体制を整備する。

迅速かつ的確に情報収集し、関係機関等との連絡調整、処理計画の実行が行えるよう職員の教育訓練を実施する。

(3) 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるように、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。

(4) 災害時の廃棄物処理体制の整備

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

ア 仮設トイレ等し尿処理

市は、避難所等に設置する仮設トイレから膨大なし尿の発生が想定されることから、迅速な収集運搬体制、処理体制を検討しておく。

イ 避難所ごみ等

市は、避難所のごみの発生量をあらかじめ推計し、収集運搬、処理体制の検討を行うとともに、液状化等による収集困難地区からの一般廃棄物の収集運搬体制についても検討しておく。

ウ 災害廃棄物

(ア) 発生量・処理可能量の推計

市は、想定される災害規模に応じた発生量及び処理可能量を推計しておく。

(イ) 処理スケジュール・処理フロー

市は、災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計を基に、廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法等を検討し、処理スケジュールと処理フローを検討しておく。

(ロ) 収集運搬

市は、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法について検討しておく。

(ハ) 仮置場、仮設焼却炉

市は、想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を平常時にあらかじめ設定し、併せて利用方法や仮置場で破碎・選別方法等についても検討しておく。

また、災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、短期間で仮設焼却炉等を設置し稼働

する方法を検討しておく。

(わ) 損壊家屋の解体・撤去

市は、関係部署と調整し通行上支障がある災害廃棄物の撤去や、倒壊の可能性がある損壊家屋等の解体など、優先順位を検討しておく。解体作業を円滑に行うため、必要に応じ建設事業者団体や解体事業者団体等との協定締結を検討しておくとともに、速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

(か) 最終処分

市は、必要に応じ、災害廃棄物の受入れ可能な最終処分場候補地を平常時に検討しておく。

(き) 広域的な処理処分

市は、円滑で効率的な災害廃棄物の処理のために、災害廃棄物の広域処理に関する手続方法や契約書（被災側・支援側）の様式等を平常時に検討・準備する。

(ク) 各種相談窓口の設置等

災害時においては、被災者から廃棄物の処理に関し、さまざまな相談・問合せが寄せられることが想定されるため、市は、受付体制及び情報の管理方法を検討しておく。

第5項 危険物施設等災害予防計画

1 現状と課題

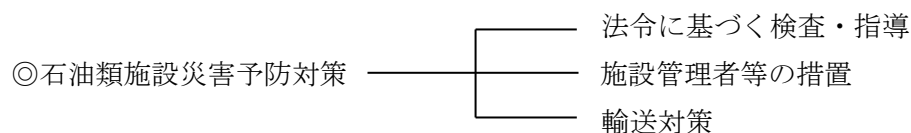
危険物には石油類を始めとして発火性、爆発性があり、災害の発生及び拡大の防止のため平素からの対策が重要である。

また、これら危険物は、大別して製造所のほか、貯蔵所、取扱所の形で流通しており、それぞれの流通部門ごとの対策も必要である。

2 基本方針

消防機関等は石油類、高圧ガス及び火薬類の予防対策について施設管理者等を指導し、災害の未然防止に努める。

3 対策



(1) 法令に基づく検査・指導

消防機関は、消防法及び危険物の規制に関する政令に基づき、次の事項を実施する。

- ア 危険物製造所等に対する保安検査、立入検査を実施する。
- イ 各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

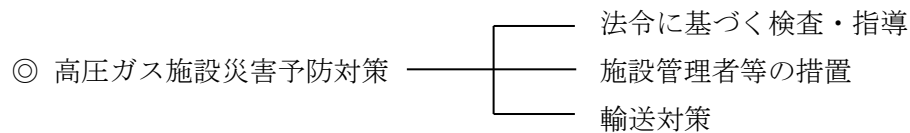
(2) 施設管理者等の措置

- ア それぞれの施設に応じた日常の点検事項及び点検方法等を自主的に定める。

- イ 施設における化学消火薬剤及び必要資機材の確保を図る。
- ウ 自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制を確立する。

(3) 輸送対策

消防機関は、警察の協力を得て輸送中のタンクローリー、携行缶等運搬車両を検査し、指導の強化に努める。



(1) 法令に基づく検査・指導

消防機関は、高圧ガス保安法及び関係保安規則に基づき、次の事項を実施する。

- ア 高圧ガス設備等の保安検査、立入検査を実施する。
- イ 各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

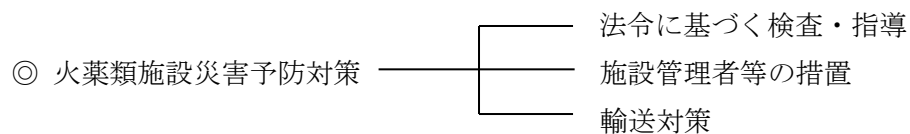
(2) 施設管理者等の措置

- ア 保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。
- イ 定期自主検査を実施する。

(3) 輸送対策

消防機関は、県及び警察の協力を得て輸送中のタンクローリー、容器運搬車両を検査し、指導の強化に努める。

- ア 高圧ガス移動防災訓練
- イ 高圧ガス輸送車両合同取締



(1) 法令に基づく検査・指導

消防機関は、火薬類取締法に基づき、次の事項を実施する。

- ア 各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。
- イ 火薬類の輸送に係る事故対策を強化するため、火薬類輸送車両合同取締等を実施する。

(2) 施設管理者等の措置

- ア 保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。
- イ 定期自主検査を実施する。

(3) 輸送対策

消防機関は、警察の協力を得て輸送中の容器運搬車両を検査し、指導の強化等に努める。

第6項 流出油等災害予防計画

1 現状と課題

地震によるオイルタンク等の損傷等によって石油等が流出すると、生物、環境等に著しい被害を及ぼす。

また、広範囲に流出した油等の回収には、非常な労力と時間を要することから、流出防止に

万全を期す必要がある。

2 基本方針

陸上施設からの流出予防対策を推進する。

3 対策

◎ 流出油等災害予防計画 ————— 陸上施設の流出防止

(1) 陸上施設の流出防止

施設管理者は、次の事項の対策に努める。

- ア 危険物の規制に関する政令に基づき、オイルタンク等の安全調査及び保守点検を実施する。
- イ 流出防止設備（防油堤、排水溝）を完備する。
- ウ 応急資機材（移送機材、土のう、薬剤等）の整備を図る。

第7項 地盤災害予防計画

1 現状と課題

地震による地盤災害は、地域による地盤特性によって大きく異なる。このため、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形・地質及び地盤を十分理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

2 基本方針

地盤災害は地域特性が極めて顕著な現象であり、各種施設の被害を未然に防止するため、地域の特性を十分調査検討し、地盤特性に関する知識の普及に努めるとともに、適正な土地利用を推進し、災害時の被害を軽減するための諸対策を講じる。

3 対策

◎ 地盤災害の予防計画 ————

- 地すべり、急傾斜地等崩壊危険区域の予防計画
- 液状化危険地域の予防計画
- 土地利用の適正化
- 大規模盛土造成地マップの公表

(1) 地すべり、急傾斜地等崩壊危険区域の予防計画

市は、崩壊危険箇所について平素からパトロールを実施するとともに、地域住民に対し、がけ崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及を図るものとする。また、必要に応じて防災措置の勧告、改善命令等を行う。

(2) 液状化危険地域の予防計画

ア 液状化危険地域の把握

緩く堆積した砂質系地盤の地域、砂を主体とした土砂による埋立地・盛土造成地及び県北部の河川沿いの一部の地域等では、その地質と地下水の条件により、地盤の液状化が発

生し、建築物、公共施設、地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。このため、過去の液状化災害、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、国ハザードマップや県の液状化危険度分布図等を活用して液状化現象が予測される地域（液状化危険地域）を把握する。

イ 液状化防止対策の実施

地域住民に対しては、地盤の液状化に伴う危険性について啓発活動を実施し、防災知識の普及に努める。併せて、地盤の液状化を防止する地盤改良、液状化による被害を最小限にとどめる建築物、公共施設、地下埋設物等の耐震強化等、各種対策の普及を図る。

なお、東日本大震災を受け、国において、施設の特性を踏まえ、公共インフラにおける各技術基準の在り方を検討することとしており、その検討結果を踏まえて取り組む必要がある。

(3) 土地利用の適正化

ア 土地条件の評価

土地自然情報を収集・整理し、災害強度の評価を実施し、その結果に基づいた適切な土地利用やハード面及びソフト面での対策に関する調査を実施する。

また、その結果は、危険箇所マップの作成等により災害危険箇所の周知を図るとともに、土地自然に関する情報や評価結果を広く一般市民に対して公開することにより、市民の意識を啓発し、市民と行政が協力した土地利用の適正化の推進に資する。

イ 土地利用の誘導・規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに、都市計画法、宅地造成等規制法等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

(4) 大規模盛土造成地マップの公表

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の耐震化を促進する。

第3章 震災応急対策計画

第1節 応急体制

第1項 応急活動体制

1 現状と課題

大規模地震が発生した場合においては、職員の被災、交通機関の途絶等が想定されることから、応急活動に従事する要員が自動的に体制につき、即応的な応急活動が執れる体制を確保する必要がある。

特に、被害状況の早期把握がその後の応急対策を実施する上で重要であることから、集合途上における被害情報の収集や周辺の現状把握などもあわせ、初動体制の確立を図る必要がある。

2 基本計画

地震が発生した場合の初動体制として、職員の配備、業務を定め、必要に応じ災害対策本部を円滑に設置し、運営できる措置を講じておく。

また、被害状況の把握に努め、市民の生命、財産の被害を最小限に食い止められるよう、応急活動の基礎となる情報収集、情報伝達に努める。

3 対策

◎防災体制

(1) 配備体制の種類と基準

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するため、市がとるべき配備体制は注意体制、警戒体制及び非常体制とし、次の基準によるものとする。

なお、消防団員は、市の体制に組み込む。

種 類	基 準	内 容
注 意 体 制	1 高梁、有漢、成羽、川上、備中のいずれかの計測震度計が震度4を観測し、災害発生が予想されるとき。 2 その他災害発生の危険性が予想されるとき。 3 県内の市町村（本市以外）で震度5強以上を観測したとき。	左欄のいずれかの時期に該当したとき、特に関係のある部課の必要人員を配備し主として情報収集、連絡活動を行い、状況により次の体制の配備に速やかに移行できる準備をする。

種 類	基 準	内 容
警戒体制	1 高梁、有漢、成羽、川上、備中のいずれかの計測震度計が震度 5 弱以上を観測し、災害発生が予想されるとき。 火災等により大規模な災害発生の危険性が予想されるとき。 2 非常体制への移行等について協議を行う必要があるとき。	1 左欄のいずれかの時期に該当したとき、必要に応じて市警戒本部を設置するとともに、災害応急対策に関係ある部課の必要人員を配備し、状況により各部の動員配備を、本部が指示することができる。 情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に移行できる体制とする。
非常体制	1 高梁、有漢、成羽、川上、備中のいずれかの計測震度計が震度 5 強以上を観測し、災害発生が予想されるとき。 2 市域に災害が発生した場合、又は災害対策を緊急に実施する必要があるとき。 3 災害の発生が拡大し、被害が甚大と予想されるとき。	1 災害対策本部を設置する 2 災害対策本部各部は本部長の指示命令により所掌の防災活動を実施する。 3 関係行政機関、公共機関等との相互連携を密接にし、必要な協力、援助を要請する。 4 各部の動員配備は、状況により本部が指示する。 5 本部長は、各関係機関等と協力し、市の全力をもって防災活動にあたるほか、必要に応じて岡山県警察本部及び自衛隊の援助、出動を要請する。

(2) 配備の要領・活動基準等

「風水害等対策編第3編災害応急対策計画第1章防災組織第2防災組織計画2 配備の要領及び3 配備中の活動基準等」を準用

(3) 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部は、次の場合に設置する。

(ア) 市内に震度 5 強以上の地震が発生したとき

(イ) その他、市長が必要と認めたとき

イ 災害対策本部を設置したとき及び廃止したときは、県等関係機関に報告する。

第2項 地震情報の伝達計画

1 地震に関する警報等の種別

(1) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（県南部、県北部）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

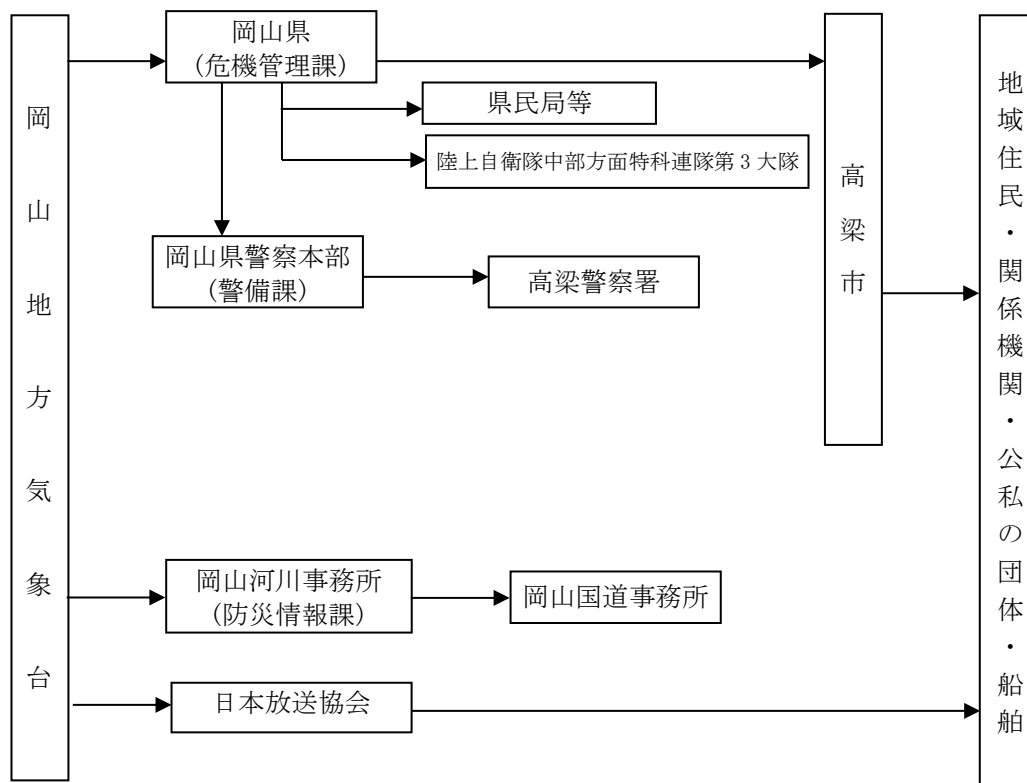
（注）緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

(2) 地震情報

気象庁は、地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに、観測された震度や長周期地震動階級のデータを収集して、その地震に関する情報を速やかに発表する。

2 地震情報の伝達系統

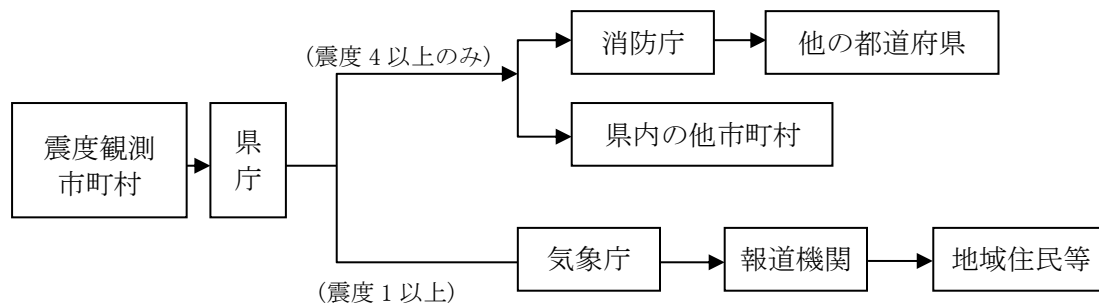
(1) 岡山地方気象台からの伝達



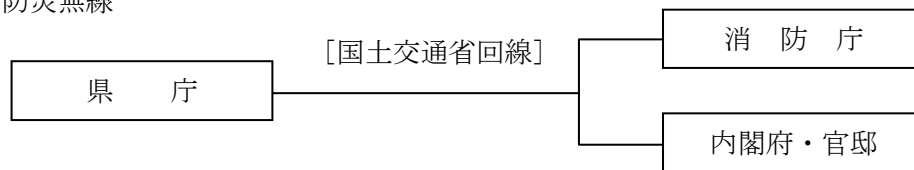
（注） 県から陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊へは、震度4以上の場合に伝達する。

(2) 国への地震情報の伝達

ア 震度情報ネットワーク



イ 消防防災無線



第3項 被害情報の収集伝達計画

1 現状と課題

被害が同時多発し、各防災機関が応急活動に追われると情報の混乱が予想される。応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、有効な通信手段を活用して、市災害対策本部と関係機関とが相互に情報を収集・伝達できる体制が必要である。

2 基本計画

災害時には通信回線の被災状況を把握の上、適切な通信手段を確保し情報の収集を図る。被害情報は、災害初期と引き続き応急対策時に区分して収集し、その情報を県へ伝達する。

3 対策

市、県、公共機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。また、必要に応じて、関係行政機関、関係公共機関等並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

また、孤立集落等が発生した場合には、当該集落等との通信手段の確保に特段の配慮を行う。

◎災害時の通信手段と被害情報の収集・連絡

(1) 通信手段の確保

ア 災害発生直後は直ちに災害情報連絡のために、次の通信手段を確保する。

(イ) 携帯電話、自動車電話等移動通信回線

(ロ) 民間等の通信設備の優先利用、優先使用(災害対策基本法 57 条、79 条)

(ウ) 非常通信の活用

(エ) 防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け、無線連絡の確保を図る。

イ 通信手段の確保に併せ、その機能維持等の要員を配置する。

(7) 通信施設の機能確認、維持及び施設の復旧に要する要員

(4) 通信統制、通信運用の指揮等に要する要員

(2) 災害初期の被害情報の収集・連絡

ア 市は、被害について把握できたものを直ちに県へ連絡する。

イ 市は、地震により、火災が同時多発し、又は多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

ウ 市は、被害状況等を県に報告するものとし、県に報告できない場合にあっては消防庁に報告する。

エ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

オ 市は、市内において「震度5強」以上を観測する地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。(被害の有無を問わない。)

第一報報告後の連絡方法については、消防庁の指示に従うものとする。

カ 市は、市内において震度6弱以上の揺れを観測した場合には発災後速やかに行政機能の確保状況(市町村行政機能チェックリスト)を県に報告する。

区 分		平日(9:30~18:15) ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
回線別	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	90-49013	90-49102
	F A X	90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	F A X	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

*電話での第一報も可

(3) 収集・連絡の内容

ア 応急対策時においては、救急活動並びに防災活動に従事する各防災関係機関は、それぞれの活動状況と被害状況を本部に随時報告する。

イ 活動状況については、次のような事項を防災関係機関が相互に密接に情報交換するものとする。

(7) [市→県]

市本部等設置状況、応急活動状況、応援の必要性

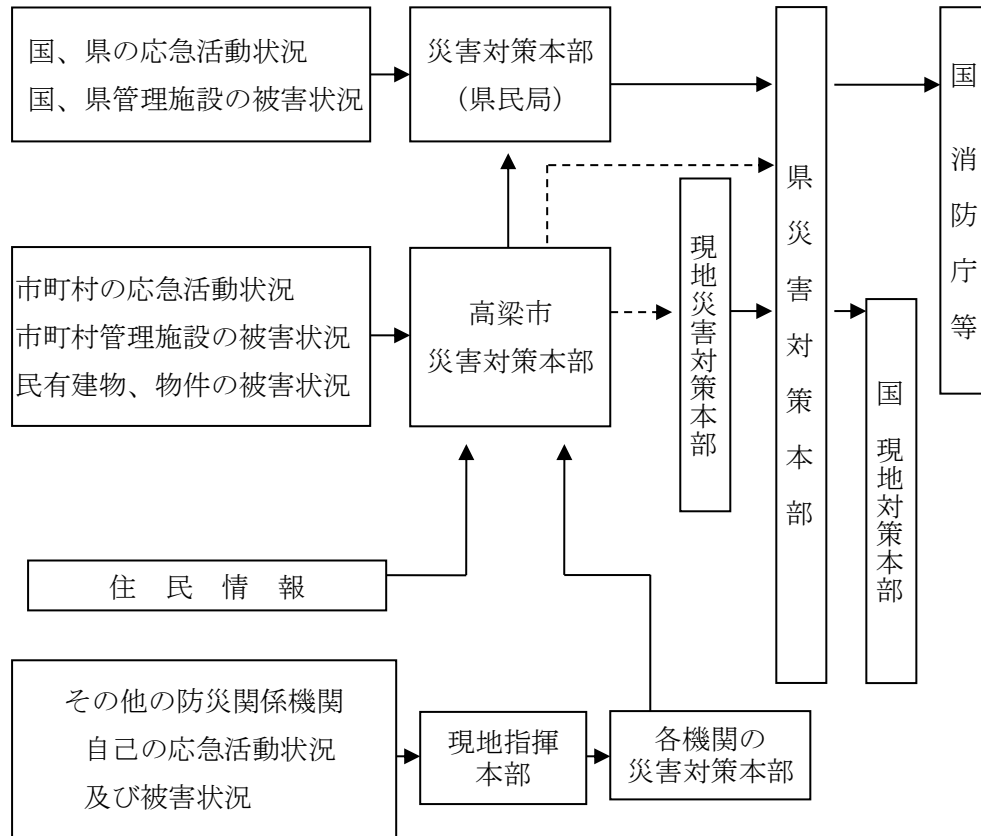
(4) [県→市]

県が実施する応急対策の活動状況

(4) 収集・連絡体制

応急対策時の被害状況等の情報収集・連絡の基本は、次のフローによるものとする。

ただし、各防災機関において被害の状況等により緊急を要すると判断した場合には、直ちに県災害対策本部に連絡する。



第4項 災害救助法の適用・運用

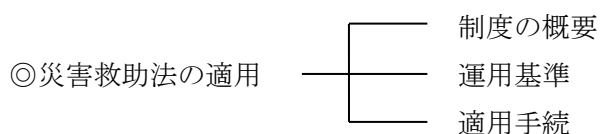
1 現状と課題

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。災害発生時における迅速・的確な法の適用を図るために、手続きを整理しておく必要がある。

2 基本方針

制度の概要並びに適用基準及び手続の概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合に、迅速に県へ報告する。

3 対策



(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が国の機関として応急救助を行うものであるが、県において迅速かつ適切な救助の実施ができないと認められる場合には市長に委任される。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、知事が内閣総理大臣の定める基準に従い定めることとされており、県及び市町村が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。但し、市は一時繰替支弁する必要があることがある。

[災害救助法による救助の種類]

- ①避難所の設置
- ②応急仮設住宅の供与
- ③炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ④被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑤医療及び助産
- ⑥被災者の救助
- ⑦被災した住宅の応急修理
- ⑧学用品の給与
- ⑨埋葬
- ⑩死体の搜索
- ⑪死体の処理
- ⑫住居又はその周辺の土砂等の障害物の除去

(2) 適用基準

市は、次の基準により災害救助法の適用基準の該当の有無について判定する。

該当する場合又は該当すると見込まれる場合は、後記手続をとる。

ア 市の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市町村の人口		住家が滅失した世帯数
	5,000 人未満	30
5,000 人以上	15,000 人未満	40
15,000 人以上	30,000 人未満	50
30,000 人以上	50,000 人未満	60
50,000 人以上	100,000 人未満	80
100,000 人以上	300,000 人未満	100
300,000 人以上		150

(注)半壊等の換算については、災害救助法施行令第1条第2項等参

イ 県下の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数がアに定める数の2分の1以上であるとき。

ウ 県下の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

(3) 適用手続き

市長は、災害が発生した場合は、迅速かつ正確に管内の被災状況を確認し、被災状況が「(2) 適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供する。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき、又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けるものとする。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日毎に救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供する。

第5項 広域応援

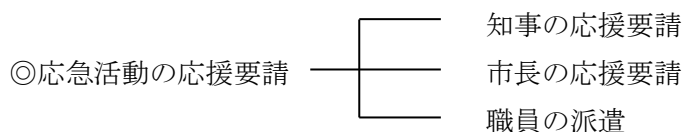
1 現状と課題

南海トラフ巨大地震等の大規模地震においては、建物の倒壊、火災、道路・鉄道・ライフラインの寸断等あらゆる被害の発生が想定され、より一層の広域的な連携が必要となる。

2 基本方針

市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

3 対策



(1) 知事の応援要請

ア 市に対する応援

知事は、市の実施する応急措置について、必要と認められる事項について支援協力を行う。

(災害対策基本法第70条1項関係)

イ 知事は、市の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。(災害対策基本法第72条関係)

ウ 知事は、災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、市長が実施すべき次の応急措置の全部又は一部を代行する(災害対策基本法第73条関係)

(7) 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入り

を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること。

(イ) 他人の土地、建物等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等を行うこと。

(ウ) 現場にある者を応急措置の業務に従事させること。

(2) 市長の応援要請

ア 知事に対する応援要請

市長は、市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。(災害対策基本法 68 条関係)

イ 他の市町村長に対する応援要請

市長は、市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長に応援を求める。(災害対策基本法 67 条関係)

また、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施について応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下で行動する。

ウ 消防の応援要請

消防活動については、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき、県へ支援要請するほか、岡山県下消防相互応援協定及び岡山県と県内市町村との消防広域応援協定により相互応援を行う。

エ 自衛隊の災害派遣要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊派遣の要請をするよう求めることができる。

なお、市長は、知事への要求ができない場合には、市域に係る災害の状況を防衛大臣等に通知することができる。(災害対策基本法第68条の2関係)

(3) 職員の派遣

ア 職員の派遣の要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し当該機関の職員の派遣を要請する。

派遣要請事項

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 職員の派遣の斡旋

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは知事に対し、指定行政機関等の職員の派遣の斡旋を求めるものとする。

(ア) 派遣の斡旋を求める理由

(イ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

第6項 自衛隊災害派遣要請計画

1 方針

地震により災害が発生し、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

2 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

(1) 被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

(3) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して搜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

(9) 給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水の支援を行う。

(10) 入浴の支援

入浴施設の開設などにより、入浴の支援を行う。

(11) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(13) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

3 災害派遣要請等手続

(1) 市長の派遣要請の要求

ア 市長が自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

イ 市長は、アによって知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 派遣要請要求書の様式は次のとおりである。

年 月 日

岡山県知事 殿

高梁市長

印

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

自 年 月 日 時から
至 年 月 日 災害が終了するまで

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 連絡場所及び連絡職員

(3) 活動内容

4 その他参考となるべき事項(作業用資料、宿舎の準備状況など)

(1) 連絡場所及び連絡職員

(2) 宿舎

(3) 食料

(4) 資材

(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後文章(2部)を提出する。

(2) 撤収要請依頼

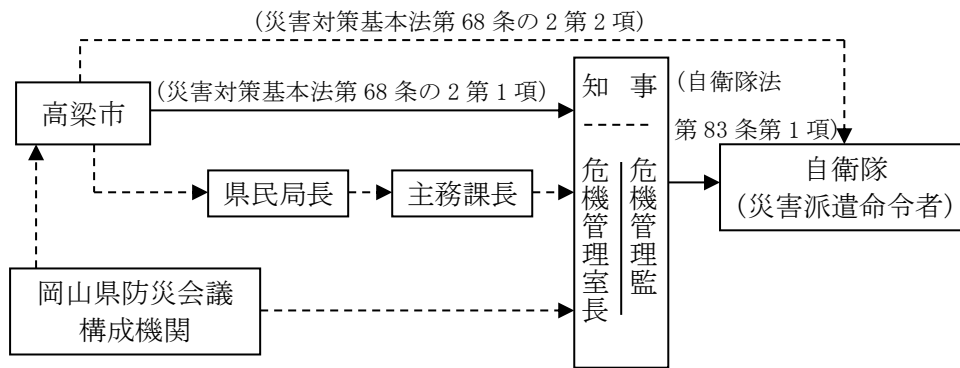
ア 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに、災害派遣要請権者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。

イ 撤収要請依頼書の様式は次のとおりとする。

	年 月 日
岡山県知事 殿	
高梁市長	㊟
自衛隊の撤収要請依頼について	
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧もおおむね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。	
記	
1 撤収要請依頼日時	
年 月 日	
2 派遣要請依頼日時	
年 月 日	
3 撤収作業場所	
4 撤収作業内容	

注：用紙の大きさは、A4 とする。

(3) 災害派遣要請手続系統



(-----は情報の連絡系統)

(4) 連絡方法

NTT電話0868-36-5151（内線237夜間等は302）

FAX 0868-36-5151 (内線238)

防災行政無線 6 4 4 0－0 3 1（事務室）

6 4 4 0 - 0 3 8 (宿直室)

6 4 4 0 - 0 3 9 (3科・FAX併用)

4 災害派遣部隊の受入れ

- (1) 災害派遣要請権者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入れ態勢を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊及び派遣を受けた市又は関係機関相互の間の連絡に当たる。

- (2) 受入側の市長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

ア 派遣部隊との連絡職員を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

「自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準」

連隊規模：約15,000m²

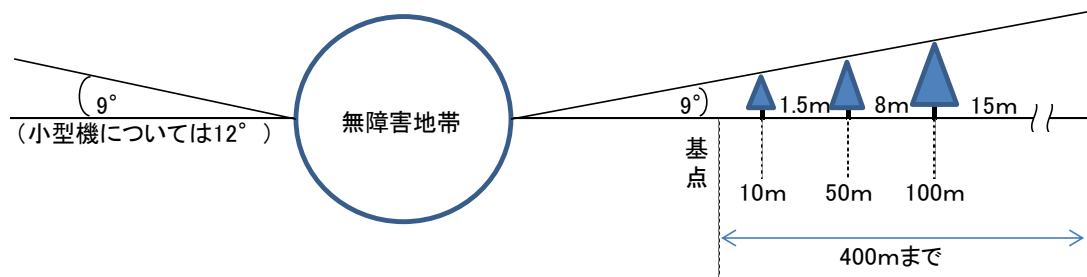
師團等規模：約140,000 m²

オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。

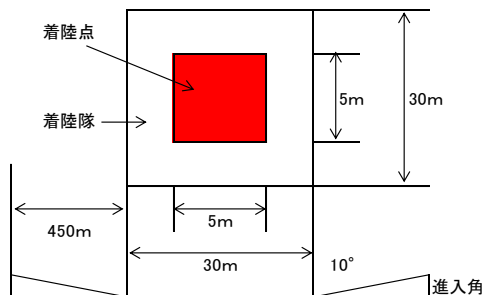
- (ア) 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。

なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

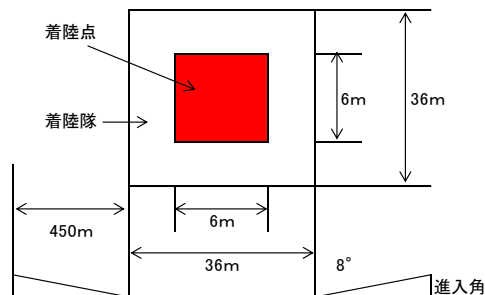
[着陸地点及び無障害地帯の基準]



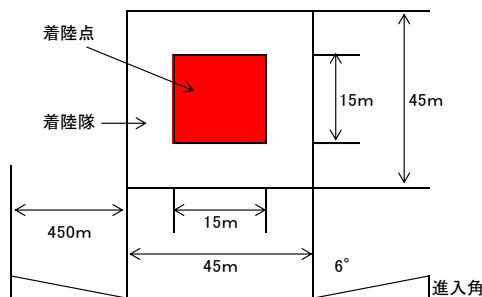
(a) 小型機 (OH-6 : 観測用) の場合



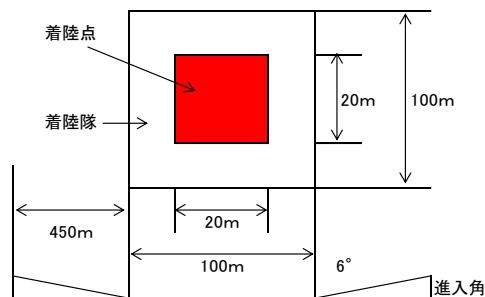
(b) 中型機 (UH-1 : 多用途) の場合



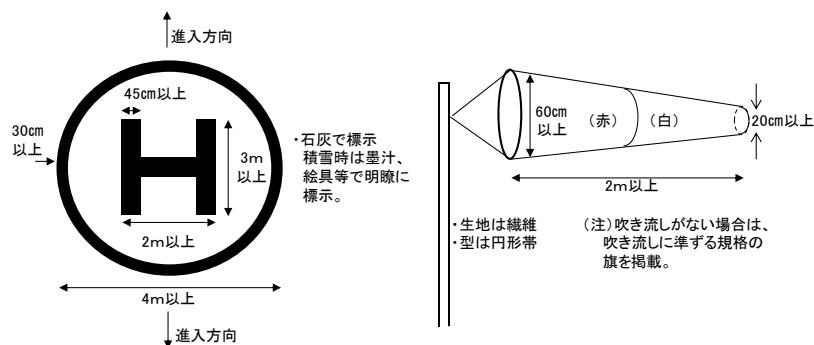
(c) 大型機 (V-107 : 輸送用) の場合



(d) 大型機 (CH-47 : 輸送用) の場合



(イ) 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- (ウ) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- (エ) 砂塵の舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- (オ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
- (カ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- (キ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外を立ち入らせないようにする。

5 災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記の基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借り上げ、運搬、修理費

エ 県等が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第2節 緊急活動

第1項 救助計画

1 現状と課題

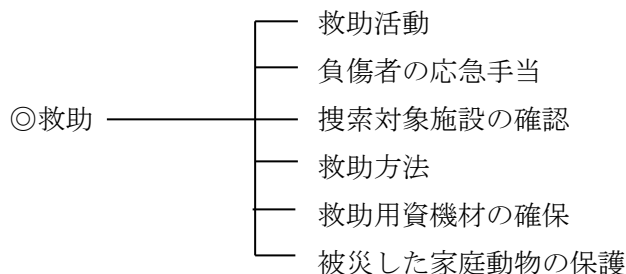
震災時には、広域的又は局地的に、倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の負傷者が発生すると考えられるが、消防、警察、自衛隊又は地域住民の協力によって、迅速かつ的確に、救助を行う必要がある。また、東日本大震災においては、地域の家庭動物の保護収容等の問題もあった。

2 基本方針

防災関係機関は、緊密な連携の下に、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策にも努める。さらに、家庭動物の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。

3 対策



(1) 救助活動

市は、救出活動に関する調整を行うとともに、必要に応じて、県または他市町村への応援要請を行う。

また、被災を免れた近隣市町村は、市からの応援要請に基づき、または自らの判断により救出活動を行う。

消防機関、警察、自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するとともに、あらかじめ定められた手順に従い、住民、自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救出活動を行う。

また、必要に応じて、他の消防機関、関係機関等に応援を要請する。

(2) 負傷者の応急手当

消防機関（救急救命士、救急隊員を含む）及び自衛隊は、救出した傷病者に対して、専門的

に修得している処置を行うとともに、必要に応じて、緊急の治療を要する者について、救護班または医療機関へ搬送することとする。

住民に対しては、講習または訓練等により習得した止血、人工呼吸、心臓マッサージ等簡易な手当を施すことにより、救護等に協力するよう指導する。

(3) 搜索対象施設の確認

市は、警察、消防機関、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者の搜索に当たっては、各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど効果的な搜索活動が行われるよう総合調整を図る。

住民、事業所等に対しては、救助隊に対して行方不明者の情報提供を行うとともに、搜索活動に協力するよう指導する。

(4) 救助方法

市、消防機関、警察等防災機関等による救出は、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行い、また、延焼火災がなく、同時に多数の救出が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に効率的な救出活動を行うこととする。

また、生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救出に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一斉に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救出活動に努めることとする。

(5) 救助用資機材の確保

市は、救助用資機材の借上協定等に基づいて、関係団体から資機材を借り上げ、調達することとする。

消防機関、県警察等防災機関は、必要な救出用資機材については、原則として各救助関係機関で調達することとするが、各機関相互に活用できる資機材については、貸出しなど協力するものとする。

(6) 被災した家庭動物の保護

市は、県と連携を図りながら、家庭動物の保護に努めるとともに、避難所等での家庭動物の受入体制の確保について検討を進める。

第2項 資機材動員計画

市において備蓄している資機材や当該地域内における関係業界などからの資機材の動員を行い、被害状況等によって、県や他の市町村に対し、必要な資機材の動員を依頼する。

また、関係団体からの資機材の動員を確実なものとするため、関係団体との応援協定等の締結に努める。

第3項 救急・医療計画

第1 医療体制

1 現状と課題

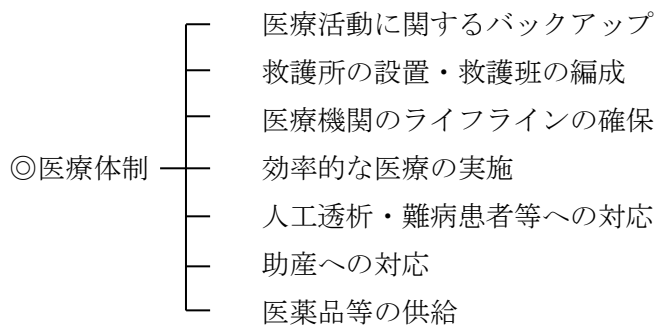
大規模災害時を想定した多数の傷病者に対応可能な行政機関、医療機関、消防機関の情報収集や連絡・連携体制の整備を図る必要がある。

2 基本方針

災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連携協力を図りながら実施するが、市は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、早期の情報の収集・提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。

また、医療機関は、可能な限り診療体制の確保及び効率的な医療提供に努める。

3 対策



(1) 医療活動に関するバックアップ

市及び消防機関は、自主防災組織等と連携して次の業務を行う。

- ア 広域災害救急医療情報システムの活用により、医療機関情報の収集・提供
- イ 避難所、居宅等における傷病者情報の収集・提供
- ウ 救護所の設置と救護班の派遣要請

(2) 救護所の設置・救護班の編成

[市]

市は、傷病者の発生状況を把握し、避難所等に救護所を設置する。

また、必要に応じて、地域災害保健医療福祉調整本部に対して救護班の派遣を要請する。

[消防機関]

消防機関は、傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療福祉調整本部に対してDMA Tの出動を要請する。

[DMA T指定機関]

DMA T指定機関は、県との協定に基づくDMA Tの派遣等を行う。

[医療機関]

災害拠点病院は、救護班の派遣要請を受けた場合は、概ね次により救護班を編成し、医

療活動を行う。

また、他の医療機関においても、可能な限り被災地における医療活動を行うものとする。

ア 医師、看護師、連絡要員等

イ 関係医療用資機材一式

ウ 救急自動車

エ 通信連絡手段の携行

(3) 医療機関のライフラインの確保

[市]

市は、医療機関からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して、優先的復旧の要請を行う。

また、ライフライン事業者に対して、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の応援派遣を県に要請する。

[医療機関]

医療機関は、被害状況を確認後、自ら応急復旧を実施し、自家発電、貯水槽等の代替施設への切替えを行う。

また、ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間の水等の代替供給を要請する。

(4) 効率的な医療の実施

[DMA T 指定機関]

DMA T 指定機関は、災害急性期(おおむね48時間以内)に次の活動を行うDMA T を派遣する。

ア 市、消防機関、警察等と連携した情報収集伝達、トリアージ、救急医療等

イ 災害拠点病院等における患者の治療、トリアージ等

ウ 被災地内における患者搬送及び搬送中の治療等

エ 被災地内においては対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的として当該被災地外に航空機等を用い搬送する際の診療

[医療機関]

医療機関は、予め策定したBCPやマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。

ア 治療の優先順位による患者の選別(トリアージ)を適切に行うものとする。

イ 重複診療回避等のため、診療記録の写しの患者への交付を検討する。

ウ 被災状況を地域災害保健医療福祉調整本部へ報告(広域災害救急医療情報システムに入力)するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力に努める。

エ 医療従事者が不足するときは、地域災害保健医療福祉調整本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。なお、医療機関の種別ごとの役割は、次のとおりとする。

ア 救護所

(ア) 患者の応急処置

(イ) 搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容の要請

イ 病院・診療所

(7) 来院、搬送・転送、入院中の患者の処置(重症患者に対して優先処置)

(4) 転送を要する傷病者の後方医療機関への転送及び転送の要請

(9) 被災地への救護班の出動

(エ) 多くの患者の避難が必要となる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定等の締結を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらに、その旨をBCPに記載する。

ウ 災害拠点病院(高梁中央病院)

(7) 上記イの病院の役割

(4) 後方医療機関としての役割を担うとともに、被災地外医療機関への緊急電話、無線等により、重症患者の被災地外への早期転送(ヘリ搬送を含む)を行う。

(9) なお、隣接する災害拠点病院は、その機能を相互に補完して対応するものとする。

(5) 人工透析・難病患者等への対応

市は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、患者団体への確な医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道事業者、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。

(6) 小児・周産期医療への対応

市は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、的確な医療情報の収集・提供を行う。

(7) 医薬品等の供給

医療機関等は、医薬品等の不足が生じた場合は、医薬品備蓄施設(医薬品卸売業者、災害医療拠点病院及び薬剤師会備蓄センター等)に連絡し、医薬品等の供給を要請する。

第2 傷病者搬送

1 現状と課題

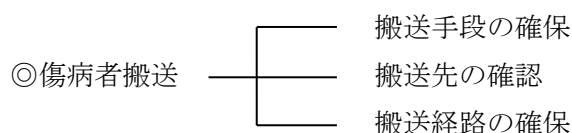
大規模災害時には、広域的に多数の傷病者の発生が考えられるが、現状の傷病者搬送体制が、原則として消防機関のみであること、また、道路の損壊や渋滞又は医療機関そのものが被災すること等により、傷病者搬送に支障をきたすことが考えられる。

また、医療機関の被災により、入院患者等の広域的な転院に対応する必要があることが考えられる。

2 基本方針

傷病者・患者の搬送については、医療機関の被災状況又は道路の損壊状況等の情報を踏まえた上で、迅速かつ的確に行う。

3 対策



(1) 搬送手段の確保

[市]

市は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療福祉調整本部、地域災害保健医療福祉調整本部あるいは消防機関から要請があった場合、公用車の手配を行う。それでもなお、車両が不足する場合は、災害対策基本法第65条第1項(応急措置の業務)により、一般車両を確保することとする。一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章等の交付を受けることとする。

傷病者の搬送は、原則として地元消防機関で行うこととする。ただし、消防の救急車両が確保できない場合は、市及びその他関係機関に搬送用車両の手配、配車を要請することとする。

[DMAT]

DMAT指定機関は、派遣したDMATが傷病者の搬送を行うときに、搬送手段を確保できない場合は、県災害保健医療福祉調整本部等に調整を依頼する。

[医療機関]

医療機関は、入院患者等について、救急車、ヘリコプター等による転院搬送を必要とする場合は、地域災害保健医療福祉調整本部に調整を要請する。

(2) 搬送先の確認

消防機関は、広域災害→救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握して、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。

(3) 搬送経路の確保

震災により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合、所管する道路の啓開を迅速に行うこととする。

また、各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら移動等を行う。

第4項 避難及び避難所の設置・運営計画

第1 避難方法

1 現状と課題

地震は、時間・場所を選ばず突如として発生するものであり、時間帯によっては、家族の居場所さえ把握することが困難な場合がある。従って、避難先において住民の避難状況を早急に把握する必要がある。

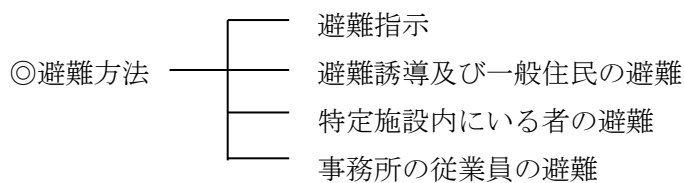
また、発災時の状況によっては、被災者の保護のために緊急に被災者の運送を行う必要が生じる可能性がある。

2 基本方針

避難は、地域住民が自主的に、又は指示に基づいて行うが、要配慮者にあつては、状況に応じて適当な場所に集合させ、車両等による避難も検討するなど、迅速な避難に努める。指定緊急避難場所等においては、早急に避難行動要支援者、その他住民の避難状況を把握するとともに、行方不明者について必要な措置を講じる。

また、被災者を運送する必要性が生じることが想定される場合には、あらかじめ被災者の運送手段を検討し、準備しておく。

3 対策



(1) 避難指示

ア 指示の基準

市長は、災害が発生する恐れがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、あらかじめ定めた判断基準等により必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。

なお、市長は、避難の指示を行う場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

イ 指示の内容

避難の指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- ・避難指示の理由
- ・避難指示が出された地域名
- ・避難経路及び避難先
- ・避難行動における注意事項

ウ 指示の伝達方法

避難の指示をしたときは、市長は直ちに指示が出された地域の住民に対して、CATV、メール配信サービス、ホームページ、防災ラジオ、広報車等により、伝達するほか、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

エ 避難指示等の解除

市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(2) 避難誘導及び一般住民の避難

市は、発災時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等へ

の周知徹底に努める。

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

市職員は、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者と協力し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

なお、誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治会、町内会毎の集団避難を行い、避難行動要支援者の避難支援を優先して行う。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所へ移動」又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。

地域住民に対しては、避難時においては、できる限り、要配慮者に配慮しながら、町内会毎等の集団で避難を行うよう指導する。

また、行方不明者の把握に努めるとともに、行方不明者がある場合は、市職員、警察官、消防職員等に連絡する等必要な措置を講ずるように指導する。

(3) 大型商業施設、駅、病院、学校、社会福祉施設等の施設内にいる者の避難

大型商業施設等の管理者は、当該施設内にいる者について、事前に作成している避難誘導マニュアルに従って避難誘導及び負傷者や行方不明者等の把握に努める。

また、行方不明者が出るおそれのある事故が発生した場合は、警察又は消防機関に連絡する。

(4) 企業等の従業員等の避難

災害時の行動マニュアルに基づき、事業所ごとの実情に応じて組織した自主的な防災組織を中心に、迅速に避難することに努める。また、大規模構造物の周辺への倒壊、出火による周辺への延焼、有毒ガス等の漏洩、地域に発生した災害の拡大防止活動等により、周辺地域に二次災害を及ぼさないための予防対策の強化と応急活動体制の強化を進める必要がある。

第2 指定避難所の設置

1 現状と課題

地震が発生し、住民の避難が必要となった場合、被災状況によっては、あらかじめ指定した指定避難所の開設が困難な場合も考えられる。このため、被災状況を速やかに確認の上、該当地区すべての住民等に指定避難所の設置状況を周知する必要がある。

また、避難所の収容力の不足が想定される地域において、避難所への避難者そのものを低減させる対策を検討する必要がある。さらに、災害の規模等によっては、区域外への広域的な避難が必要となる場合もあり、その対策を事前に検討しておく必要がある。

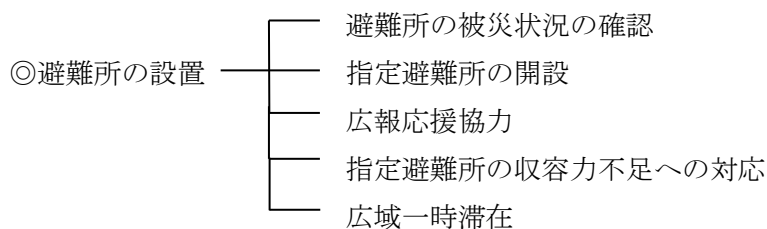
2 基本方針

市は、指定避難所の被災状況の確認、指定避難所の開設及び住民への周知等を速やかに行う必要があるが、市自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請するなど、適切な対応の実施に努める。

また、指定避難所の収容力の不足などが想定される地域においては、他の公共、民間施設の借り上げ等により、避難所への避難者の集中を避ける方策を講じ、指定避難所及び地域全体の最適化に努める。

さらに、市は、広域一時滞在が必要となった場合、あるいは、避難者等の受入れなどの対応を要請された場合について、事前にその対策を検討し、適切な対応が可能となるよう努める。

3 対策



(1) 避難所の被災状況の確認

地震発生後の避難所の被災状況及び安全確認については、予め定めた設置マニュアルに基づいて行うこととする。

また、安全確認の結果に基づいて応急修理等の必要な措置を行う。

(2) 指定避難所の開設

市は、発災時に必要に応じ、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。なお、市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国に共有するよう努める。

(3) 広域応援協力

市長は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要請する。

(4) 指定避難所の収容力不足への対応

避難者の中には、建物・ライフライン被害を受けていなくても、地震等に対する自宅の安全性を危惧して避難する人、あるいは、生活必需品等の不足を懸念して避難する人もいることから、大規模地震後には規模の大きな地震（余震）が引き続き発生しやすい状況にあることに留意しながら、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の迅速な実施や物資供給の対応により、可能な範囲で安全な自宅への早期復帰を促すことも可能となる。指定避難所不足の

補完には、場合によってはこうした対応や社会福祉施設、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を確保する。

(5) 広域一時滞在

被災した場合、市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を市に代わって行う。

市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第3 避難所の運営体制

1 現状と課題

指定避難所では、あらかじめ定めた運営マニュアルによって運営することを基本とするが、責任者として予定した者が被災し必要な体制が確保できない、又は指定避難所で生活している自治組織の役員等が他へ転出する等の理由により、マニュアルどおり避難所運営ができない場合、迅速にその対応を行う必要がある。

避難所生活においては、健康管理、防犯、衛生上の観点等、避難者の良好な生活環境の確保や精神面でのケアが必要となる他、在宅避難者への対応にも留意する必要がある。

また、災害発生後一定の時期が来れば、避難所としての使命は終了し、平常の利用に復することになるが、その際には、避難者との協議に基づいて円滑な移行が図れなければならない。

2 基本方針

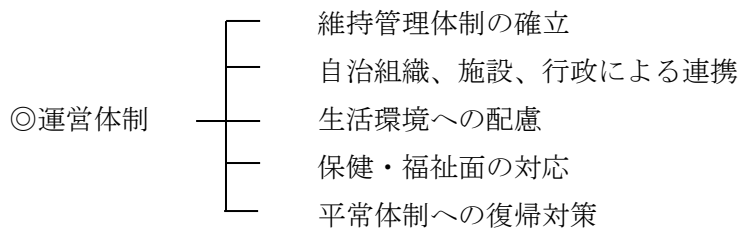
避難所生活では、対応すべき事柄が多岐にわたることから、市は、避難所の運営は自治組織と連携して行い、対外業務及び施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。

避難所の設置に伴い、保健師等による巡回相談等を行う。

また、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めることにより、その改善に向けた整備を図るとともに、避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所管理者、避難者自治組織の3者で協議しておく。

さらに、県及び市は災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難所長期化等にかんがみ、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等、旅館やホテル等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とし、その際の取扱い等をあらかじめ定めておく。

3 対策



(1) 維持管理体制の確立

市はマニュアルに基づき避難所維持管理責任者等の職員を配置する。この場合、配置完了の確認を行い、行政側の体制確保に遺漏がないよう配慮する。

当該職員は、所定のマニュアルに基づき自治組織を構築する。

なお、自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないように、自治組織においては、各業務毎にリーダーと併せてそれをサポートする者を選任しておく。

また、避難所の運営にあたっては、男女共同参画の推進や在宅避難者を含めた避難者の状況把握のための体制確保に配慮する。

(2) 自治組織、施設、行政による連携

避難所運営上の諸課題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設けるものとする。

(3) 生活環境への配慮

避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。

- ・避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努め、食事供与の状況、トイレの設置状況等、避難者の生活状況を随時把握し、必要な対策を講じる。
- ・市は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保健事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。
- ・避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。
- ・市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じられるよう努める。
- ・避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に男女の物干し場、更衣室、授乳室の配置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、性別や子育て家族のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。
- ・やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、

保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

- ・必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- ・市は、指定避難所に同行避難して来た家庭動物について、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。
- ・市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- ・市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、当該スペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ、物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を当該スペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

(4) 保健・福祉面の対応

避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアの必要がある。そのため内科に加え、精神科の診療を行うことができる避難所救護センターを設置する。

(5) 平常体制への復帰対策

避難者の減少等に伴い、避難所の規模縮小・統合・供用終了の措置をとる場合は、予め定めたマニュアルに従い対応し、円滑な移行に努める。

第5項 道路啓開

1 現状と課題

災害時の緊急支援物資の輸送、救急・消防活動等の緊急活動の迅速かつ円滑な実施を確保するための幹線道路ネットワークの整備を進める一方で、地震発生時における緊急活動を支援する。

道路啓開作業を迅速に行うための体制整備について検討する。

2 基本方針

地震発生直後は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復することは、人命救助、消火及び救援活動を円滑に行うための必須条件である。

これらを、制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議の上で、迅速な啓開作業を実施する体制をあらかじめ整備する。

3 対策

◎運営体制

(1) 緊急輸送道路の啓開

ア 市は、地震発生後直ちに緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案したうえで、特に、救助・救急活動や支援物資、医療・応急活動用の燃料の輸送に必要なルート確保を優先し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

イ 市及び警察は、緊急輸送道路の啓開を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

ウ 市は、関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

第6項 交通の確保計画

1 現状と課題

交通網をズタズタに寸断した阪神・淡路大震災は、車両の大洪水を巻きおこし、災害対策基本法による交通規制が実施された後においても渋滞は解消されなかった。

その一因として、被災地に近接する都道府県において、被災地に向かう車両の通行禁止又は制限が十分にできなかったこと。そして、被災地における交通整理にあたる警察官が救助活動に従事し、本来の交通整理に従事することができなかったことなどがあげられる。

そのため、「陸上交通の確保」については、市と県、警察が協力して行う必要がある。

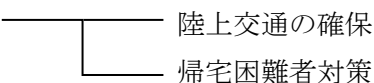
2 基本方針

緊急通行車両の通行を確保するとともに、交通整理員及び必要資機材を整備する。

また、住民に対する災害発生時の対応について啓発を行うとともに、帰宅困難者の混乱防止・帰宅支援を行う。

3 対策

◎交通の確保



```
graph LR; A[◎交通の確保] --- B[陸上交通の確保]; A --- C[帰宅困難者対策]
```

(1) 陸上交通の確保

[市]

被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため、救援物資の集積所を確保（ヘリポート基地の併設が望ましい）するとともに、被災地域には小型貨物により効果的な搬送を行う。

管理する道路等の破損等により交通の被害が出た場合は、応急の復旧を図る。

道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

応急復旧工事の実施が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急に必要な場合は、運転者に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない

等の場合においては、道路管理者等が自ら移動を行う。

[消防機関]

消防職員は、現場に警察官がいない場合は、緊急通行車両の通行の確保のための措置を行う。

[住民等]

被災地域及びその周辺において実施される警察官等による交通整理の指示に従うほか、被災地域における一般車両の走行を極力自粛する。

(2) 帰宅困難者対策

市及び防災関係機関等は連携し、適切な情報提供、避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する。また、地震等により交通機関が途絶した場合、徒歩帰宅者に水の提供やトイレの使用等の支援を行うため、コンビニエンスストア及びガソリンスタンド等に対し協力を要請する。

第7項 消火活動に関する計画

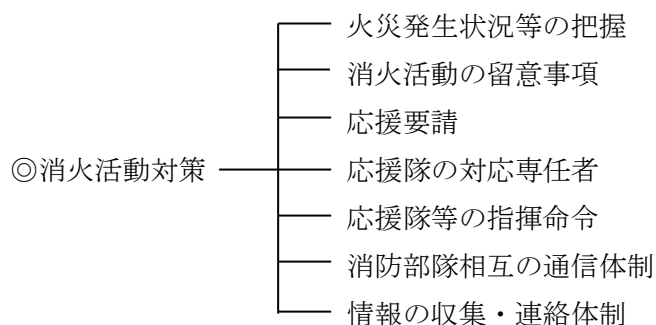
1 現況と課題

震災時には、消防設備、消防水利の損壊、がれきによる通行閉鎖など、消火延焼対策の課題が指摘されている。

2 基本方針

地震の「揺れ」に伴う火災が、広域的に同時多発した場合の消火活動の困難さを考えれば、「火災を発生させない」「火災が発生しても延焼を拡大させない」といった事前の対策を十分講じておくとともに、こうした火災が発生した場合には応援を受けることを前提にした消火活動の計画等の整備を図る。

3 対策



(1) 火災発生状況等の把握

市長又は消防長は、消防職員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集する。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織の活動状況
- ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

市長又は消防長は、関係防災機関と相互に連絡をとりながら、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。

イ 木造住宅密集市街地や危険物等の取扱施設の火災発生情報を早期に収集・把握するとともに、特に避難場所へ通じる避難路確保のための消火活動を行う。

ウ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

エ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はその恐れのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

オ 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線道路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

カ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導を図る。

キ 巡回班を設け、地震発生後の火災発生に備え自主防災組織等と連携のうえ、被災地区を警戒する。

(3) 応援要請

火災の状況又は災害の規模により、市の消防力によっては防御が著しく困難な場合には、次により応援要請を行う。

災害が発生した場合市長等は、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき県に消防防災ヘリコプターの出動要請を行うほか、岡山県下消防相互応援協定第5条又は岡山県と県内市町村との消防広域応援協定第5条に基づき、県又は他の市町村長等に応援要請を行う。

(4) 応援隊の対応専任者

ア 応援隊の受入れについて、県本部や派遣自治体等の連絡調整にあたる専任者を設置する。

イ 専任者の任務についてはおおむね次のとおり。

(ア) 緊急消防援助隊等の対応

(イ) 応援ルートを選定及び集結場所

(ウ) 応援隊に関する各種連絡

(5) 応援隊等の指揮命令

応援隊等の指揮命令は、市長又は市長から委任を受けた消防長がとる。

(6) 消防部隊相互の通信体制

無線交信における県内共通波及び全国共通波の使用周波数の運用を定める。

(7) 情報の収集・連絡体制

大規模災害における各現場の出動部隊等との情報の収集・連絡体制の確立を図る。

第8項 危険物施設等の応急対策計画

1 現状と課題

地震により危険物施設等が損壊、火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発

生した場合は、地域住民に多大な危害を及ぼすおそれがあるので、応急的保安措置を実施する必要がある。

2 基本方針

防災関係機関による石油類、高圧ガス及び火薬類の応急的保安措置を講じる。

3 対策

◎石油類施設の応急対策

(1) 施設管理者の措置

ア 施設の状況により、石油類を安全な場所に移動し、又は注水冷却する等の安全措置を講じる。

イ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。

ウ 警察、市等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 市の措置

ア 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。

イ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

(3) 警察の措置

ア 被災者等の救出救助を行う。

イ 施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。

ウ 付近住民の避難誘導、広報を行う。

◎高圧ガス施設の応急対策

(1) 施設管理者の措置

ア 施設の状況により、設備内のガスを安全な場所に移動し、充填容器が危険な状態となったときは、安全な場所に移動し、又は水（地）中に埋める等の措置をする。

イ 警察、市等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 市の措置

ア 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。

イ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

(3) 警察の措置

ア 被災者等の救出救助を行う。

イ 施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。

ウ 付近住民の避難誘導、広報を行う。

◎火薬類施設の応急対策

(1) 施設管理者の措置

ア 火薬類を安全な地域に移す余裕がある場合は、これに移し、かつ見張人をつける。

イ 火薬類を安全な地域に移す余裕のない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口を密閉し防火の措置を講じる。

ウ 警察、市等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 市の措置

ア 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。

イ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

(3) ばい煙発生施設又は特定施設等の設置者の措置

ア 施設が危険な状態になったとき又は事故発生時には、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。

イ 市長に通報するとともに、付近の住民等に避難するよう警告する。

(4) 警察の措置

ア 被災者等の救出救助を行う。

イ 施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。

ウ 付近住民の避難誘導、広報を行う。

◎放射性物質の応急対策

(1) 市の措置

ア 事故の状況により次の応急措置を実施する。

(ア) 異常事態発生に伴う放射線モニタリング

(イ) 消火及び当該放射性物質への延焼防止

(ウ) 警戒区域の設定による立入制限

(エ) 避難もしくは避難の指示等

(オ) 汚染の拡大防止及び除染

(カ) 医療機関との連携による放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出

(キ) 地城住民等に対する広報

(2) 避難誘導

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(3) 広域一時滞在

市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることのできる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第9項 緊急輸送計画

1 現状と課題

地震災害時には、道路上の倒壊物、交通渋滞等により、救出・救助活動や消火活動のほか物資の供給に支障が生ずることが想定される。

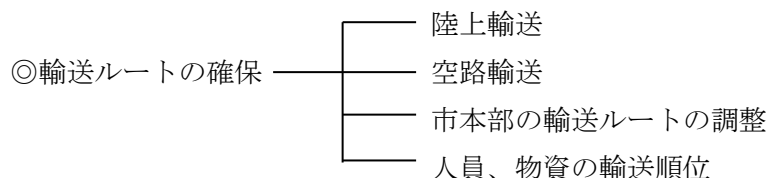
応急対策を迅速に実施するためには、緊急輸送を円滑に行う必要がある。

2 基本方針

緊急輸送においては、被災地の状況の把握のほか、そこに至る広域的な輸送ルート of 確保を図り、必要な人員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置を講じる。

また、緊急輸送に必要な燃料の確保を行う。

3 対策



(1) 陸上輸送

ア 市道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保を図る。

イ 道路上の倒壊物等の除去は、民間（土木建築業者）等の協力を得て早急を実施する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

(2) 空路輸送

自衛隊のほか関係機関のヘリコプター空輸に対応する必要がある。

市はヘリコプター離着陸場の確保を図る。

(3) 市本部の輸送ルートの調整

ア 市本部は、輸送ルートに関する情報を収集し適切な輸送ルートを判断のうえ、防災関係機関等に情報提供または指示をする。

イ 輸送ルートについては、県外からの応援隊及び資機材等にも関連するので、その情報は報道機関を通じて全国的に周知徹底を図る。

(4) 人員、物資の輸送順位

ア 輸送第1段階

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど緊急通行車両を優先させ輸送の円滑化を図る。

輸送第1段階では特に次の輸送に配慮するものとする。

(ア) 人命の救助等に要する人員、物資

(イ) 応急対策に必要な人員、資材

イ 輸送第2段階

人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案して必要な車両の通行措置を図る。

(ア) 救援物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）

(イ) 応急復旧等に必要な人員、物資

第10項 救援物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画

1 現状と課題

大規模な震災が発生した場合は、物資を円滑に受け入れ、避難所や居宅で避難生活する被災者に確実に配布できる体制を整えておく必要がある。

なお、搬送については、陸上輸送に支障が出ることが予想されるため、その対応を検討する必要がある。

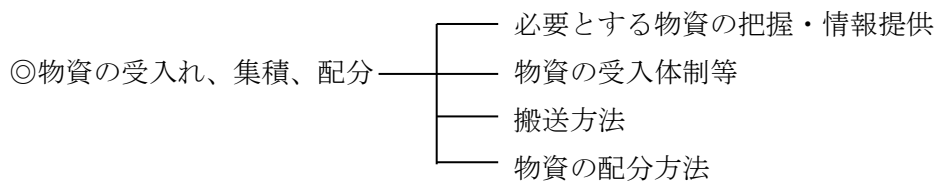
2 基本方針

被災地において必要となる物資は時間の経過とともに変化するため、時宜を得た物資の調達に留意する。また、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

物資の受入地は被災地外に設け、そこで仕分け等をした後、必要に応じて市内へ搬送し、受入れ地での受入れ、仕分け等の作業及び受入れ地から市内の集積場所までの搬送は県で対応し、当該集積地からの作業については、市で対応する。

搬送には、陸空のルートを検討し、特にヘリコプターの利用のための条件整備を図る。

3 対策



(1) 必要とする物資等の把握・情報提供

指定避難所等に不足している物資を、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、各指定避難所の責任者から報告を受け、備蓄品で対応できない物資あるいは自主調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に連絡する。

また、避難所等を巡回し、避難者のニーズを把握する。

なお、避難所に届いた物資の品目及び数量を把握し、不足している物資の品目及び数量、過剰になっている物資の品目及び数量をとりまとめ、市内で調整の上、県に報告し、物資の有効活用を図る。

避難所の責任者に対しては、避難所内の自治組織を通じる等により、当該避難所の被災者が必要とする物資を把握し、市に連絡するよう指導する。

なお、指定避難所以外の施設等に避難している被災者や在宅避難者が必要とする物資については、自主防災組織や町内会等の地域組織によって把握し、避難所の責任者を通じて市に連絡するよう指導する。

(2) 物資の受入体制等

市は、プッシュ型支援も想定し、あらかじめ集積場所候補地として指定していた公民館、小中学校体育館等の中から状況に応じて適当な集積場所を指定する。また、その選定の際には、効率的な被災者支援の観点から、民間流通事業者の協力も視野に入れ、災害時の協力協定を締結するなど、そのノウハウの活用もあらかじめ検討しておく。

なお、管内に集積地が確保できない場合は、近隣非被災市町村に要請して、集積場所を確保

する。

指定された集積場所には職員を配置し、受入地から搬送された物資を保管し、避難所等からの要請により必要な物資を届ける。

また、避難所等の住民は、物資の仕分け、避難所内での搬送を積極的に行うものとする。

(3) 輸送方法

道路・橋梁等の被害状況等に基づき、集積場所及び輸送ルートを設定し、県に図面等により報告する。

なお、ヘリコプター臨時離着場の確保を図ることとし、その離着陸場の設置に当たっては、マニュアルに従い安全面での支障がないようにする。

集積場所から避難所への輸送については、県トラック協会等に協力を要請するとともに、公用車、バイク等の輸送手段の確保に努める。

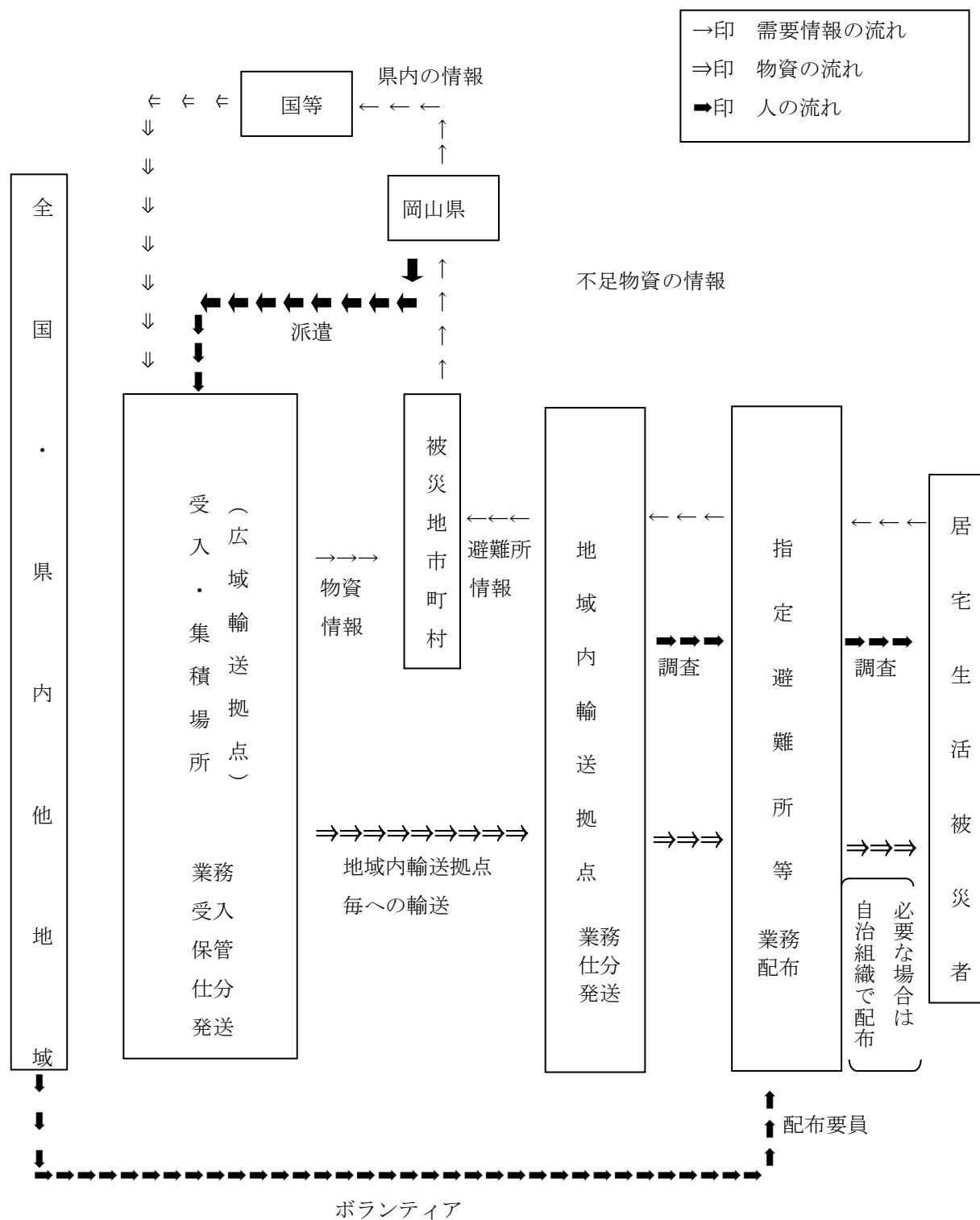
(4) 物資の配布方法

市は、指定避難所へ搬送された物資を、各避難所の維持管理責任者の指示により、各自治組織を通じて配布する。なお、配布に当たっては、要配慮者を優先する。

また、被災者台帳の作成等を通じて在宅避難者等、避難所以外で避難生活を送っている被災者の把握に努め、広報車や地域組織を通じる等により、物資について避難所に取りに来るよう情報伝達し、配布するとともに、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、地域組織の協力を得る等の方法により届けるものとする。

避難所以外で生活をする被災者に対して、物資等の情報を提供するとともに、特に援助を必要とする者に対して、援助物資を届ける等の支援を行う。

(5) 物資等のルート



第11項 ボランティアの受入れ、調整計画

1 現状と課題

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想される。そのため、ボランティア活動への期待が高まるが、その内容も発災直後には人命救助や負傷者の手当等、次段階では救援物資の仕分け及び輸送、避難所や在宅の被災者に対する食事や飲料水の提供その他の生活支援、復興期には高齢者や障害のある人等の要配慮者に対する物心両面での支援というように、時間経過とともに変化していくことが予想される。

一方、このようなボランティア活動が無秩序に行われると現場の混乱につながるおそれがある。

そのため、行政としても、ボランティア活動が円滑に行われるよう環境整備を行う必要がある。

2 基本方針

市及び日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、市、社会福祉協議会、災害中間支援組織等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

3 方針

◎ボランティアの受入体制

(1) 市の措置

市災害対策本部は、災害が発生しボランティアによる活動が必要と認めた場合は、市社会福祉協議会に対し災害ボランティアセンターの開設を要請する。

(2) 社会福祉協議会の措置

市社会福祉協議会は、被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、市からの要請により災害ボランティアセンターを設置する。また、感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、県及び市と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

(3) 災害中間支援組織の措置

災害中間支援組織は、県、市、社会福祉協議会、NPO等と連携・情報共有を図りながら、県外からの支援団体や専門性を有するNPO・ボランティア等、多様な民間団体の活動支援や活動調整を行うとともに、災害ボランティアセンター等でのボランティアコーディネート支援などを行う。

(4) 市災害ボランティアセンターは、次の業務を行う。

- ア 被災地の支援ニーズの把握
- イ ボランティア活動希望者の受付・登録
- ウ ボランティア活動の調整
- エ ボランティア活動の情報発信及び受信
- オ ボランティア活動に必要な物品の調達・管理
- カ 市本部との連絡調整
- キ ボランティア活動にかかる支援金品の募集活動
- ク 県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請
- ケ その他ボランティア活動に必要な業務

(5) 専門ボランティアの受入れ及び活動の調整

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネータ、介護、手話通訳・要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県（県民生活部）が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入れ及び活動に係る調整等を行う。

(6) ボランティアの健康に関する配慮

- ア 市、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動できる環境づくりを行う。
- イ 市、関係機関等は必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。
- ウ 市、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大が見られる場合は、ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

第3節 民生安定活動

第1項 要配慮者支援計画

1 現状と課題

要配慮者については、それぞれの特性に応じた対策が立てられる必要がある。

避難は、家族とともに行われるが、家族による援助が受けにくい者も多くいる。単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあり、安否確認が困難となるので、極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。

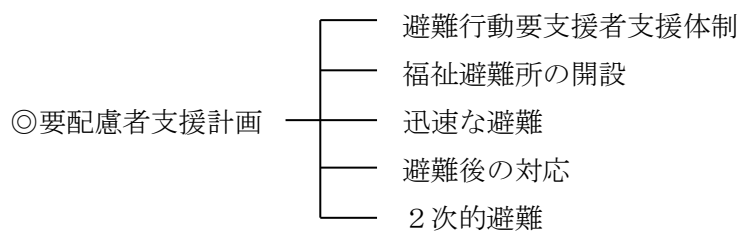
要配慮者に加え、一般の避難住民の中にも、常時医療の対象となる者、避難生活により慢性的

疾患が顕著になる者等、特に介護を要する者が現れるので、必要に応じて要配慮者とともに、適切な医療介護環境の整った施設への入所や福祉避難所等へ避難をさせる必要がある。

2 基本方針

被災後は、すべての対策について、災害規模や状況に応じた要配慮者のための配慮を十分に行う。市は、要配慮者の特性に応じた避難先を確保し、医療・福祉対策との連携の下での速やかな支援の実施を図る。また、避難生活の中でも、できる限り自立した生活を過ごすことのできるよう支援する。

3 対策



(1) 避難行動要支援者支援体制

市は、災害応急対策を行うに当たっては、避難行動要支援者支援を行うチームを組織するものとし、市内で対応が困難な場合には、他市町村又は県へ応援を要請する。

(2) 福祉避難所の開設

市は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。

その際、相談にあたる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるような要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、避難所の管理運営にあたらせる。

また、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、市で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れるものとする。

(3) 迅速な避難

市は、消防機関、警察等と連携し、あらかじめ定めた避難計画等に従って、地域住民が要配慮者とともに避難するよう配慮するものとする。特に、避難行動要支援者に対しては、発災時においては本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

また、社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等については、要配慮者の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や他市町村、県等との連携のもとに、迅速な避難が行われるよう、当該施設等の管理者を指導する。

地域住民に対しては、地域の要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するよう指導する。

社会福祉施設の管理者及び職員は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、入所者の避難を行う。

避難に当たっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

(4) 避難後の対応

市は、要配慮者を支援するため、あらかじめ定めた避難計画等に従い、次の措置をとる。

ア 地域社会の協力を得て、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。

イ ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。

ウ 避難行動要支援者の特性等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。

エ 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。

オ 避難所・居宅の必要資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を避難所又は居宅へ迅速に設置・提供する。

カ 避難所居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。

キ 避難所又は在宅の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関等への避難を要する者について、当該施設への受入要請等必要な措置をとる。

なお、健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

また、社会福祉施設からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。

避難住民は、避難所又は地域で要配慮者を支援しながら、ともに協力して生活する。

なお、避難所では、要配慮者の意欲保持のため、住民の一人として、何らかの役割を果たしてもらうよう配慮するものとする。

(5) 2 次的避難

市は、避難行動要支援者等の状況に応じて、県内外の施設等へ受入を要請するとともに、市内で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

第2項 被災者に対する情報伝達広報計画

第1 情報伝達体制

1 現状と課題

避難者等被災者の不安の解消や混乱の防止等のためには、被災者のニーズに対応した正確な情報を提供することが必要となる。

そのため、食料等の配給や医療機関の状況など被災生活に必要な情報が被災者にスムーズ

に伝わる体制や、被災者の求める情報が何かを確認する体制の整備とともに、住民からの問い合わせ等に的確に対応できる体制についても整備が必要となる。

2 基本方針

市は、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。情報伝達に当たっては、新聞、ラジオ、テレビ等のマスコミ及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得て迅速に行い、また、避難所への啓示、広報車なども活用して、警察、安否情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

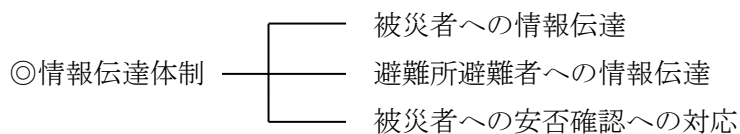
その際、障害のある人や外国人等の要配慮者、孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に配慮する。

特に、避難所避難者への情報伝達等については、避難所の維持管理責任者を窓口にし、避難者へ伝達等を行なう。広報に当たっては、関係機関相互の連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

3 対策

市は、要配慮者や災害により孤立した集落の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対し、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るとともに、居住地以外の市町村への避難者に対し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者台帳の作成等、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

また、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得ておくなど、災害時の情報伝達手段を確保しておく。さらに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。



(1) 被災者への情報伝達

市は、あらかじめ広報事項等について定めておき、広報車等により、又は自主防災組織を通じる等により広報を行うとともに、必要に応じて県に広報の要請を行う。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、非常時の連絡手段の確保に努める。

ライフライン事業者等関係機関は、水道、電気、ガス、通信等の被害状況、復旧見込み等生活関連情報について、各自の責任において広報し、適宜、市にこれらの情報提供をするものとする。

(2) 避難所避難者への情報伝達

市は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項を内容としたマニュアルを作成しておく。

- ア 情報収集・伝達体制及び自治組織のかかわり方
- イ 市本部との連絡方法の確保
- ウ 市本部等へ連絡すべき事項、連絡様式
- エ 収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式
- オ 避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法(放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等)及び必要な様式
- カ その他必要事項

また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、非常時の連絡手段の確保に努める。

(3) 被災者への安否確認への対応

市は、住民の安否情報を各避難所単位で収集し、市本部において一元的に管理して専用窓口で一般住民等からの安否照会に対応する等、あらかじめその対応方法について定めておく。なお、安否照会の対応には、業務に支障がでるのを避けるため、専用電話を設置するものとする。

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等、人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第2 報道機関等への対応

1 現状と課題

震災時には様々な情報が錯綜して、社会的混乱が起こることが考えられるので、正確な情報を速やかに公表・伝達することが重要である。

また、救助活動に際して取材活動方法の調整を要する場合が考えられる。

2 基本方針

報道機関の協力を得て、被災者等に正確な情報を速やかに伝達する。

また、救助活動に当たりサイレントタイムを設定する必要がある場合の対応方法について、報道機関と事前に協議しておく。

3 対策

- ◎報道機関への対応
- 情報提供及び報道の要請
 - サイレントタイムの設定

(1) 情報提供及び報道の要請

市は、報道機関を通じて情報提供し、または報道を要請する。

なお、実際に情報提供し、又は報道要請するにあたっては、県本部と調整を図るものとする。

(2) サイレントタイムの設定

市は、県の示した指針に沿って、サイレントタイム設定マニュアルを作成しておく。

第3項 風評・パニック防止対策計画

1 現状と課題

災害時に被災者等への情報が乏しい場合、断片的情報が人々に伝わる間にそれが変質して風評となることがある。

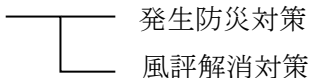
混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るために、風評の防止対策も考慮しておかなければならない。

2 基本計画

風評の発生防災対策及び解消対策を実施する。

3 対策

◎風評・パニック防止対策



(1) 発生防止対策

ア 市は、被災地及び避難所等に定時的に張り紙、または車両巡回による広報手段により、情報の提供、均一化を図る。

イ 報道機関の協力を得て情報の周知に努める。

(2) 風評解消対策

風評情報を入手したときは、その時点の状況に応じた広報手段により、速やかに適切な措置を行う。

第4項 食料供給、炊き出し計画

1 現状と課題

大規模震災においては、ライフラインが破壊され、炊き出し等は不可能となるため、県外や他市町村から食料を供給する必要がある。

また、学校が指定避難所として活用されることから、ライフライン復旧後は学校給食施設が炊出し等に利用される場合がある。

ア 体制の明確化及び複数の救援活動を実施できる体制

イ 被災直後からの食糧の確保・供給のマニュアル化

ウ 避難体制との連携

エ 他自治体からの援助食糧等の円滑な受入体制の確保

2 基本方針

被災状況や被災者のニーズ等を迅速に把握し、食料の的確な確保・供給を行う。

食料の迅速かつ的確な確保・供給を図るため、事前に定めた調達・配分計画及びその手続きに関するマニュアルに基づいた確保・供給を行う。

なお、その際には、被災者台帳の活用等により、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に供給されるよう努めるとともに、男女のニーズの差違にも十分配慮する。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努めるとともに、食料以外の緊急物資の供給体制との連携を図る。

3 対策

市は、事前に策定している計画及びマニュアルに基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により行う。

- (1) 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- (2) 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- (3) 炊き出しに必要な場所(調理施設・避難所等)の確保及び整備
- (4) 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- (5) 必要に応じ、県への食料、食材、資材等の調達の要請
- (6) 市援助食料集積地を指定し、責任者等受入体制を確立
- (7) 供給ルート、運送体制の確立
- (8) 避難所ごとの被災者、自治組織等受入態勢の確立
- (9) 被災者への食料の供給方法(配分・場所・協力体制等)の広報の実施
- (10) ボランティアによる炊き出しの調整

第5項 飲料水の供給計画

1 現状の課題

被災地への飲料水の供給については、水源の確保とともに、被災者への配水手段を確保することが重要である。

2 基本方針

住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量(供給を要する人数×約3リットル)の水を確保できないときは、県に速やかに応援を要請する。

3 対策

市及び水道事業者等は、あらかじめ定められたマニュアルに従い、飲料水の確保が困難な地域において臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を行うとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

この場合において、給水に当たって医療機関から要請があったときは、優先的な給水に配慮する。

なお、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱等に基づき近隣市町村等に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達斡旋を要請する。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

また、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、保健所と協力し、衛生上の注意を広報する。

地震発生後、約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、生活に最低限必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日200程度を目標とする。

住民に対しては、地震発生後3日間程度は、貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保するよう努めることとし、飲料水が確保できない場合は市等の応急給水により確保するよう指導する。

また、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合においては、特に衛生上の注意を払うよう注意を喚起しておくほか市等の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行うよう指導する。

第6項 生活必需品等調達供給計画

1 現状と課題

震災発生により必要となる物品は個人で確保することが肝要であるが、確保できない場合は供与する必要がある。

2 基本方針

市は特定の生活必需品について確保し、供与する。なお、その際には被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

3 対策

市は、災害時において被災者への生活必需品の給(貸)与の必要があると認めた時は、次により生活必需品を給(貸)与する。

- (1) 市の備蓄品の放出
- (2) 予め協力を依頼してある生活必需品の業者からの調達
- (3) 県への応援要請

住民等は、各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合は、当該必需品で対応し、備蓄品、非常持出品又は調達により対応できない場合には、市に給(貸)与を申請する。なお、その際においては、できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう努める。

第7項 遺体の搜索・処理・埋火葬計画

1 現状と課題

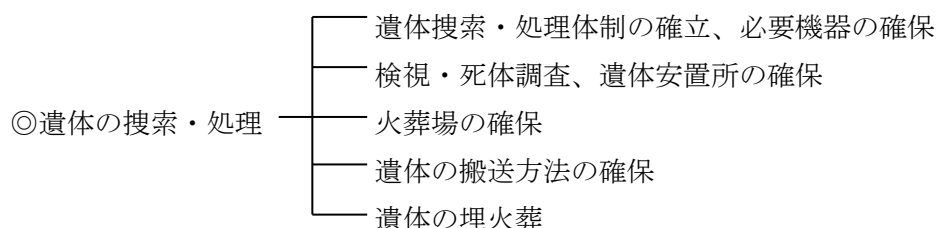
火葬場が損壊し使用できない場合や、使用可能であっても遺体数が火葬能力を大幅に上回る場合の体制について考慮しておく必要がある。

2 基本方針

市において、次の事項の体制を確保しておく。

- ・ 遺体搜索体制の確立、必要機器の確保
- ・ 遺体安置所の確保
- ・ 県及び他市町村等の協力による埋火葬
- ・ 棺、骨壺、ドライアイス等の確保

3 対策



[警察]

警察は、必要に応じ、警察部隊を被災地に派遣し、医師等の協力を得て、遺体の検視、死体調査、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県及び指定公共機関等と密接に連携する。

[市]

(1) 遺体搜索・処理体制の確立、必要機器の確保

市は、県警察、防災関係機関の協力を得て遺体の搜索を行い、発見したときは速やかに収容する。

また、遺体について警察・医師に依頼して、遺体の検視・死体調査、身元確認等及び医学的検査を行うとともに、検視等の終了した遺体についておおむね次により処理する。

ア 遺体の身元識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

イ 遺体の身元識別のための相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため単時間に埋火葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集め埋火葬等の処置をするまでの間一時安置する。

なお、迅速に対応するため、搜索・処理体制、資機材（棺、骨壺、ドライアイスを含む）の確保方法について事前に計画をたてておく。

また、独力では対応できないときは、遺体搜索等の実施及び実施のための要員・資機材等について、県又は他市町村に応援を要請する。要請にあたっては、次の事項を示すものとする。

(7) 遺体搜索、遺体処理、埋火葬の別とそれぞれの対象人数

- (イ) 搜索地域
- (ウ) 埋火葬に供する施設の使用の可否
- (エ) 必要な輸送車両の数
- (オ) 遺体処理に必要な資機材の品目別数量

(2) 検視・死体調査、遺体安置場所の確保

市は、避難所として使用されている施設を除き、事前に適当な施設を検視遺体安置場所として選定する。

(3) 火葬場の確保

市は、管内の火葬場の処理能力を調査しておく。

また、職員招集体制、勤務時間延長等の災害発生時（応援を含む）の特別対応対策について、事前に計画を立てておくものとする。

(4) 遺体の搬送方法の確保

市は、事前に搬送用車両の確保方法について計画を立てておく。

市は、管内の全火葬場の最寄りのヘリポート予定場所について把握しておくものとする。

(5) 遺体の埋火葬

市は、実際に埋火葬を行なう者に、棺、骨壺等の現物を給付することとする。

また、県警察の検視を終えた身元が判明しない遺体の埋火葬を実施する。なお、埋火葬にあたっては次の点に留意するものとする。

ア 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、埋火葬とする。

イ 被災地以外に漂着した遺体等の内身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱をする。

ウ 遺留品は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第縁故者に引き渡すものとする。

第8項 災害時廃棄物等応急処理計画

1 現状と課題

災害時には、損壊家屋の解体撤去等に伴い発生するがれきなど災害廃棄物が短時間で大量に発生するとともに、避難所からの生活ごみや、公共下水道など污水处理施設の被災に伴う、し尿の発生が想定される。

このため、災害が発生したとき、市は、被害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者の健康や被災地の衛生状態を良好に保つため、速やかに体制を整備し応急対策を講じる必要がある。

また、災害時の廃棄物の処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮しつつ計画的に行うとともに、市で対応が困難な場合は、広域的な相互協力体制を整備することが重要である。

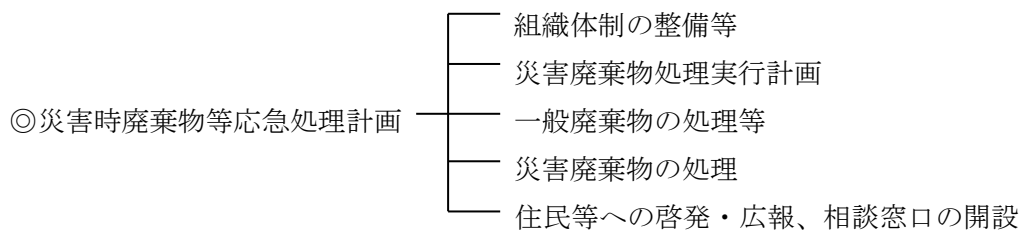
2 基本方針

市は、あらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、

災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するものとする。ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努める。広域的な相互協力体制の整備に当たっては、県が調整を行う。

3 対策



(1) 組織体制の整備等

ア 情報の収集

市は、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物の発生量、収運搬体制、仮設トイレの必要数等に係る情報を収集し、必要なものについて、県へ報告を行う。

イ 組織体制の整備

市は、あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、被災後直ちに指揮命令・情報収集・連絡体制を構築する。

建設事業者、廃棄物事業者等と平常時から災害時の協力・支援体制を構築しておく。

民間事業者は、市の協力・支援要請に基づき、処理体制に協力する。

(2) 災害廃棄物処理実行計画

市は、災害廃棄物の発生量や処理可能量を把握し、具体的な処理方法等処理の全体像を示した災害廃棄物処理実行計画を作成する。

(3) 一般廃棄物の処理等

ア 仮設トイレ等し尿処理

市は、被災者の生活に支障が生じないように、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置を早期に完了する。特に災害発生初期段階では断水や下水道、浄化槽の機能停止に伴い仮設トイレが不足するおそれがあり、その調達を迅速かつ円滑にできる体制を整備する必要がある。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者にも配慮するとともに、管理に必要な消毒剤、脱臭剤等を確保する。

また、仮設トイレの設置後は計画的に管理を行い、し尿の収集運搬、処理をする。

地震発生から3日程度の期間に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等において賄う。

イ 避難所のごみ等

市は、速やかに臨時のごみステーション及び収集日時を定め、また、避難所ごみの一

時的な保管場所を定めて、住民及び避難者に周知するとともに、臨時のごみステーションや避難所ごみの保管場所に集められたごみをできるだけ速やかに回収し、あらかじめ選定した処理場で処理を行う。

ウ 一般廃棄物処理施設等の復旧等

市は、適正に廃棄物処理施設の復旧を図る。また、施設の復旧作業を実施している間に排出される廃棄物を処理するための施設を確保する。

(4) 災害廃棄物の処理

市は、災害廃棄物処理実行計画に基づき計画的に処理を行う。

また、市内での処理が困難と判断した場合は、近隣市町村及び県に広域支援を要請する。

ア 損壊家屋の解体・撤去

市は、通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。平常時に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。

イ 収集運搬

市は、道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえ収集運搬体制を整備する。また、災害廃棄物の適正処理及び再生利用と減量のための分別について住民に周知する。

ウ 仮置場

市は、被害状況を反映した発生推計量を基に必要面積の見直しを行う。

仮置場の確保に当たっては、平常時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等によりアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。

設置に当たっては、効率的な受入れ、分別及び処理ができるよう分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所、レイアウト及び搬入導線等を検討する。

また、仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。

エ 仮設焼却炉等

市は、仮設焼却炉・仮設破碎・選別機の必要性を検討し、必要と判断した場合は、設置場所を決定する。

設置後は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、仮設焼却炉等の運営・管理を適切に行う。

オ 分別・処理・再資源化

被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、市は、復興計画や復興事業の進捗に併せて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施に当たっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

カ 最終処分

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の受入れが

可能な処分先の確保が必要である。市は、処分先が市内で確保できない場合は、広域的な処理を検討する。

キ 環境対策、モニタリング

市は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所等を対象に、大気質、騒音、振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

市、県及び事業者は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

ク 広域的な処理・処分

市は、被害状況を踏まえ、処理期間が長く復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分の必要性について検討する。

広域的な処理を行う場合には、県と連携し、処理・処分受入先を確保する。

ケ 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

市は、有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的にを行い、保管又は早期の処分を行う。

(5) 住民等への啓発・広報、相談窓口の開設

市は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。

また、被災者相談窓口を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理し、必要に応じ、自動車等の所有物や思い出の品・貴重品などに関する被災者相談窓口を開設する。

第9項 防疫及び保健衛生計画

第1 防疫

1 現状と課題

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、またまん延する危険性も高い。

このため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の法令により防疫の実施方法が定められているところであり、また、その具体的方法等については「感染症対策マニュアル」を活用し、的確かつ迅速な防疫活動を行う。

なお、災害発生の季節により環境衛生条件は変化するため、状況に応じた防疫措置が求められる。

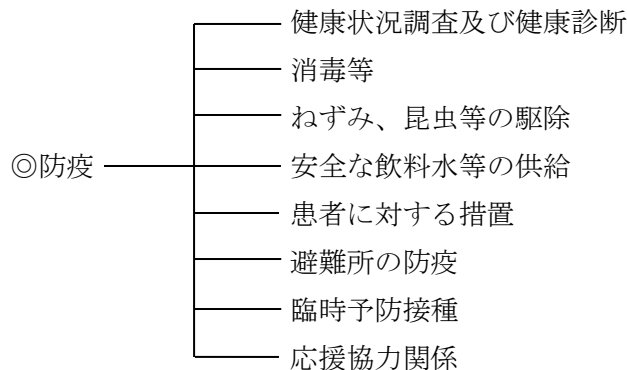
2 基本方針

災害発生時における防疫措置は、感染症の発生の未然防止に万全を期するために、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化し、感染症発生の原因になる可能性の高い避難所を始めとして、

的確かつ迅速に実施する。

また、このために必要な資機材、人員の確保に努める。

3 対策



市は、次により防疫活動を行う。

- (1) 防疫用資機材を確保し、衛生委員等の協力を得て、便槽・家屋等の消毒等を行う。
- (2) 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ゴミ捨て場所等に殺虫剤・殺そ剤を散布する。
- (3) 知事が感染症予防のため水道等の使用を停止した場合は、飲料水等生活に必要な水を非被災水道事業者等から確保し供給する。
- (4) 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を受けて防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。
- (5) 知事の指示に従い、臨時予防接種を実施する。

なお、次の場合には、県に対して必要に応じて応援を要請する。

- ア 臨時予防接種の実施にあたり、対象者の把握、対象者の連絡等をする必要がある場合
- イ 自ら防疫活動の実施が困難な場合には、必要な人員及び資機材の応援を必要とする場合

第2 健康管理

1 現状と課題

住民の健康管理については、「自分の健康は自分でつくる」との住民自らの自覚と自己責任を基本理念とし、行政は平常時から健康管理のための社会的な環境整備を行っているところである。

緊急時においても基本的にこの理念は変わらないが、被災後の生活環境の劣悪さや心身の負担の大きさは、種々の感染症まん延の温床となるとともに、健康を自己責任で保持するには大きすぎるストレスとなるものである。

そのため、被災者に対しては予防医学的な観点や心のケアの面から公的な保健医療面での支援が不可欠となる。

2 基本計画

被災時には市の保健衛生機能だけでは不十分と考えられるので、速やかに備北保健所の協力を得て、心身の健康相談を行うための会場設定や巡回による訪問相談指導体制を構築し、避難所救護センターや医療機関との連携を図る必要がある。この場合のマンパワーは、市や備北保健所のスタッフだけでは不足することが予想されるため、他の保健所や市町村保健師等の応援を求める。

3 対策

被災した場合は、被災住民の健康管理を行えるシステムをできるだけ早期に確立することとし、市独自での対応が困難な場合は、県に対して要員派遣等の応援をもとめる。

被災地以外の市町村は、県の求めに応じて被災地への保健スタッフの派遣について協力する。

第10項 文教対策計画

1 現状と課題

大規模地震が発生した場合、通信回路の不通等により、休業の周知はもとより、児童生徒等の安否確認、さらには他市町村への転入学の手续及び受入れに関する情報の周知に困難が生じる。

学校（幼稚園等を含む。）の再開については、臨時校舎の使用も考慮されるが、避難所としての使用が長期化する場合は、教育の再開時期が問題となる。また、授業再開時には、被災した児童生徒等への連絡が困難な場合もある。

2 基本方針

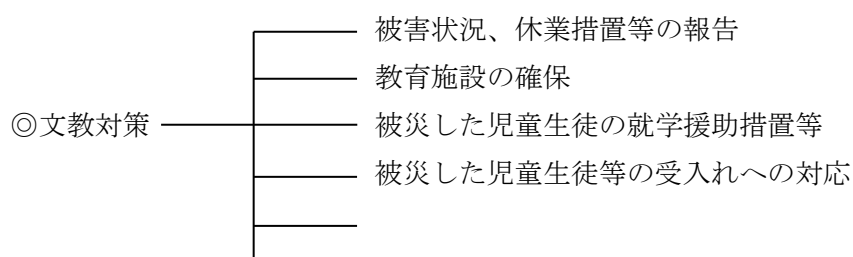
地震災害により通常の実施を行うことができなくなった場合は、早急に仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧を実施するとともに、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学校用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校在籍児童等の就学奨励費の再支給等、就学に支障を来さないよう応急の教育に必要な措置を講じる。

また、疎開先の教育委員会等に弾力的な受入れを依頼するとともに、受入れに関する情報、手続等について学校から直接保護者等に情報を提供する等、災害時の情報提供体制を整備し、周知を図る。

なお、私立学校においては、本計画に準じ、それぞれ必要な対策を講じる。

学校の再開は、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。

3 対策



学校の再開

社会教育施設等の保護

(1) 被害状況、休業措置等の報告

被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合は、学校教育法施行規則第63条等により、教育委員会又は知事へ同様に報告する。

(2) 教育施設の確保

ア 応急措置

校長(園長を含む)は、被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

- (ア) 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。
- (イ) 被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士(構造技術者)の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。
- (ウ) 被災校(園)舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。
- (エ) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

イ 臨時校(園)舎

災害により校(園)舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校(園)舎を使用して授業を行う。

- (ア) 臨時校(園)舎は、無災害若しくは被害僅少な学校(園)の校(園)舎、又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。
 - (イ) 校(園)長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。
 - (ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校(園)舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。
- (3) 被災した児童生徒の就学援助措置等

ア 教科書・学用品等の給与

- (ア) 市教育委員会は、災害のため教科書を滅失、き損した児童生徒がある場合は、補給を要する冊数を調査するとともに、教科書特約供給所に必要事項を指示し、児童生徒の学習に支障を生じないよう適切な措置を講じる。
 - (イ) 市は、自ら学用品等を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。
 - (ウ) 災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、災害救助法施行規則に基づき、県保健福祉部と連携をとり、迅速な措置を講じる。
- また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

イ 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、市は、教職員への研修、精神科医や公認心理士等による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

(4) 被災した児童生徒等の受入れへの対応

校長は、避難所に告示板等を設け、又は教職員を通じて、直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。

(5) 学校の再開

市は、施設の診断及び他施設との調整を行う。

校長は、授業再開までに、通学路の安全の確認等を行う。

また、教職員や保護者等との連絡体制を整備し、再開の周知連絡を行う。

(6) 社会教育施設等の保護

ア 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として一時使用する場合又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で使用する。

イ 文化財

国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第33条、第61条、第80条、第118条及び第120条により市教育委員会を経由して文化庁へ届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合、岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第8条、第27条及び第36条により市教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導により実施する。

第4節 機能確保活動

第1項 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画

1 基本方針

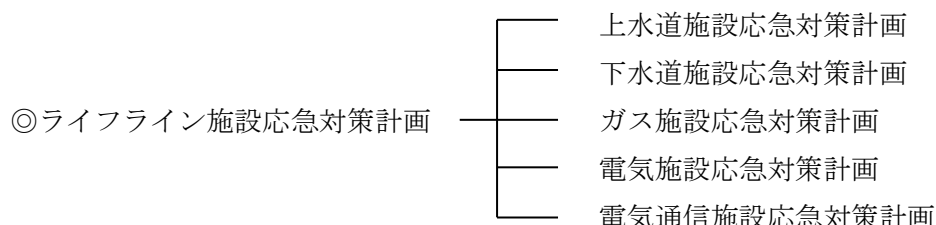
電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生した場合は、被災住民、避難者への対応等、生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動、経済活動の継続・再開にも支障をきたすことにもなるため、あらゆる応急対策の前提として重要である。

各ライフライン事業者においては、早急な機能確保を前提とした復旧活動体制の整備に努め、特に広域的な支援体制の整備、復旧予定時期の明示、バックアップシステムの整備などについて検討する。

また、市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状

況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

2 対策



(1) 上水道施設応急対策計画

ア 応急給水の実施

水道施設の被災により、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として、給水車や給水タンクによる応急給水を実施する。

この場合、地震発生後は、避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施し、時間的経過により、被災者の状況等を把握した上で、要配慮者に配慮した、よりきめ細かな給水を実施する。

イ 施設の復旧

被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。

(ア) 管施設の多くが道路などの地下に埋設されており、その復旧に当たっては、施設台帳の果たす役割が重要であることから、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の複製の分散化を図る。

(イ) 資機材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、市内の施工業者との間で、災害発生時を想定した協力の確認（協定締結等）に努める。

(ウ) 施設の復旧に当たっては、復旧予定時期などを地域住民に周知させるよう努める。

ウ 他自治体との協力体制の整備

日本水道協会岡山県支部では、災害時に備えて、水道災害相互応援対策要綱を策定して、県下市町村相互の支援体制を整備しており、これに基づいた協力支援を要請する。

(2) 下水道施設応急対策計画

市が管理する下水道施設について、県に準じた対策を講じるが、県施設と比べ管渠延長が長大なこと、住民と密着している避難所等に接続する、特に重要な管渠ルートの確認や下水道台帳の電算化、バックアップシステムなどについても検討する。

また、市は、被害の状況によっては、県へ人員や資機材の支援要請を行う。

(3) ガス施設応急対策計画

ア 応急対策

LPGガスは地域住民にとって欠くことのできない燃料であり、民生安定を図る上から、迅速かつ的確な災害応急対策を実施して、被害の拡大及び2次災害の防止に努めるとともに、可能な限り早期に再供給体制を整備する必要がある

このため、岡山県LPGガス協会高梁支部（以下「支部」という。）は、災害対策要綱

等に基づき、市と連携を密にし、総力をあげて応急対策を実施する。特に避難所となる公共施設や病院、老人ホーム等の要配慮者の収容施設を最優先に実施する。

イ 復旧対策

民生安定を図るため、迅速かつ的確に復旧作業を実施し、早期に再供給体制を整備する必要がある。このため支部は、県、市と連携を密にし、復旧に総力をあげる。

(4) 電気施設応急対策計画

[中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社]

ア 防災体制

非常災害が発生したときは、防災業務計画に基づき、あらかじめ定めている対策要員を動員し、早急に防災体制を確立し、復旧に必要な要因及び資器材を確保するとともに、市及び防災関係機関と協調し、応急復旧を迅速に実施する体制を構築する。

イ 災害時における情報の収集・伝達

地震による災害が発生した場合は、各対策組織の長は情報を迅速、的確に把握し、速やかに社内の対策本部へ伝達する。

ウ 災害時における広報宣伝

(ア) 感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し十分PRする。

(イ) 震災時における県民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、電気施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

(ウ) 上記の(ア)及び(イ)については、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関及びWebサイトを通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知させる。

エ 災害時における危険予防措置

電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い、円滑な防災活動のために警察や消防機関等から送電停止の要請があった場合は、適切な予防措置を講じる。

オ 災害時における応急工事の基本方針

恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

カ 災害時における広域応援

他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。

キ 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署及び民生安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等、各設備の災害状況及び被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

(5) 電気通信施設応急対策計画

[西日本電信電話株式会社（岡山支店）]

ア 防災体制

平常時においては通信設備の被災対策、市の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化

に向けた取組の推進に努め、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮することとする。

電気通信施設の応急対策については、市及び指定行政機関等と連携して重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保するために応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

イ 通信の確保と措置

- (7) 超短波可搬型無線機、通信衛星を利用した臨時回線の作成及び臨時公衆電話の設置、応急用市内・光ケーブル等による回線の応急措置、移動電源車又は携帯用発動発電機による通信電源の確保等の措置により、通信の確保に努める。
- (4) 通信設備の被災や輻輳により通信が著しく困難となり非常通信等を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより臨時に利用制限等の措置を行うが、被災地への安否確認等については、「災害用伝言ダイヤル（171）」の提供により、輻輳の緩和を図る。
- (9) 非常、緊急電報は、電報サービス契約約款の定めるところにより、一般の電報に優先して取り扱う。
- (エ) 災害による停電時に、カードが使用できなくなり、コイン詰まりが発生し利用できなくなることから、広域災害時（災害救助法発動時）には公衆電話の無料化を行う。

ウ 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資材等を確保し、速やかに実施する。

エ 応急復旧等に関する広報

被災した電気通信設備等の応急復旧の状況、通信および利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、掲示、広報車又はマスコミ等を通じ、広報を行う。

オ 災害復旧

災害復旧工事は、市、指定行政機関及びライフライン関係機関と連携して、実施する。

第2項 住宅応急対策計画

1 現状と課題

通常ストックとして応急仮設住宅を確保していないため、震災時の応急仮設住宅の供給に当たっては、被災状況の的確な把握、適切な設置場所と供給戸数の決定に基づいた迅速な対応が必要である。また、現行の耐震基準に適合しない住宅が少なくないなど、一次被災住宅等の余震等による二次災害の発生が予想されるため、専門家による応急危険度判定を活用し、これら被害の防止に努める。

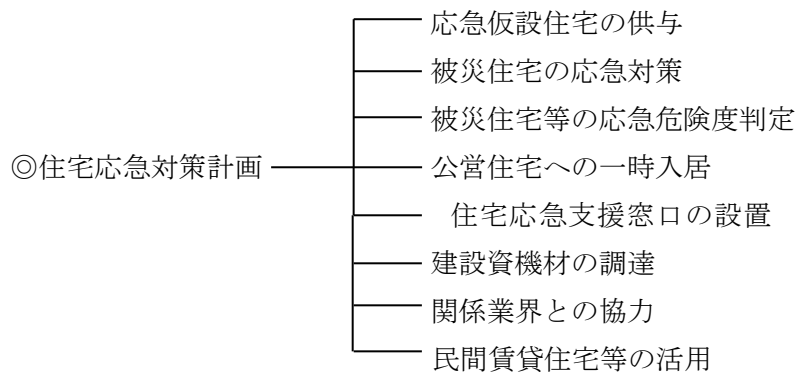
2 基本方針

地震被災地の住民の生活を再建し、円滑な地域の復興を図るためには、住民の生活基盤となる住宅に関する不安を解消することが重要である。

については、地震により住宅が全壊、全焼又は流失して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供給するほか公営住宅への一時入居や民間賃貸住宅等の活用を行う。また、被災

住宅を自力で応急修理し、又は障害物を除去することができない者に対しては、日常生活が可能な程度に応急修理し、又は障害物を除去する。さらには、地震発生後に応急危険度判定士により、被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を行い、その結果を活用することにより、余震等による住宅での二次災害の防止を図るほか、住宅等の応急復旧に関する指導・助言等を始め、仮設住宅等への入居の情報提供の場としての住宅応急支援窓口を設置する。

3 対策



(1) 応急仮設住宅の供与

ア 実施責任者

(ア) 応急仮設住宅の供与に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(イ) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行う。ただし、権限の一部を委任された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行うとともに県に報告する。

イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

(ア) 応急仮設住宅の設置は、次の基準で設置する。

a 設置予定場所

応急仮設住宅の設置場所は、県又は市の公有地とするが、私有地の場合は所有者と市の間に賃貸借契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすくライフラインとの接続が容易な保健衛生上適当な場所とするとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。

特に、市は、あらかじめ応急仮設住宅の建設地を予定しておくよう努め、生活の実態に即した用地を確保し、建設予定場所台帳を整備するよう努める。

b 建物の規模等

1戸当たりの面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）別表第1に定める基準とする。

なお、市が設置する場合において建設資材の市外調達により、限度額の施行が困難な場合は県に要請し知事の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

また、高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、居宅介護サービス等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を検討する。

なお、県から委任された場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価及びその他必要な

要件を協議する。

c 建設着工時期及び供与期間

災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとする。

(i) 入居基準

住宅が全焼、全壊又は流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力でもってしても、住宅を確保することのできない者であること。

(ii) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として市が行う。

(x) 管理

応急仮設住宅の管理は、原則として市長が行う。

なお、運営に当たっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の推進を図り、生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物を除く）の受入に配慮する。

(v) 協力要請

市は、応急仮設住宅の建設及び業者の選定に当たっては、関係団体に対して協力要請をする。

ウ 借上げによる供与

市長は知事から委任された場合、民間賃貸住宅を借上げて応急仮設住宅として供与することを検討する。なお、入居要件・供与期間等は建設型に準じる。

(2) 被災住宅の応急対策

ア 被災住宅の応急修理

(f) 被災住宅の応急修理については、原則として市が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携のもとに行う。

(i) 応急修理の内容

a 災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等により住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、被害の拡大防止のための緊急修理を実施する。なお、修理は、災害の発生の日から 10 日以内に完了する。

b 災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に必要な最小限度の部分の修理を実施する。なお、修理は、災害の発生の日から 3 カ月以内に完了する。（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は 6 カ月以内）

c 被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分について、災害の発生の日から 3 カ月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は 6 カ月以内）に完成するものとする。

- d 応急修理の対象住宅に居住している者で、自らの資力では修理することができない者を対象者とする。

(ウ) 協力要請

県は、市の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理に当たっては、関係団体に対して協力を要請する。

イ 住宅等に流入した土石等障害物の除去

- (7) 住宅等に流入した土石等障害物の除去については、原則として市が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携のもとに行う。

(イ) 土石等障害物の除去の内容

- a 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことができない最小限度の部分について、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。
- b 障害物除去の対象住宅に居住している者で、自らの資力では修理することができない者を対象者とする。

(3) 被災住宅等の応急危険度判定

地震が発生した場合は、余震等による二次災害の防止のため、岡山県被災建築物応急危険度判定士登録制度及び岡山県被災宅地危険度判定士登録制度を活用して、被災住宅等の応急危険度判定を速やかに行う。

なお、被害の状況により市内の応急危険度判定士等だけでは、速やかに判定ができないと判断される場合は、応急危険度判定士等の派遣を県に要請する。

(4) 公営住宅への一時入居

市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238号の4第7項に基づく目的外使用として公営住宅の空き家に被災者を一時入居させることができる。

ア 入居基準

住宅の損壊等に係る罹災証明のある者で、現に居住する住宅がない者。

イ 使用期間

市営住宅については、高梁市財務規則（平成16年高梁市規則第44号）第173条に定めるところにより、1年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

(5) 住宅応急支援窓口の設置

市は、被災者の利便を考慮し、できるだけ被災地域内又はその隣接地に、住宅の応急修理、障害物の除去、被災住宅の危険度判定、公営住宅への一時入居、仮設住宅への入居等、個人住宅への支援策や住宅確保に関する相談窓口を設置し、住宅相談に応じる。

(6) 建設資機材の調達

市は、住宅応急対策に必要な建設資機材の調達を行う。

不足する場合は、県に協力を求め、県は、建設業界等の関連業界、他県及び国に対して速やかに協力要請を行う。

(7) 関係業界との協力

市は、住宅応急対策に関し、関係業界との協力事項及び要請方法等について、個々の団体と協力体制の確立を図る。なお、必要な場合は協定の締結を行う。

(8) 民間賃貸住宅等の活用

県は、民間賃貸住宅の空き家情報や仲介・あっせんに関する業界団体と協力し、これら民間団体が有するネットワーク情報を市が利用できる体制を整備する。

被災地域が広範囲にわたる場合は、周辺市町村の協力や連携を図るための調整を行う。

また、雇用促進住宅や社宅等も有効活用できるよう関係部局を通じて協力を求める。

第3項 公共施設等応急対策計画

1 現状と課題

阪神・淡路大震災でも明らかなように、地震発生時には台風・豪雨等による一般災害とは異なり、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想される。特に、道路、河川を始めとした公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であるばかりでなく、地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要であり、被害状況等の情報収集を含めた施設復旧計画について、各施設管理者が十分な検討を行っておく必要がある。

2 基本方針

各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行うとともに、必要に応じて他の復旧活動と有機的に関連した復旧活動を行う。

3 対策

- ◎ 公共施設等応急復旧対策計画
- | | |
|---|----------------|
| { | 復旧体制の整備 |
| { | 各公共施設ごとの応急復旧計画 |
| { | 交通施設の応急復旧計画 |

(1) 復旧体制の整備

ア 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

イ 市及びその他の公共施設管理者は、人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との協定の締結等に努める。

ウ 各公共施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。

(2) 各公共施設ごとの応急復旧計画

ア 河川施設の応急対策

市及びその他の河川管理者は、高梁市水防計画に基づき、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、堤防施設にクラック等が生じている場合にはビニールシートを覆い、また、堤防及び水門の破壊については、土のうや矢板等による応急締切を行うなど、施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。

イ 砂防施設等の応急対策

市は、専門職員を活用して、地震発生後直ちに砂防施設、治山施設及び土砂災害警戒区域

等の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ビニールシートの設置など、被害状況に応じたできる限りの応急工事を実施する。

また、調査の結果、危険性が高いと判断された箇所について、危険箇所マップを作成し、関係住民に周知するとともに、必要に応じて土砂流動監視装置の設置などにより、適切な警戒避難体制の整備を図る。

さらに、関係機関が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するため、岡山県総合土砂災害対策推進連絡会を積極的に活用する。

ウ ため池施設の応急対策

市は、地震発生後直ちにため池施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、施設決壊による周辺地域への災害防止のために、ビニールシートや土のうなどによる応急復旧を行い、被害の程度によっては、速やかに放水の処置をとる。

エ 公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、各管理者において、被災建築物応急危険度判定士など専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。

(3) 交通施設の応急復旧計画

ア 道路施設の応急対策

(ア) 各道路管理者は、地震発生後直ちに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合は、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

(イ) 道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）や応急復旧等を迅速に行うため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保に努める。

(ロ) 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

イ 鉄道施設の応急対策

[西日本旅客鉄道株式会社]

(ア) 基本方針

西日本旅客鉄道株式会社が管理運営する旅客鉄道事業にかかわる車両、施設、設備の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務体制を構築し、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関及び関係地方自治体との連携を図る。

(イ) 地震時の防災体制

a 施設の耐震性を把握するため、定期検査を実施する。

- b 地震震度階による警備発令基準・非常招集計画及び線路巡回計画を定める。
 - c 警報伝達・緊急連絡のため、地震計、緊急用電話、列車無線、自動車無線の整備を行う。
- (ウ) 地震時の列車運転処置
- a 在来線
地震計が地震加速度40gal以上（震度4相当）を感知した場合は、警報を発し、信号機及び列車無線によって当該エリア内の列車に対し、列車徐行（40gal以上）、列車停止（80gal以上）の処置をとる。その後、保守担当者が線路点検を実施し、異常がないときは所定の運転を再開する。
- (エ) 災害発生時の体制
- a 災害の発生規模により招集範囲を決定し、緊急連絡体制図により、関係箇所に伝達・招集を行う。
 - b 事故対策本部（支社）を設置し、災害状況の把握、復旧計画、代替輸送等の業務を統括する。
 - c 状況に応じて現地対策本部を設置し、情報収集、救護、復旧等の指揮に当たる。
- (オ) 人員・資機材の確保
- a 災害復旧に必要な人員・資機材の確保を図るため、非常招集計画の策定、災害予備貯蔵品の備蓄と定期点検、緊急時に使用する車両の指定を行う。
 - b 災害復旧に必要な人員、資機材の確保のため、関係協力事業者と協議要領を定め、資材調達の把握をしておく。
- (カ) 広報及び旅客案内
- a 駅等では、旅客の不安、混乱を防止するため、掲示、放送等により、災害状況、不通区間、開通見込み等適切な案内を行う。
 - b 列車内では、旅客の動揺、混乱を防止するため、乗務員は輸送指令からの指示、情報により、放送案内を行う。
- (キ) 旅客の待避誘導救護
- a 災害時の混乱を防止し秩序を維持するため、鉄道警備隊と密接な連携の下に旅客の適切な誘導に努める。
 - b 各駅は、待避場所、通路等の待避誘導体制の確立と救護器具の整備を行う。
 - c 列車内から避難する場合は、避難方向、方法等乗務員の指示に従った行動を案内する。
 - d 火災が発生した場合は、消防隊が到着するまでの間、自衛消火活動を行い、災害の拡大防止に努める。
 - e 負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、救急車が到着するまで負傷者の救助、安全な場所に移しての応急処置を講じる。
- (ク) 代替輸送対策
- a 災害による運転不能区間の輸送は、折り返し運転、バス代行輸送を実施する。
 - b 迂回線区に対しては、臨時列車の増強を行う。
- (ケ) 教育訓練
- 関係社員に対し、災害応急復旧に必要な次の訓練を定期的実施する。また、防災機関の

指導を受けるとともに、地方自治体等の合同訓練に積極的に参加する。

- a 非常招集訓練及び初動処置訓練
- b 消防（通報・消火・避難）訓練
- c 旅客誘導、救助、救護訓練
- d 総合脱線復旧訓練

第4章 震災復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、市が主体的に取り組むとともに、国、県がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1項 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 1 被災地の復旧・復興は、市が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、県はそれを支援する。その際、復旧・復興のあらゆる場・組織において男女共同参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- 2 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員制度の活用も含めて検討する。

第2項 被災者等の生活再建等の支援

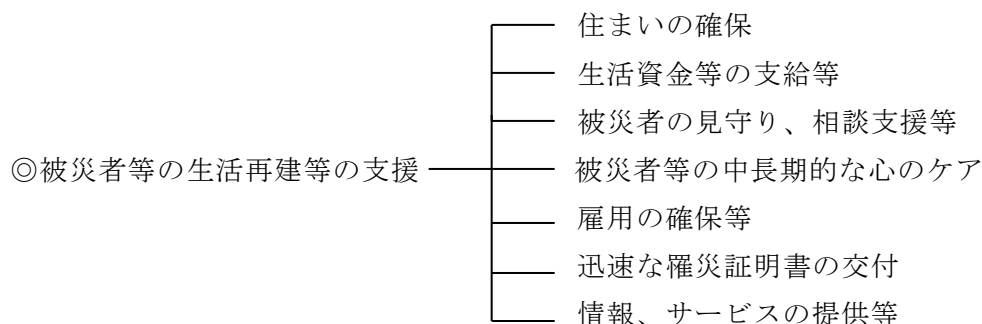
1 基本方針

市は、被災者等の生活再建に向け、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたり、きめ細かな支援を講じる。

また、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等を推進するため、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

2 対策

市は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。



(1) 住まいの確保

復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、支援制度の情報提供や、恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するとともに、必要に応じて災害公営住宅の建設を検討するものとする。

(2) 生活資金等の支給等

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。また、支援金の支給を迅速かつ的確に行うため、申請に係る業務の実施体制の整備等を図る。

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。

必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。

(3) 被災者の見守り、相談支援等

応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや日常生活の相談支援等を行う。

(4) 被災者等の中長期的な心のケア

災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じて来ることが多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。このため、精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアについて、関係機関と協力しながら中長期的に実施する。

(5) 雇用の確保等

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。

(6) 迅速な罹災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、迅速な罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

(7) 情報、サービスの提供等

被災者の自立に対する援助、助成措置については、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対して、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成へのデジタル技術の活用を推進する。

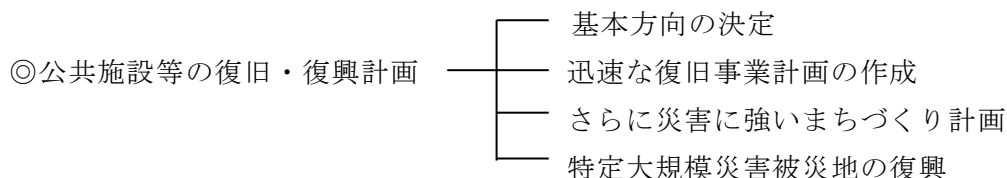
第3項 公共施設等の復旧・復興計画

1 基本方針

公共施設等の復旧計画は、被災者の生活再建を支援し、災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

このため、復旧計画の策定に当たっては、迅速な原状復旧を基本としつつ、被災状況等を勘案し、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくりについても検討する。

2 対策



(1) 基本方向の決定

市は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧にあたっては、実状に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能確保に努めることとし、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興についても検討する。

(2) 迅速な復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の復旧に当たっては、事前協議制度や総合単価制度などの活用を図り、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復旧計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。

また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(3) さらに災害に強いまちづくり計画の作成

市は、被害想定を踏まえ、平常時から復興段階におけるまちづくりに必要な施策の検討、住民合意プロセスを含めた事業実施の手順等を整理した指針やガイドラインを作成するなど、計画的な復興に備えることが重要である。また、公共施設等の復旧に当たっては、被災状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案し、必要と判断した場合には、可及的速やかに、さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する。

ア 関係住民の意向の尊重

さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する場合には、従来の都市構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重し計画に反映させるよう努めることとし、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供する。

イ 学校とまちづくりの連携

市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

(4) 特定大規模災害被災地の復興

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、特定大規模災害で土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第4項 激甚災害の指定に関する計画

1 基本方針

甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下この項において「激甚法」という）に基づく国による激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続であることにかんがみ、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や早期指定に向けた国への働きかけについて定める。

2 対策

◎激甚災害の指定に関する計画

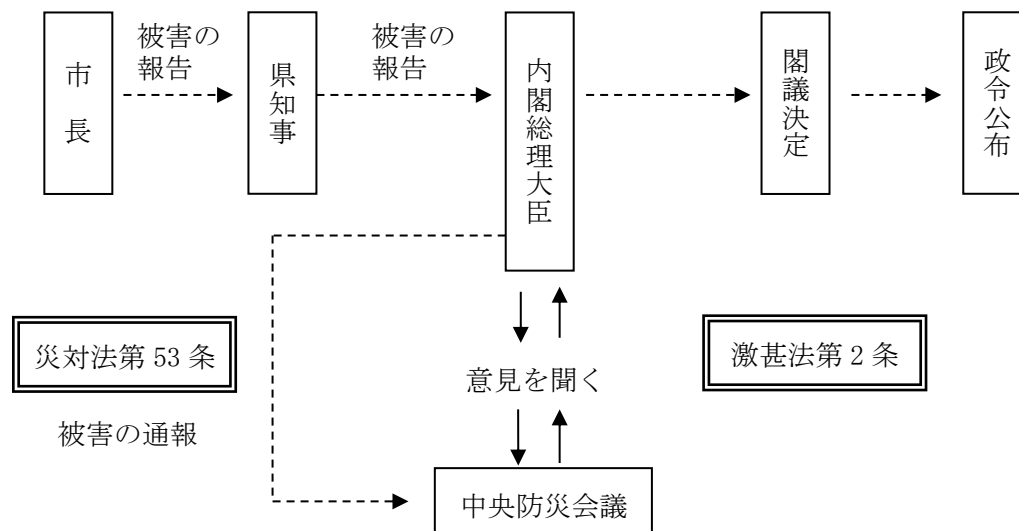
(1) 被害状況の収集

激甚法による国の激甚災害の指定は、激甚法等に規定する基準を満たす都道府県及び市町村について、必要と認められる措置を個別に政令において指定することとなっており、県及び市においては、国の早期指定のためにも、各種施設ごとの正確かつ迅速な情報の収集を行う必要

がある。

市は、市の区域内の被害状況の収集に努め、県が行う調査等について協力する。

(激甚災害指定のフロー)



第2節 財政援助等

第1項 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

1 基本方針

災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施には、国における財政援助が不可欠であるが、災害復旧事業費の決定は、市が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されることから、関係機関は復旧事業費の決定及び決定を受けるための早期の査定実施が可能となるよう努める。

2 対策

◎災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画 ─┬─ 法律等により一部負担又は補助するもの
└─ 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 法律等により一部負担又は補助するもの

災害復旧事業については、個別の法律により国が全部又は一部を負担し、又は補助することとなっており、その対象となる事業は次のとおりであり、これら事業を積極的に活用することにより、迅速な施設復旧を図る。

ア 法律

(ア) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

(イ) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

(ウ) 公営住宅法

(エ) 土地区画整理法

(オ) 海岸法

- (カ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (キ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (ク) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (ケ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- (コ) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

イ 要綱等

- (7) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- (4) 都市災害復旧事業国庫補助

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられることとなっており、その対象は次のとおりとなっており、県及び市は被害の状況を速やかに調査し、国との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (7) 公共土木施設災害復旧事業
- (4) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅等災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (ケ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (コ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (サ) 感染症予防事業
- (シ) 堆積土砂排除事業(公共的施設区域内、公共的施設区域外)
- (ス) 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (7) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - (4) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - (ク) 森林災害復旧事業に対する補助
- ウ 中小企業に対する特別の助成
- (7) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - (4) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
 - (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の財政援助措置

- (7) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ウ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (オ) 水防資機材費の補助の特例
- (カ) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (キ) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

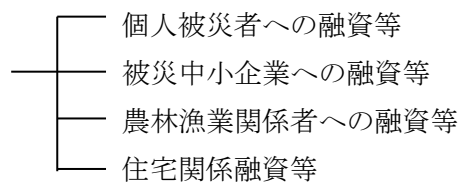
第2項 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画

1 基本方針

地震により被害を受けた個人、法人及び団体等の復旧を促進し、被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るため、災害復旧に関する各種の融資制度を整理する。

2 対策

◎災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画



(1) 個人被災者への融資等

地震により被害を受けた個人の生活の安定のため、県、市その他の関係機関は次の生活支援策を実施する。

ア 災害弔慰金の支給

地震により死亡した者の遺族に対して市を通じて災害弔慰金を支給する。

イ 災害障害見舞金の支給

地震により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して市を通じて災害障害見舞金を支給する。

ウ 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経法的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

エ 災害援護資金の貸付け

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対して市を通じて災害援護資金を貸し付ける。

オ 生活福祉資金の貸付け

地震により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自立更生きせるため、県社会福祉協

議会を通じて、生活福祉資金を貸し付ける。

カ 母子父子寡婦福祉資金の貸付け

地震により被害を受けた母子、父子、寡婦世帯及び児童に対して県及び市は母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

キ 公的負担の免除等

市においては、被災状況等を勘案し、必要に応じて税の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとることとし、国に対しても同様の措置を行うよう要請する。

ク 罹災証明の交付

市においては、上記の支援策を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に対して罹災証明を交付する。

ケ 被災者への広報

市においては、被災者の自立に対する援助、助成措置について、被災者への広報に努め、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

(2) 被災中小企業への融資等

地震により被害を受けた中小企業者の再建を促進するため、政府系中小企業金融機関の融資や岡山県中小企業支援資金の貸付けにより施設の復旧等に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう市は次の措置を実施する。

ア 中小企業関係の被害状況、資金需要等について調査し、その現状の早期の把握に努め、政府及び政府関係金融機関等に対し、融資の協力を要請する。

イ 金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について要請する。

ウ 信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。

エ 特別融資制度の創設、既往債務の負担軽減、税制上の特別措置などについて国に要請する。

オ 市及び中小企業関係団体を通じて特別措置の中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。

カ 岡山県中小企業振興資金融資制度(災害資金)による貸付けを優先的に行うよう県に要請する。

キ 国、県及び市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

(3) 農林漁業関係者への融資等

地震により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、災害復旧資金の融通を中心に市は次の措置を実施する。

ア 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償を実施する。

イ 株式会社日本政策金融公庫法による災害復旧資金の融資斡旋を実施する。

ウ 農業保険法に基づく農業共済団体等に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図るよう要請する。

(4) 住宅関連融資等

市は、被災地における損壊家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法の規定による次の資金

の融通が適用される場合には、地震により住宅に被害を受けた者に対して、当該資金の斡旋を行う。

- ア 災害復興住宅資金
- イ 地すべり等関連住宅資金
- ウ 宅地防災工事資金
- エ 産業労働者住宅資金
- オ マイホーム新築資金
- カ リフォームローン

第3項 義援金品等の配分計画

1 方針

災害時には各方面から義援金品が寄託されるが、寄託された義援金品は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要がある。

2 実施内容

(1) 義援金品の募集

市は、大規模な災害が発生し、必要があると認めたときは、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、岡山県共同募金会等に要請し関係団体と協力して義援金品を募集する。

(2) 義援金品の受付

市及び関係団体は、義援金の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付ける。

(3) 義援金品の管理と配分

市及び関係団体は、義援金品配分委員会を組織し、義援金品の管理、配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

(4) 郵便葉書等の交付

日本郵便株式会社中国支社は、災害の状況により必要と認めるときは、被災者に対して郵便葉書、郵便書簡を交付する。

(5) お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分

日本郵便株式会社中国支社は、救援物資の調達の費用に充てるため、被災者救助団体に対し、お年玉付郵便葉書等の寄附金を配分する。

3 連絡調整事項

義援金品の配分等については、あらかじめ関係機関で協議し、配分方法等を定めておく。

第3節 復興本部の設置及び復興計画

第1項 復興本部の設置

市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興本部を設置する。

第2項 復興計画

市は、迅速に復興が図れるよう、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、同法第10条に基づく復興計画を策定することができる。

市の復興計画は、国の復興基本方針及び県の復興方針に即して、県と共同で策定することができる。

市は、国や県、関係機関の計画やそれに基づく取組とも整合が図れるよう調整する。

市は、復興計画を策定する場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、助成や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

- 1 復興計画の区域
- 2 復興計画の目標
- 3 人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- 4 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- 5 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業または事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- 6 復興計画の期間
- 7 その他復興事業の実施に関し必要な事項